

2020年1月31日

食品衛生分科会

審議事項に関する資料

(1) 審議事項

- ① 食品衛生分科会における確認事項の一部改正について…………… 1
- ② ミネラルウォーター類の成分規格の改正について…………… 9
- ③ 食品添加物の指定等について
 - ・ ジフェノコナゾール（指定の可否、新規の規格基準の設定）…………… 2 2
- ④ 食品添加物公定書追補の作成のための、食品添加物の規格基準の設定について
 - ・ イソアルファー苦味酸（規格基準の設定）…………… 2 8
 - ・ 高級脂肪酸（カプリル酸、カプリン酸、ステアリン酸、パルミチン酸、ベヘニン酸、ミリスチン酸、ラウリン酸）（規格基準の設定）…………… 3 3
 - ・ 生石灰（規格基準の設定）…………… 4 7
- ⑤ 食品中の農薬等の残留基準の設定について
 - ・ ピロキサスルホン（適用拡大申請及びインポートトレランス申請に基づく新規の基準値設定）…………… 4 9
 - ・ フロルピラウキシフェンベンジル（新規の国内登録申請）…………… 5 4
 - ・ メチルテトラプロール（新規の国内登録申請）…………… 5 8
- ⑥ 「人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める量」の設定について…………… 6 1
- ⑦ 「政令で定める材質の原材料であって、これに含まれる物質」に関する規格基準の設定について…………… 7 6
- ⑧ 「食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分又は物であつて、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定したもの」（指定成分等）の取り扱いについて…………… 1 9 8

食品衛生分科会における確認事項

平成13年1月23日了解
平成13年5月18日一部改正
平成22年3月3日一部改正
令和2年1月31日一部改正

1. 食品衛生分科会規程第8条の規定に基づく部会、分科会での審議又は報告の扱いは原則として別添の表に示す例による。部会は、審議終了後、分科会における審議又は報告の取扱い案を作成し、分科会長の承認を得るものとする。また、表に示す例のいずれにも該当しない場合は、その都度、担当部会長の意見を参考に分科会長が決定する。
2. 分科会における「審議」、「報告」の扱いの区分のうち、「報告」は事後報告（答申後）で差し支えないこととする。

1 食品規格部会

		検討事項の範囲	部 会	分 科 会	諮 問 の 有 無
食品衛生分科会審議	1	食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。)第 11 条第 1 項の規定に基づく、食品(動物性食品を除く。)の製造、加工、使用、調理又は保存の基準及びその成分規格(本表の 2 又は 3 に該当するものを除く。)	○	○	有
	2	法第 11 条第 1 項の規定に基づく、食品(動物性食品を除く。)の製造、加工、使用、調理又は保存の基準及びその成分規格(既に定められている基準又は規格の一部改正(本表の 3 に該当するものを除く。))に限る。)ただし、その内容等からみて慎重に審議する必要があるとの部会の意見に基づき、分科会長が決定するものを除く。	○	△	有
部会審議	3	法第 11 条第 1 項の規定に基づく、食品(動物性食品を除く。)の製造、加工、使用、調理又は保存の基準及びその成分規格(既に定められている基準又は規格の一部改正のうち、既に行われている食品安全委員会の食品健康影響評価の結果に変更がない又は食品健康影響評価を行うことが必要でない場合に限る。)ただし、その内容等からみて慎重に審議する必要があるとの部会の意見に基づき、分科会長が決定するものを除く。	○	▲	有

注)○印は審議、△印は報告、▲印は文書配布による報告、×印は審議・報告なしを示す。

2 乳肉水産食品部会

		検討事項の範囲	部 会	分 科 会	諮 問 の 有 無
食品衛生分科会審議	1	動物性食品に係る、法第 11 条第 1 項の規定に基づく製造、加工、使用、調理又は保存の基準及びその成分規格（本表の 3 又は 4 に該当するものを除く。）	○	○	有
部会審議	2	動物性食品に係る、法第 11 条第 1 項の規定に基づく製造、加工、使用、調理又は保存の基準及びその成分規格（ <u>既に定められている基準又は規格の一部改正</u> （本表の 4 に該当するものを除く。）に限る。） ただし、その内容等からみて慎重に審議する必要があるとの部会の意見に基づき、分科会長が決定するものを除く。	○	△	有
	3	動物性食品に係る、法第 11 条第 1 項の規定に基づく製造、加工、使用、調理又は保存の基準及びその成分規格（ <u>既に定められている基準又は規格の一部改正のうち、既に行われている食品安全委員会の食品健康影響評価の結果に変更がない又は食品健康影響評価を行うことが必要でない場合</u> に限る。） ただし、その内容等からみて慎重に審議する必要があるとの部会の意見に基づき、分科会長が決定するものを除く。	○	▲	有
部会報告	4	法第 9 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める場合（乳及び乳製品の成分規格等に関する省令別表の第 1 号）	△	▲	無

注)○印は審議、△印は報告、▲印は文書配布による報告、×印は審議・報告なしを示す。

3 添加物部会

		検討事項の範囲	部 会	分 科 会	諮 問 の 有 無
食品衛生分科会審議	1	法第 10 条の規定に基づく、人の健康を損なうおそれのない添加物（施行規則別表第 1 に掲げる添加物の名称の追加又は削除）	○	○	有
	2	法第 11 条第 1 項の規定に基づく、添加物の製造、使用又は保存の基準及びその成分規格（本表の 4 又は 5 に該当するものを除く。）	○	○	有
	3	平成 7 年改正法附則第 2 条の 2 第 1 項の規定に基づく、既存添加物名簿に記載されている添加物の名称の削除（人の健康を損なうおそれがある場合）	○	○	有
部会審議	4	法第 11 条第 1 項の規定に基づく、添加物の製造、使用又は保存の基準及びその成分規格（既に定められている基準又は規格の一部改正（本表の 5 に該当するものを除く。）に限る。） ただし、その基原、製法、用途等からみて慎重に審議する必要があるとの部会の意見に基づき、分科会長が決定するものを除く。	○	△	有
	5	法第 11 条第 1 項の規定に基づく、添加物の製造、使用又は保存の基準及びその成分規格（既に定められている基準又は規格の一部改正のうち、既に行われている食品安全委員会の食品健康影響評価の結果に変更がない又は食品健康影響評価を行うことが必要でない場合に限る。） ただし、その基原、製法、用途等からみて慎重に審議する必要があるとの部会の意見に基づき、分科会長が決定するものを除く	○	▲	有
部会報告	6	法第 21 条の規定に基づく、食品添加物公定書の作成	△	×	無
	7	平成 7 年改正法附則第 2 条の 3 第 4 項の規定に基づく、消除予定添加物名簿に記載される添加物の名称の追加又は削除、及び同条第 5 項の規定に基づく、既存添加物名簿に記載されている添加物の名称の消除（流通実態がない場合）	△	×	無

注)○印は審議、△印は報告、▲印は文書配布による報告、×印は審議・報告なしを示す。

4 農薬・動物用医薬品部会

		検討事項の範囲	部 会	分 科 会	諮 問 の 有 無
食品衛生分科会審議	1	法第 11 条第 1 項の規定に基づく、農薬等の成分である物質の食品中の残留基準(本表の 3 から 6 までのいずれかに該当するものを除く。)	○	○	有
	2	法第 11 条第 3 項に規定する、人の健康を損なうおそれのない量(いわゆる一律基準)	○	○	有
部会審議	3	法第 11 条第 1 項の規定に基づく、農薬等の成分である物質の食品中の残留基準(既に残留基準が設定されている物質に係る当該規格の一部改正(本表の 4 に該当するものを除く。)に限る。) ただし、その用途、毒性等からみて慎重に審議する必要があるとの部会の意見に基づき、分科会長が決定するものを除く。	○	△	有
	4	法第 11 条第 1 項の規定に基づく、農薬等の成分である物質の食品中の残留基準(既に残留基準が設定されている物質に係る当該規格の一部改正のうち、既に行われている食品安全委員会の食品健康影響評価の結果に変更がない若しくは食品健康影響評価を行うことが必要でない場合又は実質的に残留基準の変更がない場合に限る。) ただし、その用途、毒性等からみて慎重に審議する必要があるとの部会の意見に基づき、分科会長が決定するものを除く。	○	▲	有
	5	農薬等の成分である物質について、食品安全委員会の食品健康影響評価の結果から、法第 11 条第 1 項の規定に基づく食品中の残留基準を設定しないこととする可否	○	▲	有
	6	法第 11 条第 1 項の規定に基づき既に食品中の残留基準が設定されている農薬等の成分である物質について、当該残留基準の消除(使用実態がない場合)	○	▲	有
部会報告	7	法第 11 条第 3 項に規定する、人の健康を損なうおそれのないことが明らかである物質の指定	△	▲	無

注)○印は審議、△印は報告、▲印は文書配布による報告、×印は審議・報告なしを示す。

5 器具・容器包装部会

		検討事項の範囲	部 会	分 科 会	諮 問 の 有 無
食品衛生分科会審議	1	法第 18 条第 1 項の規定に基づく、器具・容器包装又はこれらの原材料の規格及び器具・容器包装の製造方法の基準(本表の5から7のいずれかに該当するものを除く。)	○	○	有
	2	法第 62 条第 1 項において準用する第 18 条第 1 項の規定に基づく、指定おもちゃ又はその原材料の規格及び指定おもちゃの製造方法の基準(本表の8に該当するものを除く。)	○	○	有
	3	法第 62 条第 2 項において準用する第 11 条第 1 項の規定に基づく、洗浄剤の製造、使用又は保存の基準及びその成分規格(本表の9又は 10 に該当するものを除く。)	○	○	有
	4	食品衛生法等の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 46 号。以下「平成 30 年改正法」という。)第1条の規定による改正後の法第 18 条第3項ただし書に規定する人の健康を損なうおそれのない量	○	○	有
部会審議	5	法第 18 条第 1 項の規定に基づく、器具・容器包装又はこれらの原材料の規格及び器具・容器包装の製造方法の基準(既に定められている規格又は基準の一部改正(本表の6又は7に該当するものを除く。))に限る。)ただし、その内容等からみて慎重に審議する必要があるとの部会の意見に基づき、分科会長が決定するものを除く。	○	△	有
	6	法第 18 条第 1 項の規定に基づく、器具・容器包装又はこれらの原材料の規格及び器具・容器包装の製造方法の基準(既に定められている規格又は基準の一部改正のうち、既に行われている食品安全委員会の食品健康影響評価の結果に変更がない若しくは食品健康影響評価を行うことが必要でない場合又は実質的に規格基準の変更がない場合に限る。)ただし、その内容等からみて慎重に審議する必要があるとの部会の意見に基づき、分科会長が決定するものを除く。	○	▲	有
	7	平成 30 年改正法第1条の規定による改正後の法第 18 条第3項に規定される政令で定める材質の原材料であって、これに含まれる物質について、法第 18 条第1項の規定に基づき、既に定められている規格等の消除(使用実態がない場合)ただし、その内容等からみて慎重に審議する必要があるとの部会の意見に基づき、分科会長が決定するものを除く。	○	▲	有
	8	法第 62 条第 1 項において準用する第 18 条第 1 項の規定に基づく、指定おもちゃ又はこれらの原材料の規格及び製造方法の基準(既に定められている規格又は基準の一部改正に限る。)ただし、その内容等からみて慎重に審議する必要があるとの部会の意見に基づき、分科会長が決定するものを除く。	○	△	有

		検討事項の範囲	部 会	分 科 会	諮 問 の 有 無
部 会 審 議	9	法第 62 条第 2 項において準用する第 11 条第 1 項の規定に基づく、洗淨剤の製造、使用又は保存の基準及びその成分規格(既に定められている規格又は基準の一部改正(本表の 10 に該当するものを除く。))に限る。)ただし、その内容等からみて慎重に審議する必要があるとの部会の意見に基づき、分科会長が決定するものを除く。	○	△	有
	10	法第 62 条第 2 項において準用する第 11 条第 1 項の規定に基づく、洗淨剤の製造、使用又は保存の基準及びその成分規格(既に定められている規格又は基準の一部改正のうち、既に行われている食品安全委員会の食品健康影響評価の結果に変更がない又は食品健康影響評価を行うことが必要でない場合に限る。)ただし、その内容等からみて慎重に審議する必要があるとの部会の意見に基づき、分科会長が決定するものを除く。	○	▲	有
部 会 報 告	11	法第 62 条第 1 項に規定する指定おもちゃの指定	△	△	無

注)○印は審議、△印は報告、▲印は文書配布による報告、×印は審議・報告なしを示す。

6 新開発食品調査部会

		検討事項の範囲	部 会	分 科 会	諮 問 の 有 無
食品衛生分科会審議	1	法第 7 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づく新開発食品の販売の禁止、及び同条第 4 項の規定に基づく当該禁止の解除	○	○	有
	2	平成 30 年改正法第 1 条の規定による改正後の法第 8 条第 1 項の規定に基づく指定成分等の指定	○	○	有
	3	指定成分等含有食品(平成 30 年改正法第 1 条の規定による改正後の法第 8 条第 1 項に規定する指定成分等含有食品をいう。以下同じ。)並びに組換え DNA 技術応用食品及び添加物に係る、法第 11 条第 1 項の規定に基づく製造、加工、使用、調理又は保存の基準及び成分規格(本表の 4 又は 5 に該当するものを除く。)	○	○	有
部会審議	4	指定成分等含有食品並びに組換え DNA 技術応用食品及び添加物に係る、法第 11 条第 1 項の規定に基づく製造、加工、使用、調理又は保存の基準及び成分規格(既に定められている基準又は規格の一部改正(本表の 5 に該当するものを除く。))に限る。 ただし、その内容等からみて慎重に審議する必要があるとの部会の意見に基づき、分科会長が決定するものを除く。	○	△	有
	5	指定成分等含有食品並びに組換え DNA 技術応用食品及び添加物に係る、法第 11 条第 1 項の規定に基づく製造、加工、使用、調理又は保存の基準及び成分規格(既に定められている基準又は規格の一部改正のうち、既に行われている食品安全委員会の食品健康影響評価の結果に変更がない又は食品健康影響評価を行うことが必要でない場合に限る。) ただし、その内容等からみて慎重に審議する必要があるとの部会の意見に基づき、分科会長が決定するものを除く。	○	▲	有
	6	組換え DNA 技術応用食品及び添加物の製造基準(平成 12 年厚生省告示第 234 号)第 4 条の規定に基づく、製造所ごとの本製造基準への適合確認	○	△	有
部会報告	7	「食品、添加物等の規格基準」(昭和 34 年厚生省告示第 370 号)の規定に基づく、組換え DNA 技術応用食品及び添加物の安全性の審査の手続	△	▲	無
	8	ゲノム編集技術応用食品及び添加物の食品衛生上の取扱要領(令和元年 9 月 19 日大臣官房生活衛生・食品安全審議官決定)に基づく届出等	△	▲	無

注)○印は審議、△印は報告、▲印は文書配布による報告、×印は審議・報告なしを示す。

清涼飲料水の規格基準の改正について

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会
食品規格部会報告書

1. 経緯

「清涼飲料水」は昭和 34 年に「食品、添加物等の規格基準」（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「告示」という。）の第 1 食品の部 D 各条において規定され、必要に応じ所要の見直しが行われてきた。

平成 14 年、コーデックス委員会におけるナチュラルミネラルウォーター等の規格の設定及び我が国の水道法の水質基準改正の動きを受け、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会（以下「部会」という。）において清涼飲料水の規格基準の改正について審議し、平成 15 年の内閣府食品安全委員会の発足とともに、化学物質 48 項目等について食品健康影響評価を依頼した。

その後、平成 21 年より食品健康影響評価の結果が得られた物質等について順次部会において審議し、規格基準の改正を行っている。

今般、新たに食品安全委員会からの答申があった物質に係る清涼飲料水の規格基準の改正について、厚生労働大臣から薬事・食品衛生審議会長宛てに平成 30 年 9 月 5 日および令和元年 9 月 9 日付けで諮問され、平成 30 年 9 月 7 日および令和元年 9 月 13 日に部会で審議された。

2. 審議の結果

「ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行わないもの」及び「ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの」の化学物質について、平成 22 年 12 月 14 日開催の部会で決定した「ミネラルウォーター類における化学物質等の成分規格の設定等について」を考慮し、別紙に示す改正案のとおり改正することが妥当である。

(別紙)

ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行わないものの化学物質の成分規格

(単位：mg/l)

物質名	現行基準値	改正案※
水銀	0.0005	0.0005
六価クロム	0.05	<u>0.02</u>

※ 詳細は資料ア参照。

下線部は現行の基準値と値が異なるもの。

ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うものの化学物質の成分規格

(単位：mg/l)

物質名	現行基準値	改正案※
水銀	0.0005	0.0005
六価クロム	0.05	<u>0.02</u>
クロロ酢酸	基準値なし	<u>0.02</u>
ジクロロ酢酸	基準値なし	<u>0.03</u>
トリクロロ酢酸	基準値なし	<u>0.03</u>

※ 詳細は資料イ参照。

下線部は現行の基準値と値が異なるもの。

(参考)

これまでの経緯

平成 15 年 7 月 1 日	厚生労働大臣から内閣府食品安全委員会委員長へ食品健康影響評価を依頼
平成 21 年～	答申が得られた物質等について随時改正
平成 24 年 5 月 10 日	内閣府食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知（水銀、クロロ酢酸、トリクロロ酢酸）
平成 25 年 4 月 15 日	内閣府食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知（ジクロロ酢酸）
平成 30 年 9 月 5 日	厚生労働大臣から薬事・食品衛生審議会へ諮問
平成 30 年 9 月 7 日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会開催
平成 30 年 9 月 18 日	内閣府食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知（六価クロム）
令和元年 9 月 9 日	厚生労働大臣から薬事・食品衛生審議会へ諮問
令和元年 9 月 13 日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会開催

●薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会委員名簿

氏 名	フリガナ	所 属 ・ 役 職
明 石 真 言	アカシ マコト	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所 執行役
浅 見 真 理	アサミ マリ	国立保健医療科学院生活環境研究部上席主任研究官
阿 部 郁 朗	アベ イロウ	東京大学大学院薬学系研究科天然物化学教室教授
畠 山 智香子	ハナヤマ チカコ	国立医薬品食品衛生研究所安全情報部長
◎ 大 前 和 幸	オオマエ カズユキ	慶應義塾大学名誉教授
小 川 久美子	オガワ クミコ	国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター病理部長
荻 田 香 苗	オギタ カエ	杏林大学医学部衛生学公衆衛生学教室教授
工 藤 由起子	クドウ ユキコ	国立医薬品食品衛生研究所衛生微生物部長
阪 口 雅 弘	サカグチ マサヒロ	麻布大学獣医学部獣医学科微生物第一研究室教授
下 村 吉 治	シモムラ ヨシハル	名古屋大学大学院生命農学研究科教授
二 村 睦 子	フタムラ チカコ	日本生活協同組合連合会組織推進本部長
堀 端 薫	ホリハタ カオリ	女子栄養大学給食システム研究室准教授
渡 辺 麻衣子	ワタナベ マイコ	国立医薬品食品衛生研究所衛生微生物部第三室長

(◎：部会長)

※所属・役職は平成 30 年 9 月 7 日部会開催時のもの

●薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会委員名簿

◎

氏 名	フリガナ	所 属 ・ 役 職
明 石 真 言	アカシ マコト	茨城県竜ヶ崎保健所所長
五十君 静 信	イグミ シズノブ	東京農業大学応用生物科学部教授
畠 山 智香子	ハナヤマ チカコ	国立医薬品食品衛生研究所安全情報部長
小 川 久美子	オガワ クミコ	国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター病理部長
荻 田 香 苗	オギタ カエ	杏林大学医学部衛生学公衆衛生学教室教授
工 藤 由起子	クドウ ユキコ	国立医薬品食品衛生研究所衛生微生物部長
小 坂 浩 司	コサカ コウジ	国立保健医療科学院上席主任研究官
戸 田 雅 子	トダ マサコ	東北大学大学院農学研究科食品化学分野教授
中 野 真規子	ナカノ マキコ	慶應義塾大学医学部衛生学公衆衛生学教室専任講師
下 村 吉 治	シモムラ ヨシハル	中部大学応用生物学部食品栄養科学科教授
二 村 睦 子	フタムラ チカコ	日本生活協同組合連合会組織推進本部長
堀 端 薫	ホリハタ カオリ	女子栄養大学給食システム研究室准教授
吉 成 知 也	ヨシナリ トモヤ	国立医薬品食品衛生研究所衛生微生物部第四室主任研究官

(◎：部会長)

※所属・役職は令和元年9月13日部会開催時のもの

ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行わないものの成分規格設定等検討項目

物質名（分類） ＜評価値の位置づけ＞	食品安全委員会 の評価結果	水道法水質基準等の 評価結果	CODEX ナチュラルミネラル ウォーター規格	基準値案 （現行基準）
水銀（総水銀） （金属類） ＜健康＞	＜非発がん性＞ ラットの6か月間強制経口投与試験における腎重量の増加に基づく、最小毒性量（LOAEL）は0.23 mg/kg 体重/日（水銀として）であり、これに不確実係数 300（種差 10、個体差 10、より慢性に近い6か月間の亜急性試験の LOAEL を使用していること及び臓器重量のみの変動ではあるが病理組織学的に捉えにくい変化を反映している可能性を考慮した 3）を適用して、0.7 µg/kg 体重/日と算出した。 <u>TDI：0.7 µg/kg 体重/日（水銀として）</u> （不確実係数：300） ※一般的に飲料水中に存在する水銀については、ほぼ全て Hg²⁺ の形と考えられていることから、評価の対象を無機水銀とした。 ＜発がん性＞ 人では十分な証拠は得られていない。しかし、塩化水銀（Ⅱ）の強制経口投与によってラットの前胃と甲状腺に弱い発がん性を示したとする限定的な証拠があることから、発がん性の可能性も含めた	平成4年に水銀の水質基準が、検出されないことと設定され、当時の検出限界値である0.0005 mg/l が評価値とされた。平成15年度の水質基準の見直しの際、安全性と基準継続性の観点から、平成4年設定の評価値を維持して0.0005 mg/l とされた。平成25年開催厚生科学審議会生活環境水道部会資料にて平成24年に答申された食品健康影響評価を用いて再度検討したが、最終的には上記の結論となっている。 <u>評価値：0.0005 mg/l（＝水質基準値）</u>	水銀：0.001 mg/l	<u>0.0005 mg/l</u> （0.0005 mg/l） <u>水質基準値の100%である濃度0.0005 mg/l の水を体重50kgの人が1日あたり2l 摂水した場合、1日あたり体重1 kg あたりの摂取量は、0.02 µg/kg 体重/日となる。</u>

物質名（分類） ＜評価値の位置づけ＞	食品安全委員会 の評価結果	水道法水質基準等の 評価結果	CODEX ナチュラルミネラル ウォーター規格	基準値案 （現行基準）
	評価を行った。ラットを用いた2年間慢性毒性発がん性試験における雄での前胃扁平上皮乳頭腫及び甲状腺癌に基づく、無毒性量（NOAEL）は1.9 mg/kg 体重/日であり、これに不確実係数1000（種差10、個体差10、発がん性の可能性10）を適用して算出した。 <u>TDI：1.9 µg/kg 体重/日</u> （不確実係数：1000）			
六価クロム （金属類） ＜健康＞	＜非発がん性・発がん性＞ 非発がん影響については、げっ歯類を用いた試験において、十二指腸のびまん性上皮過形成や貧血等がみられている。発がん影響については、げっ歯類を用いた飲水投与試験において、マウスでは小腸で、ラットでは口腔粘膜及び舌で、発がん頻度の有意な増加がみられていることから、六価クロムは発がん物質であるとされた。なお、マウスの小腸腫瘍の発生メカニズム、トランスジェニック動物を用いた飲水投与試験の結果等から、六価クロムの飲水投与試験において認められた腫瘍発生は、遺伝毒性によるものとは考え難く、動物試験の結果を用いてTDIを設定することが適切であると判断された。 TDI 設定について、2 年間飲水投与試験	1958 年の WHO の International Standard for Drinking Water で六価クロムの健康影響に基づく最大耐容濃度として、0.05 mg/l が提案された。その後も従来の評価を変えるような新たな知見が報告されなかったことから、平成 15 年の水質基準の見直しの際、0.05 mg/l が水質基準とされた。 平成 30 年9月に食品安全委員会より答申された食品健康影響評価により、六価クロムの新しい TDI として 1.1 µg/kg 体重/日が示された。これを踏まえ、同年 11 月の「平成 30 年度第 1 回水質基準逐次改正検討会」及び平成 31 年 3 月の「第 20 回厚生科学審議会生活環境水道部会」において、新評価値が 0.02mg/l と算出され、今後基準値改正が予定されている。 <u>新評価値案：0.02 mg/l（＝水質基準値案）</u> <u>（参考）現行水質基準値：0.05 mg/l</u>	0.05 mg/l （総クロムとして）	<u>0.02 mg/l</u> （0.05 mg/l） <u>基準値案である濃度 0.02 mg/l の水を体重 50kg の人が 1 日あたり 2l 摂水した場合、1 日の体重 1 kg あたりの六価クロム摂取量は、0.8 µg/kg 体重/日となる。</u> ※ ミネラルウォーターに由来する六価クロムの寄与率（対 TDI）については、WHO や USEPA において、飲料

物質名（分類） ＜評価値の位置づけ＞	食品安全委員会 の評価結果	水道法水質基準等の 評価結果	CODEX ナチュラルミネラル ウォーター規格	基準値案 （現行基準）
	にベンチマークドーズ（BMD）法を適用して検討した結果、雄マウスの十二指腸びまん性上皮過形成で最も低いBMD₁₀及び BMDL₁₀ 値が算出され、本結果及び飲水投与における六価クロムの発がんメカニズムの考察から、マウスにみられた小腸のびまん性上皮過形成は小腸腫瘍の前がん病変であると考えられたため、非発がん影響と発がん影響とを分けずに評価された。 以上から、2年間飲水投与試験においてみられた雄マウスの十二指腸びまん性上皮過形成に基づき算出した BMDL₁₀ 値 0.11 mg/kg 体重/日を基準点とし、不確実係数 100 を適用して、六価クロムの TDI を 1.1 µg/kg 体重/日とした。 <u>TDI：1.1 µg/kg 体重/日</u> （不確実係数：100）			水以外からの摂取がないという確かなデータがある場合、80%とされており、食品健康影響評価において、食品中から六価クロムがほぼ検出されなかったこと等の知見を踏まえ、食品中に六価クロムは含まれないと仮定した上で摂取量推計が行われていることから、80%を採用。 六価クロムの TDI の 80%は 0.88 µg/kg 体重/日であり、基準値案の濃度の水を摂取した場合の六価クロム摂取量はこの範囲内。

ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うものの成分規格設定等検討項目

物質名（分類） ＜評価値の位置付け＞	食品安全委員会 の評価結果	水道法水質基準等の 評価結果	WHO 飲料水 水質ガイドライン 第4版 (WHO 2011)	基準値案 (現行基準)
水銀（総水銀） （金属類） ＜健康＞	＜非発がん性＞ ラットの6か月間強制経口投与試験における腎重量の増加に基づく、最小毒性量（LOEL）は0.23 mg/kg 体重/日（水銀として）であり、これに不確実係数300（種差10、個体差10、より慢性に近い6か月間の亜急性試験のLOELを使用していること及び臓器重量のみの変動ではあるが病理組織学的に捉えにくい変化を反映している可能性を考慮した3）を適用して、0.7 µg/kg 体重/日と算出した。 <u>TDI：0.7 µg/kg 体重/日（水銀として）</u> （不確実係数：300） ※一般的に飲料水中に存在する水銀については、ほぼ全てHg²⁺の形と考えられていることから、評価の対象を無機水銀とした。 ＜発がん性＞ 人では十分な証拠は得られていない。しかし、塩化水銀（Ⅱ）の強制経口投与によってラットの前胃と甲状腺に弱い発がん性を示したとする限定的な証拠がある	平成4年に水銀の水質基準が、検出されないことと設定され、当時の検出限界値である0.0005 mg/l が評価値とされた。平成15年度の水質基準の見直しの際、安全性と基準継続性の観点から、平成4年設定の評価値を維持して0.0005 mg/l とされた。平成25年開催厚生科学審議会生活環境水道部会資料にて平成24年に答申された食品健康影響評価を用いて再度検討したが、最終的には上記の結論となっている。 <u>評価値：0.0005 mg/l（＝水質基準値）</u>	無機水銀：0.006 mg/l	<u>0.0005 mg/l</u> （0.0005 mg/l） <u>水質基準値の100%である濃度0.0005 mg/lの水を体重50kgの人が1日あたり2l摂水した場合、1日当たり体重1kgあたりの摂取量は、0.02 µg/kg 体重/日となる。</u>

物質名（分類） ＜評価値の位置付け＞	食品安全委員会の 評価結果	水道法水質基準等の 評価結果	WHO 飲料水 水質ガイドライン 第4版 (WHO 2011)	基準値案 (現行基準)
	ことから、発がん性の可能性も含めた評価が行われた。ラットを用いた2年間慢性毒性発がん性試験における雄での前胃扁平上皮乳頭腫及び甲状腺癌に基づく、無毒性量（NOAEL）は1.9 mg/kg 体重/日であり、これに不確実係数1000（種差10、個体差10、発がん性の可能性10）を適用して算出した。 <u>TDI：1.9 µg/kg 体重/日</u> (不確実係数：1000)			
六価クロム (金属類) ＜健康＞	＜非発がん性・発がん性＞ 非発がん影響については、げっ歯類を用いた試験において、十二指腸のびまん性上皮過形成や貧血等がみられている。発がん影響については、げっ歯類を用いた飲水投与試験において、マウスでは小腸で、ラットでは口腔粘膜及び舌で、発がん頻度の有意な増加がみられていることから、六価クロムは発がん物質であるとされた。なお、マウスの小腸腫瘍の発生メカニズム、トランスジェニック動物を用いた飲水投与試験の結果等から、六価クロムの飲水投与試験において認められた腫瘍発生は、遺伝毒性によるものとは考え難く、動物試験の結果を用いてTDIを設定することが適切であると判断された。	1958年のWHOのInternational Standard for Drinking Waterで六価クロムの健康影響に基づく最大耐容濃度として、0.05 mg/lが提案された。その後も従来の評価を変えるような新たな知見が報告されなかったことから、平成15年の水質基準の見直しの際、0.05 mg/lが水質基準とされた。 平成30年9月に食品安全委員会より答申された食品健康影響評価により、六価クロムの新しいTDIとして1.1 µg/kg 体重/日が示された。これを踏まえ、同年11月の「平成30年度第1回水質基準逐次改正検討会」及び平成31年3月の「第20回厚生科学審議会生活環境水道部会」において、新評価値が0.02 mg/lと算出され、今後基準値改正が予定されている。	0.05 mg/l (総クロムとして) 毒性学上のデータベースに不確実性があるため、ガイドライン値としては暫定とする。	<u>0.02 mg/l</u>※ (0.05 mg/l) 基準値案である濃度0.02 mg/lの水を体重50kgの人が1日あたり2l摂水した場合、1日の体重1kgあたりの六価クロム摂取量は、<u>0.8 µg/kg 体重/日</u>となる。 ※ ミネラルウォーターに由来する六価クロムの寄与率（対TDI）については、WHOやUSEPAにおいて、飲料水以外からの

物質名（分類） ＜評価値の位置付け＞	食品安全委員会の 評価結果	水道法水質基準等の 評価結果	WHO 飲料水 水質ガイドライン 第4版 (WHO 2011)	基準値案 (現行基準)
	TDI 設定について、2 年間飲水投与試験にベンチマークドーズ（BMD）法を適用して検討した結果、雄マウスの十二指腸びまん性上皮過形成で最も低い BMD₁₀ 及び BMDL₁₀ 値が算出され、本結果及び飲水投与における六価クロムの発がんメカニズムの考察から、マウスにみられた小腸のびまん性上皮過形成は小腸腫瘍の前がん病変であると考えられたため、非発がん影響と発がん影響とを分けて評価された。 以上から、2 年間飲水投与試験においてみられた雄マウスの十二指腸びまん性上皮過形成に基づき算出した BMDL₁₀ 値 0.11 mg/kg 体重/日を基準点とし、不確実係数 100 を適用して、六価クロムの TDI を 1.1 µg/kg 体重/日とした。 <u>TDI：1.1 µg/kg 体重/日</u> (不確実係数：100)	<u>新評価値案：0.02 mg/l（＝水質基準値案）</u> <u>（参考）現行水質基準値：0.05 mg/l</u>		摂取がないという確かなデータがある場合、80%とされており、食品健康影響評価において、食品中から六価クロムがほぼ検出されなかったこと等の知見を踏まえ、食品中に六価クロムは含まれないと仮定した上で摂取量推計が行われていることから、80%を採用。 六価クロムの TDI の 80%は 0.88 µg/kg 体重/日であり、基準値案の濃度の水を摂取した場合の六価クロム摂取量はこの範囲内。
クロロ酢酸 (消毒副生成物) ＜健康＞	＜非発がん性＞ ラットの 104 週間飲水投与試験における体重増加率の減少、肝臓の絶対及び相対重量の減少、腎臓の絶対重量減少及び精巢の相対重量減少がみられた試験データより、NOAEL は 3.5 mg/kg 体重/日となり、不確実係数 1000（種差 10、	平成 15 年の改正時には、ラットの慢性毒性試験（104 週間飲水投与試験）における絶対及び相対脾臓重量の増加から得られる TDI＝3.5 µg/kg 体重/日より、評価値 0.02 mg/l とした。その後、平成 26 年に答申された食品安全委員会の評価結果を受け、平成 26 年開催厚生科学審議会生活環境水道部会にて検討され、発がん性を示す所見は認めら	モノクロロ酢酸：0.02 mg/l	<u>0.02 mg/l</u> (基準値無し) <u>水質基準値の 100%である濃度 0.02 mg/l の水を体重 50kg の人が 1 日あたり 2l 摂取した場合、1 日当たり</u>

物質名（分類） ＜評価値の位置付け＞	食品安全委員会の 評価結果	水道法水質基準等の 評価結果	WHO 飲料水 水質ガイドライン 第4版 (WHO 2011)	基準値案 (現行基準)
	個体差 10、生殖・発生毒性が懸念されるが、データ不足とすることを考慮した 10) を適用して算出した。 <u>TDI : 3.5 µg/kg 体重/日</u> (不確実係数 : 1000)	れなかったため、非発がん毒性試験の TDI から評価。 <u>評価値 : 0.02 mg/l (=水質基準値)</u>		<u>体重 1 kg あたりの摂取量は、0.8 µg/kg 体重/日となる。</u>
ジクロロ酢酸 (消毒副生成物) ＜健康＞	＜非発がん性＞ イヌの 90 日間経口投与試験における肝臓の肝細胞空胞変性、精巢の変性等がみられた試験データに基づく LOAEL は 12.5 mg/kg 体重/日となり、不確実係数 1000 (種差 10、個体差 10、亜急性毒性試験及び LOAEL 使用 10) を適用して算出した。 <u>TDI : 12.5 µg/kg 体重/日</u> (不確実係数 : 1000) ＜発がん性＞ マウスの経口投与試験における肝細胞癌又は肝細胞腺腫の発生頻度に関する用量反応データに基づき、算出したベンチマークドーズの 95 % 信頼下限値 (BMDL₁₀) は 12.9 mg/kg 体重/日となり、不確実係数 1000 (種差 10、個体差 10、発がん性 10) を適用して算出した。 <u>TDI : 12.9 µg/kg 体重/日</u> (不確実係数 : 1000)	平成 15 年の改正時には、マウスの慢性毒性試験 (90～100 週間経口投与試験) における肝発がん性の用量依存性から、10⁻⁵ 発がんリスク相当の VSD1.43 µg/kg/day より評価値を 0.04 mg/l とした。その後、平成 26 年に答申された食品安全委員会の評価結果を受け、平成 26 年開催厚生科学審議会生活環境水道部会にて、発がん性の TDI から求められる評価値より、発がんリスク 10⁻⁵ に相当する摂取量から求められる評価値の方が小さいことから、は発がんリスク 10⁻⁵ に相当する摂取量 (1.3 µg/kg 体重/日) から評価。 <u>評価値 : 0.03 mg/l (=水質基準値)</u>	0.05 mg/l (暫定ガイドライン値) ※過剰生涯発がんリスク 10⁻⁵ の上限に関わる濃度は 40 µg/l である。しかし、場合によっては、飲料水を十分消毒し、ジクロロ酢酸濃度を 40 µg/l 未満に保つことは不可能かもしれないので、暫定ガイドライン値 50 µg/l が維持されている。	<u>0.03 mg/l</u> (基準値なし) <u>水質基準値の 100% である濃度 0.03 mg/l の水を体重 50kg の人が 1 日あたり 2l 摂水した場合、1 日当たり体重 1 kg あたりの摂取量は、1.2 µg/kg 体重/日となる。</u>

物質名（分類） ＜評価値の位置付け＞	食品安全委員会の 評価結果	水道法水質基準等の 評価結果	WHO 飲料水 水質ガイドライン 第4版 (WHO 2011)	基準値案 (現行基準)
トリクロロ酢酸 (消毒副生成物) ＜健康＞	＜非発がん性＞ マウスにおける 104 週間飲水投与試験でみられた肝変異細胞巢の発生頻度の上昇による LOAEL は 6 mg/kg 体重/日となり、不確実係数 1000 (種差 10、個体差 10、PPARα アゴニストとしての影響以外の可能性及び LOAEL の使用 10) を適用して算出。 <u>TDI : 6 μg/kg 体重/日</u> (不確実係数 : 1000) ＜発がん性＞ マウスにおける 104 週間飲水投与試験でみられた肝臓の腫瘍発生頻度及び腫瘍発生個数の上昇に基づく NOAEL は 6 mg/kg 体重/日となり、不確実係数 1000 (種差 10、個体差 10、発がん性 10) を適用して算出。 <u>TDI : 6 μg/kg 体重/日</u> (不確実係数 : 1000)	平成 15 年の改正時には、ラットの慢性毒性試験 (104 週間飲水投与試験) における体重の減少、絶対肝臓重量の減少、血清アラニンアミノ基転移酵素活性の増加、シアン化物非感受性/パルミトイル CoA 酸化酵素活性の増加、肝細胞壊死の重症化から得られる TDI 32.5 μg/kg 体重/日から評価値を 0.2 mg/l とした。その後、平成 26 年に答申された食品安全委員会の評価結果を受け、平成 26 年開催厚生科学審議会生活環境水道部会にて、発がん性及び非発がん毒性の TDI として評価。 <u>評価値 : 0.03 mg/l (＝水質基準値)</u>	0.2 mg/l	<u>0.03 mg/l</u> (基準値なし) <u>水質基準値の 100% である濃度 0.03 mg/l の水を体重 50kg の人が 1 日あたり 2l 摂水した場合、1 日当たり体重 1 kg あたりの摂取量は、1.2 μg/kg 体重/日となる。</u>

ジフェノコナゾール (Difenoconazole)

審議の対象	食品添加物としての指定の可否及び規格基準の設定
経緯	事業者からの要請により指定等を行うもの
用途	防かび剤
概要	ジフェノコナゾールは、トリアゾール系化合物であり、糸状菌の細胞膜のエルゴステロール生合成阻害により殺菌効果を示す。
諸外国での状況	(1) FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議 (JMPR) の評価 2007 年にジフェノコナゾール一日摂取許容量 (ADI) を 0.01mg/kg 体重/日としている。 (2) 諸外国の使用状況 コーデックスでは、収穫前及び収穫後の防かび目的での使用による残留基準が設定されている。収穫後の防かび目的として、2013 年にばれいしょに対し、4 ppm の残留基準での使用が認められている。 米国、カナダでは、収穫前の農薬として、小麦、とうもろこし、ばれいしょ等に使用されている。また、収穫後の防かびを目的として、キャッサバ、さといも、ばれいしょ等に対し、米国では 4.0ppm、カナダでは 4 ppm の残留基準で使用が認められている。 欧州連合 (EU) では、収穫前の農薬として、ぶどう、いちご等に使用されているが、収穫後の使用に関する基準は設定されていない。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ジフェノコナゾールの一日摂取許容量を 0.0096 mg/kg 体重/日、急性参照用量を 0.25 mg/kg 体重と設定する。 (令和元年 6 月 18 日評価結果通知)

摂取量の推計	ジフェノコナゾールの推定一日摂取量¹は下記のとおり。 国民平均：163μg/人/日 小児：134μg/人/日 妊婦：166μg/人/日 高齢者(65歳以上)：164μg/人/日 ※国民平均、小児(1～6歳)、妊婦及び高齢者の体重は、それぞれ 55.1 kg、16.5 kg、58.5 kg 及び 56.1 kg として算出。
使用基準案	ジフェノコナゾールは、ばれいしょ以外の食品に使用してはならない。 ジフェノコナゾールは、ジフェノコナゾールとして、ばれいしょ 1 kg につき 0.004 g を超えて残存しないように使用しなければならない。
成分規格案	別紙のとおり
意見聴取の状況	令和2年1月20日にWTO通報を実施 今後、パブリックコメントを実施する予定
答申案	別紙のとおり

¹本推定摂取量の算定は、登録又は申請された使用方法から、ジフェノコナゾールが最大の残留を示す条件で、全ての適用作物に使用され、加工・調理による残留農薬の増減が全くないとの仮定の下に行った。また、畜産物における推定摂取量の算定には、各試料の予想飼料負荷量処理における最大残留値を用いたとされている。

答申（案）

1. ジフェノコナゾールについては、添加物として人の健康を損なうおそれはないことから、指定することは差し支えない。
2. ジフェノコナゾールの添加物としての規格基準については、以下のとおり設定することが適当である。

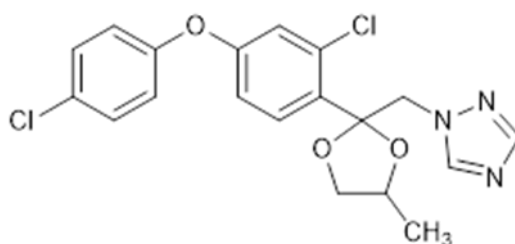
使用基準（案）

ジフェノコナゾールは、ばれいしょ以外の食品に使用してはならない。

ジフェノコナゾールは、ジフェノコナゾールとして、ばれいしょ 1 kgにつき0.004 gを超えて残存しないように使用しなければならない。

成分規格（案）**ジフェノコナゾール**

Difenoconazole


 $C_{19}H_{17}Cl_2N_3O_3$

分子量 406.26

3-Chloro-4-[(2*RS*, 4*RS*; 2*RS*, 4*SR*)-4-methyl-2-(1*H*-1, 2, 4-triazol-1-ylmethyl)-1, 3-dioxolan-2-yl]phenyl 4-chlorophenyl ether [119446-68-3]

含 量 本品は、ジフェノコナゾール ($C_{19}H_{17}Cl_2N_3O_3$) 94.0%以上を含む。

性 状 本品は白～淡褐色の粉末である。

確認試験 本品を赤外吸収スペクトル測定法中の錠剤法により測定し、本品のスペクトルを参照スペクトルと比較するとき、同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。

融 点 76～83℃

純度試験 鉛 Pb として 2 µg/g 以下 (2.0 g、第1法、比較液 鉛標準液 4.0 mL、フレイム方式)

定量法 本品及び定量用ジフェノコナゾール約 50mg ずつを精密に量り、それぞれに内標準液 20mL を正確に加えた後、アセトンを加えて溶かして正確に 100mL とし、検液及び標準液とする。ただし、内標準液は、定量用フルジオキシニル 75mg を量り、アセトンを加えて溶かして正確に 50mL としたものとする。検液及び標準液をそれぞれ 2 μ L ずつ量り、次の操作条件でガスクロマトグラフィーを行う。検液及び標準液のフルジオキシニルのピーク面積に対するジフェノコナゾールのピーク面積の比 Q_T 及び Q_S を求め、次式により含量を求める。

ジフェノコナゾール ($C_{19}H_{17}Cl_2N_3O_3$) の含量 (%)

$$= \frac{\text{定量用ジフェノコナゾールの採取量 (mg)} \quad Q_T}{\text{試料の採取量 (mg)} \quad Q_S} \times 100$$

操作条件

検出器 水素炎イオン化検出器

カラム 内径 0.25mm、長さ 30m のフューズドシリカ管の内面に、ガスクロマトグラフィー用ジメチルポリシロキサンを 0.25 μ m の厚さで被覆したもの

カラム温度 100℃で 1 分間保持した後、毎分 30℃で 250℃まで昇温し、更に毎分 6℃で 300℃まで昇温し、300℃を 2 分間保持する。

注入口温度 250℃付近の一定温度

検出器温度 300℃付近の一定温度

キャリアーガス ヘリウム

流量 ジフェノコナゾールの保持時間が約 10～15 分になるように調整する。

注入方式 スプリット

スプリット比 1 : 20

試薬・試液等

1. 試薬・試液

ジフェノコナゾール、定量用 $C_{19}H_{17}Cl_2N_3O_3$ [119446-68-3]

本品は、白色の結晶性の粉末又は粉末である。

含量 本品は、ジフェノコナゾール ($C_{19}H_{17}Cl_2N_3O_3$) 97.0%以上を含む。

確認試験 本品を赤外吸収スペクトル測定法中の錠剤法により測定するとき、波数

1605 cm^{-1} 、1585 cm^{-1} 、1507 cm^{-1} 、1478 cm^{-1} 、1227 cm^{-1} 、1048 cm^{-1} 、848 cm^{-1} 及び679 cm^{-1} 付近に吸収を認める。

定量法 本品約10mg及び1, 4-B TMS B- d_4 約1mgをそれぞれ精密に量り、重水素化アセトン1mLを加えて溶かす。この液を外径5mmのNMR試料管に入れ、密閉し、次の測定条件でプロトン共鳴周波数400MHz以上の装置を用いて ^1H NMRスペクトルを測定する。1, 4-B TMS B- d_4 のシグナルを δ 0 ppmとし、 δ 7.33~7.35ppm及び δ 7.48~7.53ppm付近のシグナルの面積強度をそれぞれ A_1 （水素数1に相当）及び A_2 （水素数1に相当）とするとき、 A_1/A_2 が1.0となることを確認する。1, 4-B TMS B- d_4 のシグナルの面積強度を18.00としたときの A_1 及び A_2 の和を I とし、水素数の和を N 、1, 4-B TMS B- d_4 の純度を P （%）とし、次式によりジフェノコナゾールの含量を求める。ただし、本品由来のシグナルに明らかな夾雑物のシグナルが重なる場合には、そのシグナルの面積強度及び水素数は定量に用いない。

ジフェノコナゾール ($\text{C}_{19}\text{H}_{17}\text{Cl}_2\text{N}_3\text{O}_3$) の含量 (%)

$$\frac{1, 4\text{-B TMS B-}d_4\text{の採取量 (mg)} \times I \times P}{\text{試料の採取量 (mg)} \times N} \times 1.794$$

操作条件

デジタル分解能 0.25 以下

スピニング オフ

^{13}C 核デカップリング あり

取り込み時間 4秒以上

観測スペクトル幅 -5~15ppmを含む20ppm以上

パルス角 90°

繰り返しパルス待ち時間 64秒以上

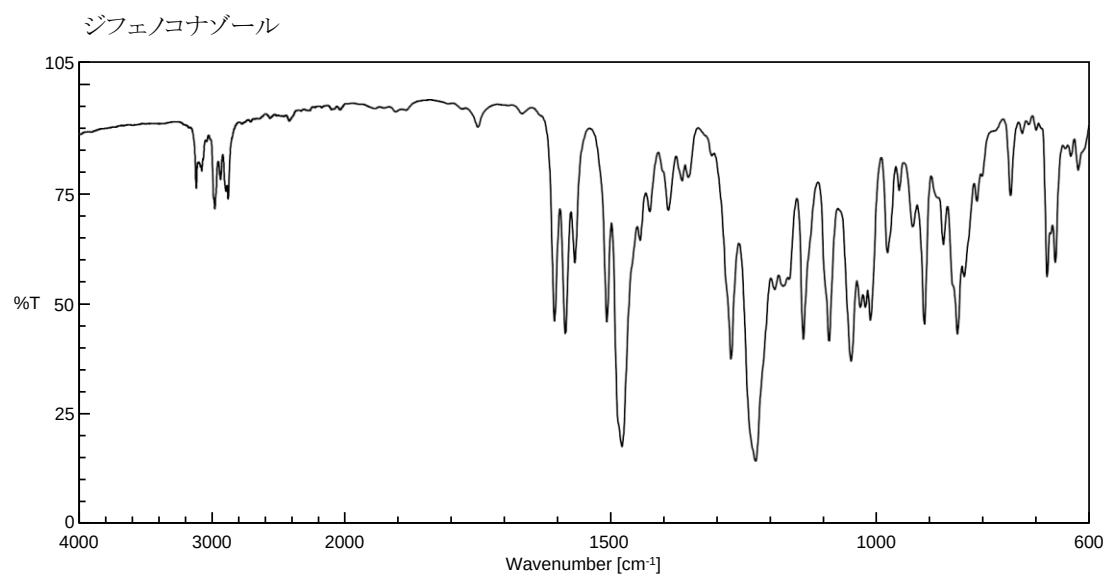
ダミースキャン 2回以上

積算回数 32回以上

測定温度 20~30 $^\circ\text{C}$ の一定温度

定量用ジフェノコナゾール ジフェノコナゾール、定量用を見よ。

2. 参照赤外吸収スペクトル



イソアルファー苦味酸 (Iso- α -bitter Acids)、
 高級脂肪酸 (カプリル酸) (Higher Fatty Acid (Caprylic Acid))、高級脂肪酸 (カ
 プリン酸) (Higher Fatty Acid (Capric Acid))、高級脂肪酸 (ステアリン酸)
 (Higher Fatty Acid (Stearic Acid))、高級脂肪酸 (パルミチン酸) (Higher Fatty
 Acid (Palmitic Acid))、高級脂肪酸 (べヘニン酸) (Higher Fatty Acid (Behenic
 Acid))、高級脂肪酸 (ミリスチン酸) (Higher Fatty Acid (Myristic Acid))、高級
 脂肪酸 (ラウリン酸) (Higher Fatty Acid (Lauric Acid)) 及び
 生石灰 (Quicklime)

審議の対象	食品添加物としての成分規格の設定
経緯	平成 31 年 2 月 27 日開催の添加物部会において、9 品目の成分規格設定 (イソアルファー苦味酸、高級脂肪酸 (カプリル酸)、高級脂肪酸 (カプリン酸)、高級脂肪酸 (ステアリン酸)、高級脂肪酸 (パルミチン酸)、高級脂肪酸 (べヘニン酸)、高級脂肪酸 (ミリスチン酸)、高級脂肪酸 (ラウリン酸) 及び生石灰) に係る食品添加物公定書作成検討会による報告書について報告がなされ、その後、これらの成分規格案については、意見募集、食品安全委員会への食品健康影響評価の依頼が行われた。
概要	既存添加物「イソアルファー苦味酸」、「高級脂肪酸 (カプリル酸)」、「高級脂肪酸 (カプリン酸)」、「高級脂肪酸 (ステアリン酸)」、「高級脂肪酸 (パルミチン酸)」、「高級脂肪酸 (べヘニン酸)」、「高級脂肪酸 (ミリスチン酸)」、「高級脂肪酸 (ラウリン酸)」及び「生石灰」について、成分規格を新たに設定する。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	以下に示す理由から、食品安全基本法第 11 条第 1 項第 2 号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。(令和元年 8 月 6 日付け評価結果通知) 【既存添加物「イソアルファー苦味酸」、「カプリル酸」、「カプリン酸」、「ステアリン酸」、「パルミチン酸」、

	「ベヘニン酸」、「ミリスチン酸」、「ラウリン酸」及び「生石灰」に係る成分規格を作成することについて】 既に使用されている添加物であり、当該添加物の品質をより確保するため、新たに成分規格を設定するものである。したがって、人の健康に悪影響を及ぼすおそれはないと考えられる。
成分規格案	別紙のとおり
意見聴取の状況	今後、パブリックコメント及び WTO 通報を実施する予定
答申案	別紙のとおり

答申（案）

イソアルファール苦味酸 (Iso- α -bitter Acids)、高級脂肪酸 (カプリル酸) (Higher Fatty Acid (Caprylic Acid))、高級脂肪酸 (カプリン酸) (Higher Fatty Acid (Capric Acid))、高級脂肪酸 (ステアリン酸) (Higher Fatty Acid (Stearic Acid))、高級脂肪酸 (パルミチン酸) (Higher Fatty Acid (Palmitic Acid))、高級脂肪酸 (ベヘニン酸) (Higher Fatty Acid (Behenic Acid))、高級脂肪酸 (ミリスチン酸) (Higher Fatty Acid (Myristic Acid))、高級脂肪酸 (ラウリン酸) (Higher Fatty Acid (Lauric Acid)) 及び生石灰 (Quicklime) の添加物としての規格基準については、以下のとおり設定することが適当である。

成分規格（案）**イソアルファール苦味酸**Iso- α -bitter Acids

イソアルファール酸

定 義 本品は、ホップ (*Humulus lupulus* L.) の花から得られた、イソフムロン類を主成分とするものである。

含 量 本品は、イソアルファール苦味酸 20.0%以上を含む。

性 状 本品は、黄褐色の液体で特異なおいがあり、強い苦味がある。

確認試験 定量法の検液及び標準液につき、定量法の操作条件で液体クロマトグラフィーを行うとき、検液には標準液の主ピークと保持時間の一致するピークを認める。

純度試験 (1) 鉛 Pb として $2\mu\text{g/g}$ 以下 (2.0 g、第 1 法、比較液 鉛標準液 4.0mL、フレイム方式)

(2) ヒ素 As として $1.5\mu\text{g/g}$ 以下 (1.0 g、第 4 法、標準色 ヒ素標準液 3.0mL、装置 B)

定 量 法 本品約 0.1 g を精密に量り、メタノール／リン酸試液 (0.1mol/L) 混液 (500 : 1) を加えて溶かし、正確に 100mL とする。この液 10mL を正確に量り、メタノール／リン酸試液 (0.1mol/L) 混液 (500 : 1) で正確に 50mL とし、検液とする。濁りがある場合には、メンブランフィルター (孔径 0.45 μm) でろ過する。

別に、定量用イソアルファール苦味酸約 50mg を精密に量り、メタノール／リン酸試

液（0.1mol/L）混液（500：1）で正確に 100mL とする。この液 10mL を正確に量り、メタノール／リン酸試液（0.1mol/L）混液（500：1）で正確に 50mL とし、標準液とする。検液及び標準液それぞれ 10μL につき、次の操作条件で液体クロマトグラフィーを行う。このとき、標準液にはイソコフムロン、イソフムロン、イソアドフムロンの順で主ピークが現れる。検液においてイソコフムロンからイソアドフムロンまでの保持時間に現れるすべてのピークの面積を合計し、次式によりイソアルファー苦味酸の含量を求める。

$$\text{イソアルファー苦味酸含量 (\%)} = \frac{a \times b \times A_A}{M \times A_S \times 1000}$$

ただし、a：定量用イソアルファー苦味酸の採取量（mg）

b：定量用イソアルファー苦味酸の中のイソアルファー苦味酸の含量（%）

A_A ：検液のイソコフムロンからイソアドフムロンまでの保持時間に現れるすべてのピークの面積の合計

A_S ：標準液の主ピークの面積の合計

M：試料の採取量（g）

操作条件

検出器 紫外吸光光度計（測定波長 270nm）

カラム充填剤 5μm の液体クロマトグラフィー用オクタデシルシリル化シリカゲル

カラム管 内径 4.6mm、長さ 25cm のステンレス管

カラム温度 35℃

移動相 メタノール／水／リン酸混液（75：24：1）

流量 1 mL／分

試薬・試液等

1. 試薬・試液

イソアルファー苦味酸、定量用 本品は、ホップ標準品国際検討委員会が認めた濃度既知の国際校正用標準物質（DCHA-Iso）であり、イソフムロン、イソアドフムロン、イソコフムロン及びそれらの異性体の混合物である。総イソアルファー苦味酸の量（%）をイソアルファー苦味酸の含量（%）として用いる。

定量用イソアルファー苦味酸　イソアルファー苦味酸、定量用を見よ。

リン酸試液（0.1mol／L）　リン酸 11.5 g を量り、水を加えて 1000mL とする。

高級脂肪酸（カプリル酸）

Higher Fatty Acid (Caprylic Acid)

定 義 本品は、高級脂肪酸（動植物性油脂又は動植物性硬化油脂を加水分解して得られたものをいう。）のうち、カプリル酸を主成分とするものである。

含 量 本品は、カプリル酸（ $C_8H_{16}O_2=144.21$ ）50.0%以上を含む。

性 状 本品は、無～淡黄色の液体又は白～明るい灰みの黄色のペーストである。

確認試験 定量法の検液及び標準液につき、定量法の操作条件でガスクロマトグラフィーを行うとき、検液の主ピークの保持時間は、標準液のカプリル酸メチルのピークの保持時間と一致する。

ヨウ素価 0.5 以下

純度試験 (1) 酸価 380～395

(2) 鉛 Pb として $2\mu\text{g/g}$ 以下 (2.0 g、第1法、比較液 鉛標準液 4.0mL、フレイム方式)

(3) ヒ素 As として $3\mu\text{g/g}$ 以下 (0.50 g、第3法、標準色 ヒ素標準液 3.0mL、装置B)

強熱残分 0.1%以下

定 量 法 本品 20mg を量り、還流冷却器を付けた小さなコニカルフラスコにとる。

三フッ化ホウ素・メタノール試液 5 mL を加えて振り混ぜ、溶けるまで約 10 分間加熱する。還流冷却器からヘキサン 4 mL を加え、10 分間加熱する。冷後、塩化ナトリウム飽和溶液 20mL を加えて振り混ぜ、放置して液を二層に分離させる。分離したヘキサン層 2 mL をとり、あらかじめヘキサンで洗った約 0.2 g の硫酸ナトリウムを通して別のフラスコにとる。この液 1 mL を量り、ヘキサンを加えて 10mL とし、振り混ぜ、検液とする。別にカプリル酸メチル 10mg にヘキサン 5 mL を加えて溶かし、標準液とする。検液及び標準液をそれぞれ 1 μL ずつ量り、次の操作条件で、ガスクロマトグラフィーを行う。検液のカプリル酸メチルのピーク面積 A_A 及び全ての脂肪酸エステルピーク面積 A_T （検出した全てのピークの面積）を測定し、次式により本品の脂肪酸分画中のカプリル酸の含量を求める。ただし、カプリル酸メチルは、標準液中のカプリル酸メチルの保持時間と一致することにより確認し、面積測定範囲は、溶媒の主ピークの後からカプリル酸メチルの保持時間の 1.5 倍までとする。

$$\text{カプリル酸の含量 (\%)} = \frac{A_A}{A_T} \times 100$$

操作条件

検出器 水素炎イオン化検出器

カラム 内径 0.25mm、長さ 50m のフューズドシリカ管の内面に、ガスクロマト
グラフィー用 100%シアノプロピルポリシロキサンを 0.2μm の厚さで被覆した
もの

カラム温度 180℃

注入口温度 250℃

検出器温度 250℃

キャリアーガス ヘリウム

流量 約 1.0mL／分の一定量

注入方式 スプリットレス

試薬・試液等

1. 試薬・試液

オクタン酸メチル $C_9H_{18}O_2$ [111-11-5]

本品は、無色澄明の液体である。

屈折率 $n_D^{20} = 1.415 \sim 1.420$

密度 0.874～0.880 g/mL (20℃)

カプリル酸メチル オクタン酸メチルを見よ。

高級脂肪酸（カプリン酸）

Higher Fatty Acid (Capric Acid)

定 義 本品は、高級脂肪酸（動植物性油脂又は動植物性硬化油脂を加水分解して得られたものをいう。）のうち、カプリン酸を主成分とするものである。

含 量 本品は、カプリン酸（ $C_{10}H_{20}O_2=172.26$ ）50.0%以上を含む。

性 状 本品は、白～明るい灰みの黄色の粉末、薄片、粒又はろう状の塊である。

確認試験 定量法の検液及び標準液につき、定量法の操作条件でガスクロマトグラフィーを行うとき、検液の主ピークの保持時間は、標準液のカプリン酸メチルのピークの保持時間と一致する。

ヨウ素価 0.5 以下

純度試験 (1) 酸価 321～333

(2) 鉛 Pb として $2\mu\text{g/g}$ 以下 (2.0 g、第1法、比較液 鉛標準液 4.0mL、フレイム方式)

(3) ヒ素 As として $3\mu\text{g/g}$ 以下 (0.50 g、第3法、標準色 ヒ素標準液 3.0mL、装置B)

強熱残分 0.1%以下

定 量 法 本品 20mg を量り、還流冷却器を付けた小さなコニカルフラスコにとる。

三フッ化ホウ素・メタノール試液 5 mL を加えて振り混ぜ、溶けるまで約 10 分間加熱する。還流冷却器からヘキサン 4 mL を加え、10 分間加熱する。冷後、塩化ナトリウム飽和溶液 20mL を加えて振り混ぜ、放置して液を二層に分離させる。分離したヘキサン層 2 mL をとり、あらかじめヘキサンで洗った約 0.2 g の硫酸ナトリウムを通して別のフラスコにとる。この液 1 mL を量り、ヘキサンを加えて 10mL とし、振り混ぜ、検液とする。別にカプリン酸メチル 10mg にヘキサン 5 mL を加えて溶かし、標準液とする。検液及び標準液をそれぞれ $1\mu\text{L}$ ずつ量り、次の操作条件で、ガスクロマトグラフィーを行う。検液のカプリン酸メチルのピーク面積 A_A 及び全ての脂肪酸エステルピーク面積 A_T （検出した全てのピークの面積）を測定し、次式により本品の脂肪酸分画中のカプリン酸の含量を求める。ただし、カプリン酸メチルは、標準液中のカプリン酸メチルの保持時間と一致することにより確認し、面積測定範囲は、溶媒の主ピークの後からカプリン酸メチルの保持時間の 1.5 倍までとする。

$$\text{カプリン酸の含量 (\%)} = \frac{A_A}{A_T} \times 100$$

操作条件

検出器 水素炎イオン化検出器

カラム 内径 0.25mm、長さ 50m のフューズドシリカ管の内面に、ガスクロマト
グラフィー用 100%シアノプロピルポリシロキサンを 0.2 μ m の厚さで被覆した
もの

カラム温度 180℃

注入口温度 250℃

検出器温度 250℃

キャリアーガス ヘリウム

流量 約 1.0mL/分の一定量

注入方式 スプリットレス

試薬・試液等

1. 試薬・試液

カプリン酸メチル デカン酸メチルを見よ。

デカン酸メチル $C_{11}H_{22}O_2$ [110-42-9]

本品は、無色澄明の液体である。

屈折率 $n_D^{20} = 1.424 \sim 1.427$

比重 $d_{20}^{20} = 0.872 \sim 0.876$

高級脂肪酸（ステアリン酸）

Higher Fatty Acid (Stearic Acid)

定 義 本品は、高級脂肪酸（動植物性油脂又は動植物性硬化油脂を加水分解して得られたものをいう。）のうち、ステアリン酸を主成分とするものである。

含 量 本品は、ステアリン酸（ $C_{18}H_{36}O_2=284.48$ ）50.0%以上を含む。

性 状 本品は、白～明るい灰みの黄色の粉末、薄片、粒又はろう状の塊である。

確認試験 定量法の検液及び標準液につき、定量法の操作条件でガスクロマトグラフィーを行うとき、検液の主ピークの保持時間は、標準液のステアリン酸メチルのピークの保持時間と一致する。

ヨウ素価 4.0 以下

本品約 1 g を 500mL 共栓付きフラスコに精密に量り、シクロヘキサン／クロロホルム混液（1：1）20mL に溶かし、検液とする。以下油脂類試験法中のヨウ素価の試験を行う。

純度試験 (1) 酸価 194～210

(2) 鉛 Pb として $2\mu\text{g/g}$ 以下（2.0 g、第 1 法、比較液 鉛標準液 4.0mL、フレイム方式）

(3) ヒ素 As として $3\mu\text{g/g}$ 以下（0.50 g、第 3 法、標準色 ヒ素標準液 3.0mL、装置 B）

強熱残分 0.1%以下

定 量 法 本品 20mg を量り、還流冷却器を付けた小さなコニカルフラスコにとる。

三フッ化ホウ素・メタノール試液 5 mL を加えて振り混ぜ、溶けるまで約 10 分間加熱する。還流冷却器からヘキサン 4 mL を加え、10 分間加熱する。冷後、塩化ナトリウム飽和溶液 20mL を加えて振り混ぜ、放置して液を二層に分離させる。分離したヘキサン層 2 mL をとり、あらかじめヘキサンで洗った約 0.2 g の硫酸ナトリウムを通して別のフラスコにとる。この液 1 mL を量り、ヘキサンを加えて 10mL とし、振り混ぜ、検液とする。別にステアリン酸メチル 10mg にヘキサン 5 mL を加えて溶かし、標準液とする。検液及び標準液をそれぞれ $1\mu\text{L}$ ずつ量り、次の操作条件で、ガスクロマトグラフィーを行う。検液のステアリン酸メチルのピーク面積 A_A 及び全ての脂肪酸エステルピーク面積 A_T （検出した全てのピークの面積）を測定し、次式により本品の脂肪酸分画中のステアリン酸の含量を求める。ただし、ステアリン酸メチルは、標準液中のステアリン酸メチルの保持時間と一致することに

より確認し、面積測定範囲は、溶媒の主ピークの後からステアリン酸メチルの保持時間の1.5倍までとする。

$$\text{ステアリン酸の含量 (\%)} = \frac{A_A}{A_T} \times 100$$

操作条件

検出器 水素炎イオン化検出器

カラム 内径 0.25mm、長さ 50m のフューズドシリカ管の内面に、ガスクロマトグラフィー用 100%シアノプロピルポリシロキサンを 0.2 μ m の厚さで被覆したもの

カラム温度 180℃

注入口温度 250℃

検出器温度 250℃

キャリアーガス ヘリウム

流量 約 1.0mL/分の一定量

注入方式 スプリットレス

高級脂肪酸（パルミチン酸）

Higher Fatty Acid (Palmitic Acid)

定 義 本品は、高級脂肪酸（動植物性油脂又は動植物性硬化油脂を加水分解して得られたものをいう。）のうち、パルミチン酸を主成分とするものである。

含 量 本品は、パルミチン酸（ $C_{16}H_{32}O_2=256.42$ ）50.0%以上を含む。

性 状 本品は、白～明るい灰みの黄色の粉末、薄片、粒又はろう状の塊である。

確認試験 定量法の検液及び標準液につき、定量法の操作条件でガスクロマトグラフィーを行うとき、検液の主ピークの保持時間は、標準液のパルミチン酸メチルのピークの保持時間と一致する。

ヨウ素価 2.0 以下

本品約 1 g を 500mL 共栓付きフラスコに精密に量り、シクロヘキサン／クロロホルム混液（1：1）20mL に溶かし、検液とする。以下油脂類試験法中のヨウ素価の試験を行う。

純度試験 (1) 酸価 212～222

(2) 鉛 Pb として $2\mu\text{g/g}$ 以下（2.0 g、第 1 法、比較液 鉛標準液 4.0mL、フレイム方式）

(3) ヒ素 As として $3\mu\text{g/g}$ 以下（0.50 g、第 3 法、標準色 ヒ素標準液 3.0mL、装置 B）

強熱残分 0.1%以下

定 量 法 本品 20mg を量り、還流冷却器を付けた小さなコニカルフラスコにとる。

三フッ化ホウ素・メタノール試液 5 mL を加えて振り混ぜ、溶けるまで約 10 分間加熱する。還流冷却器からヘキサン 4 mL を加え、10 分間加熱する。冷後、塩化ナトリウム飽和溶液 20mL を加えて振り混ぜ、放置して液を二層に分離させる。分離したヘキサン層 2 mL をとり、あらかじめヘキサンで洗った約 0.2 g の硫酸ナトリウムを通して別のフラスコにとる。この液 1 mL を量り、ヘキサンを加えて 10mL とし、振り混ぜ、検液とする。別にパルミチン酸メチル 10mg にヘキサン 5 mL を加えて溶かし、標準液とする。検液及び標準液をそれぞれ $1\mu\text{L}$ ずつ量り、次の操作条件で、ガスクロマトグラフィーを行う。検液のパルミチン酸メチルのピーク面積 A_A 及び全ての脂肪酸エステルピーク面積 A_T （検出した全てのピークの面積）を測定し、次式により本品の脂肪酸分画中のパルミチン酸の含量を求める。ただし、パルミチン酸メチルは、標準液中のパルミチン酸メチルの保持時間と一致することに

より確認し、面積測定範囲は、溶媒の主ピークの後からパルミチン酸メチルの保持時間の1.5倍までとする。

$$\text{パルミチン酸の含量 (\%)} = \frac{A_A}{A_T} \times 100$$

操作条件

検出器 水素炎イオン化検出器

カラム 内径 0.25mm、長さ 50m のフューズドシリカ管の内面に、ガスクロマトグラフィー用 100%シアノプロピルポリシロキサンを 0.2μm の厚さで被覆したもの

カラム温度 180℃

注入口温度 250℃

検出器温度 250℃

キャリアーガス ヘリウム

流量 約 1.0mL/分の一定量

注入方式 スプリットレス

高級脂肪酸（べへニン酸）

Higher Fatty Acid (Behenic Acid)

定 義 本品は、高級脂肪酸（動植物性油脂又は動植物性硬化油脂を加水分解して得られたものをいう。）のうち、べへニン酸を主成分とするものである。

含 量 本品は、べへニン酸（ $C_{22}H_{44}O_2=340.58$ ）50.0%以上を含む。

性 状 本品は、白～明るい灰みの黄色の粉末、薄片、粒又はろう状の塊である。

確認試験 定量法の検液及び標準液につき、定量法の操作条件でガスクロマトグラフィーを行うとき、検液の主ピークの保持時間は、標準液のべへニン酸メチルのピークの保持時間と一致する。

ヨウ素価 3.0 以下

本品約 1 g を 500mL 共栓付きフラスコに精密に量り、シクロヘキサン／クロロホルム混液（1 : 1）20mL に溶かし、検液とする。以下油脂類試験法中のヨウ素価の試験を行う。

純度試験 (1) 酸価 160～175

(2) 鉛 Pb として $2\mu\text{g/g}$ 以下（2.0 g、第 1 法、比較液 鉛標準液 4.0mL、フレイム方式）

(3) ヒ素 As として $3\mu\text{g/g}$ 以下（0.50 g、第 3 法、標準色 ヒ素標準液 3.0mL、装置 B）

強熱残分 0.1%以下

定 量 法 本品 20mg を量り、還流冷却器を付けた小さなコニカルフラスコにとる。

三フッ化ホウ素・メタノール試液 5 mL を加えて振り混ぜ、溶けるまで約 10 分間加熱する。還流冷却器からヘキサン 4 mL を加え、10 分間加熱する。冷後、塩化ナトリウム飽和溶液 20mL を加えて振り混ぜ、放置して液を二層に分離させる。分離したヘキサン層 2 mL をとり、あらかじめヘキサンで洗った約 0.2 g の硫酸ナトリウムを通して別のフラスコにとる。この液 1 mL を量り、ヘキサンを加えて 10mL とし、振り混ぜ、検液とする。別にべへニン酸メチル 10mg にヘキサン 5 mL を加えて溶かし、標準液とする。検液及び標準液をそれぞれ $1\mu\text{L}$ ずつ量り、次の操作条件で、ガスクロマトグラフィーを行う。検液のべへニン酸メチルのピーク面積 A_A 及び全ての脂肪酸エステルピーク面積 A_T （検出した全てのピークの面積）を測定し、次式により本品の脂肪酸分画中のべへニン酸の含量を求める。ただし、べへニン酸メチルは、標準液中のべへニン酸メチルの保持時間と一致することにより確認し、

面積測定範囲は、溶媒の主ピークの後からベヘニン酸メチルの保持時間の 1.5 倍までとする。

$$\text{ベヘニン酸の含量 (\%)} = \frac{A_A}{A_T} \times 100$$

操作条件

検出器 水素炎イオン化検出器

カラム 内径 0.25mm、長さ 50m のフューズドシリカ管の内面に、ガスクロマトグラフィー用 100%シアノプロピルポリシロキサンを 0.2 μ m の厚さで被覆したもの

カラム温度 180℃

注入口温度 250℃

検出器温度 250℃

キャリアーガス ヘリウム

流量 約 1.0mL/分の一定量

注入方式 スプリットレス

試薬・試液等

1. 試薬・試液

ドコサン酸メチル $C_{23}H_{46}O_2$ [929-77-1]

本品は、無色の結晶性の粉末である。

融点 53～56℃

ベヘニン酸メチル ドコサン酸メチルを見よ。

高級脂肪酸（ミリスチン酸）

Higher Fatty Acid (Myristic Acid)

定 義 本品は、高級脂肪酸（動植物性油脂又は動植物性硬化油脂を加水分解して得られたものをいう。）のうち、ミリスチン酸を主成分とするものである。

含 量 本品は、ミリスチン酸（ $C_{14}H_{28}O_2=228.38$ ）50.0%以上を含む。

性 状 本品は、白～明るい灰みの黄色の粉末、薄片、粒又はろう状の塊である。

確認試験 定量法の検液及び標準液につき、定量法の操作条件でガスクロマトグラフィーを行うとき、検液の主ピークの保持時間は、標準液のミリスチン酸メチルのピークの保持時間と一致する。

ヨウ素価 1.0 以下

純度試験 (1) 酸価 240～250

(2) 鉛 Pb として $2\mu\text{g/g}$ 以下 (2.0 g、第1法、比較液 鉛標準液 4.0mL、フレイム方式)

(3) ヒ素 As として $3\mu\text{g/g}$ 以下 (0.50 g、第3法、標準色 ヒ素標準液 3.0mL、装置B)

強熱残分 0.1%以下

定 量 法 本品 20mg を量り、還流冷却器を付けた小さなコニカルフラスコにとる。

三フッ化ホウ素・メタノール試液 5 mL を加えて振り混ぜ、溶けるまで約 10 分間加熱する。還流冷却器からヘキサン 4 mL を加え、10 分間加熱する。冷後、塩化ナトリウム飽和溶液 20mL を加えて振り混ぜ、放置して液を二層に分離させる。分離したヘキサン層 2 mL をとり、あらかじめヘキサンで洗った約 0.2 g の硫酸ナトリウムを通して別のフラスコにとる。この液 1 mL を量り、ヘキサンを加えて 10mL とし、振り混ぜ、検液とする。別にミリスチン酸メチル 10mg にヘキサン 5 mL を加えて溶かし、標準液とする。検液及び標準液をそれぞれ $1\mu\text{L}$ ずつ量り、次の操作条件で、ガスクロマトグラフィーを行う。検液のミリスチン酸メチルのピーク面積 A_A 及び全ての脂肪酸エステルピークのピーク面積 A_T （検出した全てのピークの面積）を測定し、次式により本品の脂肪酸分画中のミリスチン酸の含量を求める。ただし、ミリスチン酸メチルは、標準液中のミリスチン酸メチルの保持時間と一致することにより確認し、面積測定範囲は、溶媒の主ピークの後からミリスチン酸メチルの保持時間の 1.5 倍までとする。

$$\text{ミリスチン酸の含量 (\%)} = \frac{A_A}{A_T} \times 100$$

操作条件

検出器 水素炎イオン化検出器

カラム 内径 0.25mm、長さ 50m のフューズドシリカ管の内面に、ガスクロマトグラフィー用 100%シアノプロピルポリシロキサンを 0.2 μ m の厚さで被覆したもの

カラム温度 180℃

注入口温度 250℃

検出器温度 250℃

キャリアーガス ヘリウム

流量 約 1.0mL/分の一定量

注入方式 スプリットレス

試薬・試液等

1. 試薬・試液

テトラデカン酸メチル $C_{15}H_{30}O_2$ [124-10-7]

本品は、無色透明の液体である。

屈折率 $n_D^{20} = 1.434 \sim 1.438$

比重 $d_{20}^{20} = 0.853 \sim 0.873$

ミリスチン酸メチル テトラデカン酸メチルを見よ。

高級脂肪酸（ラウリン酸）

Higher Fatty Acid (Lauric Acid)

定 義 本品は、高級脂肪酸（動植物性油脂又は動植物性硬化油脂を加水分解して得られたものをいう。）のうち、ラウリン酸を主成分とするものである。

含 量 本品は、ラウリン酸（ $C_{12}H_{24}O_2=200.32$ ）50.0%以上を含む。

性 状 本品は、白～明るい灰みの黄色の粉末、薄片、粒又はろう状の塊である。

確認試験 定量法の検液及び標準液につき、定量法の操作条件でガスクロマトグラフィーを行うとき、検液の主ピークの保持時間は、標準液のラウリン酸メチルのピークの保持時間と一致する。

ヨウ素価 1.0 以下

純度試験 (1) 酸価 275～285

(2) 鉛 Pb として $2\mu\text{g/g}$ 以下 (2.0 g、第1法、比較液 鉛標準液 4.0mL、フレイム方式)

(3) ヒ素 As として $3\mu\text{g/g}$ 以下 (0.50 g、第3法、標準色 ヒ素標準液 3.0mL、装置B)

強熱残分 0.1%以下

定 量 法 本品 20mg を量り、還流冷却器を付けた小さなコニカルフラスコにとる。

三フッ化ホウ素・メタノール試液 5 mL を加えて振り混ぜ、溶けるまで約 10 分間加熱する。還流冷却器からヘキサン 4 mL を加え、10 分間加熱する。冷後、塩化ナトリウム飽和溶液 20mL を加えて振り混ぜ、放置して液を二層に分離させる。分離したヘキサン層 2 mL をとり、あらかじめヘキサンで洗った約 0.2 g の硫酸ナトリウムを通して別のフラスコにとる。この液 1 mL を量り、ヘキサンを加えて 10mL とし、振り混ぜ、検液とする。別にラウリン酸メチル 10mg にヘキサン 5 mL を加えて溶かし、標準液とする。検液及び標準液をそれぞれ $1\mu\text{L}$ ずつ量り、次の操作条件で、ガスクロマトグラフィーを行う。検液のラウリン酸メチルのピーク面積 A_A 及び全ての脂肪酸エステルピーク面積 A_T （検出した全てのピークの面積）を測定し、次式により本品の脂肪酸分画中のラウリン酸の含量を求める。ただし、ラウリン酸メチルは、標準液中のラウリン酸メチルの保持時間と一致することにより確認し、面積測定範囲は、溶媒の主ピークの後からラウリン酸メチルの保持時間の 1.5 倍までとする。

$$\text{ラウリン酸の含量 (\%)} = \frac{A_A}{A_T} \times 100$$

操作条件

検出器 水素炎イオン化検出器

カラム 内径 0.25mm、長さ 50m のフューズドシリカ管の内面に、ガスクロマト
グラフィー用 100%シアノプロピルポリシロキサンを 0.2 μ m の厚さで被覆した
もの

カラム温度 180℃

注入口温度 250℃

検出器温度 250℃

キャリアーガス ヘリウム

流量 約 1.0mL/分の一定量

注入方式 スプリットレス

生石灰

Quicklime

定 義 本品は、石灰石を焼成して得られたものである。主成分は酸化カルシウムである。

含 量 本品を強熱したものは、酸化カルシウム ($\text{CaO} = 56.08$) 93.0%以上を含む。

性 状 本品は、白～灰白色の塊、粒又は粉末である。

確認試験 (1) 本品 1 g を水で潤すとき発熱し、更にこれに 5 mL の水を加えて懸濁した液は、アルカリ性を呈する。

(2) 本品 1 g に水 20mL 及び酢酸 (1 → 3) 6 mL を加えた後、ろ過するとき、ろ液は、カルシウム塩の反応を呈する。

純度試験 (1) 塩酸不溶物 1.0%以下

あらかじめ、ろつぼ型ガラスろ過器 (1 G 4) を 105°C で 30 分間乾燥し、デシケーター中で放冷した後、質量を精密に量る。本品 5.0 g を量り、水 100mL を加え、振り混ぜながら、それ以上溶けなくなるまで塩酸を滴加した後、沸騰させる。冷後、必要な場合には、塩酸を加えて酸性とし、先のガラスろ過器でろ過する。ガラスろ過器上の残留物を洗液が塩化物の反応を呈さなくなるまで水で洗い、ガラスろ過器とともに 105°C で 1 時間乾燥し、デシケーター中で放冷した後、質量を精密に量る。

(2) 炭酸塩 本品 2.0 g を量り、水 50mL を加えてよく振り混ぜた後、塩酸 (1 → 4) 25mL を加えるとき、著しく泡立たない。

(3) 鉛 Pb として 5 µg/g 以下 (0.80 g、第 5 法、比較液 鉛標準液 4.0mL、フレーム方式)

本品をろつぼに量り、徐々に加熱して炭化させた後、蓋をして 500°C で強熱する。残留物に、塩酸 (1 → 4) 20mL を加え、時計皿等で覆い、穏やかに 15 分間沸騰させる。冷後、水 30mL を加え、試料液とする。なお、試料が溶けない場合には、蒸発乾固した後、残留物に塩酸 (1 → 4) 20mL を加え、穏やかに 5 分間沸騰させる。冷後、水 30mL を加え、試料液とする。ただし、第 5 法に示すクエン酸水素二アンモニウム溶液 (1 → 2) の量を 50mL に変更し、指示薬にはブロモチモールブルー試液 1 mL を用い、アンモニア水を液の黄色が黄緑色に変わるまで加える。

(4) アルカリ金属及びマグネシウム 6.0%以下

本品約 0.5 g を精密に量り、水 30mL 及び塩酸（1→4）15mL を加えて溶かす。この液を加熱し、1 分間沸騰させた後、直ちにシュウ酸二水和物溶液（3→50）40mL を加え、激しくかき混ぜる。これにメチルレッド試液 2 滴を加え、液が黄色を呈するまでアンモニア試液を滴加してカルシウムを沈殿させる。この液を水浴上で 1 時間加熱し、冷後、水を加えて 100mL とし、よく混合した後、ろ過する。ろ液 50mL をあらかじめ 800℃で 30 分強熱して、デシケーター中で放冷し、質量を精密に量った白金製のろつぼに入れ、硫酸 0.5mL を加え蒸発乾固した後、恒量になるまで 800℃で強熱し、その残留物の質量を量る。

(5) バリウム Ba として 300 μ g/g 以下

本品 1.50 g を量り、水を加え泥状にし、塩酸（1→4）20mL を加えて溶かし、水を加えて 30mL とし、ろ過する。ろ液 20mL を量り、検液とし、酢酸ナトリウム 2 g、酢酸（1→20）1 mL 及びクロム酸カリウム溶液（1→20）0.5mL を加え、15 分間放置するとき、その液の濁度は、次の比較液の濁度より濃くない。比較液は、バリウム標準液 0.30mL を量り、水を加えて 20mL とし、以下検液と同様に操作した液を用いる。

(6) ヒ素 As として 3 μ g/g 以下（0.50 g、標準色 ヒ素標準液 3.0mL、装置 B）

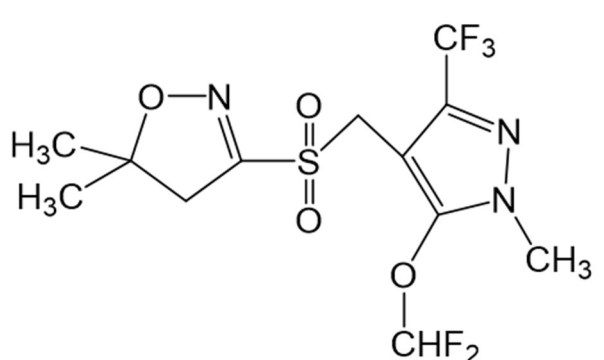
本品に塩酸（1→4）8 mL を加えて溶かし、検液とする。

強熱減量 10.0%以下（800℃、恒量）

定量法 本品を強熱し、その約 1.5 g を精密に量り、塩酸（1→4）30mL を加えて溶かし、更に水を加えて正確に 250mL とし、検液とする。カルシウム塩定量法の第 1 法により定量する。

0.05mol/L エチレンジアミン四酢酸二水素二ナトリウム溶液 1 mL
=2.804mg CaO

ピロキサスルホン (Pyroxasulfone)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請及びインポートトレランス (IT) 制度に基づく基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。
構造式	
用途	農薬／除草剤
作用機構	イソキサゾリン系除草剤である。植物の構成成分である超長鎖脂肪酸の合成を阻害することにより、植物を枯死させると考えられている。
適用作物／適用病害虫等	小麦／一年生広葉雑草 等
我が国の登録状況	農薬： 日本芝、樹木等を対象に登録されている（農作物には登録はない）。
諸外国の状況	JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国において小麦、とうもろこし等に、カナダにおいて大豆、ひまわりの種子等に、豪州において穀類、豆類等に、ニュージーランドにおいて小麦、ライ小麦等に基準値が設定されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI: 0.02 mg/kg 体重/day [設定根拠1] 90日間 亜急性毒性試験①及び亜急性毒性試験②（雄イヌ・カプセル経口。最小毒性量における毒性所見は骨格筋衛星細胞増生等） 無毒性量 2 mg/kg 体重/day 安全係数 100 [設定根拠 2] 1 年間 慢性毒性試験（イヌ・カプセル経口。最小毒性量における毒性所見は坐骨神経及び脊髄軸索/髄鞘変性等） 無毒性量 2 mg/kg 体重/day 安全係数 100 ラットを用いた2年間発がん性試験において、雄で膀胱移行上皮乳頭腫、雌で副腎褐色細胞腫の発生頻度増加が認められたが、腫瘍の発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。 <u>ARfD: 設定の必要なし</u> ピロキサスルホンの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響は認められなかったことから、急性参照用量（ARfD）は設定する必要がないと判断した。
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：ピロキサスルホンとする。

暴露評価	TMDI／ADI 比は、以下のとおり。	
		TMDI／ADI (%)
	国民全体（1 歳以上）	0.3
	幼小児（1～6 歳）	0.6
	妊婦	0.2
	高齢者（65 歳以上）	0.3
	TMDI：理論最大一日摂取量（Theoretical Maximum Daily Intake）	
意見聴取の状況	令和元年 12 月 12 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及び WTO 通報を実施する予定	
答申案	別紙 2 のとおり。	

農薬名 ピロキサスルホン

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 注) ppm	
小麦	0.01		申・IT		0.03: 米国	【<0.01 (n=14) (米国)】
とうもろこし	0.01		申・IT		0.02: 米国	【<0.005 (n=18) (米国)】
その他の穀類	0.01		IT		0.01: 豪州	【豪州ライ小麦<0.01 (n=8)】
大豆	0.01		申・IT		0.06: 米国	【<0.005 (n=18) (米国)】
小豆類	0.01		IT		0.15: 米国	【米国いんげんまめ (<0.01 (n=7))、さ さげ (<0.01 (n=6))】
えんどう	0.01		IT		0.15: 米国	【<0.01 (n=7) (米国)】
そら豆	0.01		IT		0.15: 米国	【米国いんげんまめ、ささげ参照】
らっかせい	0.01		IT		0.30: 米国	【<0.01 (n=13) (米国)】
その他の豆類	0.01		IT		0.15: 米国	【米国いんげんまめ、ささげ参照】
ばれいしょ	0.01		IT		0.08: 米国	【<0.01 (n=21) (米国)】
さといも類 (やつがしらを含む。)	0.01		IT		0.08: 米国	【米国ばれいしょ参照】
かんしょ	0.01		IT		0.08: 米国	【米国ばれいしょ参照】
やまいも (長いものをいう。)	0.01		IT		0.08: 米国	【米国ばれいしょ参照】
その他のいも類	0.01		IT		0.08: 米国	【米国ばれいしょ参照】
その他のきく科野菜	0.07		IT		0.80: 米国	【米国セロリ参照】
たまねぎ	0.01		申・IT		0.15: 米国	【<0.01 (n=5) (米国)】
ねぎ (リーキを含む。)	0.01		IT		0.15: 米国	【米国葉たまねぎ参照】
にんにく	0.01		IT		0.15: 米国	【米国葉たまねぎ参照】
にら	0.01		IT		0.15: 米国	【米国葉たまねぎ参照】
わけぎ	0.01		IT		0.15: 米国	【米国葉たまねぎ参照】
その他のゆり科野菜	0.01		IT		0.15: 米国	【米国葉たまねぎ (<0.01 (n=5))】
セロリ	0.07		IT		0.80: 米国	【<0.01~0.052 (n=18) (米国)】※
その他のうり科野菜	0.01		IT		0.08: 米国	【米国ばれいしょ参照】
しょうが	0.01		IT		0.08: 米国	【米国ばれいしょ参照】
えだまめ	0.01		申・IT		0.40: 米国	【<0.01 (n=10) (米国)】
その他の野菜	0.07		IT		0.80: 米国	【米国セロリ参照】
ひまわりの種子	0.02		IT		0.30: 米国	【<0.01~0.015 (n=12) (米国)】
べにばなの種子	0.02		IT		0.30: 米国	【米国ひまわり参照】
綿実	0.02		IT		0.04: 米国	【<0.01~0.013 (n=12) (米国)】
その他のオイルシード	0.02		IT		0.30: 米国	【米国ひまわり参照】
その他のスパイス (根又は根茎に限る。)	0.01		IT		0.08: 米国	【米国ばれいしょ参照】
その他のハーブ	0.07		IT		0.80: 米国	【米国セロリ参照】

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

IT:海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

(注):使用方法を逸脱して実施された試験成績

注) 米国及び豪州の規制対象は代謝物を含むが、国内の規制対象はピロキサスルホンのみであるため、インポートレランス申請に基づく基準値についても、ピロキサスルホンのみで基準値を設定した。

※セロリにおいて最大使用量の1/2で行われた作物残留試験については、プロポーショナリティ (proportionality) の原則に基づき、使用量の比例性を考慮して換算した。

ピロキサスルホン

食品名	残留基準値 ppm
小麦	0.01
とうもろこし	0.01
その他の穀類 ^{注1)}	0.01
大豆	0.01
小豆類 ^{注2)}	0.01
えんどう	0.01
そら豆	0.01
らっかせい	0.01
その他の豆類 ^{注3)}	0.01
ばれいしょ	0.01
さといも類（やつがしらを含む。）	0.01
かんしょ	0.01
やまいも（長いものをいう。）	0.01
その他のいも類 ^{注4)}	0.01
その他のきく科野菜 ^{注5)}	0.07
たまねぎ	0.01
ねぎ（リーキを含む。）	0.01
にんにく	0.01
にら	0.01
わけぎ	0.01
その他のゆり科野菜 ^{注6)}	0.01
セロリ	0.07
その他のうり科野菜 ^{注7)}	0.01
しょうが	0.01
えだまめ	0.01
その他の野菜 ^{注8)}	0.07
ひまわりの種子	0.02
べにばなの種子	0.02
綿実	0.02
その他のオイルシード ^{注9)}	0.02
その他のスパイス（根又は根茎に限る。） ^{注10)}	0.01
その他のハーブ ^{注11)}	0.07

注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米(玄米をいう。)、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2)「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

注3)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注4)「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類(やつがしらを含む。)、かんしょ、やまいも(長いもをいう。)及びこんにゃくいも以外のものをいう。

注5)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)及びハーブ以外のものをいう。

注6)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ(リーキを含む。)、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注7)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり(ガーキンを含む。)、かぼちゃ(スカッシュを含む。)、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

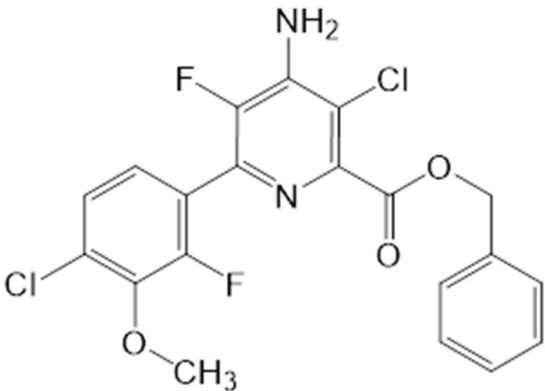
注8)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注9)「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。

注10)「その他のスパイス(根又は根茎に限る。)」とは、アサフェチダ、ウコン、ガジュツ、ガラシ又はカンゾウの根又は根茎をいう。

注11)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

フロルピラウキシフェンベンジル (Florpyrauxifen-benzyl)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく新規の農薬登録申請に伴う基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。										
構造式											
用途	農薬／除草剤										
作用機構	アリルピコリネート構造を有する除草剤である。植物ホルモンであるオーキシシンに類似した作用を示すことで、正常な植物ホルモン作用を攪乱し生育を妨げることにより雑草を枯死させると考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	移植水稻／水田一年生雑草（イネ科を除く）等										
我が国の登録状況	農薬：登録されていない。										
諸外国の状況	JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、豪州において米及び哺乳類の筋肉等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI: 8 mg/kg 体重/day 〔設定根拠〕 18か月間 発がん性試験（雌マウス・混餌。（発がん性は認められなかった。）毒性所見はない。（90 日間亜急性毒性試験（雌マウス・混餌）の最小毒性量における毒性所見（体重増加抑制等）を踏まえて評価） 無毒性量 803 mg/kg 体重/day 安全係数 100 ARfD: 設定の必要なし フロルピラウキシフェンベンジルの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響は認められなかったことから、急性参照用量（ARfD）は設定する必要がないと判断した。										
基準値案	別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質：フロルピラウキシフェンベンジルとする。										
暴露評価	TMDI／ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>TMDI／ADI (%)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1 歳以上）</td><td>0.0</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6 歳）</td><td>0.0</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>0.0</td></tr> <tr> <td>高齢者（65 歳以上）</td><td>0.0</td></tr> </tbody> </table> TMDI：理論最大一日摂取量（Theoretical Maximum Daily Intake）		TMDI／ADI (%)	国民全体（1 歳以上）	0.0	幼小児（1～6 歳）	0.0	妊婦	0.0	高齢者（65 歳以上）	0.0
	TMDI／ADI (%)										
国民全体（1 歳以上）	0.0										
幼小児（1～6 歳）	0.0										
妊婦	0.0										
高齢者（65 歳以上）	0.0										

意見聴取の状況	令和元年 9 月 27 日に在京大使館への説明を実施 令和元年 12 月 16 日にパブリックコメントを実施 令和元年 12 月 17 日に WTO 通報を実施
答申案	別紙 2 のとおり。

農薬名 フロルピラウキシフェンベンジル

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米（玄米をいう。）	0.01		申			<0.01（n=6）注）
牛の筋肉	0.01					推：0.008
豚の筋肉	0.01					（牛の筋肉参照）
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01					（牛の筋肉参照）
牛の脂肪	0.01					推：0.008
豚の脂肪	0.01					（牛の脂肪参照）
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01					（牛の脂肪参照）
牛の肝臓	0.01		申			推：0.008
豚の肝臓	0.01		申			（牛の肝臓参照）
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01		申			（牛の肝臓参照）
牛の腎臓	0.01		申			推：0.008
豚の腎臓	0.01		申			（牛の腎臓参照）
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01		申			（牛の腎臓参照）
牛の食用部分	0.01		申			（牛の腎臓参照）
豚の食用部分	0.01		申			（牛の腎臓参照）
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01		申			（牛の腎臓参照）

申：農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

推：推定される残留濃度であることを示す

注）OECDカリキュレーターを用いて基準値を算出した。

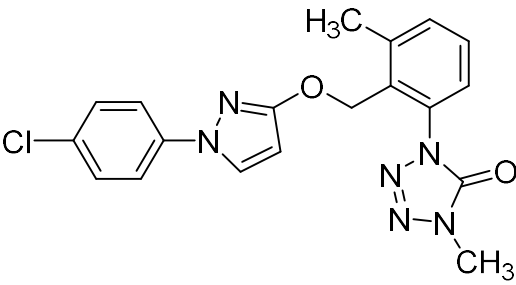
フロルピラウキシフェンベンジル

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	0.01
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注1)} の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.01
豚の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01
牛の肝臓	0.01
豚の肝臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01
牛の腎臓	0.01
豚の腎臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01
牛の食用部分 ^{注2)}	0.01
豚の食用部分	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01

注1) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注2) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

メチルテトラプロール (Methyltetraprole)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく新規の農薬登録申請に伴う基準値設定の要請及び魚介類への基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。										
構造式											
用途	農薬／殺菌剤										
作用機構	テトラゾリノン構造を有する殺菌剤である。細胞内ミトコンドリア電子伝達系複合体Ⅲの Qo サイトを阻害することにより細胞の呼吸阻害を引き起こし、殺菌効果を示すと考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	りんご／黒星病 等										
我が国の登録状況	農薬：登録されていない。										
諸外国の状況	JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値は設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI: 2.5 mg/kg 体重/day [設定根拠] 妊娠 6～28 日 発生毒性試験（ウサギ・強制経口等。最小毒性量における毒性所見は流産等。） 無毒性量 250 mg/kg 体重/day 安全係数 100 ARfD: 設定の必要なし メチルテトラプロールの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響は認められなかったことから、急性参照用量（ARfD）は設定する必要がないと判断した。										
基準値案	別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質：メチルテトラプロールとする。										
暴露評価	TMDI／ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>TMDI／ADI (%)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1 歳以上）</td><td>0.4</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6 歳）</td><td>0.7</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>0.2</td></tr> <tr> <td>高齢者（65 歳以上）</td><td>0.5</td></tr> </tbody> </table> TMDI：理論最大一日摂取量（Theoretical Maximum Daily Intake）		TMDI／ADI (%)	国民全体（1 歳以上）	0.4	幼小児（1～6 歳）	0.7	妊婦	0.2	高齢者（65 歳以上）	0.5
	TMDI／ADI (%)										
国民全体（1 歳以上）	0.4										
幼小児（1～6 歳）	0.7										
妊婦	0.2										
高齢者（65 歳以上）	0.5										
意見聴取の状況	令和元年 10 月 31 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及び WTO 通報を実施する予定										
答申案	別紙 2 のとおり。										

農薬名 メチルテトラプロール

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
てんさい	0.2		申			0.04, 0.05, 0.09
りんご	7		申			1.06～3.30 (n=6)
茶	50		申			1.19～21.1 (n=6) (荒茶)
魚介類	0.05		申			推 : 0.05

申：農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

推：推定される残留濃度であることを示す

答申（案）

（別紙2）

メチルテトラプロール

食品名	残留基準値 ppm
てんさい	0.2
りんご	7
茶	50
魚介類	0.05

改正食品衛生法第18条第3項ただし書に規定する 人の健康を損なうおそれのない量を定めることについて

1. 経緯

食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号。)により、食品用器具・容器包装にポジティブリスト制度(原則使用を禁止した上で、使用を認める物質を定め、安全が担保されたもののみ使用できる制度)を導入することとしており、公布の日(平成30年6月13日)から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている。

同法による改正後の食品衛生法(以下「改正食品衛生法」という。)第18条第3項において、政令で定める材質の原材料は、ポジティブリストに収載された物質でなければならないが、同項ただし書において、食品に接触する部分に使用されず、人の健康を損なうおそれのない量として定める量を超えて食品側に移行しない場合には、ポジティブリストに収載された物質以外のものも使用可能とされている。

このため、改正食品衛生法第18条第3項ただし書に規定する人の健康を損なうおそれのない量について、食品安全基本法第24条第1項の規定(改正食品衛生法附則第11条第2項により施行前に食品安全委員会の意見を聴くことができる)に基づき、食品安全委員会に意見聴取を行ったところ、食品健康影響評価がなされたことを踏まえ、器具・容器包装部会において審議を行い、以下の報告を取りまとめるものである。

2. 食品安全委員会における評価結果について

厚生労働省は、平成31年3月27日、食品安全基本法第24条第1項の規定(改正食品衛生法附則第11条第2項により施行前に食品安全委員会の意見を聴くことができる)に基づき、食品安全委員会に対して、人の健康を損なうおそれのない量を定めることについて意見を求めた。食品安全委員会から、器具容器包装専門調査会の議論を踏まえ、令和元年6月25日府食第145号により以下の評価結果が通知されている。

【食品健康影響評価の結果の通知について(抜粋)】

食品衛生法第18条第3項ただし書きに規定する人の健康を損なうおそれのない量は、食事中濃度で0.5 µg/kg以下となる範囲で設定できると考えられる。

3. 人の健康を損なうおそれのない量の設定について

○ 人の健康を損なうおそれのない量については、リスク管理等における実効性の観点を踏まえると、器具・容器包装から溶出又は浸出する物質の食事中濃度により規定するよりも食品擬似溶媒中濃度により規定することが適切である旨、本部会(平成30年12月20日)で報告した。

- 器具・容器包装に使用される物質の評価指針において、食事中濃度は、食品区分(5種類)に応じた食品擬似溶媒中濃度から算出する食品への移行量に食品区分係数(1以下)を乗じて合計した値に、消費係数を乗じて算出される。(別添:食品衛生法第18条第3項ただし書に規定する人の健康を損なうおそれのない量に係る食品健康影響評価 参考資料2)

$$\Sigma(\text{食品への移行量} \times \text{食品区分係数}) \times \text{消費係数} = \text{食事中濃度}$$

- ここで、消費係数は、食品に直接接触する材質(及びその種類)を介した食事への曝露がどの程度であるかという観点で設定するものであり、食品非接触部分の材質(及びその種類)に関して、直接的には食事への曝露がほぼないものとして整理できる。食事への曝露が相当少ない材質(及びその種類)に対する消費係数を0.001未満として整理したことを踏まえると、食事への曝露がほぼないものと整理できる非接触面に対して 0.01 を適用して、消費係数に当たる割合を仮定できると考えられる。

このとき、上記算出式において、全食品区分(区分数として5)に適用し食品区分係数を最大1と仮定した場合、食事中濃度が $0.5\mu\text{g}/\text{kg}$ 以下となる食品への移行量は、 $0.01\text{mg}/\text{kg}$ 以下と算出される。

- これらの算出は、市場の全ての製品中の食品非接触面の材質に同一物質が含まれる保守的な前提によるものとなっている。

また、分析の実行可能性の観点からも妥当なものと考えられる。

EU 規則 No.10/2011 においては、多層のうち食品に接触せず、ファンクショナルバリアで食品から分離されているプラスチック層について、ポジティブリストに掲載されたもの以外の化学物質を使用して製造することが可能とされているが、このリスト外の化学物質が食品又は食品擬似溶媒に移行してはならないとされている値は $0.01\text{mg}/\text{kg}$ (検出限界として規定された値)である。

- 以上の検討から、以下(下線)のとおり設定することが妥当であると判断される。

改正食品衛生法第18条第3項ただし書の規定により人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量は、食品中濃度として $0.01\text{mg}/\text{kg}$ とする。

- ここで、食品への移行量は、食品擬似溶媒中濃度に、係数(器具・容器包装に接触する食品の重量/食品擬似溶媒量)を乗じて算出されるが、器具・容器包装に接触する食品 1kg の面積を 600cm^2 ($1.7\text{g}/\text{cm}^2$)、食品擬似溶媒量を $1.5\sim 2.0\text{mL}/\text{cm}^2$ とした場合、この係数は $0.85\sim 1.13$ となり、1に概算できると考えられる。このため、食品への移行量 $0.01\text{mg}/\text{kg}$ は、食品擬似溶媒中濃度として $0.01\text{mg}/\text{L}$ と考えて差し支えないと考えられる。

なお、食品擬似溶媒を用いて確認する場合には、「食品用器具及び容器包装に関する食品

健康影響評価指針」(令和元年5月28日食品安全委員会決定)中の溶出試験法によることを基本とする。

(参考)

これまでの経緯

平成31年 3月27日	厚生労働大臣から食品安全委員委員長宛に食品健康影響評価を依頼
平成31年 4月 2日	第737回食品安全委員会(要請事項説明)
平成31年 4月15日	第51回器具・容器包装専門調査会
平成31年 4月24日	
から 5月23日	食品安全委員会における国民からの意見募集
令和元年 6月25日	第747回食品安全委員会
令和元年 6月25日	食品安全委員会より食品健康影響評価の通知
令和元年 7月 1日	薬事・食品衛生審議会へ諮問
令和元年 7月 8日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会

● 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会

【委員】

○有蘭 幸司	熊本県立大学環境共生学部環境共生学科教授
浦郷 由季	一般社団法人全国消費者団体連絡会事務局長
大野 浩之	名古屋市衛生研究所生活環境部長
尾崎 麻子	地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所衛生化学部食品化学2課主幹研究員
魏 民	大阪市立大学大学院医学研究科環境リスク評価学准教授
竹内 和彦	国立研究開発法人産業技術総合研究所化学プロセス研究部門契約職員
広瀬 明彦	国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター安全性予測評価部長
宮島 敦子	国立医薬品食品衛生研究所医療機器部第二室長
六鹿 元雄	国立医薬品食品衛生研究所食品添加物部第三室長
(○：部会長)	

[参考1]改正食品衛生法 第18条第3項

器具又は容器包装には、成分の食品への溶出又は浸出による公衆衛生に与える影響を考慮して政令で定める材質の原材料であって、これに含まれる物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を除く。）について、当該原材料を使用して製造される器具若しくは容器包装に含有されることが許容される量又は当該原材料を使用して製造される器具若しくは容器包装から溶出し、若しくは浸出して食品に混和することが許容される量が第一項の規格に定められていないものは、使用してはならない。ただし、当該物質が人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める量を超えて溶出し、又は浸出して食品に混和するおそれがないように器具又は容器包装が加工されている場合（当該物質が器具又は容器包装の食品に接触する部分に使用される場合を除く。）については、この限りでない。

[参考2] 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会（平成30年12月20日）で確認された検討の方向性

人の健康を損なうおそれのない量については、リスク管理等における実効性の観点を踏まえると、器具・容器包装から溶出又は浸出する物質の食事中濃度により規定するよりも食品擬似溶媒中濃度により規定することが適切であると考えられる。

食品衛生法第 18 条第 3 項ただし書に
規定する人の健康を損なうおそれのな
い量に係る食品健康影響評価

2019 年 6 月

食品安全委員会

<審議の経緯>

- 2019 年 3 月 27 日 厚生労働大臣から食品衛生法等の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 46 号)による改正後の食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)第 18 条第 3 号ただし書に規定する人の健康を損なうおそれのない量の食品健康影響評価について要請(厚生労働省発生食第 0327 第 4 号)、関係資料の接受
- 2019 年 4 月 2 日 第 737 回食品安全委員会(要請事項説明)
- 2019 年 4 月 15 日 第 51 回器具・容器包装専門調査会
- 2019 年 4 月 23 日 第 740 回食品安全委員会(報告)
- 2019 年 4 月 24 日から 5 月 23 日まで 国民からの意見・情報の募集
- 2019 年 6 月 19 日 器具・容器包装専門調査会座長から食品安全委員会委員長へ報告
- 2019 年 6 月 25 日 第 747 回食品安全委員会(報告)
(同日付け厚生労働大臣へ通知)

<食品安全委員会委員名簿>

(2018 年 7 月 1 日から)

佐藤 洋(委員長)
山本 茂貴(委員長代理)
川西 徹
吉田 緑
香西 みどり
堀口 逸子
吉田 充

<食品安全委員会器具・容器包装専門調査会専門委員名簿>

(2017 年 10 月 1 日から)

井口 泰泉	中江 大	松永 民秀
石原 陽子	那須 民江	六鹿 元雄
尾崎 麻子	能美 健彦(座長)	横井 毅(座長代理)
小野 敦	北條 仁	吉永 淳
小林 カオル	堀端 克良	
曾根 秀子	増田 修一	

1 経緯

(1) 厚生労働省の経緯

- ① 平成 30 年 6 月 13 日、器具・容器包装の規制においてポジティブリスト（以下「PL」という。）制度を導入する旨の条文を含む「食品衛生法等の一部を改正する法律」が公布された（公布日から 2 年以内に施行予定。）。
- ② 改正後の食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に新設された第 18 条第 3 項は、食品に接触しない部分に使用される物質について、人の健康を損なうおそれのない量（以下「おそれのない量」という。）を超えて溶出し、又は浸出して食品に混和するおそれがないように器具又は容器包装が加工されている場合、PL 制度の適用除外となることを規定している。
- ③ おそれのない量は食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号に基づく法定諮問事項に該当し、平成 31 年 3 月 27 日付けで厚生労働省から食品安全委員会への諮問がなされ、第 737 回食品安全委員会（平成 31 年 4 月 2 日）で、器具・容器包装包装専門調査会で審議することが決定された。
- ④ なお、厚生労働省は、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会（平成 30 年 12 月 20 日）で、おそれのない量については、リスク管理等における実効性の観点を踏まえると、食事中濃度として定めるよりも食品擬似溶媒中の濃度（以下「溶媒中濃度」という。）として定めることが適切であるとの考えを示している。

(2) 器具・容器包装専門調査会での検討経緯

食品安全委員会は、第 47 回器具・容器包装専門調査会（平成 30 年 8 月 3 日）で、おそれのない量に関連する事項を検討した。その際、おそれのない量については『厚生労働省の諮問内容を踏まえて別途検討が必要となるが、検討に際しては、食事中濃度区分「区分Ⅰ」「区分Ⅱ」の線引きの値として設定した食事中濃度（※0.5 $\mu\text{g}/\text{kg}$ （溶媒中濃度に諸係数を用いて換算した濃度））及び食事中濃度区分が「区分Ⅰ」での要求事項を考慮のうえ検討する』との整理が了承された。【参考資料 1 参照】

2 食品健康影響評価

- (1) 以下を踏まえ、食事中濃度区分「区分Ⅰ」「区分Ⅱ」の線引きの値として用いた食事中濃度 0.5 $\mu\text{g}/\text{kg}$ を参照すると、おそれのない量については食事中濃度で 0.5 $\mu\text{g}/\text{kg}$ 以下となる範囲で設定できると考えられる。
 - ① 食事中濃度 0.5 $\mu\text{g}/\text{kg}$ 以下は、遺伝毒性の懸念がないと判断できる場合、器具又は容器包装の食品に接触しない部分に使用される物質（以下「食品非接触層に使用される物質」という。）が仮に発がん物質であったとしても、生涯発がんリスクが 10^{-6} 以下になると想定される濃度である。また、一般的に、非発がん毒性に関する懸念の程度も低いと推定されること。
 - ② 食事中濃度 0.5 $\mu\text{g}/\text{kg}$ （1.5 $\mu\text{g}/\text{person}/\text{day}$ に相当）は、米国における食品接触物質の規制適用外の水準及び日本国内における残留農薬の一律基準の設定に際して参

照されているように、規制目的での使用実績が認められること。

(2) 上記により厚生労働省がおそれのない量を設定し、食品非接触層に使用される物質についてリスク管理措置を実行する場合、以下の2点に留意する必要があると考えられる。

- ① 食事中濃度で 0.5 µg/kg 以下となる水準は、食品用器具及び容器包装に関する食品健康影響評価指針に規定する食事中濃度区分「区分Ⅰ」に相当する水準である。この水準は遺伝毒性に対する配慮を要することから、利用可能な情報に基づく考察又は遺伝毒性試験等の結果を基に、食品非接触層に使用される物質に遺伝毒性の懸念がないよう配慮すること。
- ② 検出下限値がおそれのない量に相当する溶媒中濃度よりも高い分析法を用いる場合、食品非接触層に使用される物質が検出されないことをもって、おそれのない量に相当する溶媒中濃度以下であると判断することはできない。したがって、おそれのない量を超えて溶出し、又は浸出して食品に混和するおそれがないことを判断する際は、検出下限値がおそれのない量に相当する溶媒中濃度以下の分析法を用いるよう配慮すること。

参考表 食事中濃度が 0.5 µg/kg 以下の物質の取扱い

物質の由来	食品接触層	食品非接触層
政策上の取扱い	・ 食品安全委員会によるリスク評価の対象	・ 厚生労働省によるリスク管理措置の対象
参照する濃度	・ 食事中濃度 0.5 µg/kg 以下 ※ ばく露評価の観点から、食事中濃度を採用	・ 溶媒中濃度（予定） ※ おそれのない量は食事中濃度 0.5 µg/kg 以下となる範囲で設定可能（厚生労働省において、左記の食事中濃度をもとに、リスク管理の実効性の観点から、溶媒中濃度により規定（予定）） ※ 検出下限値はおそれのない量に相当する溶媒中濃度以下であることが必要
考慮を要する毒性への対応	・ 利用可能な情報に基づく考察又は遺伝毒性試験等の実施結果をもとに、対象物質の遺伝毒性を評価	・ 利用可能な情報に基づく考察又は遺伝毒性試験等の実施結果をもとに、対象物質に遺伝毒性の懸念がないことを担保することが必要

3 備考

厚生労働省でのおそれのない量の検討に供するため、食事中濃度から溶媒中濃度の換算方法を参考として示す。【参考資料 2 参照】

※ 食品安全委員会器具・容器包装専門調査会（第 47 回：平成 30 年 8 月 3 日）資料
食事中濃度区分「区分Ⅰ」「区分Ⅱ」の線引きの値について

1. 提案

食事中濃度区分「区分Ⅰ」「区分Ⅱ」の線引きの値を、発がん物質の TD_{50} （腫瘍発生率が 50 %となる用量）から外挿的に得た実質安全量の知見等を踏まえ、食事中濃度 0.5 $\mu\text{g}/\text{kg}$ としてはどうか。

また、食事中濃度区分が「区分Ⅰ」の場合、毒性試験の実施を必須とはしないが、閾値が存在しないと想定される遺伝毒性発がん性に関しては考慮が必要であることから、米国の規制実態も踏まえ、遺伝毒性や発がん性に関する利用可能な情報（毒性試験の結果を用いることも可能）に基づく考察を求めることとしてはどうか。

食事中濃度区分		試験項目
区分Ⅰ	毒性試験の結果を必須としない水準	—*
区分Ⅱ	一般毒性試験の結果を必須としない水準	遺伝毒性試験
区分Ⅲ	一般毒性試験の結果（スクリーニングレベル）が必須となる水準	遺伝毒性試験 亜慢性毒性試験
区分Ⅳ	フルセットの毒性試験等の結果が必須となる水準	遺伝毒性試験 亜慢性毒性試験 生殖毒性試験 発生毒性試験 慢性毒性試験 発がん性試験 体内動態試験

* 毒性試験の実施を必須とはしないが、遺伝毒性や発がん性に関して、利用可能な情報に基づく考察の提出を求める。

2. 検討材料

（1）米国（食品接触物質の規制適用外（Threshold of Regulation：TOR）の水準）

① 規制実態

米国 FDA は、規制適用外の水準（以下、「TOR 水準」）として食事中濃度 0.5 ppb ($\mu\text{g}/\text{kg}$)（※1.5 $\mu\text{g}/\text{person}/\text{day}$ に相当）を設定し、食品へ移行する又は移行すると予期される食品接触物質の食事中濃度が TOR 水準以下の場合、食品添加物の規制の適用除外を受けられるとしている¹。

また、食品接触物質に関する FCN 制度においても同水準の考え方を採用しており、申請者が米国 FDA に届出書を提出するに際して必要となる毒性試験等を定めた区分

¹ 適用除外物質リストに掲載されるためには、米国 FDA への要請が必要であり、物質の化学名、使用条件、食品中濃度が 0.5 ppb 以下となることを示すデータ、当該物質やその不純物に係る既存の毒性情報（動物を用いた発がん性試験の実施の有無、発がん性や強い毒性を示唆する情報の有無等）等の提出が必要としている。

として、食事中濃度 0.5 ppb ($\mu\text{g}/\text{kg}$) 以下の区分を設定している。同区分では、毒性試験の実施を必須としないが、潜在的発がん性に関する利用可能な情報（発がん性試験、遺伝毒性試験、既知の変異原性物質又は発がん物質との構造の類似性に関する情報）に基づく考察の提出を要求している。

② 設定根拠

発がん物質（343 物質）の TD_{50} （腫瘍発生率が 50 %となる用量）から外挿的に得た実質安全量（発がんリスクが 10^{-6} 又は 10^{-5} となる用量）の知見を考慮し、公衆衛生の保護を確実なものとする観点から、食事中濃度 0.5 $\mu\text{g}/\text{kg}$ を設定。【別紙参照】

（２）国内（残留農薬の一律基準）

① 規制実態（食品衛生法）

食品衛生法は、同法第 11 条第 3 項の「人の健康を損なうおそれのない量」として一律基準 0.01 ppm (mg/kg) を設定している。なお、一律基準は、国内外において、一般にその使用に先立ち毒性等の評価を経ていることを前提に、基本的に当該農薬等の使用が認められていない農作物等に残留する場合²に適用される。

② 設定根拠

化学物質の安全性という観点から、JECFA での香料の評価及び米国 FDA での間接添加物の評価で用いられる、許容されるばく露量の閾値（1.5 $\mu\text{g}/\text{person}/\text{day}$ ※食事中濃度 0.5 ppb ($\mu\text{g}/\text{kg}$) に相当）を許容量の目安として使用。仮に農薬等が 0.01 ppm (mg/kg) 残留する食品を 150 g 摂取した場合、当該農薬等のばく露量は 1.5 $\mu\text{g}/\text{person}/\text{day}$ になるが、国民の食品の摂取実態等を考慮すると、一生涯にわたって許容量の目安（1.5 $\mu\text{g}/\text{person}/\text{day}$ ）を超えることはあり得ないとしている。

3. 備考（※食品衛生法第 18 条第 3 項の「人の健康を損なうおそれのない量」の検討）

改正食品衛生法第 18 条第 3 項では、食品に接触しない部分に使用される物質については、「人の健康を損なうおそれのない量」を超えて溶出し、又は浸出して食品に混和するおそれがないように器具又は容器包装が加工されている場合、PL 制度の適用除外とされている。当該量は食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号に基づく法定諮問事項に該当し、今後、食品安全委員会に諮問される見込みである。

当該量の詳細については、厚労省の諮問内容を踏まえて別途検討が必要となるが、検討に際しては、食事中濃度区分「区分Ⅰ」「区分Ⅱ」の線引きの値として設定した食事中濃度及び食事中濃度区分が「区分Ⅰ」での要求事項を考慮のうえ検討することとしたい。

² 具体的には「いずれの食品にも残留基準が設定されてない農薬等が食品に残留する場合」又は「一部の食品には残留基準が設定されている農薬等が、残留基準が設定されていない食品に残留する場合」に適用される。

食事中濃度区分「区分Ⅰ」「区分Ⅱ」の線引きの値の 検討材料となる科学的知見（TOR 水準の設定経緯）

1. Munro (1990)

(1) 知見

発がん物質（343 物質）の各用量－反応曲線について、 TD_{50} （腫瘍発生率が 50 %となる用量）の点と原点を結ぶ直線を用い、実質安全量（発がんリスクが 10^{-6} 又は 10^{-5} となる用量）を外挿的に求めた報告を活用し、発がん物質（343 物質）の実質安全量の分布を用いて TOR 水準を検討した。

TOR 水準として食事中濃度 1 ppb ($\mu\text{g}/\text{kg}$) を設定した場合、新規の化学物質のうち発がんリスクが 10^{-6} を超えない物質の割合は、新規の化学物質の全てが発がん物質だとすると 55 %であり、10 %が発がん物質だとすると 95 %と推定された。また、新規の化学物質のうち発がんリスクが 10^{-5} を超えない物質の割合は、新規の化学物質の 20 %が発がん物質だとしても 95 %を超えると推定された。

(2) 考察

著者は、新規の化学物質に占める発がん物質の割合を推定する明確なデータは存在しないことから、TOR 水準の選択は規制政策上の問題だと考えられるとした上で、実質安全量を算出する方法論が保守的であることに基くと、TOR 水準として 1 ppb ($\mu\text{g}/\text{kg}$) は妥当かもしれないと考察した。

2. FDA

FDA は、Munro (1990) が提示した TOR 水準である 1 ppb ($\mu\text{g}/\text{kg}$) を考慮しつつ、ある物質が食品添加物の適用除外を受けた後に発がん物質であることが判明したとしても、公衆衛生の保護を確実なものとするに十分なものでなければならぬとし、より低い TOR 水準として 0.5 ppb ($\mu\text{g}/\text{kg}$) を提案した。

FDA は、当該 TOR 水準を、非発がん毒性のエンドポイント³と発がん毒性のエンドポイント⁴に分けて検証し、十分な安全が確保されることを確認した。

³ TOR 水準を 0.5 ppb ($\mu\text{g}/\text{kg}$) に設定した場合、毒性影響とのマージンは 2,000 倍以上（農薬であっても 200 倍以上）となり十分な安全域が確保されたとした。

⁴ Munro (1990) とは異なるデータセットを用いて得た、発がん物質（477 物質）の実質安全量 (10^{-6}) の分布を解析。TOR 水準として 0.5 ppb ($\mu\text{g}/\text{kg}$) を設定することは、保守性と実用性のバランスがとれているとした。

(参考) 人の健康を損なうおそれのない量について

人の健康を損なうおそれのない量（以下「おそれのない量」という。）の候補の算出

- 1 食品に接触しない部分に使用される物質を含む食品非接触層の材質について、当該材質が間接的に接触する食事量の割合を推定した値として、消費係数 CF をおく。
- 2 食品に接触しない部分に使用される物質が食品中に移行した場合、その食事中濃度 DC は、消費係数 CF 及び表 1 のパラメータ（食品区分係数、食品への移行量）を用いると、次のように算出される。

$$DC = CF \times \frac{\alpha}{\beta} \sum_{i=1}^n (DF_i \times x_i) \quad (\text{式 1})$$

表 1 各食品区分における各種パラメータ

食品区分	D_1	D_2	...	D_n
食品区分係数	DF_1	DF_2	...	DF_n
食品擬似溶媒中濃度 $[\mu\text{g/L}]$	x_1	x_2	...	x_n
食品への移行量 $[\mu\text{g/kg}]$	$\frac{\alpha}{\beta} x_1$	$\frac{\alpha}{\beta} x_2$	...	$\frac{\alpha}{\beta} x_n$

注 1 $\sum_{i=1}^n DF_i = 1$ であり、 $0 \leq DF_i \leq 1$

注 2 溶出試験時の食品擬似溶媒量（試験片単位面積当たり）を α $[\text{mL/cm}^2]$ とする

注 3 器具・容器包装に接触する食品の重量（単位面積当たり）を β $[\text{g/cm}^2]$ とする

- 3 ここで、 $DC \leq 0.5 \mu\text{g/kg}$ の条件を考えると（式 1）から（式 2）を得る。

$$\sum_{i=1}^n (DF_i \times x_i) \leq 0.5 \times \frac{1}{CF} \times \frac{\beta}{\alpha} \quad (\text{式 2})$$

- 4 ところで、 $0 \leq DF_i \leq 1$ であることから、次の不等式が成立する。

$$\sum_{i=1}^n (DF_i \times x_i) \leq \sum_{i=1}^n x_i \quad (\text{式 2.1})$$

- 5 （式 2.1）の不等式を用い、おそれのない量の候補を保守的に検討するため、次の（式 2.2）について検討を進めることとする（なお、これは全ての食品区分係数を 1 として取り扱うことと同義である。）。

$$\sum_{i=1}^n x_i \leq 0.5 \times \frac{1}{CF} \times \frac{\beta}{\alpha} \quad (\text{式 2.2})$$

- 6 おそれのない量を食品擬似溶媒の種類を問わず一律に設定する場合を想定する。おそれのない量としての食品擬似溶媒中濃度を X [$\mu\text{g/L}$] とすると、 $\sum_{i=1}^n x_i = nX$ となることから、これと（式 2.2）から（式 3）を得る。

$$X \leq 0.5 \times \frac{1}{CF} \times \frac{\beta}{\alpha} \times \frac{1}{n} \quad (\text{式 3})$$

- 7 ここで、溶出試験時の食品擬似溶媒量（試験片単位面積当たり）を $\alpha = 1.7$ [mL/cm^2]、器具・容器包装に接触する食品の重量（単位面積当たり）を $\beta = 1.7$ [g/cm^2] とすると、（式 3）は次のように変形できる。

$$X \leq 0.5 \times \frac{1}{CF} \times \frac{1}{n} \quad (\text{式 3.1})$$

- 8 また、想定される食品区分数は $1 \leq n \leq 5$ であることから、次の不等式が成立する。

$$0.5 \times \frac{1}{CF} \times \frac{1}{5} \leq 0.5 \times \frac{1}{CF} \times \frac{1}{n} \leq 0.5 \times \frac{1}{CF} \times 1 \quad (\text{式 3.2})$$

- 9 （式 3.2）の不等式を用い、おそれのない量の候補を保守的に検討するため、次の（式 3.3）について検討を進めることとする。

$$X \leq 0.5 \times \frac{1}{CF} \times \frac{1}{5} \quad (\text{式 3.3})$$

- 10 （式 3.3）に基づき、おそれのない量 X の範囲の上限値及び消費係数 CF の関係を整理すると、表 2 を得る。

表 2 人の健康を損なうおそれのない量 X の範囲の上限値と消費係数 CF の関係

CF	0.005	0.01	0.02	0.05	0.1
X の上限値 [mg/L^*]	0.02	0.01	0.005	0.002	0.001

※ 単位を $\mu\text{g/L}$ から mg/L に換算

備考

（式 3.3）は、5 及び 9 のとおり、全ての食品区分係数を 1 とし、かつ対象物質が全ての食品区分に適用されるとの前提で、保守的に導出されている。また、食品に接触しない部分に使用される物質は、目的や用途に応じて限定的に使用されると想定される。

これらを考慮し、食品に接触しない部分に使用される物質を含む材質の消費係数を 0.01 とするならば、おそれのない量は食品擬似溶媒中濃度で 0.01 mg/L 以下となる範囲で設定できると考えられる。

改正食品衛生法第 18 条第 3 項における政令で定める材質（合成樹脂）の原材料であって、これに含まれる物質に関する規格基準の設定について

1 経緯

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 18 条第 1 項の規定により、厚生労働大臣は、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、器具若しくは容器包装（以下、「容器包装等」という。）若しくはこれらの原材料につき規格を定め、又はこれらの製造方法につき基準を定めることができることとされており、この規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「規格基準告示」という。）において、容器包装等又はこれらの原材料の規格又は基準が定められている。規格基準告示で規格又は基準が定められた容器包装等については、法第 18 条第 2 項の規定により、その規格又は基準に合わなければ製造等を行ってはならないとされている。

今般、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 46 号）による改正後の法（以下「改正法」という。）第 18 条第 3 項において、政令で定める材質（合成樹脂）の原材料であって、これに含まれる物質は、当該原材料を使用して製造される容器包装等に含有されることが許容される量又は当該原材料を使用して製造される容器包装等から溶出し、若しくは浸出して食品に混和することが許容される量（以下「含有量等」という。）が同条第 1 項の規格に定められたものでなければならないこととされている。

2 改正概要

- （１）改正法第 18 条第 3 項の政令で定める材質（合成樹脂）の原材料であって、これに含まれる物質について、含有量等に関する規格を規格基準告示「第 3 器具及び容器包装 A 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格」に規定する。なお、含有量等の数値等については、新たに別表を設けて規定する。
- （２）着色の目的に限って使用する物質は、食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号）別表第 1 に掲げる着色料若しくは溶出又は浸出して食品に混和するおそれのないように加工されている着色料であることとする。
- （３）規格基準告示「第 3 器具及び容器包装 A 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格」の 7 及び「F 器具及び容器包装の製造基準」の 5 の規定を削除する。

3 食品安全委員会における評価結果について

厚生労働省は、令和元年 11 月 22 日、食品安全基本法（平成 15 年法律 48 号）第 24 条第 1 項の規定に基づき、食品安全委員会に対して、2 の（１）及び（２）について食品健

健康影響評価を依頼するとともに、2の（3）について食品安全基本法第11条第1項第1号の「食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき」に該当すると解することの可否について意見を求めた。なお、2の（1）の別表に規定する個別の物質の含有量等に係る食品健康影響評価については、食品安全基本法第11条第1項第3号に定める「人の健康に悪影響が及ぶことを防止し、又は抑制するため緊急を要する場合で、あらかじめ食品健康影響評価を行ういとまがないとき」に該当するものとして、同法第24条第1項柱書きのただし書きに基づき、別途評価を要請する予定である。

なお、食品安全委員会から、令和元年12月3日府食第528号により以下の評価結果が通知されている。

○ 2の（1）及び（2）について

【食品健康影響評価の結果の通知について（抜粋）】

この規定の整備により、従来、使用に当たって制限が設けられていなかった物質について、含有量等の使用制限が新たに設けられることとなり、現行よりも規制は強化されることから、人の健康に悪影響を及ぼすおそれはないと考えられる。

したがって、改正後の規格基準が遵守される限りにおいて、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。

○ 2の（3）について

【食品健康影響評価の結果の通知について（抜粋）】

現行の規格基準告示の規定の一部を新法第18条第3項に規定される「政令で定める材質の原材料であつて、これに含まれる物質」に関する規格に移行することに伴い削除するものであることから、人の健康に影響を及ぼすものではないと考えられる。

4 規格基準告示「第3 器具及び容器包装A 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格」の規則及び別表について

上記の内容について、これまでの器具・容器包装部会における審議等を踏まえ、新たに別添1のとおり、「第3 器具及び容器包装A 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格」の規則及び別表（別添2）に個別に規定する暫定規格基準（以下「PL」という。）を設定する。その設定についての手順等は以下のとおりとなっている。

（1）設定手順

現在、国内で販売、製造、輸入、営業上使用されている器具・容器包装に用いられている物質（既存物質）であつて、PLに収載する必要がある物質について、関係事業者

及び事業者団体から情報提供を受け、整理・確認を行った。

PL 案作成後、広く意見募集（令和元年 8 月 9 日から同年 9 月 30 日まで）を行い、既存物質についての情報提供を依頼するとともに、WTO 通報（令和元年 8 月 9 日から同年 10 月 8 日まで（TBT）及び同年 8 月 12 日から同年 10 月 11 日まで（SPS））を通じて、海外からの情報提供を受け、さらに整理・確認を行った。

また、PL 案の作成は、食品安全基本法第 11 条第 1 項第 3 号に規定する「人の健康に悪影響が及ぶことを防止し、又は抑制するため緊急を要する場合で、あらかじめ食品健康影響評価を行ういとまがないとき」に該当するものとして、事後に食品健康影響評価を行うことを前提に、告示制定に向けて作業を行ったものであるが、現時点での PL 収載にあたり、①海外のポジティブリストに収載されている物質については、海外の管理機関により使用が認められていることに基づき、②それ以外の物質については、構造、物性等も踏まえ、遺伝毒性について、定量的構造活性相関（(Q) SAR）による解析、文献情報、個別試験データ等に基づき、一定の安全性を確認したものである。

なお、以上の作業は厚生労働省において行われた。

（２）設定に際しての留意事項

- ① 合成樹脂の原材料は、PL に掲げる基ポリマー、微量モノマー、添加剤等で構成されていなければならない旨規定する。なお、PL の規制の対象は最終製品に残存することを意図して用いられる物質である旨併せて規定する。
- ② 基ポリマーについては、その特性（物理化学的性質）や使用実態を踏まえて、樹脂を複数の区分に分類して規定する。添加剤の添加量等についても、基ポリマーごとの区分に応じて規定する。
- ③ 添加剤の添加量は、合成樹脂全体（基ポリマー及び添加剤を含む。）に対する割合として規定する。また、塗布して用いる物質の制限量は単位面積当たりの量として規定する。
- ④ コーティングのみに用いる樹脂については、基ポリマーのリストとは別に「基ポリマー（コーティング樹脂）リスト」を設け、使用可能なものを規定する。
- ⑤ 基ポリマーについて、その構成成分の 98 重量%超が PL に収載されているポリマーで構成されていなければならない旨規定する。残りのポリマー構成成分（微量モノマーという。以下同じ。）として使用可能な物質は、樹脂ごとのポリマーのリストとは別に「微量モノマーリスト」を設け、使用可能なものを規定する。
- ⑥ 出発モノマーが異なる場合は、合成された基ポリマーの構造が同一であっても、原則異なる基ポリマーとして取り扱うこととする。（PL では原料基礎名で基ポリマーを区別することとする。）
- ⑦ 合成樹脂を製造する際にポリマー構造を有する物質が添加剤として使用される場合があるため、この場合において、添加剤として使用できるようにするためのリス

トを規定する。

- ⑧ PL に適合している樹脂を複数混合した場合、混合樹脂は PL 適合として扱う。ただし、混合前の各樹脂の使用制限（使用可能食品、使用可能温度、添加剤の添加量等）は混合樹脂にも引き継がれて適用される旨規定する。なお、その場合、実際には混合前の各樹脂のうち厳しい基準を適用することとなるのが原則であるが、混合の比率などにより混合規則の原則以外の条件となる場合には、PL に当該条件を規定する。
- ⑨ 多層品の非接触層に使用される基ポリマーにあつては、物質ごとに規定される制限のうち、使用可能食品の制限は適用されないが、使用可能最高温度については、非接触層であっても原則として適用されることとする。
- ⑩ 食品の非接触層のみに使用される物質については法第 18 条第 3 項ただし書きの規定に基づき厚生労働大臣が定める量（以下「一定量」という。）の適用対象であることとする。ただし、その物質が一定量を超えて食品に移行する場合は、個別に PL への収載が必要であることとする。（この場合、添加剤は非接触層に使用される基ポリマーの区分に規定される。）
- ⑪ 他材質に使用される合成樹脂のうち、食品の接触面に合成樹脂の層が形成されている場合は、PL への収載が必要であることとする。

5 その他

- （１）今回設定する PL については、PL の規格が未整備の物質の使用を施行日以降も一定期間認める経過措置を設定する必要があると考えられるが、現在、すでに寄せられている直近の使用実態等の情報等を踏まえ、本制度施行後も、当該経過措置期間中に再度見直しを行うものとし、その後も最新の安全性等の情報を踏まえ適時見直しを行う必要がある。
- （２）また、令和 2 年春を目途に器具・容器包装の原材料の PL 掲載申請のガイドラインを示し、新規の原材料の使用にあたって PL 掲載申請が可能となる体制を整備する必要がある。

これまでの経緯

令和元年	6月19日	薬事・食品衛生審議会へ諮問
令和元年	6月21日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会
令和元年	7月8日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会
令和元年	8月9日	厚生労働省における国民からの意見募集
	から9月30日	厚生労働省ホームページにおける意見募集
令和元年11月22日		厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに食品健康影響評価を依頼
令和元年12月3日		第766回食品安全委員会（要請事項説明）
令和元年12月3日		食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あて食品健康影響評価について通知
令和元年12月23日		薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会

● 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会

【委員】

○有蘭 幸司	熊本県立大学環境共生学部環境共生学科教授
浦郷 由季	一般社団法人全国消費者団体連絡会事務局長
大野 浩之	名古屋市衛生研究所生活環境部長
尾崎 麻子	地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所衛生化学部食品化学2課主幹研究員
魏 民	大阪市立大学大学院医学研究科環境リスク評価学准教授
竹内 和彦	国立研究開発法人産業技術総合研究所化学プロセス研究部門契約職員
広瀬 明彦	国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター安全性予測評価部長
宮島 敦子	国立医薬品食品衛生研究所医療機器部第二室長
六鹿 元雄	国立医薬品食品衛生研究所食品添加物部第三室長
(○：部会長)	

「第 3 器具及び容器包装 A 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格」に規定すべき事項の案

「食品、添加物等の規格基準」(昭和 34 年 12 月 28 日厚生省告示第 370 号)の「第 3 器具及び容器包装 A 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格」に次の規定を新たに設けることとする。また、新たな規定の設定により、「第 3 器具及び容器包装 A 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格 第 7 項」及び「第 3 器具及び容器包装 F 器具及び容器包装の製造基準 第 5 項」を削除する。

なお、法制上の観点から、文言等については変更があり得る。

○ (案)

- 1 法第 18 条第 3 項の規定に基づき、食品衛生法施行令(昭和 28 年政令第 229 号)第 1 条に規定された合成樹脂の原材料であって、これに含まれる物質(その物質が化学的に変化して生成した物質を除く。)及びそれらの使用にあたっての制限については別表第 1 のとおりとする。ただし、器具又は容器包装の着色に限って使用される物質は、食品衛生法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 23 号)別表第 1 に掲げる着色料又は溶出若しくは浸出して食品に混和するおそれのないように加工されている着色料であること。
- 2 別表第 1 第 1 表(1)及び(2)の表中の使用可能ポリマー欄に掲げる合成樹脂の原材料であって、これに含まれる物質(以下「基ポリマー」という。)については、基ポリマーを使用して製造される器具若しくは容器包装に含有されることが許容される量又は当該基ポリマーを使用して製造される器具若しくは容器包装から溶出し、若しくは浸出して食品に混和することが許容される量が定められていない場合であっても、法第 18 条第 1 項の規格に適合しているものとみなす。ただし、同表の使用可能食品欄及び使用可能最高温度欄に規定する制限を超えて器具及び容器包装の原材料として使用してはならない。なお、基ポリマーが異なる樹脂を複数混合する場合の基ポリマーの使用にあたっての制限については、それらの物質が溶出し、又は浸出することによる公衆衛生上の危害の発生を防止することを目的として、混合前の各々の基ポリマーにおける制限が適用されるものとする。
- 3 別表第 1 第 1 表(2)の表中の使用可能ポリマー欄に掲げる基ポリマーは、塗布又は転写により適切な基材上に固化して層を形成するものとして使用すること。
- 4 基ポリマーの構成成分に対して、98 重量%超が別表第 1 第 1 表(1)又は(2)の表の使用可能ポリマー欄に掲げる物質で構成され、その他の構成成分は同表第 1 表(3)

の表に掲げるモノマーの共重合体で構成されること。

- 5 同表第2表の表中の物質名欄に掲げる合成樹脂の原材料であって、これに含まれる物質は、別に定める場合を除き、同表第1表(1)及び(2)の表中の区分欄に従い、対応する同表第2表(1)の表中の区分別使用制限欄に定める量を超えて、該当する基ポリマーを使用する合成樹脂に含有してはならない。

(参考)

「食品、添加物等の規格基準」(昭和34年12月28日厚生省告示第370号)の「第3器具及び容器包装」中、以下の規定を削除する。

A 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格

- 7 油脂又は脂肪性食品を含有する食品に接触する器具又は容器包装には、フタル酸ビス(2—エチルヘキシル)を原材料として用いたポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂を原材料として用いてはならない。ただし、フタル酸ビス(2—エチルヘキシル)が溶出又は浸出して食品に混和するおそれのないように加工されている場合にあっては、この限りでない。

F 器具及び容器包装の製造基準

- 5 使用温度が40℃を超える器具又は容器包装を製造する場合は、D—乳酸含有率が6%を超えるポリ乳酸を使用してはならない。ただし、100℃以下で30分以内又は66℃以下で2時間以内で使用するものについては、この限りでない。

食品、添加物等の規格基準（厚生省告示第 370 号）

改正案 別表

別表第1 第1表案（基ポリマー）（1）基ポリマー（プラスチック）

a 表中使用可能食品の欄は、次に定めるとおりとする。 ※ 今後、物質名称の変更、物質の統合、記載順の変更等、整備を行う予定である。

① 「○」は、使用可能であることを示す。

② 「－」は、使用不可であることを示す。

b 表中使用可能最高温度の欄は、次に定めるとおりとする。

① 「Ⅰ」は、70℃以下で使用可能であることを示す。

② 「Ⅱ」は、100℃以下で使用可能であることを示す。

③ 「Ⅲ」は、100℃超で使用可能であることを示す。

特記事項欄における「#」の記号等は記載されていない。

（「#」は食品安全基本法第11条第1項第3項に該当するものであることを示す予定）

1. ポリエチレン（PE）

No	使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度 Ⅰ. ～70℃ Ⅱ. ～100℃ Ⅲ. 101℃～	区分	特記事項
		酸性	油性及び 脂肪性	乳・乳製 品	酒類	その他			
1	エチレン単独重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	5	
2	エチレン・1－アルケン共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	5	
3	エチレン単独重合体・無水マレイン酸グラフト化物	○	○	○	○	○	Ⅲ	2	
4	エチレン・1－アルケン共重合体・無水マレイン酸グラフト化物	○	○	○	○	○	Ⅲ	2	
5	エチレン単独重合体・マレイン酸モノエチルエステルグラフト化物	○	○	－	○	○	Ⅲ	2	
6	エチレン単独重合体・スチレングラフト化物	○	○	○	○	○	Ⅲ	2	
7	エチレン単独重合体・エチニルトリメトキシシラングラフト化物及びその架橋体	○	○	○	○	○	Ⅲ	2	エチニルトリメトキシシラン（CAS登録番号2768-02-7）はポリマー構成成分に対して2重量%未満。
8	エチレン・1－アルケン共重合体・エチニルトリメトキシシラングラフト化物及びその架橋体	○	○	○	○	○	Ⅲ	2	エチニルトリメトキシシラン（CAS登録番号2768-02-7）はポリマー構成成分に対して2重量%未満。 1－アルケンはプロピレン（CAS登録番号115-07-1）、1－ブテン（CAS登録番号106-98-9）、1－ヘキセン（CAS登録番号592-41-6）、1－オクテン（CAS登録番号111-66-0）のうち1種類使用可能。
9	エチレン・スチレン共重合体（ポリスチレングラフト重合体を含む）	○	○	○	○	○	Ⅲ	2	エチレンはポリマー構成成分に対して50重量%以上。
10	エチレン・プロピレン・5－エチリデン－2－ノルボルネン共重合体	○	－	－	○	○	Ⅲ	2	
11	エチレン単独重合体・メタクリル酸グリシジルグラフト化物	－	－	－	－	○	Ⅰ	5	

2. エチレン・酢酸ビニル共重合体（EVA）

No	使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度 Ⅰ. ～70℃ Ⅱ. ～100℃ Ⅲ. 101℃～	区分	特記事項
		酸性	油性及び 脂肪性	乳・乳製 品	酒類	その他			
1	エチレン・酢酸ビニル共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	2	
2	エチレン・酢酸ビニル共重合体・無水マレイン酸グラフト化物	○	○	－	○	○	Ⅲ	2	
3	エチレン・酢酸ビニル・一酸化炭素共重合体	○	○	－	○	○	Ⅲ	2	

3. エチレン・ビニルアルコール共重合体（EVOH）

No	使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度 Ⅰ. ～70℃ Ⅱ. ～100℃ Ⅲ. 101℃～	区分	特記事項
		酸性	油性及び 脂肪性	乳・乳製 品	酒類	その他			
1	エチレン・酢酸ビニル共重合体完全ケン化物／エチレン・酢酸ビニル共重合体部分ケン化物 （エチレン・ビニルアルコール共重合体／エチレン・酢酸ビニル・ビニルアルコール共重合体）	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	
2	エチレン・酢酸ビニル・3，4－ジアセトキシ－1－ブテン共重合体完全ケン化物／ エチレン・酢酸ビニル・3，4－ジアセトキシ－1－ブテン共重合体部分ケン化物 （エチレン・ビニルアルコール・3，4－ジアセトキシ－1－ブテン共重合体／エチレン・ビニルアルコール・酢酸ビニル・3，4－ジアセトキシ－1－ブテン共重合体）	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	ビニルアルコールはポリマー構成成分に対して50重量%以上。 エチレンの共重合範囲は38mol%以下。 3，4－ジアセトキシ－1－ブテンの共重合量は3.3mol%以下。
3	2－メチレン－1，3－プロパンジオール・エチレン・酢酸ビニル共重合体完全ケン化物／2－メチレン－1，3－プロパンジオール・エチレン・酢酸ビニル共重合体部分ケン化物 （2－メチレン－1，3－プロパンジオール・エチレン・ビニルアルコール共重合体／2－メチレン－1，3－プロパンジオール・エチレン・酢酸ビニル・ビニルアルコール共重合体）	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	ビニルアルコールはポリマー構成成分に対して50重量%以上。
4	ビニルトリメトキシシラン変性エチレン・酢酸ビニル共重合体完全ケン化物／ビニルトリメトキシシラン変性エチレン・酢酸ビニル共重合体部分ケン化物 （ビニルトリメトキシシラン変性エチレン・ビニルアルコール共重合体／ビニルトリメトキシシラン変性エチレン・酢酸ビニル・ビニルアルコール共重合体）	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	ビニルアルコールはポリマー構成成分に対して50重量%以上。
5	1,2-エポキシプロパン変性エチレン・酢酸ビニル共重合体完全ケン化物／1,2-エポキシプロパン変性エチレン・酢酸ビニル共重合体部分ケン化物 （1,2-エポキシプロパン変性エチレン・ビニルアルコール共重合体／1,2-エポキシプロパン変性エチレン・酢酸ビニル・ビニルアルコール共重合体）	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	ビニルアルコールはポリマー構成成分に対して50重量%以上。

4. エチレン・アクリル酸共重合体（EAA）

No	使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度 Ⅰ. ～70℃ Ⅱ. ～100℃ Ⅲ. 101℃～	区分	特記事項
		酸性	油性及び 脂肪性	乳・乳製 品	酒類	その他			
1	エチレン・アクリル酸共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	2	

5. エチレン・アクリル酸メチル共重合体（EMA）

No	使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度 Ⅰ. ～70℃ Ⅱ. ～100℃ Ⅲ. 101℃～	区分	特記事項
		酸性	油性及び 脂肪性	乳・乳製 品	酒類	その他			
1	エチレン・アクリル酸メチル共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	2	
2	エチレン・アクリル酸メチル共重合体・無水マレイン酸グラフト化物	○	○	－	○	○	Ⅲ	2	

6. エチレン・アクリル酸メチル・無水マレイン酸共重合体

No	使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度 Ⅰ. ～70℃ Ⅱ. ～100℃ Ⅲ. 101℃～	区分	特記事項
		酸性	油性及び 脂肪性	乳・乳製 品	酒類	その他			
1	エチレン・アクリル酸メチル・無水マレイン酸共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	2	

7. エチレン・アクリル酸エチル共重合体（EEA）

No	使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度 Ⅰ. ～70℃ Ⅱ. ～100℃ Ⅲ. 101℃～	区分	特記事項
		酸性	油性及び 脂肪性	乳・乳製 品	酒類	その他			
1	エチレン・アクリル酸エチル共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	2	
2	エチレン・アクリル酸エチル・無水マレイン酸共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	2	アクリル酸エチルはポリマー構成成分に対して10重量%未満
3	エチレン・アクリル酸エチル・無水マレイン酸共重合体	○	○	○	○	○	Ⅱ	2	アクリル酸エチルはポリマー構成成分に対して10重量%以上

8. エチレン・アクリル酸ブチル共重合体（EBA）

No	使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度 Ⅰ. ～70℃ Ⅱ. ～100℃ Ⅲ. 101℃～	区分	特記事項
		酸性	油性及び 脂肪性	乳・乳製 品	酒類	その他			
1	エチレン・アクリル酸ブチル共重合体	○	○	－	○	○	Ⅲ	2	
2	エチレン・アクリル酸ブチル・一酸化炭素共重合体	○	○	－	○	○	Ⅲ	2	
3	エチレン・アクリル酸ブチル・メタクリル酸共重合体	○	○	－	○	○	Ⅲ	2	
4	エチレン・アクリル酸ブチル・無水マレイン酸共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	2	アクリル酸ブチルはポリマー構成成分に対して10重量%未満

9. エチレン・メタクリル酸共重合体（EMAA）

No	使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度 Ⅰ. ～70℃ Ⅱ. ～100℃ Ⅲ. 101℃～	区分	特記事項
		酸性	油性及び 脂肪性	乳・乳製 品	酒類	その他			
1	エチレン・メタクリル酸共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	2	

10. エチレン・メタクリル酸メチル共重合体（EMMA）

No	使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度 Ⅰ. ～70℃ Ⅱ. ～100℃ Ⅲ. 101℃～	区分	特記事項
		酸性	油性及び 脂肪性	乳・乳製 品	酒類	その他			
1	エチレン・メタクリル酸メチル共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	2	

11. エチレン・メタクリル酸・イソブチルアクリレート共重合体（EMAAIBA）

No	使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度 Ⅰ. ～70℃ Ⅱ. ～100℃ Ⅲ. 101℃～	区分	特記事項
		酸性	油性及び 脂肪性	乳・乳製 品	酒類	その他			
1	エチレン・メタクリル酸・イソブチルアクリレート共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	2	

12. アイオノマー樹脂（ION）

No	使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度 Ⅰ. ～70℃ Ⅱ. ～100℃ Ⅲ. 101℃～	区分	特記事項
		酸性	油性及び 脂肪性	乳・乳製 品	酒類	その他			
1	エチレン・アクリル酸共重合体無機塩（Na, K, Zn）	○	○	－	○	○	Ⅲ	3	
2	エチレン・メタクリル酸共重合体無機塩（Na, Mg, Zn, K）	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	
3	エチレン・メタクリル酸・イソブチルアクリレート共重合体無機塩（Na, Mg, Zn, K）	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	

13. ポリプロピレン (PP)

No	使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度 Ⅰ. ~70℃ Ⅱ. ~100℃ Ⅲ. 101℃~	区分	特記事項
		酸性	油性及び 脂肪性	乳・乳製 品	酒類	その他			
1	プロピレン単独重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	6	
2	プロピレン・エチレン共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	6	
3	プロピレン・1-アルケン共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	6	
4	プロピレン・エチレン・1-アルケン共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	6	
5	プロピレン単独重合体・無水マレイン酸グラフト化物	○	○	○	○	○	Ⅲ	6	
6	プロピレン単独重合体・イソブレングラフト化物	○	○	○	○	○	Ⅲ	6	イソブレン（CAS登録番号78-79-5）はポリマー構成成分に対して1.0重量%以下。 101℃以上での使用は30分以内。
7	プロピレン・エチレン共重合体・エチニルトリメトキシシラン グラフト化物及びその架橋体	○	○	○	○	○	Ⅲ	2	プロピレン・エチレン共重合体のプロピレンはポリマー構成成分に対して50重量%以上。 エチニルトリメトキシシラン（CAS登録番号2768-02-7）はポリマー構成成分に対して2重量%未満。
8	プロピレン単独重合体・エチニルトリメトキシシラングラフト化物及び その架橋体	○	○	○	○	○	Ⅲ	2	エチニルトリメトキシシラン（CAS登録番号2768-02-7）はポリマー構成成分に対して2重量%未満。
9	プロピレン・エチレン共重合体・無水マレイン酸グラフト化物	○	○	○	○	○	Ⅲ	2	

14. ポリビニールアルコール (PVA)

No	使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度 Ⅰ. ~70℃ Ⅱ. ~100℃ Ⅲ. 101℃~	区分	特記事項
		酸性	油性及び 脂肪性	乳・乳製 品	酒類	その他			
1	酢酸ビニル単独重合体完全ケン化物 （ビニルアルコール単独重合体）	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	区分4の樹脂と混合（5%以下）する場合は使用可能温度はⅢ。 ポリスチレン又は区分2、3、4いずれかの樹脂と混合する場合は、混合する樹脂の使用制限を適用可能。
2	酢酸ビニル単独重合体部分ケン化物 （ビニルアルコール・酢酸ビニル共重合体）	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	区分4の樹脂と混合（5%以下）する場合は使用可能温度はⅢ。 ポリスチレン又は区分2、3、4いずれかの樹脂と混合する場合は、混合する樹脂の使用制限を適用可能。
3	酢酸ビニル・3、4-ジアセトキシ-1-ブテン共重合体完全ケン化物 ／酢酸ビニル・3、4-ジアセトキシ-1-ブテン共重合体部分ケン化 物 （ビニルアルコール・3、4-ジアセトキシ-1-ブテン共重合体／ビ ニルアルコール・酢酸ビニル・3、4-ジアセトキシ-1-ブテン共重 合体）	—	○	—	—	—	Ⅲ	3	ビニルアルコールはポリマー構成成分に対して50重量%以上。 3、4-ジアセトキシ-1-ブテンの共重合量は8mol%以下。
4	酢酸ビニル・ジアセトンアクリルアミド共重合体完全ケン化物／酢酸ビ ニル・ジアセトンアクリルアミド共重合体部分ケン化物 （ビニルアルコール・ジアセトンアクリルアミド共重合体／ ビニルアルコール・酢酸ビニル・ジアセトンアクリルアミド共重合体）	—	—	—	—	—	Ⅰ	3	食品非接触層に限る。 Aw0.7以下の食品に限る。 ビニルアルコール：80～99mol% 酢酸ビニル：0～12mol% ジアセトンアクリルアミド：1～8mol%
5	酢酸ビニル・イタコン酸共重合体部分ケン化物及びそのナトリウム塩 （ビニルアルコール・酢酸ビニル・イタコン酸共重合体及びそのナトリ ウム塩）	○	○	○	○	○	Ⅰ	3	
6	加水分解処理された酢酸ビニル・N-ビニルホルムアミド共重合体	—	—	—	—	—	Ⅰ	3	食品非接触層に限る。
7	酢酸ビニル重合体ケン化物・ホルムアルデヒド変性物	○	○	○	○	○	Ⅰ	3	

15. ポリメチルペンテン (PMP)

No	使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度 Ⅰ. ~70℃ Ⅱ. ~100℃ Ⅲ. 101℃~	区分	特記事項
		酸性	油性及び 脂肪性	乳・乳製 品	酒類	その他			
1	4-メチル-1-ペンテン単独重合体	○	○	—	○	○	Ⅲ	2	
2	4-メチル-1-ペンテン・1-アルケン共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	2	1-アルケンはC2～C18。 1-アルケンは1種類以上使用可能。 1-アルケンの含有量は、 C2～C5:10モル%以下 C6～C10:8モル%以下 C12～C18:3モル%以下
3	4-メチル-1-ペンテン・1-アルケン共重合体・無水マレイン酸グ ラフト重合体	○	○	—	○	○	Ⅲ	2	1-アルケンはC2～C18。 1-アルケンは1種類以上使用可能。 1-アルケンの含有量は、 C2～C5:10モル%以下 C6～C10:8モル%以下 C12～C18:3モル%以下 無水マレイン酸はポリマー構成成分に対して10重量%以下

16. ポリブテン (PB)

No	使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度 Ⅰ. ~70℃ Ⅱ. ~100℃ Ⅲ. 101℃~	区分	特記事項
		酸性	油性及び 脂肪性	乳・乳製 品	酒類	その他			
1	1-ブテン単独重合体	○	○	○	○	○	Ⅱ	2	区分5、6の樹脂と混合する場合は使用可能温度はⅢ。
2	1-ブテン・1-アルケン共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	2	1-アルケンは1種類以上使用可能。 1-アルケンは合計50重量%未満。 C11以上の1-アルケンにあってはポリマー構成成分に対して合計10重量%以下。
3	ポリイソブチレン単独重合体	○	○	○	○	○	Ⅱ	2	

17. ブタジエン樹脂（BDR）

No	使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度 Ⅰ. ～70℃ Ⅱ. ～100℃ Ⅲ. 101℃～	区分	特記事項
		酸性	油性及び 脂肪性	乳・乳製 品	酒類	その他			
1	1, 3－ブタジエン単独重合体（シンジオタクチック型）	○	○	－	○	○	Ⅰ	2	1, 2－結合70%以上。

18. エチレン・テトラシクロドデセン共重合体（E/TD）

No	使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度 Ⅰ. ～70℃ Ⅱ. ～100℃ Ⅲ. 101℃～	区分	特記事項
		酸性	油性及び 脂肪性	乳・乳製 品	酒類	その他			
1	エチレン・テトラシクロドデセン(テトラシクロ [4, 4, 0, 1 ^{2,5} , 1 ^{7,10}] ドデセン－3)共重合体	○	○	－	○	○	Ⅲ	2	テトラシクロドデセンはポリマー構成成分に対して10～50mol%の範囲

19. エチレン・2-ノルボルネン共重合体（E/NB）

No	使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度 Ⅰ. ～70℃ Ⅱ. ～100℃ Ⅲ. 101℃～	区分	特記事項
		酸性	油性及び 脂肪性	乳・乳製 品	酒類	その他			
1	エチレン・2－ノルボルネン共重合体	○	－	○	○	○	Ⅲ	2	2－ノルボルネンはポリマー構成成分に対して9～31、46～89重量%（3～12、20～70mol%）。

20. ポリスチレン（PS）

No	使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度 Ⅰ. ～70℃ Ⅱ. ～100℃ Ⅲ. 101℃～	区分	特記事項
		酸性	油性及び 脂肪性	乳・乳製 品	酒類	その他			
1	スチレン単独重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	2	
2	スチレン単独重合体（シンジオタクチック構造を有するもの）	○	○	○	○	○	Ⅲ	2	
3	スチレン単独重合体及び1, 3－ブタジエン単独共重合体のスチレングラフト重合体の混合物	○	○	○	○	○	Ⅲ	2	スチレンはポリマー構成成分に対して50重量%以上。 スチレン・1, 3－ブタジエンブロック共重合体と混合する場合は使用可能温度はⅢ。
4	スチレン・1, 3－ブタジエン共重合体のスチレングラフト重合体及びスチレン単独重合体の混合物	○	○	○	○	○	Ⅲ	2	スチレンはポリマー構成成分に対して50重量%以上。 スチレン・1, 3－ブタジエンブロック共重合体と混合する場合は使用可能温度はⅢ。
5	スチレン・エチレン共重合体(ポリスチレングラフト重合体を含む)	○	○	○	○	○	Ⅲ	2	スチレンはポリマー構成成分に対して50重量%以上。
6	スチレン・メタクリル酸共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	2	スチレンはポリマー構成成分に対して50重量%以上。 メタクリル酸はポリマー構成成分に対して10重量%未満。
7	スチレン・メタクリル酸共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	スチレンはポリマー構成成分に対して50重量%以上。 メタクリル酸はポリマー構成成分に対して10重量%以上。
8	スチレン・アクリル酸ブチル共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	2	スチレンはポリマー構成成分に対して50重量%以上。
9	スチレン・1, 3－ブタジエン共重合体のスチレン・アクリル酸ブチルグラフト重合体及びスチレン・アクリル酸ブチル共重合体の混合物	○	○	－	○	○	Ⅲ	2	スチレンはポリマー構成成分に対して50重量%以上。 スチレン・1, 3－ブタジエンブロック共重合体と混合する場合は使用可能温度はⅢ。
10	スチレン・メタクリル酸・無水マレイン酸共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	2	スチレンはポリマー構成成分に対して50重量%以上。
11	スチレン・メタクリル酸メチル・メタクリル酸共重合体	○	○	－	○	○	Ⅲ	3	スチレンはポリマー構成成分に対して50重量%以上。 メタクリル酸及びメタクリル酸メチルの合計はポリマー構成成分に対して10wt%以上。
12	スチレン-αメチルスチレン共重合樹脂	○	○	○	○	○	Ⅲ	2	
13	4-メチルスチレン・スチレン共重合物	○	○	－	○	○	Ⅲ	2	スチレンはポリマー構成成分に対して50重量%以上。

21. スチレンブロック共重合体（SBC）

No	使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度 Ⅰ. ～70℃ Ⅱ. ～100℃ Ⅲ. 101℃～	区分	特記事項
		酸性	油性及び 脂肪性	乳・乳製 品	酒類	その他			
1	スチレン・1, 3－ブタジエンブロック共重合体	○	○	○	○	○	Ⅱ	2	使用可能温度Ⅲは、30分未満。 区分2のメタクリル酸メチル・スチレン共重合体と混合（49%以下）する場合は使用可能温度はⅢ。
2	スチレン・1, 3－ブタジエンブロック共重合体（水素化されたもの）	○	○	○	○	○	Ⅲ	2	油性及び脂肪性食品の使用は、他の樹脂と混合する場合に限る。
3	スチレン・イソプレンブロック共重合体（水素化されたもの）	○	－	○	○	○	Ⅲ	2	
4	スチレン・イソプレン・1, 3－ブタジエンブロック共重合体（水素化されたもの）	○	－	○	○	○	Ⅲ	2	
5	スチレン・p-メチルスチレン・イソプレン・1, 3－ブタジエンブロック共重合体（水素化されたもの）	○	－	○	○	○	Ⅱ	2	
6	スチレン・イソプレンブロック共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	2	
7	スチレン・イソブチレンブロック共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	2	

22. スチレン・アクリロニトリル樹脂（SAN）及びアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン樹脂（ABS）

No	使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度 Ⅰ. ～70℃ Ⅱ. ～100℃ Ⅲ. 101℃～	区分	特記事項
		酸性	油性及び 脂肪性	乳・乳製 品	酒類	その他			
(1) 硬質相									
1	スチレン・アクリロニトリル共重合体	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	スチレンは最終ポリマー構成成分に対して50重量%以上。
2	α-メチルスチレン・アクリロニトリル共重合体	○	○	－	○	○	Ⅱ	3	他の硬質相及び(2)の弾性体相との混合に限る。 α-メチルスチレンは最終ポリマー構成成分に対して50重量%以上。

3	スチレン・アクリロニトリル・メタクリル酸メチル共重合体	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	(2)の弾性体相との混合に限る。 アクリロニトリルは最終ポリマー構成成分に対して50重量%未満。
4	スチレン・アクリロニトリル・アクリル酸ブチル共重合体	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	スチレンは最終ポリマー構成成分に対して50重量%以上。
5	スチレン・アクリロニトリル・メタクリル酸メチル・アクリル酸ブチル共重合体	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	(2)の弾性体相との混合に限る。 アクリロニトリルは最終ポリマー構成成分に対して50重量%未満。
6	スチレン・アクリロニトリル・N-フェニルマレイミド共重合体	○	○	—	○	○	Ⅱ	3	(2)の弾性体相との混合に限る。 アクリロニトリルは最終ポリマー構成成分に対して50重量%未満。
(2)弾性体相									
1	1, 3-ブタジエン単独重合体又はスチレン・1, 3-ブタジエン共重合体のスチレン・アクリロニトリルグラフト共重合体	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	(1)の硬質相との混合に限る。 スチレンはゴム成分を除いたポリマー構成成分に対して50重量%以上。
2	1, 3-ブタジエン単独重合体のスチレン・アクリロニトリル・メタクリル酸メチルグラフト共重合体	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	(1)の硬質相との混合に限る。 アクリロニトリルはゴム成分を除いたポリマー構成成分に対して50重量%未満。
3	スチレン・1, 3-ブタジエン共重合体のスチレン・アクリロニトリル・メタクリル酸メチル・アクリル酸ブチルグラフト共重合体	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	(1)の硬質相との混合に限る。 アクリロニトリルはゴム成分を除いたポリマー構成成分に対して50重量%未満。
4	スチレン・1, 3-ブタジエン共重合体のスチレン・メタクリル酸メチルグラフト共重合体	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	(1)の硬質相との混合に限る。
5	アクリル酸ブチル単独重合体のスチレン・アクリロニトリルグラフト共重合体	○	○	—	○	○	Ⅱ	3	(1)の硬質相との混合に限る。 スチレンはゴム成分を除いたポリマー構成成分に対して50重量%未満。
6	アクリル酸ブチル・1, 3-ブタジエン共重合体のスチレン・アクリロニトリルグラフト共重合体	○	○	—	○	○	Ⅱ	3	(1)の硬質相との混合に限る。 スチレンはゴム成分を除いたポリマー構成成分に対して50重量%未満。
7	エチレン・プロピレン・ジシクロペンタジエン共重合体のスチレン・アクリロニトリルグラフト共重合体	○	○	—	○	○	Ⅱ	3	(1)の硬質相との混合に限る。 スチレンはゴム成分を除いたポリマー構成成分に対して50重量%未満。

23. メタクリル酸メチル・スチレン樹脂 (MS)及びメタクリル酸メチル・ブタジエン・スチレン樹脂 (MBS)

No	使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度 Ⅰ. ~70℃ Ⅱ. ~100℃ Ⅲ. 101℃～	区分	特記事項
		酸性	油性及び 脂肪性	乳・乳製 品	酒類	その他			
(1) 硬質相									
1	メタクリル酸メチル・スチレン共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	2	メタクリル酸メチルは最終ポリマー構成成分に対して20重量%以上、50重量%未満、スチレンは最終ポリマー構成成分に対して20重量%以上、ただし両モノマーの合計は最終ポリマー構成成分に対して60重量%以上。
2	メタクリル酸メチル・スチレン共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	メタクリル酸メチルは最終ポリマー構成成分に対して50重量%以上、スチレンは最終ポリマー構成成分に対して20重量%以上。
3	メタクリル酸メチル・スチレン・アクリル酸ブチル共重合体	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	メタクリル酸エステルおよびスチレンは、最終ポリマー構成成分に対して各20重量%以上、合計60重量%以上。
(2) 弾性体相									
1	スチレン・1,3-ブタジエン共重合体のスチレン・メタクリル酸メチル・アクリル酸ブチルグラフト共重合体	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	(1)の硬質相またはポリスチレンとの混合に限る。 当該物質を30%以下の割合として「メタクリル酸メチル・スチレン共重合体」と混合する場合及び、当該物質を20%以下の割合として「スチレン単独重合体及び1, 3-ブタジエン単独重合体のスチレングラフト重合体の混合物」または「スチレン・メタクリル酸共重合体」(樹脂区分2)と混合する場合は、使用可能温度はⅢ。
2	1,3-ブタジエン単独重合体又はスチレン・1,3-ブタジエン共重合体のメタクリル酸メチル・アクリロニトリル・スチレングラフト共重合体	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	(1)の硬質相との混合に限る。

24. ポリメタクリル酸メチル (PMMA)

No	使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度 Ⅰ. ~70℃ Ⅱ. ~100℃ Ⅲ. 101℃~	区分	特記事項
		酸性	油性及び 脂肪性	乳・乳製 品	酒類	その他			
1	メタクリル酸メチル単独重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	区分4の樹脂と混合(5%以下)する場合は使用可能温度はⅢ。
2	トリメチロールプロパントリメタクリレート単独重合体	○	○	○	○	○	Ⅱ	1	
3	メタクリル酸メチル・アクリル酸メチル共重合体	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	メタクリル酸メチルは、ポリマー構成成分に対して50重量%以上。
4	メタクリル酸メチル・メタクリル酸ブチル・メタクリル酸共重合体	○	○	—	○	○	Ⅱ	3	メタクリル酸メチルはポリマー構成成分に対して50重量%以上、メタクリル酸はポリマー構成成分に対して5重量%以下。
5	メタクリル酸メチル・アクリル酸ブチル共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	メタクリル酸メチルは、ポリマー構成成分に対して50重量%以上。
6	アクリル酸ブチル・メタクリル酸メチル・スチレン共重合体	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	メタクリル酸メチルは、ポリマー構成成分に対して50重量%以上。
7	メタクリル酸メチルとアクリル酸メチルとアクリル酸ブチルとスチレンのコポリマー	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	メタクリル酸メチルは、ポリマー構成成分に対して50重量%以上。
8	メタクリル酸メチル・スチレン共重合体	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	メタクリル酸メチルは、ポリマー構成成分に対して50重量%以上。
9	メタクリル酸メチル・メタクリル酸グリシジル共重合体	○	○	—	○	○	Ⅱ	3	メタクリル酸グリシジルの含有量はポリマー構成成分に対して5重量%以下。
10	メタクリル酸メチル・メタクリル酸ブチル・アクリル酸ブチル共重合体	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	メタクリル酸メチルは、ポリマー構成成分に対して50重量%以上。

25. ポリアミド (PA)

No	使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度 Ⅰ. ~70℃ Ⅱ. ~100℃ Ⅲ. 101℃~	区分	特記事項
		酸性	油性及び 脂肪性	乳・乳製 品	酒類	その他			
1	ε-カプロラクタム単独重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	
2	11-アミノウンデカン酸単独重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	
3	ω-ラウロラクタム単独重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	
4	12-アミノドデカン酸単独重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	
5	ε-カプロラクタム・12-アミノドデカン酸共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	
6	ε-カプロラクタム・ヘキサメチレンジアミン・アジピン酸共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	ε-カプロラクタム (CAS登録番号105-60-2) はポリマー構成成分に対して50重量%以上。
7	ε-カプロラクタム・ヘキサメチレンジアミン・アジピン酸・12-アミノドデカン酸共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	
8	ε-カプロラクタム・ヘキサメチレンジアミン・テレフタル酸共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	

9	ε-カプロラクタム・3-アミノメチル-3, 5, 5-トリメチルシクロヘキシルアミン・テレフタル酸共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	テレフタル酸（CAS登録番号100-21-0）と3-アミノメチル-3, 5, 5-トリメチルシクロヘキシルアミン（CAS登録番号2855-13-2）の合計はポリマー構成成分に対して1重量%未満。
10	11-アミノウンデカン酸・ヘキサメチレンジアミン・テレフタル酸共重合体	○	○	—	○	○	Ⅲ	3	11-アミノウンデカン酸（CAS登録番号2432-99-7）はポリマー構成成分に対して50重量%以下。 乳・乳製品の容器包装では、食品非接触層に限る。
11	ヘキサメチレンジアミン・アジピン酸共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	
12	ヘキサメチレンジアミン・イソフタル酸共重合体	—	—	—	—	○	Ⅲ	3	
13	ヘキサメチレンジアミン・アジピン酸・イソフタル酸共重合体	—	—	—	—	○	Ⅰ	3	
14	ヘキサメチレンジアミン・イソフタル酸・テレフタル酸共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	
15	ヘキサメチレンジアミン・セバシン酸共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	
16	テトラメチレンジアミン・アジピン酸共重合体	○	○	○	○	○	Ⅰ	3	
17	テトラメチレンジアミン・セバシン酸共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	
18	テトラメチレンジアミン・ヘキサメチレンジアミン・テレフタル酸共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	ジアミン成分に対してテトラメチレンジアミン（CAS登録番号110-60-1）は50mol%以上。
19	テトラメチレンジアミン・ヘキサメチレンジアミン・アジピン酸・テレフタル酸共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	ジアミン成分に対してテトラメチレンジアミン（CAS登録番号110-60-1）は50mol%以上。
20	テトラメチレンジアミン・ヘキサメチレンジアミン・イソフタル酸・テレフタル酸共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	ジアミン成分に対してテトラメチレンジアミン（CAS登録番号110-60-1）は50mol%以上。
21	ノナメチレンジアミン・2-メチルオクタン-1, 8-ジアミン・テレフタル酸共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	乳幼児を対象とする食品(調製粉乳等)用器具・容器包装を除く。
22	ノナメチレンジアミン・2-メチルオクタン-1, 8-ジアミン・テレフタル酸・安息香酸共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	乳幼児を対象とする食品(調製粉乳等)用器具・容器包装を除く。
23	m-キシリレンジアミン・アジピン酸共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	
24	m-キシリレンジアミン・アジピン酸・イソフタル酸共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	イソフタル酸（CAS登録番号121-91-5）はジカルボン酸成分に対して6mol%以下。
25	m-キシリレンジアミン・アジピン酸・ビス（アミノプロピル）ポリ（エチレンオキサイド）共重合体	○	○	—	○	○	Ⅲ	3	ビス(アミノプロピル)ポリ(エチレンオキサイド)（CAS登録番号34901-14-9）はポリマー構成成分に対して10重量%以下。 単独で使用する場合は厚み15μm以下。 混合して使用する場合は厚み200μm以下。 乳・乳製品の容器包装では、食品非接触層に限る。
26	4, 4'-メチレンビス（シクロヘキサミン）・ドデカン酸共重合体	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	
27	ヘキサニ二酸、アザシクロトリデカン-2-オンと、α-ヒドロ-ω-ヒドロキシ（オキシ-1, 4-ブタンジオール）の共重合体	○	○	—	○	○	Ⅲ	3	
28	1,3-ベンゼンアミン・1,3,5-ベンゼントリカルボン酸重縮合物	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	
29	ピバジン・1,3,5-ベンゼントリカルボン酸重縮合物	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	
30	テレフタル酸・ステアリン酸・1,10-デカンジアミン重縮合物	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	

2.6. ポリエチレンテレフタレート（PET）

No	使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度 Ⅰ. ~70℃ Ⅱ. ~100℃ Ⅲ. 101℃～	区分	特記事項
		酸性	油性及び 脂肪性	乳・乳製品	酒類	その他			
1	テレフタル酸ジメチル・エチレングリコール共重合体／ テレフタル酸・エチレングリコール共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	7	
2	テレフタル酸ジメチル・イソフタル酸・エチレングリコール共重合体／ テレフタル酸・イソフタル酸・エチレングリコール共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	7	無水トリメリット酸（CAS登録番号552-30-7）を酸成分に対して1mol%以下使用可能。ただし、乳等1群食品用容器包装では食品直接接触層に使用してはならない。
3	テレフタル酸・セバシン酸・エチレングリコール共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	7	
4	テレフタル酸ジメチル・エチレングリコール・ジエチレングリコール共重合体／ テレフタル酸・エチレングリコール・ジエチレングリコール共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	7	
5	テレフタル酸ジメチル・エチレングリコール・ネオペンチルグリコール共重合体／ テレフタル酸・エチレングリコール・ネオペンチルグリコール共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	7	乳等1群食品用容器包装では食品直接接触層に使用してはならない。
6	テレフタル酸ジメチル・イソフタル酸・エチレングリコール・ジエチレングリコール共重合体／ テレフタル酸・イソフタル酸・エチレングリコール・ジエチレングリコール共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	7	
7	テレフタル酸・イソフタル酸・エチレングリコール・1, 4-ブタンジオール共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	7	
8	テレフタル酸・イソフタル酸・エチレングリコール・ネオペンチルグリコール共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	7	乳等1群食品用容器包装では食品直接接触層に使用してはならない。
9	テレフタル酸ジメチル・エチレングリコール・ジエチレングリコール・ネオペンチルグリコール共重合体／ テレフタル酸・エチレングリコール・ジエチレングリコール・ネオペンチルグリコール共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	7	乳等1群食品用容器包装では食品直接接触層に使用してはならない。
10	テレフタル酸ジメチル・エチレングリコール・α-ヒドロ-ω-ヒドロキシポリ（オキシエチレン）ランダム共重合体／ テレフタル酸・エチレングリコール・α-ヒドロ-ω-ヒドロキシポリ（オキシエチレン）ランダム共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	7	ポリエチレングリコール（CAS登録番号25322-68-3）の使用量はポリマー構成成分に対して10重量%以下。 ポリエチレングリコール（CAS登録番号25322-68-3）の分子量：400～30000 乳等1群食品用容器包装には使用してはならない。
11	テレフタル酸ジメチル・1, 4-シクロヘキサジメタノール・エチレングリコール共重合体／ テレフタル酸・1, 4-シクロヘキサジメタノール・エチレングリコール共重合体	○	○	○	○	○	Ⅱ	7	1, 4-シクロヘキサジメタノール（CAS登録番号105-08-8）はジオール成分の50mol%未満。 酒類はアルコール濃度25%以下。 アルコール濃度13%を超える場合、使用可能温度は70℃以下。
12	テレフタル酸ジメチル・エチレングリコール・1, 4-シクロヘキサジメタノール・ジエチレングリコール共重合体／ テレフタル酸・エチレングリコール・1, 4-シクロヘキサジメタノール・ジエチレングリコール共重合体	—	○	○	○	○	Ⅱ	7	1, 4-シクロヘキサジメタノール（CAS登録番号105-08-8）及びジエチレングリコール（CAS登録番号107-21-1）の合計は、ジオール成分に対して35mol%以下。 ジエチレングリコール（CAS登録番号107-21-1）はジオール成分に対して12mol%以下。 酒類はアルコール濃度15%以下。
13	テレフタル酸・エチレングリコール・2, 2-ビス〔4-（2-ヒドロキシエトキシ）フェニル〕プロパン共重合体	○	○	○	○	○	Ⅱ	7	2, 2-ビス〔4-（2-ヒドロキシエトキシ）フェニル〕プロパン（CAS登録番号901-44-0）はジオール成分に対して7.5mol%以下。 乳等1群食品用容器包装には使用してはならない。
14	テレフタル酸ジメチル・2, 6-ナフタレンジカルボン酸ジメチル・エチレングリコール共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	7	2, 6-ナフタレンジカルボン酸ジメチル（CAS登録番号840-65-3）は酸成分の50mol%未満。 乳等1群食品用容器包装では食品直接接触層に使用してはならない。

15	テレフタル酸・イソフタル酸・不飽和脂肪酸(C ₁₈)二量体水素付加物・エチレングリコール共重合体／ テレフタル酸ジメチル・イソフタル酸ジメチル・不飽和脂肪酸(C ₁₈)二量体水素付加物・エチレングリコール共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	7	不飽和脂肪酸(C ₁₈)二量体水素付加物(CAS登録番号68783-41-5)はポリマー構成成分に対しての3.5mol%以下。 乳等1群食品用容器包装には使用してはならない。
16	テレフタル酸ジメチル・エチレングリコール・スピログリコール共重合体／ テレフタル酸・エチレングリコール・スピログリコール共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	7	スピログリコール(CAS登録番号1455-42-1)はジオール成分に対して50mol%未満。
17	テレフタル酸ジメチル・2,6-ナフタレンジカルボン酸ジメチル・エチレングリコール・スピログリコール共重合体／ テレフタル酸・2,6-ナフタレンジカルボン酸・エチレングリコール・スピログリコール共重合体	○	○	○	○	○	特記事項参照	7	2,6-ナフタレンジカルボン酸(CAS登録番号1141-38-4)又は2,6-ナフタレンジカルボン酸ジメチル(CAS登録番号840-65-3)は酸成分に対して50mol%未満。 スピログリコール(CAS登録番号1455-42-1)はジオール成分に対して50mol%未満。 使用可能温度 (a) 2,6-ナフタレンジカルボン酸(CAS登録番号1141-38-4)又は2,6-ナフタレンジカルボン酸ジメチル(CAS登録番号840-65-3)が酸成分に対して25mol%未満の場合 ①スピログリコール(CAS登録番号1455-42-1)がジオール成分に対して25mol%未満のとき 油性及び脂肪性、酒類 Ⅱ 酸性、その他 Ⅲ ②スピログリコール(CAS登録番号1455-42-1)がジオール成分に対して25mol%以上のとき 油性及び脂肪性 Ⅰ 酒類 Ⅱ 酸性、その他 Ⅲ (b) 2,6-ナフタレンジカルボン酸(CAS登録番号1141-38-4)又は2,6-ナフタレンジカルボン酸ジメチル(CAS登録番号840-65-3)が酸成分に対して25mol%以上の場合 Ⅲ
18	ベンゼン-1,2,4-トリカルボン酸・2,2-ジメチルプロパン-1,3-ジオール・エチレングリコール・2,2'-[(イソプロピリデン)ビス(4,1-フェニレンオキシ)]ジエタノール・テレフタル酸重合体／ テレフタル酸・イソフタル酸・ビスフェノールA・エチレングリコール重合体	○	○	○	○	○	Ⅰ	7	
19	テレフタル酸・ε-カプロラクトン・エチレングリコール・1,4-ブタンジオール共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	7	
20	テレフタル酸・イソフタル酸・エチレングリコール・ビスフェノールAエチレンオキサイド付加体共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	7	
21	テレフタル酸・2-(9',10'-ジヒドロ-9'-オキサ-10'-オキサイド-10'-ホスファアフェナントレン-10'-イル)メチルコハク酸ビス(2-ヒドロキシエチル)・エチレングリコール共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	7	
22	テレフタル酸ジメチル・アジピン酸・イソフタル酸・エチレングリコール共重合体／ テレフタル酸・アジピン酸・イソフタル酸・エチレングリコール共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	7	アジピン酸又はイソフタル酸が酸成分に対して50mol%未満
23	テレフタル酸・エチレングリコール・1,4-ブタンジオール共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	7	
24	テレフタル酸・エチレングリコール・2-メチル-1,3-プロパンジオール共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	7	
25	テレフタル酸・イソフタル酸・1,4-シクロヘキサジメタノール・エチレングリコール共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	7	
26	テレフタル酸・エチレングリコール・トリメチロールプロパン・不飽和脂肪酸(C ₁₈)二量体水素添加物・1,4-ブタンジオールブロック共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	
27	ポリエチレンテレフタレート-5-ナトリウム スルホイソフタル酸コポリマー	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	
28	テレフタル酸・2-(9,10-ジヒドロ-9-オキサ-10-オキサイド-10-フォスファフェナンスレン-10-イル)メチルコハク酸・エチレングリコール重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	
29	テレフタル酸・1,4:3,6-ジアンヒドロソルビトール・1,4-シクロヘキサジメタノール・エチレングリコール共重合体	○	○	○	○	○	特記事項参照	7	1,4:3,6-ジアンヒドロソルビトール(CAS登録番号652-67-5)が構成成分の1～40mol%の場合、使用可能温度はⅡ。 1,4:3,6-ジアンヒドロソルビトール(CAS登録番号652-67-5)が構成成分の41～60mol%の場合、使用可能温度はⅢ。
30	テレフタル酸・1,4-シクロヘキサジメタノール・エチレングリコール・4-(ヒドロキシメチル)シクロヘキサカルボン酸[4-(ヒドロキシメチル)シクロヘキシル]メチル エステル・ジエチレングリコール・4,4'-[オキシビス(メチレン)]ビス(シクロヘキサメタノール)共重合体	○	○	○	○	○	Ⅰ	7	

2.7. ポリエチレンナフタレート (PEN)

No	使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度 Ⅰ. ~70℃ Ⅱ. ~100℃ Ⅲ. 101℃～	区分	特記事項
		酸性	油性及び脂肪性	乳・乳製品	酒類	その他			
1	2,6-ナフタレンジカルボン酸ジメチル・エチレングリコール共重合体／ 2,6-ナフタレンジカルボン酸・エチレングリコール共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	
2	2,6-ナフタレンジカルボン酸ジメチル・テレフタル酸ジメチル・エチレングリコール共重合体／ 2,6-ナフタレンジカルボン酸・テレフタル酸・エチレングリコール共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	テレフタル酸ジメチル(CAS登録番号120-61-6)又はテレフタル酸(CAS登録番号100-21-0)は酸成分に対しての50mol%以下。
3	2,6-ナフタレンジカルボン酸ジメチル・テレフタル酸ジメチル・エチレングリコール・1,4-シクロヘキサジメタノール共重合体／ 2,6-ナフタレンジカルボン酸・テレフタル酸・エチレングリコール・1,4-シクロヘキサジメタノール共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	テレフタル酸ジメチル(CAS登録番号120-61-6)又はテレフタル酸(CAS登録番号100-21-0)は酸成分に対しての15mol%。 1,4-シクロヘキサジメタノール(CAS登録番号105-08-8)はジオール成分に対して40mol%以下。

28. ポリエチレンフラノエート (PEF)

No	使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度 Ⅰ. ~70℃ Ⅱ. ~100℃ Ⅲ. 101℃～	区分	特記事項
		酸性	油性及び 脂肪性	乳・乳製 品	酒類	その他			
1	2, 5-フランジカルボン酸・エチレングリコール共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	

29. ポリシクロヘキシルジメチレンテレフタレート (PCT)

No	使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度 Ⅰ. ~70℃ Ⅱ. ~100℃ Ⅲ. 101℃～	区分	特記事項
		酸性	油性及び 脂肪性	乳・乳製 品	酒類	その他			
1	テレフタル酸ジメチル・1, 4-シクロヘキサジメタノール共重合体／ テレフタル酸・1, 4-シクロヘキサジメタノール共重合体	○	○	－	○	○	Ⅱ	3	酒類はアルコール濃度25%以下。 アルコール濃度13%を超える場合、使用可能温度は70℃以下。
2	テレフタル酸ジメチル・イソフタル酸ジメチル・1, 4-シクロヘキサジメタノール共重合体／ テレフタル酸・イソフタル酸・1, 4-シクロヘキサジメタノール共重合体	○	○	－	○	○	Ⅲ	3	酒類はアルコール濃度15%以下。
3	テレフタル酸ジメチル・1, 4-シクロヘキサジメタノール・エチレングリコール共重合体／ テレフタル酸・1, 4-シクロヘキサジメタノール・エチレングリコール共重合体	○	○	－	○	○	Ⅱ	3	1, 4-シクロヘキサジメタノール (CAS登録番号105-08-8) はジオール成分の50mol%以上。 酒類はアルコール濃度25%以下。 アルコール濃度13%を超える場合、使用可能温度は70℃以下。
4	テレフタル酸ジメチル・1, 4-シクロヘキサジメタノール・2, 2, 4, 4-テトラメチルシクロブタン-1, 3-ジオール共重合体	○	○	－	○	○	Ⅱ	3	2, 2, 4, 4-テトラメチル-1, 3-シクロブタンジオール (CAS登録番号3010-96-6) はジオール成分に対して40mol%以下。 無水トリメット酸 (CAS登録番号552-30-7) を分岐剤としてポリマー構成成分に対して0.5重量%以下で使用可能。

30. ポリシクロヘキシレンジメチレンナフタレート (PCN)

No	使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度 Ⅰ. ~70℃ Ⅱ. ~100℃ Ⅲ. 101℃～	区分	特記事項
		酸性	油性及び 脂肪性	乳・乳製 品	酒類	その他			
1	2, 6-ナフタレンジカルボン酸ジメチル・1, 4-シクロヘキサジメタノール・エチレングリコール・スピログリコール共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	ジオール成分に対して1, 4-シクロヘキサジメタノール (CAS登録番号105-08-8) は45～55mol%、エチレングリコール (CAS登録番号107-21-1) は5～20mol%、スピログリコール (CAS登録番号1455-42-1) は30～40mol%。

31. ポリトリメチレンテレフタレート (PTT)

No	使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度 Ⅰ. ~70℃ Ⅱ. ~100℃ Ⅲ. 101℃～	区分	特記事項
		酸性	油性及び 脂肪性	乳・乳製 品	酒類	その他			
1	テレフタル酸ジメチル・1, 3-プロパンジオール共重合体／ テレフタル酸・1, 3-プロパンジオール共重合体	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	

32. ポリブチレンテレフタレート (PBT)

No	使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度 Ⅰ. ~70℃ Ⅱ. ~100℃ Ⅲ. 101℃～	区分	特記事項
		酸性	油性及び 脂肪性	乳・乳製 品	酒類	その他			
1	テレフタル酸ジメチル・1, 4-ブタンジオール共重合体／ テレフタル酸・1, 4-ブタンジオール共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
2	テレフタル酸ジメチル・イソフタル酸・1, 4-ブタンジオール共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
3	テレフタル酸ジメチル・1, 4-ブタンジオール・α-ヒドロ-ω-ヒドロキシポリ (オキシブタン-1, 4-ジイル) ブロック共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	ガラス転移温度、ボールプレッシャー温度等のいずれかが150℃以上。
4	テレフタル酸ジメチル・イソフタル酸ジメチル・1, 4-ブタンジオール・α-ヒドロ-ω-ヒドロキシポリ (オキシブタン-1, 4-ジイル) ブロック共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	ガラス転移温度、ボールプレッシャー温度等のいずれかが150℃以上。
5	テレフタル酸・アジピン酸・1, 4-ブタンジオール共重合体	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	
6	テレフタル酸・セバシン酸・1, 4-ブタンジオール共重合体	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	
7	アジピン酸・ブタン-1, 4-ジオール・テレフタル酸重合物	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	

33. ポリブチレンナフタレート (PBN)

No	使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度 Ⅰ. ~70℃ Ⅱ. ~100℃ Ⅲ. 101℃～	区分	特記事項
		酸性	油性及び 脂肪性	乳・乳製 品	酒類	その他			
1	2, 6-ナフタレンジカルボン酸ジメチル・1, 4-ブタンジオール共重合体／ 2, 6-ナフタレンジカルボン酸・1, 4-ブタンジオール共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	

34. ポリブチルサクシネート (PBS)

No	使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度 Ⅰ. ~70℃ Ⅱ. ~100℃ Ⅲ. 101℃～	区分	特記事項
		酸性	油性及び 脂肪性	乳・乳製 品	酒類	その他			
1	コハク酸・1, 4-ブタンジオール共重合体	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	
2	コハク酸・アジピン酸・1, 4-ブタンジオール共重合体	○	○	○	○	○	Ⅰ	3	

3	コハク酸・テレフタル酸・1, 4-ブタンジオール共重合体	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	
4	コハク酸・2, 5-フランジカルボン酸・1, 4-ブタンジオール共重合体	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	

3 5. ポリ乳酸 (PLA)

No	使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度 Ⅰ. ~70℃ Ⅱ. ~100℃ Ⅲ. 101℃~	区分	特記事項
		酸性	油性及び 脂肪性	乳・乳製 品	酒類	その他			
1	ラクチド単独重合体	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	D-乳酸 (CAS登録番号10326-41-7) 含有率が6%以下のもの。 当該物質を49%以下の割合として「スチレン単独重合体及び1, 3-ブタジエン単独重合体のスチレングラフト重合体の混合物」と混合する場合は、使用可能温度Ⅲで使用可能。 エチレングリコールジメタクリレートを0.3%までの範囲で添加して架橋したものを含む。
2	ラクチド単独重合体	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	D-乳酸 (CAS登録番号10326-41-7) 含有率が6%を超え16%以下のもの。 40℃を超え66℃以下での使用は2時間以内。 66℃を超え100℃以下での使用は30分以内。 エチレングリコールジメタクリレートを0.3%までの範囲で添加して架橋したものを含む。

3 6. ポリヒドロキシ酪酸 (PHB)

No	使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度 Ⅰ. ~70℃ Ⅱ. ~100℃ Ⅲ. 101℃~	区分	特記事項
		酸性	油性及び 脂肪性	乳・乳製 品	酒類	その他			
1	3-ヒドロキシ酪酸・3-ヒドロキシヘキサン酸共重合体	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	3-ヒドロキシヘキサン酸 (CAS登録番号10191-24-9) はポリマー構成成分に対して20mol%以下。 植物油脂を原料として微生物が産生したポリマーを含む。

3 7. ポリグリコール酸 (PGA)

No	使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度 Ⅰ. ~70℃ Ⅱ. ~100℃ Ⅲ. 101℃~	区分	特記事項
		酸性	油性及び 脂肪性	乳・乳製 品	酒類	その他			
1	グリコール酸単独重合体	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	PETに対し最大2.5重量%混合し使用する場合、または、PET層もしくはPLA層で分離し食品に接触しないように使用する場合に限る。 PETに対し最大2.5重量%混合し使用する場合、酒類はアルコール濃度15%以下に限る。
2	グリコール酸・イソフタル酸・トリメチロールプロパン共重合体	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	

3 8. ポリ塩化ビニリデン (PVDC)

No	使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度 Ⅰ. ~70℃ Ⅱ. ~100℃ Ⅲ. 101℃~	区分	特記事項
		酸性	油性及び 脂肪性	乳・乳製 品	酒類	その他			
1	塩化ビニリデン単独重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	4	
2	塩化ビニリデン・塩化ビニル共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	4	
3	塩化ビニリデン・塩化ビニル・アクリロニトリル共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	4	
4	塩化ビニリデン・塩化ビニル・アクリロニトリル・メタクリル酸メチル・アクリル酸・イタコン酸共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	4	
5	塩化ビニリデン・塩化ビニル・アクリル酸メチル共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	4	
6	塩化ビニリデン・アクリロニトリル共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	4	
7	塩化ビニリデン・アクリロニトリル・アクリル酸メチル共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	4	
8	塩化ビニリデン・アクリロニトリル・アクリル酸メチル・アクリル酸2-ヒドロキシエチル共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	4	
9	塩化ビニリデン・アクリロニトリル・アクリル酸メチル・アクリル酸ヒドロキシエチル・メタクリロニトリル共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	4	
10	塩化ビニリデン・アクリロニトリル・アクリル酸メチル・アクリル酸ヒドロキシエチル・メタクリル酸メチル共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	4	
11	塩化ビニリデン・アクリロニトリル・メタクリル酸メチル・アクリル酸ヒドロキシエチル・メタクリロニトリル・メタクリル酸共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	4	
12	塩化ビニリデン・アクリロニトリル・アクリル酸ブチル共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	4	
13	塩化ビニリデン・アクリル酸メチル共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	4	
14	塩化ビニリデン・アクリル酸メチル・アクリル酸ブチル共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	4	
15	塩化ビニリデン・メタクリロニトリル・メタクリル酸メチル共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	4	
16	塩化ビニリデン・アクリロニトリル・アクリル酸エチル共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	4	
17	塩化ビニリデン・アクリル酸メチル・アクリル酸ブチル・メタクリル酸メチル共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	4	
18	塩化ビニリデン・アクリロニトリル・アクリル酸メチル・メタクリロニトリル共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	4	
19	塩化ビニリデン・アクリロニトリル・アクリル酸メチル・メタクリル酸メチル共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	4	
20	塩化ビニリデン・アクリロニトリル・メタクリル酸メチル・メタクリロニトリル・メタクリル酸共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	4	
21	塩化ビニリデン・メタクリロニトリル共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	4	
22	塩化ビニリデン・メタクリル酸メチル共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	4	

3 9. ポリ塩化ビニル (PVC)

No	使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度 Ⅰ. ~70℃ Ⅱ. ~100℃ Ⅲ. 101℃~	区分	特記事項
		酸性	油性及び 脂肪性	乳・乳製 品	酒類	その他			
1	塩化ビニル単独重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	4	
2	塩化ビニル単独重合体塩素化物	○	○	○	○	○	Ⅲ	4	塩素はポリマー構成成分に対して69重量%以下。
3	塩化ビニル・酢酸ビニル共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	4	
4	塩化ビニル・酢酸ビニル・フマル酸共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	4	
5	塩化ビニル・酢酸ビニル・2-ヒドロキシプロピルアクリレート共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	4	
6	塩化ビニル・エチレン共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	4	
7	塩化ビニル・エチレン・酢酸ビニル共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	4	塩化ビニル (CAS登録番号75-01-4) はポリマー構成成分に対して50重量%以上。
8	塩化ビニル・アクリル酸ブチル共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	4	
9	塩化ビニル・酢酸ビニル共重合体部分ケン化物 (塩化ビニル・酢酸ビニル・ビニルアルコール共重合体)	○	○	○	○	○	Ⅲ	4	塩化ビニル (CAS登録番号75-01-4) はポリマー構成成分に対して50重量%以上。
10	塩化ビニル・酢酸ビニル・アクリル酸共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	4	
11	塩化ビニル・酢酸ビニル・イタコン酸共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	4	
12	塩化ビニル・2-ヒドロキシプロピルアクリレート共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	4	
13	塩化ビニル・酢酸ビニル・ラウリン酸ビニル共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	4	

4 0. 塩素化ポリエチレン

No	使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度 Ⅰ. ~70℃ Ⅱ. ~100℃ Ⅲ. 101℃~	区分	特記事項
		酸性	油性及び 脂肪性	乳・乳製 品	酒類	その他			
1	エチレン単独重合体の塩素化物	○	-	-	○	○	Ⅰ	2	塩素はポリマー構成成分に対して65重量%以下 区分4との混合 (5%以下) では、使用可能食品は全食品、使用可能温度はⅢ

4 1. 塩素化ポリプロピレン

No	使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度 Ⅰ. ~70℃ Ⅱ. ~100℃ Ⅲ. 101℃~	区分	特記事項
		酸性	油性及び 脂肪性	乳・乳製 品	酒類	その他			
1	プロピレン単独重合体の塩素化物	○	○	○	○	○	Ⅰ	2	塩素はポリマー構成成分に対して56%重量以下。

4 2. フッ素樹脂 (FR)

No	使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度 Ⅰ. ~70℃ Ⅱ. ~100℃ Ⅲ. 101℃~	区分	特記事項
		酸性	油性及び 脂肪性	乳・乳製 品	酒類	その他			
1	テトラフルオロエチレン単独重合体 (PTFE)	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
2	テトラフルオロエチレン・ヘキサフルオロプロピレン共重合体 (FEP)	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
3	1, 1, 2, 2-テトラフルオロエテン・3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6-ノナフルオロ-1-ヘキセン共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
4	テトラフルオロエチレン・パーフルオロメチルビニルエーテル共重合体 (MFA)	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
5	テトラフルオロエチレン・パーフルオロメチルビニルエーテル・パーフルオロプロピルビニルエーテル共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
6	テトラフルオロエチレン・パーフルオロエチルビニルエーテル共重合体 (TFE/C2VE)	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
7	テトラフルオロエチレン・パーフルオロエチルビニルエーテル・ヘキサフルオロプロペン共重合体 (TFE/HFP/C2VE)	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
8	テトラフルオロエチレン・パーフルオロプロピルビニルエーテル共重合体 (PFA)	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
9	テトラフルオロエチレン・パーフルオロプロピルビニルエーテル・5-ノルボルネン-2, 3-ジカルボン酸無水物共重合体 (PFA)	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
10	テトラフルオロエチレン・エチレン共重合体 (ETFE)	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
11	エテン・3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 6-ノナフルオロヘキサ-1-エン・ペルフルオロエテン共重合体 (ETFE)	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
12	エテン・ペルフルオロエテン・3, 3, 4, 4, 4-ペンタフルオロプロペン・3, 4-ジヒドロ-3-メチレン-2, 5-フランジオン共重合体 (ETFE)	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
13	エテン・ペルフルオロエテン・ヘキサフルオロプロペン・3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6-ノナフルオロヘキサ-1-エン・3, 4-ジヒドロ-3-メチレン-2, 5-フランジオン共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
14	テトラフルオロエチレン・スルホニルビニルエーテルパーフルオルレート共重合体	○	○	-	○	○	Ⅲ	1	加水分解及びアンモニウム塩中和物を含む。
15	フッ化ビニリデン単独重合体 (PVDF)	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
16	フッ化ビニリデン・テトラフルオロエチレン共重合体 (VDF/TFE)	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
17	フッ化ビニリデン・ヘキサフルオロプロピレン共重合体 (VDF/HFP)	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
18	フッ化ビニリデン・クロロトリフルオロエチレン共重合体 (VDF/CTFE)	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
19	フッ化ビニル単独重合体 (PVF)	○	○	-	○	○	Ⅰ	1	
20	クロロトリフルオロエチレン単独重合体 (PCTFE)	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
21	クロロトリフルオロエチレン・テトラフルオロエチレン共重合体 (CTFE/TFE)	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
22	クロロトリフルオロエチレン・フッ化ビニリデン・テトラフルオロエチレン共重合体 (CTFE/VDF/TFE)	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
23	クロロトリフルオロエチレン・エチレン共重合体 (CTFE/E)	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
24	エテン・ペルフルオロエテン・3,3,4,4-ペンタフルオロプロペン共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	

4 3. ポリアセタール (POM)

No	使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度 Ⅰ. ~70℃ Ⅱ. ~100℃ Ⅲ. 101℃～	区分	特記事項
		酸性	油性及び 脂肪性	乳・乳製 品	酒類	その他			
1	ホルムアルデヒド単独重合体	○	○	○	○	○	Ⅱ	1	
2	1, 3, 5-トリオキサン・エチレンオキサイド共重合体	○	○	○	○	○	Ⅱ	1	エチレンオキサイド (CAS登録番号75-21-8) はポリマー構成成分に対して6重量%以下。
3	1, 3, 5-トリオキサン・1, 3-ジオキソラン共重合体	○	○	○	○	○	Ⅱ	1	1, 3-ジオキソラン (CAS登録番号646-06-0) はポリマー構成成分に対して6重量%以下。
4	1, 3, 5-トリオキサン・1, 3-ジオキソラン・1, 4-ブタンジオールジグリシジルエーテル共重合体	○	○	○	○	○	Ⅱ	1	1, 3-ジオキソラン (CAS登録番号646-06-0) 及び1, 4-ブタンジオールジグリシジルエーテル (CAS登録番号2425-79-8) はポリマー構成成分に対して合計で6重量%以下。
5	1, 3, 5-トリオキサン・ブタンジオールホルマール共重合体	○	○	○	○	○	Ⅱ	1	ブタンジオールホルマール (CAS登録番号505-65-7) はポリマー構成成分に対して6重量%以下。

4 4. ポリエーテルエーテルケトン (PEEK)

No	使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度 Ⅰ. ~70℃ Ⅱ. ~100℃ Ⅲ. 101℃～	区分	特記事項
		酸性	油性及び 脂肪性	乳・乳製 品	酒類	その他			
1	4, 4'-ジフルオロベンゾフェノン・ハイドロキノン共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	

4 5. ポリエーテルケトン (PEK)

No	使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度 Ⅰ. ~70℃ Ⅱ. ~100℃ Ⅲ. 101℃～	区分	特記事項
		酸性	油性及び 脂肪性	乳・乳製 品	酒類	その他			
1	4, 4'-ジフルオロベンゾフェノン・4, 4'-ジヒドロキシベンゾフェノン共重合体	○	○	○	○	—	Ⅲ (酒類のみⅡ)	1	

4 6. ヒドロキシ安息香酸ポリエステル (HBP)

No	使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度 Ⅰ. ~70℃ Ⅱ. ~100℃ Ⅲ. 101℃～	区分	特記事項
		酸性	油性及び 脂肪性	乳・乳製 品	酒類	その他			
1	4, 4'-ジヒドロキシビフェニル・4-ヒドロキシ安息香酸・テレフタル酸・イソフタル酸共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
2	4,4-ビスフェニルジオール・ヒドロキノン・p-ヒドロキシ安息香酸・2,6-ナフタレンカルボン酸・テレフタル酸重縮合物	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
3	4, 4'-ジヒドロキシジフェニル・4-ヒドロキシ安息香酸・ヒドロキシナフトエ酸・4'-ヒドロキシアセトアニリド・テレフタル酸重縮合物	○	○	○	○	○	Ⅱ	1	少なくとも55モル%のポリマー単位が6-ヒドロキシ-2-ナフトエ酸及び4-ヒドロキシ安息香酸との組み合わせで構成され、ポリマー単位の25モル%以下が4,4'-ビフェノール、N-(4-ヒドロキシフェニル)アセトアミド及びテレフタル酸で構成される。
4	4, 4'-ジヒドロキシジフェニル・4-ヒドロキシ安息香酸・ヒドロキシナフトエ酸・テレフタル酸重縮合物	○	○	○	○	○	Ⅱ	1	少なくとも55モル%のポリマー単位が6-ヒドロキシ-2-ナフトエ酸及び4-ヒドロキシ安息香酸との組み合わせで構成され、ポリマー単位の25モル%以下が4,4'-ビフェノール、及びテレフタル酸で構成される。
5	p-ヒドロキシ安息香酸・6-ヒドロキシ-2-ナフトエ酸重縮合物	○	○	○	○	○	Ⅱ	1	

4 7. ポリアミドイミド (PAI)

No	使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度 Ⅰ. ~70℃ Ⅱ. ~100℃ Ⅲ. 101℃～	区分	特記事項
		酸性	油性及び 脂肪性	乳・乳製 品	酒類	その他			
1	無水トリメリット酸クロライド・4, 4'-メチレンビスベンゼンアミン共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
2	無水トリメリット酸・4, 4'-ジフェニルメタンジイソシアネート共重合体	○	○	—	○	○	Ⅲ	1	

4 8. ポリフェニレンエーテル (PPE)

No	使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度 Ⅰ. ~70℃ Ⅱ. ~100℃ Ⅲ. 101℃～	区分	特記事項
		酸性	油性及び 脂肪性	乳・乳製 品	酒類	その他			
1	2, 6-ジメチルフェノール単独重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
2	2, 6-ジメチルフェノール・2, 3, 6-トリメチルフェノール共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	

4 9. ポリフェニレンサルファイド (PPS)

No	使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度 Ⅰ. ~70℃ Ⅱ. ~100℃ Ⅲ. 101℃~	区分	特記事項
		酸性	油性及び 脂肪性	乳・乳製 品	酒類	その他			
1	1, 4-ジクロロベンゼン・硫化ナトリウム共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	酸素存在下の熱架橋反応生成物（酸化架橋型）を含む
2	1, 4-ジクロロベンゼン・1, 2, 4-トリクロロベンゼン・硫化ナトリウム共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
3	1, 4-ジヨードベンゼン・硫黄共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	

5 0. ポリカーボネート (PC)

No	使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度 Ⅰ. ~70℃ Ⅱ. ~100℃ Ⅲ. 101℃~	区分	特記事項
		酸性	油性及び 脂肪性	乳・乳製 品	酒類	その他			
1	2, 2-ビス（4-ヒドロキシフェニル）プロパン・塩化カルボニル共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
2	2, 2-ビス（4-ヒドロキシフェニル）プロパン・ジフェニルカーボネート共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
3	2, 2-ビス（4-ヒドロキシフェニル）プロパン・塩化カルボニル・セバシン酸共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
4	2, 2-ビス（4-ヒドロキシフェニル）プロパン・塩化カルボニル・4, 4'-シクロヘキサン-1, 1'-ジイルビス（2-メチルフェノール）共重合体	○	○	○	○	○	Ⅱ	1	
5	2, 2-ビス（4-ヒドロキシフェニル）プロパン・塩化カルボニル・3, 3-ビス（4-ヒドロキシフェニル）-2-フェニルイソインドリン-1-オン共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
6	2, 2-ビス（4-ヒドロキシフェニル）プロパン・塩化カルボニル・ α -ジメチル-3-（4'-ヒドロキシ-3'-メトキシフェニル）プロピルシリルオキシ- ω -3-ジメチル-3-（4'-ヒドロキシ-3'-メトキシフェニル）プロピルシリルポリジメチルシロキサン共重合体	○	○	○	○	○	Ⅱ	1	シロキサン変成部分はポリマー構成成分に対して22重量%以下。 α -ジメチル-3-（4'-ヒドロキシ-3'-メトキシフェニル）プロピルシリルオキシ- ω -3-ジメチル-3-（4'-ヒドロキシ-3'-メトキシフェニル）プロピルシリルポリジメチルシロキサン（CAS登録番号156065-00-8） $C_{24}H_{38}Si_2O_5(SiOC_2H_5)_n$ は $26 \leq n < 50$ 。
7	2, 2-ビス（4-ヒドロキシフェニル）プロパン・塩化カルボニル・4, 4', 4''-エチリジントリスフェノール共重合体	○	○	—	○	○	Ⅲ	1	

5 1. ポリエステルカーボネート (PPC)

No	使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度 Ⅰ. ~70℃ Ⅱ. ~100℃ Ⅲ. 101℃~	区分	特記事項
		酸性	油性及び 脂肪性	乳・乳製 品	酒類	その他			
1	2, 2-ビス（4-ヒドロキシフェニル）プロパン・塩化カルボニル・テレフタル酸クロライド・イソフタル酸クロライド共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	p-クミルフェノール（CAS登録番号599-64-4）により末端封止されたものを含む。 2, 2-ビス（4-ヒドロキシフェニル）プロパン（CAS登録番号80-05-7）及びテレフタル酸クロライド（CAS登録番号100-20-9）又はイソフタル酸クロライド（CAS登録番号99-63-8）のエステル（以下、エステル）はポリマー構成成分全体に対して45~85mol%、エステルを構成する酸成分に対して、テレフタル酸クロライドは55mol%以上。
2	2, 2-ビス（4-ヒドロキシフェニル）プロパン・塩化カルボニル・テレフタル酸クロライド・イソフタル酸クロライド・レソルシノール共重合体	○	○	○	○	○	Ⅱ	1	p-クミルフェノール（CAS登録番号599-64-4）により末端封止されたものを含む。

5 2. ポリアリレート (PAR)

No	使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度 Ⅰ. ~70℃ Ⅱ. ~100℃ Ⅲ. 101℃~	区分	特記事項
		酸性	油性及び 脂肪性	乳・乳製 品	酒類	その他			
1	2, 2-ビス（4-ヒドロキシフェニル）プロパン・テレフタル酸クロライド・イソフタル酸クロライド共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
2	4-tert-ブチルフェノールで末端封止された2, 2-ビス（4-ヒドロキシフェニル）プロパン・テレフタル酸クロライド・イソフタル酸クロライド共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	

5 3. ポリエーテルイミド (PEI)

No	使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度 Ⅰ. ~70℃ Ⅱ. ~100℃ Ⅲ. 101℃~	区分	特記事項
		酸性	油性及び 脂肪性	乳・乳製 品	酒類	その他			
1	2, 2-ビス（4-ヒドロキシフェニル）プロパン・無水フタル酸・1, 3-ベンゼンジアミン共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
2	2, 2-ビス（4-ヒドロキシフェニル）プロパン・4-クロロ無水フタル酸・3-クロロ無水フタル酸・1, 3-ベンゼンジアミン共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
3	2, 2-ビス（4-ヒドロキシフェニル）プロパン・無水フタル酸・4, 4'-スルホニルビスベンゼンジアミン共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	

5 4. ポリイミド (PI)

No	使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度 Ⅰ. ～70℃ Ⅱ. ～100℃ Ⅲ. 101℃～	区分	特記事項
		酸性	油性及び 脂肪性	乳・乳製 品	酒類	その他			
1	4,4'-ジアミノジフェニルエーテル・無水ピロメリット酸共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
2	ビス[4-(アリルビシクロ[2,2,1]ヘプト-5-エン-2,3-ジカルボキシイミド)フェニル]メタン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	

5 5. ポリサルホン (PSU)

No	使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度 Ⅰ. ～70℃ Ⅱ. ～100℃ Ⅲ. 101℃～	区分	特記事項
		酸性	油性及び 脂肪性	乳・乳製 品	酒類	その他			
1	4, 4'-ジクロロジフェニルサルホン・2, 2'-ビス(4-ヒドロキシフェニルプロパン) 共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	

5 6. ポリエーテルサルホン (PESU)

No	使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度 Ⅰ. ～70℃ Ⅱ. ～100℃ Ⅲ. 101℃～	区分	特記事項
		酸性	油性及び 脂肪性	乳・乳製 品	酒類	その他			
1	4, 4'-ジクロロジフェニルサルホン・4, 4'-ジヒドロキシジフェニルサルホン共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
2	ヒドロキノン・4,4'-ジクロロジフェニルサルホン・4,4'-ジヒドロキシジフェニルサルホン重合体のスルホン化ナトリウム塩化合物	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
3	4,4'-ジクロロジフェニルサルホン・4,4'-ジヒドロキシジフェニルサルホン重合体のスルホン化合物	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
4	4,4'-ジクロロジフェニルサルホン・4,4'-ジヒドロキシジフェニルサルホン重合体のスルホン酸ナトリウム塩	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	

5 7. ポリフェニルサルホン (PPSU)

No	使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度 Ⅰ. ～70℃ Ⅱ. ～100℃ Ⅲ. 101℃～	区分	特記事項
		酸性	油性及び 脂肪性	乳・乳製 品	酒類	その他			
1	4, 4'-ジクロロジフェニルサルホン・4, 4'-ジヒドロキシビフェニル共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	

5 8. 熱可塑性ポリウレタン (TPU)

No	使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度 Ⅰ. ～70℃ Ⅱ. ～100℃ Ⅲ. 101℃～	区分	特記事項
		酸性	油性及び 脂肪性	乳・乳製 品	酒類	その他			
1	下記のジイソシアネート及び下記のモノマーからなるポリエステルポリオール の共重合体	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	
	(a) ジイソシアネート								
	1) ジフェニルメタンジイソシアネート								
	1-1) 4, 4'-ジフェニルメタンジイソシアネート								
	1-2) 2, 4'-ジフェニルメタンジイソシアネート								
	1-3) 2, 2'-ジフェニルメタンジイソシアネート								
	2) トルエンジイソシアネート								
	2-1) 2, 4-トルエンジイソシアネート								
	2-2) 2, 6-トルエンジイソシアネート								
	3) ジシクロヘキシルメタンジイソシアネート								
	4) ヘキサメチレンジイソシアネート								
	5) 4,4'-ジイソシアナト-3,3'-ジメチルビフェニル								
	(b) 下記のモノマーからなるポリエステルポリオール								
	1) アジピン酸								
	2) 無水フタル酸								
	3) 無水コハク酸								
	4) セバシン酸								
	5) エチレングリコール								
	6) 1, 4-ブタンジオール								
	7) ジエチレングリコール								
	8) 1, 5-ペンタンジオール								
	9) 1, 9-ノナンジオール								
	10) 1, 3-プロパンジオール								
	11) 1, 2-プロパンジオール								
	12) 1, 6-ヘキサジオール								
	(アルカン (C=5～22) ジオール)								
	13) 2-メチル-1, 3-プロパンジオール								
	14) 3-メチル-1, 5-ペンタンジオール								
	15) ビス(ヒドロキシエトキシ)ベンゼン(BHEB) ハイドロキノンジエタノールエーテル(HQEE)								
2	下記のジイソシアネート及び下記のモノマーからなるポリエーテルポリオール の共重合体	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	
	(a) ジイソシアネート								
	1) ジフェニルメタンジイソシアネート								
	1-1) 4, 4'-ジフェニルメタンジイソシアネート								
	1-2) 2, 4'-ジフェニルメタンジイソシアネート								
	1-3) 2, 2'-ジフェニルメタンジイソシアネート								

	2) トルエンジイソシアネート									
	2-1) 2, 4-トルエンジイソシアネート									
	2-2) 2, 6-トルエンジイソシアネート									
	3) ジシクロヘキシルメタンジイソシアネート									
	4) ヘキサメチレンジイソシアネート									
	5) 4,4'-ジイソシアナト-3,3'-ジメチルビフェニル									
	(b) 下記のモノマーからなるポリエーテルポリオール									
	1) テトラヒドロフラン									
	2) オキシラン (エチレンオキシド)									
	3) 2-メチルオキシラン (プロピレンオキシド)									
	4) エチレングリコール									
	5) 1, 2-プロパンジオール									
	6) 1, 4-ブタンジオール									
	7) 1, 5-ペンタンジオール									
	8) ジエチレングリコール									
	9) 1, 3-プロパンジオール									
	10) 1, 6-ヘキサジオール (アルカン (C = 5 ~ 22) ジオール)									
	11) 2-メチル-1, 3-プロパンジオール									
	12) 3-メチル-1, 5-ペンタンジオール									
	13) 1, 9-ノナンジオール									
	14) ビス (ヒドロキシエトキシ) ベンゼン (B H E B) ハイドロキノンジエタノールエーテル (H Q E E)									
3	下記のジイソシアネート及び下記のモノマーからなるポリカプロラク ンジオールの共重合体	○	○	○	○	○	II	3		
	(a) ジイソシアネート									
	1) ジフェニルメタンジイソシアネート									
	1-1) 4, 4'-ジフェニルメタンジイソシアネート									
	1-2) 2, 4'-ジフェニルメタンジイソシアネート									
	1-3) 2, 2'-ジフェニルメタンジイソシアネート									
	2) トルエンジイソシアネート									
	2-1) 2, 4-トルエンジイソシアネート									
	2-2) 2, 6-トルエンジイソシアネート									
	3) ジシクロヘキシルメタンジイソシアネート									
	4) ヘキサメチレンジイソシアネート									
	5) 4,4'-ジイソシアナト-3,3'-ジメチルビフェニル									
	(b) 下記のモノマーからなるポリカプロラクンジオール									
	1) ε-カプロラク톤									
	2) エチレングリコール									
	3) 1, 4-ブタンジオール									
	4) 1, 5-ペンタンジオール									
	5) ジエチレングリコール									
	6) 2, 2-ジメチル-1, 3-プロパンジオール									
	7) 1, 3-プロパンジオール									
	8) 1, 6-ヘキサジオール (アルカン (C = 5 ~ 22) ジオール)									
	9) 2-メチル-1, 3-プロパンジオール									
	10) 3-メチル-1, 5-ペンタンジオール									
	11) 1, 9-ノナンジオール									
	12) ビス (ヒドロキシエトキシ) ベンゼン (B H E B) ハイドロキノンジエタノールエーテル (H Q E E)									
4	下記のジイソシアネート及び下記のモノマーからなるポリカーボネート ジオールとの共重合体	○	○	○	○	○	II	3		
	(a) ジイソシアネート									
	1) ジフェニルメタンジイソシアネート									
	1-1) 4, 4'-ジフェニルメタンジイソシアネート									
	1-2) 2, 4'-ジフェニルメタンジイソシアネート									
	1-3) 2, 2'-ジフェニルメタンジイソシアネート									
	2) トルエンジイソシアネート									
	2-1) 2, 4-トルエンジイソシアネート									
	2-2) 2, 6-トルエンジイソシアネート									
	3) ジシクロヘキシルメタンジイソシアネート									
	4) ヘキサメチレンジイソシアネート									
	5) 4,4'-ジイソシアナト-3,3'-ジメチルビフェニル									
	6) キシリレンジイソシアネート m-キシリレンジイソシアネート									
	(b) 下記のモノマーからなるポリカーボネートジオール									
	1) 炭酸ジフェニル									
	2) エチレングリコール									
	3) 1, 3-ブタンジオール									
	4) 1, 4-ブタンジオール									
	5) ジエチレングリコール									
	6) 1, 3-プロパンジオール									
	7) 1, 6-ヘキサジオール (アルカン (C = 5 ~ 22) ジオール)									
	8) 1, 5-ペンタンジオール									
	9) 炭酸ジメチル									
	10) 炭酸ジエチル									
	11) 炭酸エチレン (エチレンカーボネート)									
	12) プロピレンカーボネート									
	13) 二酸化炭素									
	14) 2-メチル-1, 3-プロパンジオール									
	15) 3-メチル-1, 5-ペンタンジオール									
	16) 2-メチル-1, 8-オクタンジオール									
	17) ビス (ヒドロキシエトキシ) ベンゼン (B H E B) ハイドロキノンジエタノールエーテル (H Q E E)									
	18) 水									
5	下記のジイソシアネート及び下記のモノマーの混合からなるジオールの 共重合体									
	(a) ジイソシアネート									
	1) ジフェニルメタンジイソシアネート	○	○	○	○	○	II	3		
	1-1) 4, 4'-ジフェニルメタンジイソシアネート	○	○	○	○	○	II	3		

1-2) 2, 4'-ジフェニルメタンジイソシアネート	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	
1-3) 2, 2'-ジフェニルメタンジイソシアネート	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	
2) トルエンジイソシアネート	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	
2-1) 2, 4-トルエンジイソシアネート	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	
2-2) 2, 6-トルエンジイソシアネート	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	
3) ジシクロヘキシルメタンジイソシアネート	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	
4) ヘキサメチレンジイソシアネート	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	
5) 4,4'-ジイソシアナト-3,3'-ジメチルビフェニル	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	
(b) 下記のモノマーの混合からなるジオール								
1) アジピン酸	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	
2) 無水マレイン酸	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	
3) 無水フタル酸	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	
4) 3-メチル-1, 5-ペンタンジオール	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	
5) エチレンオキシド	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	
6) プロピレンオキシド	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	
7) テトラヒドロフラン	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	
8) ε-カプロラク톤	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	
9) ネオペンチルグリコール	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	
10) ジエチレングリコール	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	
11) 炭酸ジフェニル	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	
12) 炭酸ジメチル	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	
13) 炭酸ジエチル	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	
14) 炭酸エチレン (エチレンカーボネート)	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	
15) エチレングリコール	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	
16) 1, 4-ブタンジオール	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	
17) 1, 5-ペンタンジオール	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	
18) 1, 6-ヘキサジオール	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	
19) 1, 4-ビス (2'-ヒドロキシエトキシ) ベンゼン	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	
20) 1, 9-ノナンジオール	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	
21) 二酸化炭素	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	
22) 1, 2-プロパンジオール	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	
23) ビス (ヒドロキシエトキシプロピル) ジメチコン	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	
24) 水酸基末端ポリオレフィン	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	
25) α, α'- [(イソプロピリデン) ジ-4, 1-フェニレン] ビス {ω-ヒドロキシ-ポリ [オキシ (メチルエチレン)] }	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	
26) トリメチロールプロパンプロポキシラート	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	
27) 重合ひまし油	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	
28) ポリブタジエン (末端ヒドロキシ基, カルボキシ基, エポキシ基を含む) の水素化物	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	
29) 2, 4-ジエチルペンタン-1, 5-ジオール	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	
30) 2-プロポキシエタノール	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	
31) テトラヒドロフルフリルアルコール	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	
32) 2-エチル-2- (ヒドロキシメチル) プロパン-1, 3-ジオール・エポキシ化脂肪酸 (C=16~18及び不飽和C=18) のメチルエステル重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	
33) 水酸基末端ポリブタジエン	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	
34) N,N'-ビス (2-ヒドロキシプロピル) アニリン	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	
35) N,N,N',N'-テトラキス (2-ヒドロキシプロピル)エチレンジアミン	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	

5 9. 熱可塑性ポリエステルエラストマー (TPC)

No	使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度 Ⅰ. ~70℃ Ⅱ. ~100℃ Ⅲ. 101℃~	区分	特記事項
		酸性	油性及び 脂肪性	乳・乳製 品	酒類	その他			
1	テレフタル酸ジメチル・1, 4-ブタンジオール・α-ヒドロ-ω-ヒドロキシポリ (オキシブタン-1, 4-ジイル) ブロック共重合体／ テレフタル酸・1, 4-ブタンジオール・α-ヒドロ-ω-ヒドロキシポリ (オキシブタン-1, 4-ジイル) ブロック共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	
2	テレフタル酸ジメチル・1, 4-ブタンジオール・α-ヒドロ-ω-ヒドロキシポリ (オキシブタン-1, 4-ジイル) ブロック共重合体・無水マレイン酸付加物／ テレフタル酸・1, 4-ブタンジオール・α-ヒドロ-ω-ヒドロキシポリ (オキシブタン-1, 4-ジイル) ブロック共重合体・無水マレイン酸付加物	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	
3	テレフタル酸ジメチル・イソフタル酸ジメチル・1, 4-ブタンジオール・α-ヒドロ-ω-ヒドロキシポリ (オキシブタン-1, 4-ジイル) ブロック共重合体／ テレフタル酸・イソフタル酸・1, 4-ブタンジオール・α-ヒドロ-ω-ヒドロキシポリ (オキシブタン-1, 4-ジイル) ブロック共重合体	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	乳・乳製品の容器包装では、食品非接触層に限る。
4	テレフタル酸ジメチル・1, 4-ブタンジオール・2-メチルオキシラン・オキシランブロック共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	
5	テレフタル酸ジメチル・イソフタル酸ジメチル・1, 4-ブタンジオール・2-メチルオキシラン・オキシランブロック共重合体	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	
6	テレフタル酸ジメチル・イソフタル酸ジメチル・1, 4-ブタンジオール・α-ヒドロ-ω-ヒドロキシポリ (オキシエタン-1, 2-ジイル) ブロック共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	

6 0. メラミン樹脂 (MF)

No	使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度 Ⅰ. ~70℃ Ⅱ. ~100℃ Ⅲ. 101℃~	区分	特記事項
		酸性	油性及び 脂肪性	乳・乳製 品	酒類	その他			
1	メラミン・ホルムアルデヒド共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	メラミン (CAS登録番号108-78-1) 1molに対して反応させるホルムアルデヒド (CAS登録番号50-00-0) は3mol以下。
2	メラミン・ベンゾグアナミン・ホルムアルデヒド共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	メラミン (CAS登録番号108-78-1) 1molに対して反応させるベンゾグアナミン (CAS登録番号91-76-9) は0.75mol以下、ホルムアルデヒド (CAS登録番号50-00-0) は4mol以下。

3	メラミン・尿素・ホルムアルデヒド共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	メラミン（CAS登録番号108-78-1）1molに対して反応させる尿素（CAS登録番号57-13-6）は0.75mol以下、ホルムアルデヒド（CAS登録番号50-00-0）は4mol以下。
4	メラミン・p-トルエンスルホンアミド・ホルムアルデヒド共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	メラミン（CAS登録番号108-78-1）1molに対して反応させるp-トルエンスルホンアミド（CAS登録番号70-55-3）は0.75mol以下、ホルムアルデヒド（CAS登録番号50-00-0）は4mol以下。

6 1. フェノール樹脂（PF）

No	使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度 Ⅰ. ～70℃ Ⅱ. ～100℃ Ⅲ. 101℃～	区分	特記事項
		酸性	油性及び 脂肪性	乳・乳製 品	酒類	その他			
1	フェノール・ホルムアルデヒド共重合体	○	○	○	○	○	Ⅱ	1	食品接触時間は30分未満。

6 2. メラミン・フェノール樹脂（MP）

No	使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度 Ⅰ. ～70℃ Ⅱ. ～100℃ Ⅲ. 101℃～	区分	特記事項
		酸性	油性及び 脂肪性	乳・乳製 品	酒類	その他			
1	メラミン・フェノール・ホルムアルデヒド共重合体	○	○	○	○	○	Ⅱ	1	メラミン（CAS登録番号108-78-1）1molに対して反応させるフェノール（CAS登録番号108-95-2）は1.4mol以下、ホルムアルデヒド（CAS登録番号50-00-0）は4mol以下。

6 3. ユリア樹脂（UF）

No	使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度 Ⅰ. ～70℃ Ⅱ. ～100℃ Ⅲ. 101℃～	区分	特記事項
		酸性	油性及び 脂肪性	乳・乳製 品	酒類	その他			
1	尿素・ホルムアルデヒド共重合体	－	－	－	－	－	Ⅱ	1	尿素1molに対して反応させるホルムアルデヒド（CAS登録番号50-00-0）2mol以下。 食品非接触層に限る。

6 4. 熱硬化性ポリウレタン樹脂（TSU）

No	使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度 Ⅰ. ～70℃ Ⅱ. ～100℃ Ⅲ. 101℃～	区分	特記事項
		酸性	油性及び 脂肪性	乳・乳製 品	酒類	その他			
1	イソシアネート基を2個以上有する以下のイソシアネート類及びヒドロキシル基を2個以上有する以下のポリオール原料からなる重合体。								
	<イソシアネート類>								
	1) メチル-1,3-フェニレン＝ジイソシアナート/トリレンジイソシアネート/トリレンジイソシアネート	○	○	○	○	○	Ⅰ	1	食品非接触での使用可能温度はⅢ
	1-1) 2-メチル-1, 3-フェニレン＝ジイソシアナート/2,6-トリレンジイソシアネート/2,6-トリレンジイソシアネート	○	○	○	○	○	Ⅰ	1	食品非接触での使用可能温度はⅢ
	1-2) 4-メチル-1, 3-フェニレン＝ジイソシアナート/2,4-トリレンジイソシアネート/2,4-トリレンジイソシアネート	○	○	○	○	○	Ⅰ	1	食品非接触での使用可能温度はⅢ
	2) ポリメチレンポリフェニルポリイソシアネート/ポリメリックMDI/クルードMDI	○	○	○	○	○	Ⅰ	1	食品非接触での使用可能温度はⅢ
	3) ジフェニルメタンジイソシアネート(MDI)	○	○	○	○	○	Ⅰ	1	食品非接触での使用可能温度はⅢ
	3-1) メチレンビス（4, 1-フェニレン）＝ジイソシアナート/4,4'-ジフェニルメタンジイソシアネート	○	○	○	○	○	Ⅰ	1	食品非接触での使用可能温度はⅢ
	3-2) 2,4'-ジフェニルメタンジイソシアネート	○	○	○	○	○	Ⅰ	1	食品非接触での使用可能温度はⅢ
	3-3) 2,2'-ジフェニルメタンジイソシアネート	○	○	○	○	○	Ⅰ	1	食品非接触での使用可能温度はⅢ
	4) 1, 6-ジイソシアナートヘキサン	○	○	○	○	○	Ⅰ	1	食品非接触での使用可能温度はⅢ
	5) ジフェニルメタンジイソシアネート(MDI)カルボジイミド変性物	○	○	○	○	○	Ⅰ	1	食品非接触での使用可能温度はⅢ
	<ポリオール原料>								
	1) テレフタル酸	○	○	○	○	○	Ⅰ	1	食品非接触での使用可能温度はⅢ
	2) オレイン酸	○	○	○	○	○	Ⅰ	1	食品非接触での使用可能温度はⅢ
	3) イソフタル酸	○	○	○	○	○	Ⅰ	1	食品非接触での使用可能温度はⅢ
	4) アジピン酸	○	○	○	○	○	Ⅰ	1	食品非接触での使用可能温度はⅢ
	5) オルソフタル酸	○	○	○	○	○	Ⅰ	1	食品非接触での使用可能温度はⅢ
	6) 2-エチルヘキサン酸	○	○	○	○	○	Ⅰ	1	食品非接触での使用可能温度はⅢ
	7) ステレン	○	○	○	○	○	Ⅰ	1	食品非接触での使用可能温度はⅢ
	8) 炭酸ジフェニル	○	○	○	○	○	Ⅰ	1	食品非接触での使用可能温度はⅢ
	9) アクリロニトリル	○	○	○	○	○	Ⅰ	1	食品非接触での使用可能温度はⅢ
	10) 2,4,6-トリアミノ-1,3,5-トリアジン（メラミン）	○	○	○	○	○	Ⅰ	1	食品非接触での使用可能温度はⅢ
	11) オキシラン（エチレンオキシド）	○	○	○	○	○	Ⅰ	1	食品非接触での使用可能温度はⅢ
	12) 2-メチルオキシラン（プロピレンオキシド）	○	○	○	○	○	Ⅰ	1	食品非接触での使用可能温度はⅢ
	13) アクリル酸	○	○	○	○	○	Ⅰ	1	食品非接触での使用可能温度はⅢ
	14) メタクリル酸	○	○	○	○	○	Ⅰ	1	食品非接触での使用可能温度はⅢ
	15) メタクリル酸-2-ヒドロキシエチル	○	○	○	○	○	Ⅰ	1	食品非接触での使用可能温度はⅢ
	16) アクリル酸-2-ヒドロキシエチル	○	○	○	○	○	Ⅰ	1	食品非接触での使用可能温度はⅢ
	17) ブタジエン	○	○	○	○	○	Ⅰ	1	食品非接触での使用可能温度はⅢ
	18) エチレングリコール	○	○	○	○	○	Ⅰ	1	食品非接触での使用可能温度はⅢ
	19) 1,3-ブタンジオール	○	○	○	○	○	Ⅰ	1	食品非接触での使用可能温度はⅢ
	20) 1,4-ブタンジオール	○	○	○	○	○	Ⅰ	1	食品非接触での使用可能温度はⅢ
	21) ジエチレングリコール	○	○	○	○	○	Ⅰ	1	食品非接触での使用可能温度はⅢ
	22) トリエチレングリコール	○	○	○	○	○	Ⅰ	1	食品非接触での使用可能温度はⅢ
	23) ペンタエリスリール	○	○	○	○	○	Ⅰ	1	食品非接触での使用可能温度はⅢ
	24) トリプロピレングリコール	○	○	○	○	○	Ⅰ	1	食品非接触での使用可能温度はⅢ
	25) ジプロピレングリコール	○	○	○	○	○	Ⅰ	1	食品非接触での使用可能温度はⅢ
	26) プロパン-1,3-ジオール 1,3-プロパンジオール	○	○	○	○	○	Ⅰ	1	食品非接触での使用可能温度はⅢ

27)	グリセリン	○	○	○	○	○	I	1	食品非接触での使用可能温度はⅢ
28)	ショ糖（スクロース）	○	○	○	○	○	I	1	食品非接触での使用可能温度はⅢ
29)	プロパン-1,2-ジオール 1,2-プロパンジオール	○	○	○	○	○	I	1	食品非接触での使用可能温度はⅢ
30)	2-エチル-2-ヒドロキシメチル-1,3-プロパンジオール（トリメチロールプロパン）	○	○	○	○	○	I	1	食品非接触での使用可能温度はⅢ
31)	大豆油	○	○	○	○	○	I	1	食品非接触での使用可能温度はⅢ
32)	水素化ひまし油（水添動植物油脂）	○	○	○	○	○	I	1	食品非接触での使用可能温度はⅢ
33)	ひまし油	○	○	○	○	○	I	1	食品非接触での使用可能温度はⅢ
34)	プロパン-2-オール	○	○	○	○	○	I	1	食品非接触での使用可能温度はⅢ
35)	アルキルアルコール（C＝5～38）	○	○	○	○	○	I	1	食品非接触での使用可能温度はⅢ
36)	プロピルアルコール	○	○	○	○	○	I	1	食品非接触での使用可能温度はⅢ
37)	1-ブタノール（ブチルアルコール）	○	○	○	○	○	I	1	食品非接触での使用可能温度はⅢ
38)	トリエタノールアミン	○	○	○	○	○	I	1	食品非接触での使用可能温度はⅢ
39)	リン酸	○	○	○	○	○	I	1	食品非接触での使用可能温度はⅢ
40)	エチレンジアミン	○	○	○	○	○	I	1	食品非接触での使用可能温度はⅢ
41)	部分脱水ヒマシ油	○	○	○	○	○	I	1	食品非接触での使用可能温度はⅢ
42)	ジエチレントリアミン	○	○	○	○	○	I	1	食品非接触での使用可能温度はⅢ
43)	D-ソルビトール	○	○	○	○	○	I	1	食品非接触での使用可能温度はⅢ
44)	エピカロールリン	○	○	○	○	○	I	1	食品非接触での使用可能温度はⅢ
45)	2,2-ビス（4-ヒドロキシフェニル）プロパン（ビスフェノールA）	○	○	○	○	○	I	1	食品非接触での使用可能温度はⅢ
46)	テトラヒドロフラン	○	○	○	○	○	I	1	食品非接触での使用可能温度はⅢ
47)	ヒマシ油脂肪酸メチルエステル	○	○	○	○	○	I	1	食品非接触での使用可能温度はⅢ
48)	ポリオキシアルキレン(C=2～3)ビスフェノールAエーテル	○	○	○	○	○	I	1	食品非接触での使用可能温度はⅢ
49)	ナタネ油	○	○	○	○	○	I	1	食品非接触での使用可能温度はⅢ
50)	3-メチル-1, 5-ペンタンジオール	○	○	○	○	○	I	1	食品非接触での使用可能温度はⅢ
51)	酢酸ビニル	○	○	○	○	○	I	1	食品非接触での使用可能温度はⅢ
52)	ジエタノールアミン	○	○	○	○	○	I	1	食品非接触での使用可能温度はⅢ
53)	アミノエチルピペラジン	○	○	○	○	○	I	1	食品非接触での使用可能温度はⅢ
54)	モノエタノールアミン	○	○	○	○	○	I	1	食品非接触での使用可能温度はⅢ
55)	ノニルフェノール	○	○	○	○	○	I	1	食品非接触での使用可能温度はⅢ
56)	ジシアンジアミド	○	○	○	○	○	I	1	食品非接触での使用可能温度はⅢ
57)	ホルムアルデヒド	○	○	○	○	○	I	1	食品非接触での使用可能温度はⅢ
58)	エトキシ化プロポキシ化アルコール（C＝12～14）	○	○	○	○	○	I	1	食品非接触での使用可能温度はⅢ
59)	ビスフェノールA	○	○	○	○	○	I	1	食品非接触での使用可能温度はⅢ
60)	1,6-ヘキサンジオール	○	○	○	○	○	I	1	食品非接触での使用可能温度はⅢ
61)	2, 2-ジメチル-1, 3-プロパンジオール	○	○	○	○	○	I	1	食品非接触での使用可能温度はⅢ
62)	安息香酸	○	○	○	○	○	I	1	食品非接触での使用可能温度はⅢ
63)	マニトール	○	○	○	○	○	I	1	食品非接触での使用可能温度はⅢ
64)	ジアミノトルエン	○	○	○	○	○	I	1	食品非接触での使用可能温度はⅢ
65)	水酸基末端ポリオレフィン	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	
66)	α 、 α' -〔（イソプロピリデン）ジ-4, 1-フェニレン〕ビス〔 ω -ヒドロキシ-ポリ〔オキシ（メチルエチレン）〕〕	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	
67)	トリメチロールプロパンプロポキシラート	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	
68)	重合ひまし油	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	
69)	ポリブタジエン（末端ヒドロキシ基、カルボキシ基、エポキシ基を含む）の水素化物	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	
70)	2, 4-ジエチルペンタン-1, 5-ジオール	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	
71)	2-プロポキシエタノール	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	
72)	テトラヒドロフルフリルアルコール	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	
73)	2-エチル-2-（ヒドロキシメチル）プロパン-1, 3-ジオール・エポキシ化脂肪酸（C＝16～18及び不飽和C＝18）のメチルエステル重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	
74)	水酸基末端ポリブタジエン	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	
75)	N,N-ビス（2-ヒドロキシプロピル）アニリン	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	
76)	N,N,N',N'-テトラキス（2-ヒドロキシプロピル）エチレンジアミン	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	

6 5. シリコン樹脂（SI）

No	使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度 Ⅰ. ～70℃ Ⅱ. ～100℃ Ⅲ. 101℃～	区分	特記事項
		酸性	油性及び 脂肪性	乳・乳製 品	酒類	その他			
1	以下のモノマーから合成される直鎖または分岐状の有機ポリシロキサン。	＊以下の各構成モノマーの制限に従う							区分4との混合（5％以下）では使用可能食品は全食品
	メチルトリメトキシシラン	－	○	○	－	○	Ⅲ	1	他の基ポリマーと混合する場合は、その制限に従う
	メチルトリエトキシシラン	－	○	○	－	○	Ⅲ	1	他の基ポリマーと混合する場合は、その制限に従う
	ジメチルジメトキシシラン	－	○	○	－	○	Ⅲ	1	
	ジメチルジエトキシシラン	－	○	○	－	○	Ⅲ	1	
	メチルトリクロロシラン	－	○	○	－	○	Ⅲ	1	他の基ポリマーと混合する場合は、その制限に従う
	ジメチルジクロロシラン	－	○	○	－	○	Ⅲ	1	
	フェニルトリクロロシラン	－	○	○	－	○	Ⅲ	1	
	ジフェニルジメトキシシラン	－	○	○	－	○	Ⅲ	1	
	フェニルトリメトキシシラン	－	○	○	－	○	Ⅲ	1	
	フェニルトリエトキシシラン	－	○	○	－	○	Ⅲ	1	
	ジフェニルジエトキシシラン	－	○	○	－	○	Ⅲ	1	
	ビニルトリメトキシシラン	－	○	○	－	○	Ⅲ	1	
	ジメチルクロロシラン	－	○	○	－	○	Ⅲ	1	
	ジフェニルジクロロシラン	－	○	○	－	○	Ⅲ	1	
	クロロジメチルビニルシラン	－	○	○	－	○	Ⅲ	1	
	ジクロロメチルシラン	－	○	○	－	○	Ⅲ	1	
	クロロトリメチルシラン	－	○	○	－	○	Ⅲ	1	
	ジクロロメチルビニルシラン	－	○	○	－	○	Ⅲ	1	
2	以下のモノマーから合成される分岐状の有機変成ポリシロキサン。	＊以下の各構成モノマーの制限に従う							
	イソフタル酸	－	○	○	－	○	Ⅲ	1	
	テレフタル酸	－	○	○	－	○	Ⅲ	1	
	トリメチロールエタン	－	○	○	－	○	Ⅲ	1	
	トリメチロールプロパン	－	○	○	－	○	Ⅲ	1	
	エチレングリコール	－	○	○	－	○	Ⅲ	1	
	メチルトリメトキシシラン	－	○	○	－	○	Ⅲ	1	
	ジメチルジメトキシシラン	－	○	○	－	○	Ⅲ	1	

	フェニルトリメトキシシラン	—	○	○	—	○	Ⅲ	1	
	ビニルトリメトキシシラン	—	○	○	—	○	Ⅲ	1	
	ジメチルクロシラン	—	○	○	—	○	Ⅲ	1	
	1,2-エポキシ-4-ビニルシクロヘキサン	—	○	○	—	○	Ⅲ	1	

6.6. 合成吸着剤及びイオン交換樹脂

No	使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度 Ⅰ. ~70℃ Ⅱ. ~100℃ Ⅲ. 101℃~	区分	特記事項
		酸性	油性及び 脂肪性	乳・乳製 品	酒類	その他			
1	ジビニルベンゼン単独重合体	○	○	○	○	○	Ⅱ	1	
2	スチレン・ジビニルベンゼン共重合体	○	○	○	○	○	Ⅱ	1	
3	スチレン・ジビニルベンゼン・エチルスチレン共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	
4	スチレン・ジビニルベンゼン・エチルスチレン共重合体臭素化物	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	
5	ジビニルベンゼン・エチルスチレン共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	
6	メタクリル酸メチル、エチレングリコールビスメタクリレート の共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	
7	エチレングリコールビスメタクリレート、グリシジルメタクリレートの 共重合体	○	○	○	○	○	Ⅰ	3	
8	エチレングリコールビスメタクリレート、グリシジルメタクリレートの 共重合体の加水分解物	○	○	○	○	○	Ⅰ	3	
9	エチレングリコールビスメタクリレート、グリシジルメタクリレートの 共重合体の2-アクリロイルアミノ-2-メチル-1-プロパンスルホ ン酸、N-(2-ヒドロキシエチル)アクリルアミドの共重合体および 水の付加物のナトリウム塩	○	○	○	○	○	Ⅰ	3	
10	エチレングリコールビスメタクリレート、グリシジルメタクリレートの 共重合体のN-(2-ヒドロキシエチル)アクリルアミド重合体および 水の付加物のトリメチル(オキシラン-2-イルメチル)アンモニウム =クロリドと水酸化ナトリウムの反応生成物の硫酸塩反応物	○	○	○	○	○	Ⅰ	3	
11	エチレングリコールビスメタクリレート、グリシジルメタクリレートの 共重合体のアクリル酸、N-(2-ヒドロキシエチル)アクリルアミド の共重合体および水の付加物のナトリウム塩	○	○	○	○	○	Ⅰ	3	
12	エチレングリコールビスメタクリレート、グリシジルメタクリレートの 共重合体のN-[3-(N', N'-ジメチルアミノ)プロピル]アクリル アミド、N-(2-ヒドロキシエチル)アクリルアミドの共重合体およ び水の付加物の硫酸塩及びリン酸塩	○	○	○	○	○	Ⅰ	3	
13	[エチレングリコールビスメタクリレート、グリシジルメタクリレート の共重合体]と2-アクリロイルアミノ-2-メチル-1-プロパンス ルホン酸のナトリウム塩の共重合体の水付加物のナトリウム塩	○	○	○	○	○	Ⅰ	3	
14	[エチレングリコールビスメタクリレート、グリシジルメタクリレート の共重合体]と3-(アクリロイルアミノ)プロピルトリメチルアンモ ニウム=クロリド、N-(2-ヒドロキシエチル)アクリルアミドの共 重合体の水付加物	○	○	○	○	○	Ⅰ	3	
15	[エチレングリコールビスメタクリレート、グリシジルメタクリレート の共重合体]とN-[3-(N', N'-ジメチルアミノ)プロピル]アクリ ルアミド、N-(2-ヒドロキシエチル)アクリルアミドの共重合体 の水付加物	○	○	○	○	○	Ⅰ	3	
16	スチレン・ジビニルベンゼン共重合体スルホン化物	○	—	○	○	○	Ⅱ	1	
17	スチレン・ジビニルベンゼン共重合体クロロメチル化合物とジメチルアミ ンの反応生成物	○	—	○	○	○	Ⅱ	1	
18	テトラフルオロエチレン・4-(トリフルオロビニルオキシ)ヘキサフ ルオ酸共重合体	○	—	—	—	○	Ⅱ	3	
19	テトラフルオロエチレン・2-[2-(トリフルオロビニルオキシ)- 1-(トリフルオロメチル)トリフルオロエトキシ]テトラフルオロエ タンスルホン酸共重合体	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	
20	スチレン・ジビニルベンゼン・エチルジビニルベンゼン・トリメチル [4-(4-ビニルフェニル)ブチル]アンモニウムプロミドの共重合 物	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	
21	スチレン・ジビニルベンゼン・エチルビニルベンゼン・ビニルベンジル トリメチルアンモニウムクロリド共重合体	○	○	○	○	○	Ⅰ	3	
22	ビフェニル基上にトリメチルアンモニオメチル基を有し、ビフェニル基 間が2, 2, 6, 6-テトラメチル-2, 6-ジアゾニアヘプタン- 1, 7-ジイル基で架橋されたポリフェニルサルホン樹脂	○	○	○	○	○	Ⅰ	3	
23	スチレン・ジビニルベンゼン・エチルビニルベンゼン・N-ビニルベン ジル-N, N-トリメチルアンモニウムクロライド・N, N-ジメ チル-N-(6-ジメチルアミノヘキシル)アンモニオメチルスチレン クロリド・1, 6-ビス(N-ビニルベンジル-N, N-ジメチルアン モニオ)ヘキサジクロリド共重合体	○	○	○	○	○	Ⅰ	3	
24	スチレン・ジビニルベンゼン・エチルビニルベンゼン・ビニルベンジル トリメチルアンモニウムクロライド・N, N-ジメチルアミノメチルス チレン・N, N-ジメチル-N, N-ビス(ビニルフェニルメチル)ア ンモニウムクロリド共重合体	○	○	○	○	○	Ⅰ	3	
25	スチレンスルホン酸・アクリル酸・ジビニルベンゼン・エチルビニルベ ンゼン共重合体	○	○	○	○	○	Ⅰ	3	
26	スチレンスルホン酸・アクリル酸・ジビニルベンゼン・エチルビニルベ ンゼン共重合体とエテン・3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 6-ノナ フルオロヘキサ-1-エン・ペルフルオロエテン共重合体の架橋物	○	○	○	○	○	Ⅰ	3	
27	塩化ビニル・アクリロニトリル共重合体、メタクリル酸グリシジルエス テル重合体、及びイミノジ酢酸の反応生成物のナトリウム塩	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	
28	スチレン・ジビニルベンゼン共重合体のアミノリン酸塩	○	○	○	○	○	Ⅰ	3	
29	スチレン・ジビニルベンゼン共重合体のイミノジ酢酸塩	○	○	○	○	○	Ⅰ	3	
30	エチルスチレン・スチレン・ジビニルベンゼン共重合体のスルホン化物	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	
31	エチルスチレン・スチレン・ジビニルベンゼン共重合体のスルホン化物 のナトリウム塩	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	
32	エチルスチレン・スチレン・ジビニルベンゼン共重合体のスルホン化物 のカルシウム塩	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	
33	エチルスチレン・スチレン・ジビニルベンゼン共重合体のスルホン化物 のカリウム塩	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	

34	エチルスチレン・スチレン・ジビニルベンゼン共重合物の臭素化合物の スルホン化合物	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	
35	エチルスチレン・ジビニルベンゼン・スチレン共重合物のクロロメチル 化合物とトリメチルアミンの反応生成物（CⅠ型）	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	
36	エチルスチレン・スチレン・ジビニルベンゼン共重合物のクロロメチル 化合物とトリメチルアミンの反応生成物（OH形）	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	
37	エチルスチレン・スチレン・ジビニルベンゼン共重合物のクロロメチル 化合物とトリメチルアミンの反応生成物（HCO3形）	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	
38	エチルスチレン・スチレン・ジビニルベンゼン共重合物のクロロメチル 化合物とトリメチルアミンの反応生成物（SO4形）	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	
39	エチルスチレン・スチレン・ジビニルベンゼン共重合物のクロロメチル 化合物と2-（N，N-ジメチルアミノ）エタノールの反応生成物（CⅠ 形）	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	
40	エチルスチレン・スチレン・ジビニルベンゼン共重合物のクロロメチル 化合物と2-（N，N-ジメチルアミノ）エタノールの反応生成物（OH 形）	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	
41	エチルスチレン・スチレン・ジビニルベンゼン共重合物のクロロメチル 化合物とジメチルアミンの反応生成物	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	
42	エチルスチレン・スチレン・ジビニルベンゼン共重合物のクロロメチル 化合物とN-(2-アミノメチル)-1,2-ジアミンの反応生成物	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	
43	エチルスチレン・スチレン・ジビニルベンゼン共重合物のクロロメチル 化合物とトリメチルアミン及びジメチルアミンの反応生成物	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	
44	エチルスチレン・スチレン・ジビニルベンゼン共重合物のクロロメチル 化合物のN，N-ビス（ソディウムカルボキシメチル）アミノ化合物	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	
45	エチルスチレン・スチレン・ジビニルベンゼン共重合物のクロロメチル 化合物と1-デオキシ-1-（メチルアミノ）-D-グルシトールの反応 生成物	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	
46	エチルスチレン・スチレン・ジビニルベンゼン共重合物のクロロメチル 化合物と2-(ジメチルアミノ)酢酸エチルの反応生成物の加水分解物	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	
47	エチルスチレン・メタクリル酸・メタクリル酸メチル・ジビニルベンゼ ン共重合物	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	
48	アクリロニトリル・エチルスチレン・スチレン・ジビニルベンゼン共重 合物	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	
49	2，3-エポキシプロピル＝メタクリラート・エチレン＝ジメタクリ ラート共重合物の水及びジエチルアミン付加物	○	○	○	○	○	Ⅰ	3	
50	2，3-エポキシプロピル＝メタクリラート・エチレン＝ジメタクリ ラート共重合物の水及びヘキサメチレンジアミン付加物	○	○	○	○	○	Ⅰ	3	
51	4-（4-プロモブチル）スチレン・エチルスチレン・ジビニルベンゼン 共重合物とトリメチルアミンの反応生成物（Br形→Cl形）	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	
52	4-（4-プロモブチル）スチレン・エチルスチレン・ジビニルベンゼン 共重合物とトリメチルアミンの反応生成物（OH形）	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	
53	ペンジル＝2-メチルプロパー-2-エノアート・エタン-1，2-ジイ ル＝ビス（2-メチルプロパー-2-エノアート）共重合物	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	
54	エチレン＝ジメタクリラート・オキシラン-2-イルメチル＝メタクリ ラート共重合物とポリエチレンイミンと水の反応生成物	○	○	○	○	○	Ⅰ	3	
55	アクリル酸・ジビニルベンゼン共重合物	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	
56	トリメチルアミノプロピルアクリルアミドクロリド・ジビニルベンゼ ン・エチルスチレン・ジエチレングリコールジビニルエーテル共重合物	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	
57	エチルスチレン・ジビニルベンゼン・N-ビニルホルムアミド・アクリロ ニトリル共重合物の加水分解物	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	
58	アクリル酸エチル・エチルスチレン・ジビニルベンゼン・N-[3-（N'，N' -ジメチルアミノ）プロピル]アクリルアミド共重合物	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	
59	アクリル酸メチル・アクリロニトリル・エチルスチレン・オクタ-1， 7-ジエン・ジビニルベンゼン共重合物の加水分解物	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	
60	アクリル酸・ジビニルベンゼン・エチルスチレン共重合物	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	
61	アクリル酸重合物 ナトリウム中和塩（架橋物）	—	○	—	—	○	Ⅰ	3	
62	アクリロニトリル・アクリル酸アルキルエステル・アクリル酸軽金属塩	○	○	○	○	○	Ⅰ	3	
63	レゾルシン・m-フェニレンジアミン・ホルムアルデヒド共重合体	○	○	○	○	○	Ⅱ	1	
64	ピロガロール・レゾルシン・ホルムアルデヒド共重合体	○	○	○	○	○	Ⅱ	1	
65	アクリロニトリル・ジビニルベンゼン共重合体のカルボン酸塩	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	
66	メタクリル酸メチル・ジビニルベンゼン共重合体のカルボン酸塩	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	
67	上記1から66以外の物質であって、下記の1種類以上の（a）と1種類 以上の（c）の反応によって得られる物質を必要に応じ1種類以上の （d）で処理した重合体に、又は1種類以上の（b）を必要に応じ1種 類以上の（d）で処理した重合体に、必要に応じ1種類以上の（e）を反応 させたイオン交換樹脂	* 以下の各構成物質の制限に従う							
（a）									
	スチレン	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	
	クロロメチルスチレン（m-/p-混合）	○	—	○	○	○	Ⅰ	3	m-体/p-体=40/60～70/30
	4-ビニルベンジルクロリド	○	—	○	○	○	Ⅰ	3	
	メチルスチレン	○	—	○	○	○	Ⅰ	3	
	t-ブチルスチレン	○	—	○	○	○	Ⅰ	3	
	α-メチルスチレン	○	—	○	○	○	Ⅰ	3	
	アクリロニトリル	○	—	○	○	○	Ⅰ	3	
	エチルビニルベンゼン	○	—	○	○	○	Ⅰ	3	
	4-ビニルピリジン	○	—	○	○	○	Ⅰ	3	
	2-ビニルピリジン	○	—	○	○	○	Ⅰ	3	
	p-キシレンジクロライド	○	—	○	○	○	Ⅰ	3	
（b）									
	SEPS（水添スチレン・イソブレンブロック共重合物）	○	—	○	○	○	Ⅰ	3	スチレン単位含有量50～80質量%
	SEBS（スチレン・ブタジエン共重合体の水素添加物）	○	—	○	○	○	Ⅰ	3	スチレン単位含有量20～40質量% 酸価20mg-CH3ONa/g以下
	ポリフェニレンエーテル	○	—	○	○	○	Ⅰ	3	
	ポリスチレン	○	—	○	○	○	Ⅰ	3	揮発分5mg/g以下
（c）									
	ジビニルベンゼン	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	エチルビニルベンゼン含有量45質量%以下
	N,N,N',N'-テトラメチル-1,6-ヘキサン ジアミン	○	—	○	○	○	Ⅰ	3	
	1,6-ジプロモヘキサン	○	—	○	○	○	Ⅰ	3	
（d）									
	ホルマリン	○	—	○	○	○	Ⅰ	3	
	塩酸	○	—	○	○	○	Ⅰ	3	

クロロメチルメチルエーテル	○	—	○	○	○	Ⅱ	3	
(e)								
N,N,N',N'-ジメチル-1,6-ヘキサジン	○	—	○	○	○	Ⅰ	3	
クロロスホン酸	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	
硫酸	○	—	○	○	○	Ⅰ	3	
トリメチルアミン	○	—	○	○	○	Ⅰ	3	
ジメチルアミン	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	
ヨウ化メチル	○	—	○	○	○	Ⅰ	3	

6 7. 不飽和ポリエステル樹脂（架橋ポリエステル樹脂）

No	使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度 Ⅰ. ~70℃ Ⅱ. ~100℃ Ⅲ. 101℃～	区分	特記事項
		酸性	油性及び 脂肪性	乳・乳製 品	酒類	その他			
1	下記の1種類以上の不飽和酸及び必要に応じて加えた飽和酸並びに1種類以上のアルコール類及び／又はエポキシ化合物の共重合体を下記の1種類以上の架橋剤で架橋したポリマー。	＊以下の各構成モノマーの制限に従う							酸類1当量に対してアルコール類及びエポキシ化合物等（架橋剤を除く）の合計は3当量以下。
1. 酸類（不飽和酸）									
	無水マレイン酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
	マレイン酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
	フマル酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
	イタコン酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
	クロトン酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
	アクリル酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
	メタクリル酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
2. 酸類（飽和酸）									
	無水フタル酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
	o-フタル酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
	イソフタル酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
	テレフタル酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
	テトラヒドロ無水フタル酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
	テトラヒドロフタル酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
	エンドメチレンテトラヒドロ無水フタル酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
	アジピン酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
	セバシン酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
	無水トリメリット酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
	トリメリット酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
	無水ピロメリット酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
	アゼライン酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
	ベラルゴン酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
	コハク酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
	無水コハク酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
	安息香酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
	酢酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
	カプリン酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
	パルミチン酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
	ステアリン酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
	動物性油脂脂肪酸およびその2量体	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
	ヘット酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
	ヘキサクロルエンドメチレンテトラヒドロ無水フタル酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
3. 酸類（その他）									
	ロジン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
	ジメチルテレフタレート	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
	ロジン－無水マレイン酸付加物	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
4. アルコール類									
	エチレングリコール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
	プロピレングリコール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
	ジエチレングリコール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
	ジプロピレングリコール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
	ネオペンチルグリコール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
	1, 3ブタンジオール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
	1, 4ブタンジオール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
	1, 6ヘキササンジオール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
	水素化ビスフェノールA	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
	ビスフェノールA E O付加物	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
	ビスフェノールA P O付加物	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
	ポリエチレングリコール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
	ポリプロピレングリコール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
	トリメチロールプロパン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
	トリエチレングリコール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
	グリセリン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
	マニトール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
	ペンタエリスリトール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
	2, 2, 4－トリメチル－1, 3－ペンタンジオール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
	ソルビトール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
	トリメチロールエタン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
	トリシクロデカンジメタノール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
	ネオペンチルアルコール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
	オクチルアルコール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
	デシルアルコール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
	イソデシルアルコール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
	トリメチロールプロパンジアルエーテル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
	2－エチルヘキシルアルコール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
	ジエチレングリコールモノブチルエーテル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
	α－メチルグリコシド	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
	2－エチル－2－ブチル－1, 3－プロパンジオール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
	ヘキサヒドロ無水フタル酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
	1, 4－シクロヘキササンジメタノール	○	○	○	－	○	Ⅲ	1	
	1, 2－プロパンジオール	○	○	○	－	○	Ⅲ	1	
	2－メチル－1, 3－プロパンジオール	○	○	○	－	○	Ⅲ	1	

5. エポキシ化合物								
ビスフェノールA型エポキシ樹脂	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
フェノールノボラック型エポキシ樹脂（フェノールホルムアルデヒド縮合物・エポクロヒドリン）	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
プロピレノキサイド	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
グリシジルメタクリレート	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
アリルグリシジルエーテル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
6. その他								
ビスフェノールA	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
ビスフェノールS	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
ジシクロペンタジエン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
7. 架橋剤								
スチレン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
ビニルトエン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
α-メチルスチレン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
メタクリル酸メチル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
酢酸ビニル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
ジビニルベンゼン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
N-ビニルピロリドン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
パラメチルスチレン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
ジアリルフタレート	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
トリアリルイソシアヌレート	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
トリアリルシアヌレート	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
マレイン酸アリルエステル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
メタクリル酸アリルエステル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
2-ヒドロキシエチルアクリレート	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
メチルアクリレート	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
エチルアクリレート	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
プロピルアクリレート	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
ブチルアクリレート	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
エチルメタクリレート	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
プロピルメタクリレート	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
ブチルメタクリレート	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
2-エチルヘキシルアクリレート	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
2-ヒドロキシエチルメタクリレート	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
ベンジルメタクリレート	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
フェノキシエチルメタクリレート	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
イソボルニルメタクリレート	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
ジシクロペンテニルオキシエチルメタクリレート	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
ネオペンチルグリコールジメタクリレート	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
エチレングリコールジメタクリレート	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
ジエチレングリコールジメタクリレート	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ
トリメチロールプロパントリメタクリレート	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乳・乳製品、酒類の使用可能温度はⅠ

6 8. エチレン・メタクリル酸グリシジル共重合体

No	使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度 Ⅰ. ～70℃ Ⅱ. ～100℃ Ⅲ. 101℃～	区分	特記事項
		酸性	油性及び 脂肪性	乳・乳製品	酒類	その他			
1	エチレン・メタクリル酸グリシジル共重合	○	○	○	—	○	Ⅱ	2	エチレンはポリマー構成成分に対して50重量%以上

6 9. エポキシ樹脂の架橋体

	No	使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度 Ⅰ. ～70℃ Ⅱ. ～100℃ Ⅲ. 101℃～	区分	特記事項
			酸性	油性及び 脂肪性	乳・乳製品	酒類	その他			
	1	以下の1種類以上のエポキシ樹脂を以下のポリアミド樹脂及び／又は架橋反応剤で架橋したエポキシ樹脂の架橋体	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
エポキシ樹脂										
(i)		次の1種又は2種以上のフェノール類とエポクロヒドリン、又は（ii）のエポキシ樹脂との反応により得られるエポキシ樹脂								
	①	ビスフェノールA								
	②	ビスフェノールB								
	③	ビスフェノールF								
	④	テトラメチルビスフェノールF								
	⑤	フェノールノボラック樹脂								
	⑥	オルソクレゾールノボラック樹脂								
	⑦	フェノール								
	⑧	p-ターシャリーブチルフェノール								
	⑨	p-セカンダリーブチルフェノール								
(ii)	①	ビスフェノールA型エポキシ樹脂								
	②	ビスフェノールB型エポキシ樹脂								
	③	ビスフェノールF型エポキシ樹脂								
	④	テトラメチルビスフェノールF型エポキシ樹脂								
	⑤	フェノールノボラック型エポキシ樹脂								
	⑥	オルソクレゾールノボラック型エポキシ樹脂								
	⑦	フェニルグリシジルエーテル								
	⑧	p-ターシャリーブチルフェニルグリシジルエーテル								
	⑨	p-セカンダリーブチルフェノールグリシジルエーテル								
(iii)		以下の1種又は2種以上のアルコール類とエポクロヒドリンとの反応により得られるエポキシ樹脂								
	①	ネオペンチルグリコール								
	②	1, 6ヘキサジオール								
	③	トリメチロールプロパン								
	④	アルキル(C12-14)アルコール								
	⑤	水添ビスフェノールA								
	⑥	ポリプロピレングリコール								
	⑦	ポリエチレングリコール								

	⑧	エチレングリコール											
	⑨	グリセロール											
	⑩	1,4ブタンジオール											
	⑪	ブタノール											
	⑫	ジエチレングリコール											
	⑬	イソノナノール											
	⑭	ドデカノール											
	⑮	トリデカノール											
(iv)		アルコールグリシジルエーテル型エポキシ樹脂											
	①	ネオペンチルグリコールジグリシジルエーテル											
	②	1, 6ヘキサンジオールジグリシジルエーテル											
	③	トリメチロールプロパントリグリシジルエーテル											
	④	アルキル(C12-14)アルコールグリシジルエーテル											
	⑤	水添ビスフェノール A ジグリシジルエーテル											
	⑥	ポリプロピレングリコールジグリシジルエーテル											
	⑦	ポリエチレングリコールジグリシジルエーテル											
	⑧	エチレングリコールジグリシジルエーテル											
	⑨	ポリグリセロールポリグリシジルエーテル										最大使用量：100mg/ml	
	⑩	1,4-ブタンジオールジグリシジルエーテル											
	⑪	ブチルグリシジルエーテル											
	⑫	ジエチレングリコールジグリシジルエーテル											
	⑬	[(アルキル (C = 1 0 ~ 1 6) オキシ) メチル] オキシラン											
	⑭	2 - [(アルキル (C = 1 2 ~ 1 3) オキシ) メチル] オキシラン											
(v)		以下の酸類とエピクロヒドリンとの反応により得られるエポキシ樹脂											
	①	ダイマー酸											
	②	ネオデカン酸											
(vi)		グリシジルエステル型エポキシ樹脂											
	①	ダイマー酸ジグリシジルエステル											
	②	ネオデカン酸グリシジルエステル											
(vii)		以下のアミン類とエピクロヒドリンとの反応により得られるエポキシ樹脂											
	①	1, 3 -ビス (アミノメチル) シクロヘキサン											
	②	メタキシレンジアミン											
	③	4 メトキシアニリン											
(viii)		グリシジルアミン型エポキシ樹脂											
	①	1, 3 -ビス (N, N -ジグリシジルアミノメチル) シクロヘキサン											
	②	N,N,N',N'-テトラグリシジル,メタキシレンジアミン											
	③	N, N -ビス (2, 3 -エポキシプロピル) - 4 - (2, 3 -エポキシプロポキシ) アニリン											
(ix)		過酸化法により得られるエポキシ樹脂											
	①	1, 4 -ビス [(オキシラン - 2 - イルメトキシ) メチル] シクロヘキサン											
ポリアミド樹脂													
(i)		次の (a) (b) (c) の出発原料から得られるポリアミド (混合原料も含む)											
	(a)	酸											
	(1)	アジピン酸											
	(2)	アゼライン酸											
	(3)	セバシン酸											
	(4)	植物油から得られる脂肪酸											
	(5)	植物油から得られる二量脂肪酸											
	(b)	アミン											
	(1)	ジエレントリアミン											
	(2)	ジフェニルアミン											
	(3)	エチレンジアミン											
	(4)	ヘキサメチレンジアミン											
	(5)	テトラエチレンペンタミン											
	(6)	トリエチレンテトラミン											
	(7)	ピペラジン											
	(c)	変性剤											
	(1)	ε -カプロラクタム - (エチレン - エチルアクリレート) グラフトポリマー											
	(2)	ジ (4 - オクチルフェニル) アミン											
(ii)		その他のポリアミド樹脂											
	(1)	以下のアミンと二量脂肪酸から誘導されるポリアミド樹脂											
	①	シアノグアニジン (ジシアンジアミド)											
	②	N -オレイル - 1, 3 -プロパンジアミン											
	③	脂肪酸変性テトラエチレンペンタミン											
架橋反応剤													
	(1)	シアノグアニジン (ジシアンジアミド)											
	(2)	ジエレントリアミン											
	(3)	ジフェニルアミン											
	(4)	エチレンジアミン											
	(5)	N -オレイル - 1, 3 -プロパンジアミン											
	(6)	テトラエチレンペンタミン											
	(7)	脂肪酸変性テトラエチレンペンタミン											
	(8)	トリエチレンテトラミン											
	(9)	ジメチルアミン - 2 - メチル - 1 - プロパノール											
	(10)	メチルプロパノールアミン											
	(11)	トリエタノールアミン											
	(12)	無水フタル酸											
	(13)	無水トリメリット酸											
	(14)	2 - アミノ - 2 - メチルプロパノール											
	(15)	ジイソプロパノールアミン											
	(16)	2 - エチル - 4 - メチルイミダゾール											
	(17)	トリエチルアミン											
	(18)	ジメチルアミン											
	(19)	2 - フェニルイミダゾール											
	(20)	フェノール											
	(21)	イソホンジアミン											

(22)	トリス（2，3-エポキシプロピル）イソシアヌレート									
(23)	3－ジエチルアミノプロピルアミン									
(24)	4，4'－メチレンジアニリン									
(25)	3-ペンタデセニルフェノール混合物									
(26)	ポリエチレンポリアミン									
(27)	安息香酸									
(28)	無水コハク酸									
(29)	2，4，6－トリジメチルアミノメチルフェノール									
(30)	ビス（ジメチルアミノメチル）フェノール									
(31)	エチレンジイミン									
(32)	N，N，N'，N'－テトラキス（2－ヒドロキシプロピル）アジポアミド									
(33)	クレゾール									
(34)	ノニルフェノール									
(35)	p-ターシャリーブチルフェノール									
(36)	ヘキサメチレンテトラミンで変性されたフェノール樹脂									
(37)	ホルムアルデヒド、m-キシリレンジアミン、及びフェノールの重縮合物									
(38)	メタキシリレンジアミン									
(39)	ジアミノジフェニルメタン・フェノールホルムアルデヒド重縮合物									
(40)	4,4'－メチレンビス（2-メチルシクロヘキシルアミン）									
(41)	フルフリルアルコール									
(42)	アセチルサリチル酸									
(43)	トリメチルヘキサメチレンジアミン									
(44)	アニリン/ホルムアルデヒドポリマー水素化物									
(45)	4,4'-メチレンビス（シクロヘキシルアミン）									
(46)	1-(2-アミノエチル) ピペラジン									
(47)	サリチル酸									
(48)	ベンジルアルコール									
(49)	牛脂アルキルトリメチレンジアミン									
(50)	α-[2-(アミノメチル) エチル]-ω-(2－アミノメチルエトキシ) ポリ[オキシ（メチルエチレン）]									
(51)	カシューナッツオイル									
(52)	1,3-ビス（アミノメチル）シクロヘキサン									
(53)	エチルトリス[アミノプロピルオキシ（n＝3）メチル]メタン									
(54)	ビスフェノールA型エポキシ樹脂とエチルトリス[アミノプロピルオキシ（n＝3）メチル]メタンの反応物									
(55)	ホルムアルデヒドとアニリンの重合物									
(56)	メチレンジアニンとビスフェノールA型エポキシ樹脂の反応物									
(57)	(Z)-9-オクタデセン-1-アミン									
(58)	キシリレンジアミン・アクリロニトリル反応物									
(59)	1－イソブチル－2－メチルイミダゾール									
(60)	トリエチレンジアミン									
(61)	メチルヘキサヒドロ無水フタル酸									
(62)	ジエチルトルエンジアミン									
(63)	N－ベンジルエチレンジアミン									
(64)	N，N－ジベンジルエチレンジアミン									
(65)	2,2-ビス(2-ヒドロキシ-3-メルカプトプロポキシフェニル)プロパン									
(66)	液状ジエトキシメタンポリサルファイドポリマー									
(67)	2－（クロロメチル）オキシラン・シクロヘキサン－1，3－ジイルビス（メタンアミン）・4，4'－（イソプロピリデン）ジフェノール重合物									
(68)	3－（アミノメチル）－3，5，5－トリメチルシクロヘキサン－1－アミン・2－（クロロメチル）オキシラン・4，4'－プロパン－2，2－ジイルジフェノール重合物									
(69)	メタキシリレンジアミンとスチレンの反応付加物									
(70)	1，3－ビス（アミノメチル）ベンゼン・トリルグリシジルエーテル付加物									
(71)	1，3－ビス（アミノメチル）ベンゼン・フェニルグリシジルエーテル付加物									
(72)	1，3－ビス（アミノメチル）シクロヘキサン・フェニルグリシジルエーテル付加物									
(73)	ビシクロ〔2，2，1〕ヘプタン－2，3－ジイルジメタンアミン									
(74)	フェニル尿素									
(75)	1，3－ジフェニル尿素									

70. ポリアクリルニトリル（PAN）

No	使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度 Ⅰ．～70℃ Ⅱ．～100℃ Ⅲ．101℃～	区分	特記事項
		酸性	油性及び 脂肪性	乳・乳製 品	酒類	その他			
1	アクリロニトリル・酢酸ビニル共重合物	○	○	－	○	○	Ⅱ	3	
2	アクリロニトリル・メタクリル酸・アクリル酸メチル共重合体	○	○	○	○	○	Ⅰ	3	
3	アクリロニトリル・アクリル酸メチル・メタリルスホン酸ナトリウム共重合体	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	
4	アクリロニトリル単独重合体	○	○	○	○	○	Ⅰ	1	

71. アクリル樹脂（ポリメタクリル酸メチルを除く）

No	使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度 Ⅰ．～70℃ Ⅱ．～100℃ Ⅲ．101℃～	区分	特記事項
		酸性	油性及び 脂肪性	乳・乳製 品	酒類	その他			
1	アクリル酸ブチル・スチレン共重合物	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	アクリル酸ブチルはポリマー構成成分に対して50重量%以上
2	アクリル酸ブチル・メタクリル酸メチル・スチレン共重合物	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	メタクリル酸メチルは、ポリマー構成成分に対して50重量%以下 メタクリル酸メチルとアクリル酸ブチルの合計はポリマー構成成分に対して50重量%以上
3	メタクリル酸メチルとアクリル酸メチルとアクリル酸ブチルとスチレンのコポリマー	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	メタクリル酸メチルは、ポリマー構成成分に対して50重量%以下 メタクリル酸メチルとアクリル酸メチルとアクリル酸ブチルの合計は、ポリマー構成成分に対して50重量%以上

4	メタクリル酸メチル・メタクリル酸ブチル・アクリル酸ブチル共重合体	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	メタクリル酸メチルは、ポリマー構成成分に対しての50重量%以上。
5	アクリロニトリル・アクリル酸ブチル・メタクリル酸メチル共重合体	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	アクリル酸ブチルは、ポリマー構成成分に対しての50重量%以上。
6	メタクリル酸メチル・アクリル酸ブチル・アクリル酸 2-エチルヘキシル共重合体	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	アクリル酸ブチルは、ポリマー構成成分に対しての50重量%以上。
7	メタクリル酸メチル・アクリル酸ブチル共重合体	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	アクリル酸ブチルは、ポリマー構成成分に対しての50重量%以上。

別表第1 第1表案（基ポリマー）（2）基ポリマー（コーティング等）

- a 表中使用可能食品の欄は、次に定めるとおりとする。

① 「○」は、使用可能であることを示す。

② 「-」は、使用不可であることを示す。

b 表中使用可能最高温度の欄は、次に定めるとおりとする。

① 「Ⅰ」は、70℃以下で使用可能であることを示す。

② 「Ⅱ」は、100℃以下で使用可能であることを示す。

③ 「Ⅲ」は、100℃超で使用可能であることを示す。

c 特記事項欄における「#」の記号等は記載されていない。（「#」は食品
安全基本法第11条第1項第3号に該当するものであることを示す予定）
- ※ 今後、物質名称の変更、物質の統合、記載順の変更等、整備
を行う予定である。

1 フェノール樹脂

No			使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度	樹脂区分	特記事項
				酸性	油性及び 脂肪性	乳・ 乳製品	酒類	その他	Ⅰ. ~70℃ Ⅱ. ~100℃ Ⅲ. 101℃~		
	(i)		以下のフェノール類1つ以上とホルムアル デヒドの反応で得られる樹脂	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(1)	アルキル化（メチル， エチル， プロピ ル， イソプロピル， ブチル） フェノール								
		(2)	p - t e r t -アミルフェノール								
		(3)	ビスフェノールB								
		(4)	p - t e r t -ブチルフェノール								
		(5)	o -クレゾール								
		(6)	m -クレゾール								
		(7)	p -クレゾール								
		(8)	p -シクロヘキシルフェノール								
		(9)	ビスフェノールA								
		(10)	p -ノニルフェノール								
		(11)	p -オクチルフェノール								
		(12)	カシューナッツシェルリキッドから得られ る3 -ペンタデシルフェノール混合物								
		(13)	フェノール								
		(14)	フェニル o -クレゾール								
		(15)	p -フェニルフェノール								
		(16)	キシレノール								
		(17)	レゾルシン								
		(18)	カテコール								
		(19)	ハイドロキノン								
		(20)	ビスフェノールF								
	(ii)		その他のフェノール樹脂								
		(1)	ヘキサメチレンテトラミンで変性された フェノール樹脂	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(2)	ホルムアルデヒド、m -キシリレンジアミ ン、及びフェノールの重縮合物	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
	(iii)		ホルムアルデヒド、（クロロメチル）オキ シラン、4，4 -（1 -メチルエチリデ ン）ビスフェノール、フェノールの重合物	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(1)	スクロース	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	

		(2)	アンモニア	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(3)	水酸化アンモニウム	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(4)	ジメチルアミノエタノール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(5)	クロロ酢酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(6)	クロロ酢酸ナトリウム	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(7)	パラホルムアルデヒド	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
	(iv)		(i)、(ii)又は(iii)を以下のアルコール1つ以上で変性させた樹脂								
		(1)	メチルアルコール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(2)	エチルアルコール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(3)	プロピルアルコール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(4)	イソプロピルアルコール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(5)	ブチルアルコール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(6)	イソブチルアルコール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	

2 アミノ樹脂

No			使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度	樹脂区分	特記事項
				酸性	油性及び 脂肪性	乳・ 乳製品	酒類	その他	Ⅰ．～70℃ Ⅱ．～100℃ Ⅲ．101℃～		
	(i)		以下のモノマー 1 つまたは 2 つとホルムアルデヒドとの共重合樹脂	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(1)	尿素								
		(2)	メラミン								
		(3)	ベンゾグアナミン								
	(ii)		(i) を以下のアルコール 1 つ以上で変性させた樹脂								
		(1)	メチルアルコール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(2)	エチルアルコール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(3)	プロピルアルコール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(4)	イソプロピルアルコール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(5)	ブチルアルコール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(6)	イソブチルアルコール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
	(iii)		(i) の尿素－ホルムアルデヒド共重合樹脂を以下のアミン 1 つ以上で変性させた樹脂								
		(1)	シアノグアニジン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(2)	ジエチレントリアミン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(3)	ジフェニルアミン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(4)	エチレンジアミン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(5)	N－オレイル－1， 3－プロパンジアミン (ジエチルアミノエタノールは 1 0 w t % 以下)	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(6)	テトラエチレンペンタミン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(7)	テトラエチレンペンタミンと等モルの脂肪酸を反応したもの	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(8)	トリエチレンテトラアミン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
	(iv)		(i) のメラミン－ホルムアルデヒド共重合樹脂を以下のアミン 1 つ以上で変性させた樹脂								

		(1)	ジメチルアミン－２－メチル－１－プロパノール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(2)	メチルプロパノールアミン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(3)	トリエタノールアミン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(4)	シアノグアニジン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(5)	ジエチレントリアミン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(6)	ジフェニルアミン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(7)	エチレンジアミン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(8)	N－オイル－１，３－プロパンジアミン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(9)	テトラエチレンペンタミン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(10)	テトラエチレンペンタミンと等モルの脂肪酸を反応したもの	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(11)	トリエチレンテトラアミン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(12)	２－エチルヘキサノール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
	(v)		その他のアミノ樹脂								
		(1)	アルコキシメチルベンゾグアニミン樹脂	－	－	－	－	○	Ⅰ	1	乾燥食品限定
		(2)	メチル化ベンゾグアニミン－ホルムアルデヒド樹脂	－	－	－	－	○	Ⅰ	1	乾燥食品限定
		(3)	メチル化ブチル化メラミン－ホルムアルデヒド樹脂	－	－	－	－	○	Ⅰ	1	乾燥食品限定
		(4)	メチル化メラミン－ホルムアルデヒド樹脂	－	－	－	－	○	Ⅰ	1	乾燥食品限定
		(5)	イソブチル化メラミン－ホルムアルデヒド樹脂	－	－	－	－	○	Ⅰ	1	乾燥食品限定
		(6)	サリチル酸、ホルムアルデヒド及びベンゾグアニミンの重合物のエチル化、メチル化物	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	乾燥食品限定
		(7)	(アセト、ベンゾ又はホルム) グアニミン・ホルムアルデヒド・アルキルモノアルコール重縮合物	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(8)	イソブチル化メラミン-ホルムアルデヒド樹脂	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	
		(9)	ポリエチレンイミン	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	
		(10)	ホルムアルデヒド・１，３，５－トリアジン－２，４，６－トリアミン重合物のメチル化物	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(11)	ホルムアルデヒド・１，３，５－トリアジン－２，４，６－トリアミン重合物のイソブチル化物	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(12)	11－アミノウンデカン酸単独重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(13)	ω－ラウロラクタム単独重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
	(vi)		(i) ～ (v) を以下のモノマーで変性させた樹脂								
		(1)	サリチル酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	

3 ポリエステル樹脂

No			使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度	樹脂区分	特記事項
				酸性	油性及び 脂肪性	乳・ 乳製品	酒類	その他	I. ～70℃ II. ～100℃ III. 101℃～		
	(i)		ポリエステル樹脂（アルキドタイプも含む） （a）に挙げる酸（1つ以上）と（b）に挙げるアルコール（1つ以上）との反応生成物、またはこれを（c）で変性させた共重合物。								
		(a)	酸成分								
		(1)	アジピン酸	○	○	○	○	○	III	1,3	
		(2)	1， 4－シクロヘキサンジカルボン酸	○	○	○	○	○	III	1,3	
		(3)	フマル酸	○	○	○	○	○	III	1,3	
		(4)	イソフタル酸	○	○	○	○	○	III	1,3	
		(5)	マレイン酸	○	○	○	○	○	III	1,3	
		(6)	2， 6－ナフタレンジカルボン酸	○	○	○	○	○	III	1,3	
		(7)	2， 6－ナフタレンジカルボン酸ジメチル	○	○	○	○	○	III	1,3	
		(8)	o－フタル酸	○	○	○	○	○	III	1,3	
		(9)	セバシン酸	○	○	○	○	○	III	1,3	
		(10)	テレフタル酸	○	○	○	○	○	III	1,3	
		(11)	テルペンマレイン酸付加物	○	○	○	○	○	III	1	
		(12)	トリメリット酸	○	○	○	○	○	III	1,3	
		(13)	安息香酸	○	○	○	○	○	III	1	
		(14)	4， 4’－ビス（4’－ヒドロキシフェニル）－吉草酸	○	○	○	○	○	III	1,3	
		(15)	t e r t－ブチル安息香酸	○	○	○	○	○	III	1	
		(16)	共通高分子化合物 2（i）（a）のロジン類	○	○	○	○	○	III	1	
		(17)	5－スルホイソフタル酸－ナトリウム	－	－	－	－	○	I	1,3	乾燥食品限定
		(18)	1， 2－シクロヘキサンジカルボン酸	－	－	－	－	○	I	1	乾燥食品限定
		(19)	無水トリメリット酸	○	○	○	○	○	III	1,3	
		(20)	リン酸	○	○	○	○	○	III	1	
		(21)	アゼライン酸	○	○	○	○	○	III	1,3	
		(22)	イタコン酸	○	○	○	○	○	III	1	
		(23)	シュウ酸	○	○	○	○	○	III	1	
		(24)	ドデカン二酸	○	○	○	○	○	III	1	
		(25)	無水コハク酸	○	○	○	○	○	III	1,3	
		(26)	イソフタル酸ジメチル－5－スルホン酸ナトリウム	○	○	○	○	○	III	1,3	
		(27)	無水フタル酸	○	○	○	○	○	III	1,3	
		(28)	ジメチロールプロピオン酸	○	○	○	○	○	II	1	
		(29)	無水エンドメチレンテトラヒドロフタル酸	○	○	○	－	○	III	1	
		(30)	無水ピロメリット酸	○	○	○	○	○	III	1	

(31)	テレフタル酸ジメチル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(32)	ジメチル－1, 4－シクロヘキサンジカルボキシレート	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(33)	無水マレイン酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(34)	コハク酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(35)	メタクリル酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	区分3：食品非接触層に限る
(36)	アクリル酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(37)	ジメチルイソフタル酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(38)	テレフタル酸ビスヒドロキシエチル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(39)	ジメチロールブタン酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(40)	サリチル酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(41)	ヘキサヒドロ無水フタル酸	－	－	－	－	○	Ⅰ	1	乾燥食品限定
(42)	ヘキサヒドロイソベンゾフラン－1, 3－ジオン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(43)	グルタル酸ジメチル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(44)	コハク酸ジメチル	－	－	－	－	○	Ⅰ	1	乾燥食品限定
(45)	アジピン酸ジメチル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(46)	ダイマー酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(47)	ダイマー酸、水添物	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(48)	ε-カプロラクトン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(49)	エチレングリコールビスアンヒドロトリメリテート	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(50)	不飽和脂肪酸(C18)2量体水素添加物	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	エチレングリコール、イソフタル酸、テレフタル酸との組合せで得られる重合体に限定
(51)	次に挙げる油から誘導される脂肪酸および二量化脂肪酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
①	ピーチナット油								
②	キャンドルナット油								
③	ひまし油（脱水ひまし油）								
④	しなぎり油（きり油）								
⑤	ココナッツ油								
⑥	とうもろこし油								
⑦	綿実油								
⑧	魚油								
⑨	麻実油								
⑩	亜麻仁油								
⑪	オイチシカ油								
⑫	ペリラ油								
⑬	けし油								
⑭	かぼちゃ油								
⑮	サフラワー油								
⑯	ごま油								

⑰	大豆油								
⑱	ひまわり油								
⑲	トール油								
⑳	くるみ油								
㉑	コメぬか油								
(52)	5－（2，5－ジオキソテトラヒドロ－3－フラニル）－3－メチル－3－シクロヘキセン－1，2－ジカルボン酸無水物	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(53)	テトラヒドロフタル酸無水物	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(54)	ネオデカン酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(b)	アルコール								
(1)	ブチレングリコール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(2)	ジエチレングリコール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(3)	2，2－ジメチル－1，3－プロパンジオール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(4)	エチレングリコール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(5)	グリセリン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(6)	マンニトール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(7)	α－メチルグリコシド	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(8)	ペンタエリスリトール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(9)	プロパン－1，2－ジオール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(10)	ソルビトール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(11)	トリエチレングリコール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(12)	トリメチロールエタン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(13)	トリメチロールプロパン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(14)	セチルアルコール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(15)	デシルアルコール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(16)	ラウリルアルコール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(17)	ミリスチルアルコール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(18)	オクチルアルコール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(19)	ステアリルアルコール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(20)	1，4－シクロヘキサンジメタノール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(21)	2－ブチル－2－エチル－1，3－プロパンジオール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(22)	2－メチル－1，3－プロパンジオール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(23)	1，6－ヘキサンジオール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(24)	トリシクロデカンジメタノール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(25)	2，2，4，4－テトラメチル－1，3－シクロブタンジオール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(26)	ネオペンチルグリコールモノ（ヒドロキシピバレート）	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(27)	プロパン－1，3－ジオール	－	－	－	－	○	Ⅰ	1	乾燥食品限定
(28)	ブタン－1，4－ジオール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(29)	ジプロピレングリコール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(30)	2－（2’－アミノエチルアミノ）エタノール	○	○	○	○	○	Ⅰ	1,3	区分3： 食品非接触層に限る 使用可能温度Ⅲ
(31)	トリプロピレングリコール	○	○	○	○	○	Ⅱ	1	

(32)	3－メチル－1，5－ペンタンジオール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(33)	ポリブチレングリコール（M n 1000～3000）	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(34)	ポリエチレングリコール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(35)	（モノ，ジ）グリセリド（C＝14～18，不飽和C18）	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(36)	ジエチレングリコールモノブチルエーテル	－	－	－	－	○	Ⅰ	1	乾燥食品限定
(37)	メタノール	－	－	－	－	○	Ⅰ	1	乾燥食品限定
(38)	2－エチル－2－メチルプロパンジオール	－	－	－	－	○	Ⅰ	1	乾燥食品限定
(39)	2－ブトキシエタノール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(40)	ジプロピレングリコールモノメチルエーテル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(41)	1，3－ブタンジオール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(42)	プロピレングリコールモノメチルエーテル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(43)	1，2－ブタンジオール（ブチレングリコール）	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(44)	1，5－ペンタンジオール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(45)	エトキシ化ビスフェノールA	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(46)	2，2－［イソプロピリデンビス（4，1－フェニレン）オキシ］ビスエタノール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(c)	変性剤								
(1)	メタクリル酸ブチル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(2)	シクロペンタジエン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(3)	アクリル酸メチル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	区分3： 食品非接触層に限る
(4)	アクリル酸エチル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	区分3： 食品非接触層に限る
(5)	アクリル酸ブチル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(6)	アクリル酸オクチル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(7)	メタクリル酸メチル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	区分3： 食品非接触層に限る
(8)	スチレン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(9)	ビニルトルエン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(10)	ビスフェノールA型エポキシ樹脂	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(11)	2－メチルイミダゾール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(12)	2，2’－ビス（4－ポリオキシエチレン－オキシフェニル）プロパン	－	－	－	－	○	Ⅰ	1	乾燥食品限定
(13)	ポリエーテル樹脂（ビスフェノールA－エチレンオキサイド付加物）	－	－	－	－	○	Ⅰ	1	乾燥食品限定
(14)	水素化ビスフェノールA	－	－	－	－	○	Ⅰ	1	乾燥食品限定
(15)	1，3－ビス（イソシアナトメチル）シクロヘキサン	－	－	－	－	－	Ⅲ	1,3	食品非接触層に限る。
(16)	メチル－1，3－フェニレン＝ジイソシアナート	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	区分3： 食品非接触層に限る
(17)	ヘキサメチレンジイソシアネート	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	区分3： 食品非接触層に限る
(18)	エチレン＝アセトアセタート＝メタクリラート	－	－	－	－	－	Ⅲ	1,3	食品非接触層に限る。

	(19)	α -スルホ- ω -[4-ノニル(分枝型)-2-(プロパ-1-エン-1-イル)フェノキシ]ポリ(オキシエチレン)のアンモニウム塩	—	—	—	—	—	Ⅲ	1,3	食品非接触層に限る。
	(20)	2-イソプロペニル-2-オキサゾリン	—	—	—	—	—	Ⅲ	1,3	食品非接触層に限る。
	(21)	無水マレイン酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(22)	エタノール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(23)	アンモニア	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(24)	メタクリル酸エチル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
	(25)	メタクリル酸2-ヒドロキシエチル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
	(26)	大豆油	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
	(27)	亜麻仁油	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
	(28)	リン酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(ii)		(i) に以下のモノマーを重合させた樹脂								
	(1)	トリマーを主体とした5核体、7核体、9核体のオリゴマーを含むブロックイソホロンジイソシアナート	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
	(2)	イソホロンジイソシアネート	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(iii)	(3)	5-イソシアナト-1-(イソシアナトメチル)-1,3,3-トリメチルシクロヘキサン重合物	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		その他のポリエステル樹脂								
	(1)	ポリエステルの部分リン酸エステル(トリメリット酸無水物と2,2-ジメチル-1,3-プロパンジオールを反応させ、更にこの樹脂とリン酸無水物との反応生成物)	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(2)	ダイマー酸ポリエステルポリオール、ポリエチレンテレフタレート、トリメチロールプロパン、ブロック共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(3)	脂肪酸、脱水ひまし油、ビスフェノールAを含むポリマー、エピクロロヒドリンおよびメタクリル酸メチル	—	—	—	—	○	Ⅰ	1,3	乾燥食品限定
	(4)	ポリ[オキシ(メチル-1,2-エタンジイル)], α , α' , α'' -1,2,3-プロパントリイルトリス[ω -ヒドロキシのアクリル酸とアジピン酸の混合エステル	—	—	—	—	○	Ⅰ	1,3	乾燥食品限定
(iii)	(5)	フラン-2,5-ジオン-プロパン-1,2-ジオール-テレフタル酸の重合物	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	

		(6)	テレフタル酸・2，2－ビス〔4－（2－ヒドロキシエトキシ）フェニル〕プロパン・ビス〔4－（2－ヒドロキシエトキシ）フェニル〕スルホン・2，2-ジメチル－1，3－プロパンジオール・エチレングリコール・ポリオキシエチレングリコールビスフェノールAエーテル重合物	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(7)	ネオペンチルグリコール、トリス（ヒドロキシエチル）イソシアヌレート、無水トリメリット酸、アジピン酸樹脂	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(8)	ヘキサヒドロ無水フタル酸・トリス（2-ヒドロキシエチル）イソシアヌール酸・ネオペンチルグリコール・1，6－ヘキサンジオール重縮合物	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	

4 エポキシ樹脂

No			使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度	樹脂区分	特記事項
				酸性	油性及び脂肪性	乳・乳製品	酒類	その他	Ⅰ．～70℃ Ⅱ．～100℃ Ⅲ．101℃～		
	(i)	(1)	次の物質の2つ以上からなる反応物								
		①	ビスフェノールA	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		②	ビスフェノールF	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		③	フェノール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		④	ホルムアルデヒド	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		⑤	ノボラックフェノール樹脂	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		⑥	エピクロロヒドリン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		⑦	ビスフェノールA－エピクロロヒドリンの縮合物	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		⑧	ビスフェノールF－エピクロロヒドリンの縮合物	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(2)	ビスフェノールB－エピクロロヒドリンの縮合物	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(3)	(2)を次の物質の1つ以上で化学的処理した樹脂								
		①	ビスフェノールB－ホルムアルデヒドの縮合物	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		②	ビスフェノールA－ホルムアルデヒドの縮合物	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		③	モノー、ジー、又はトリメチロールフェノールのアリルエーテル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		④	メラミン－ホルムアルデヒド	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		⑤	フェノール－ホルムアルデヒド	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	

⑥	尿素－ホルムアルデヒド	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(4)	ノボラックフェノール樹脂とエピクロロヒドリンの反応で生成するグリシジルエーテル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(5)	ビスフェノールA－エピクロロヒドリンの縮合物を共通高分子化合物5（i）に挙げる乾性油または乾性油から誘導される脂肪酸の1つ以上で反応させた樹脂	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(6)	ビスフェノールA－エピクロロヒドリンの縮合物を次の物質の1つ以上で化学的に処理した樹脂	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
①	モノー、ジ－、又はトリメチロールフェノールのアリルエーテル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
②	ビスフェノールB－ホルムアルデヒド	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
③	ビスフェノールA－ホルムアルデヒド	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
④	メラミン－ホルムアルデヒド	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
⑤	2，2’－〔（1－メチルエチリデン）ビス〔4，1－フェニレンオキシ〔1－（ブトキシメチル）－2，1－エタンジイル〕オキシメチレン〕〕	－	－	－	－	○	Ⅰ	1	乾燥食品限定
⑥	フェノール－ホルムアルデヒド	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
⑦	尿素－ホルムアルデヒド	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(7)	ビスフェノールA－エピクロロヒドリン重縮合体の4－tert－ブチルフェノール付加物	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(8)	ビスフェノールA－エピクロロヒドリン重縮合体のビスフェノールA－4－tert－ブチルフェノール反応物	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(9)	ビスフェノールA、エピクロロヒドリン、イソホロンジアミンのコポリマー	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(10)	ビスフェノールA、エピクロロヒドリン、アクリル酸エチル、メタクリル酸、スチレン共重合体と2－ジメチルアミノエタノールの化合物	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(11)	ビスフェノールA－エピクロロヒドリン－ダイマー酸（C＝36）重縮合物（ダイマー酸型エポキシ樹脂）	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(12)	アルコシキ（C10－C16）－2，3－エポキシプロパン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(13)	ビスフェノールB－エピクロロヒドリンの縮合物に共通高分子化合物4（i）に挙げる乾性油および脂肪酸の1つ以上を反応させた樹脂	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	

		(14)	ビスフェノールA型エポキシ・4－t e r t－ブチルフェノール反応物 (4, 4'－(プロパン－2, 2－ジイル)ジフェノール・[2－(クロロメチル)オキシランと4, 4'－(プロパン－2, 2－ジイル)ジフェノールの反応生成物]重付加物の末端4－t e r t－ブチルフェノール付加物)	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(15)	ビスフェノールA・ビスフェノールF型固形エポキシ樹脂 (ビスフェノールAエピクロルヒドリン型エポキシ樹脂・フェノール, クレゾール又はジメチルフェノール・ホルムアルデヒド重縮合物)	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(16)	ビスフェノールA・ビスフェノールF型エポキシ・4－t e r t－ブチルフェノール反応物 ([2－(クロロメチル)オキシラン・4, 4'－(プロパン－2, 2－ジイル)ジフェノール重縮合物]、(ホルムアルデヒド・フェノール重縮合物)及び4－t e r t－ブチルフェノールの反応生成物)	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(17)	エポキシ化ポリブタジエン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(18)	ダイマー酸・アジピン酸変性B P A型エポキシ樹脂	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(19)	エポキシ樹脂とジエチレントリアミンの反応物	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(20)	o－クレゾールノボラック型 エポキシ樹脂	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
	(ii)		(i) に以下を重合させた樹脂								
		(1)	3, 4－エポキシシクロヘキサンカルボン酸3, 4－エポキシシクロヘキシルメチルルート	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(2)	エポキシ化大豆油	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(3)	3－エチル－3－オキセタンメタノール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(4)	エトキシ化ビスフェノールAジアクリレート	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
	(iii)		(i)を以下の変性剤を用い変性させた樹脂								
		(1)	クロロ酢酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(2)	クロロ酢酸ナトリウム	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(3)	ソルビン酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(4)	ハイドロキノン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(5)	4－t e r t－ブチルフェノール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(6)	ダイマー酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(7)	無水コハク酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
	(iv)		その他のエポキシ樹脂								
		(1)	ソルビトールポリグリシジルエーテル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(2)	重合脂肪酸 (C 3 6) ・キシリレンジアミン・ビスフェノールA・エピクロルヒドリン・重縮合物	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	

		(3)	2－（クロロメチル）オキシラン・2－エチル－2－（ヒドロキシメチル）プロパン－1，3－ジオール重合物	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(4)	ビスフェノールAエポキシ樹脂のジエタノールアミン変性物	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	

5 ポリアミド樹脂

No			使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度	樹脂区分	特記事項
				酸性	油性及び脂肪性	乳・乳製品	酒類	その他	Ⅰ．～70℃ Ⅱ．～100℃ Ⅲ．101℃～		
	(i)		次の（a）（b）（c）の出発原料から得られるポリアミド（混合原料も含む）								
		(a)	酸								
		(1)	アジピン酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(2)	アゼライン酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(3)	セバシン酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(4)	植物油から得られる脂肪酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(5)	植物油から得られる二量化脂肪酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(b)	アミン								
		(1)	ジエチレントリアミン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(2)	ジフェニルアミン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(3)	エチレンジアミン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(4)	ヘキサメチレンジアミン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(5)	テトラエチレンペンタミン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(6)	トリエチレンテトラミン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(7)	ピペラジン	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	
		(c)	変性剤								
		(1)	ε－カプロラクタム－（エチレン－エチルアクリレート）グラフトポリマー	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(2)	ジ（4－オクチルフェニル）アミン	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	
	(ii)		その他のポリアミド樹脂								
		(1)	以下のアミンと二量化植物油から誘導されるポリアミド樹脂	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		①	シアノグアニジン								
		②	N－オレイル－1，3－プロパンジアミン								
		③	脂肪酸変性テトラエチレンペンタミン								
		(2)	m-フェニレンジアミン・トリメシン酸クロライド重縮合物	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	

		(3)	m-フェニレンジアミン・トリメシン酸クロライド重縮合物の塩素化物	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	
		(4)	m-フェニレンジアミン・イソフタル酸クロライド・トリメシン酸クロライド重縮合物	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	
		(5)	m-フェニレンジアミン・イソフタル酸クロライド・トリメシン酸クロライド重縮合物の塩素化物	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	
		(6)	ピペラジン・トリメシン酸クロライド重縮合物	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	
		(7)	植物油から得られる二量化脂肪酸・エチレンジアミン・プロピオン酸重合物	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	
		(8)	不飽和脂肪酸（C 1 8）二量体、ジエチレントリアミンとトール油脂肪酸の重縮合物	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(9)	アジピン酸、ジエチレントリアミン、エピクロロヒドリン縮重合物	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	
		(1 0)	アジピン酸、ジエチレントリアミン、エピクロロヒドリン、アンモニア縮重合物	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	アンモニアはポリマー構成成分に対して2重量%未満
		(1 1)	アジピン酸、ジエチレントリアミン、エピクロロヒドリン、亜硫酸水素ナトリウム縮重合物	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	亜硫酸水素ナトリウムはポリマー構成成分に対して2重量%未満

6 オレフィン系樹脂

No			使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度	樹脂区分	特記事項
				酸性	油性及び脂肪性	乳・乳製品	酒類	その他	Ⅰ. ～70℃ Ⅱ. ～100℃ Ⅲ. 101℃～		
	(i)										
		(1)	エチレン－酢酸ビニルコポリマー	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,2	エチレンはポリマー構成成分に対して5 0 重量%以上
		(2)	エチレン－イソブチルアクリレートコポリマー	○	○	○	○	○	Ⅲ	2	
		(3)	エチレン-メタクリル酸グリシジル共重合物	○	○	○	－	○	Ⅱ	2	エチレンはポリマー構成成分に対して5 0 重量%以上

(4)	エチレン－メタクリレートコポリマー、 (アンモニウム、カルシウム、マグネシウム、カリウム、ナトリウム、亜鉛の部分塩を含む)	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,2	
(5)	ポリエチレンのマレイン酸付加物	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,2	
(6)	ポリクロロプレン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,2	
(7)	ポリプロピレンの無水マレイン酸付加物	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,2	
(8)	塩素化イソブチレン-イソプレンコポリマー	○	○	○	○	○	Ⅲ	2	
(9)	イソブチレン-ブテンコポリマー	○	○	○	○	○	Ⅲ	2	
(10)	ブタジエン－アクリロニトリルコポリマー	○	○	○	○	○	Ⅲ	2	
(11)	ブタジエン-メチルスチレンコポリマー	○	○	○	○	○	Ⅲ	2	
(12)	イソブチレン-イソプレンコポリマー	○	○	○	○	○	Ⅲ	2	
(13)	1－ブテン－エチレン－プロピレン共重合物の無水マレイン酸付加物)の塩素化反応生成物	○	○	－	○	○	Ⅲ	1	
(14)	ポリプロピレン塩素化物	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,2	
(15)	エチレン－アクリル酸コポリマー	○	○	○	－	○	Ⅱ	1,2	
(16)	ポリエチレン塩素化物	○	○	－	○	○	Ⅲ	1,2	
(17)	1－プロペン・1－ブテン共重合物の無水マレイン酸付加物	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,2	
(18)	1，3－ブタジエン・スチレン共重合物の水素添加物の無水マレイン酸付加物	－	○	○	－	－	Ⅰ	2	水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1，000未満の成分の含有率が1％以下であるものに限る。
(19)	1，3－ブタジエン・スチレン重合物の水素添加物への無水マレイン酸付加物とアルコール（C＝2～3の混合物）の反応生成物	－	○	○	－	○	Ⅰ	2	水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1，000未満の成分の含有率が1％以下であるものに限る。
(20)	2－メチルプロパー1－エン重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,2	
(21)	プロピレン/エチレン共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,2	
(22)	ブター1－エン・エテン・プロパー1－エン重合体マレイン酸変性物	－	○	○	－	○	Ⅲ	2	
(23)	スチレン・プロパー1－エン共重合体	－	－	－	－	－	Ⅱ	2	プロピレンはポリマー構成成分に対して50重量％以上。 食品非接触層に限る
(24)	2－エチルヘキシル＝アクリラート・エテン・ドデシル＝メタクリラート・ブチル＝アクリラート・ブチル＝メタクリラート・プロパー1－エン・無水マレイン酸共重合体	－	－	－	－	－	Ⅱ	2	プロピレンはポリマー構成成分に対して50重量％以上。 食品非接触層に限る

		(25)	2－エチルヘキシル＝アクリラート・ドデシル＝メタクリラート・ブター１－エン・ブチル＝アクリラート・ブチル＝メタクリラート・プロパー１－エン・無水マレイン酸共重合物	－	－	－	－	－	Ⅱ	2	プロピレンはポリマー構成成分に対して50重量%以上。 食品非接触層に限る
		(26)	ブター１－エン・プロピレン・エチレンと2－エチルヘキシル＝アクリラート・スチレン・2－ヒドロキシエチル＝メタクリラート・フラン－2，５－ジオン・メタクリル酸・メチル＝メタクリラートのグラフト共重合物	－	－	－	－	－	Ⅱ	2	プロピレンはポリマー構成成分に対して50重量%以上。 食品非接触層に限る
		(27)	エチレン・プロピレンとアクリル酸・2－エチルヘキシル＝アクリラート・フラン－2，５－ジオン・スチレンのグラフト共重合物	－	－	－	－	－	Ⅱ	2	プロピレンはポリマー構成成分に対して50重量%以上。 食品非接触層に限る
		(28)	ブター１－エン・プロピレンとアクリル酸・2－エチルヘキシル＝アクリラート・フラン－2，５－ジオン・スチレンのグラフト共重合物	－	－	－	－	－	Ⅱ	2	プロピレンはポリマー構成成分に対して50重量%以上。 食品非接触層に限る
		(29)	エチレン・ブター１－エン・プロピレンとアクリル酸・2－エチルヘキシル＝アクリラート・フラン－2，５－ジオン・スチレンのグラフト共重合物	－	－	－	－	－	Ⅱ	2	プロピレンはポリマー構成成分に対して50重量%以上。 食品非接触層に限る
		(30)	エチレン・プロピレンとブチル＝メタクリラート・フラン－2，５－ジオン・メチル＝メタクリラートのグラフト共重合物	－	－	－	－	－	Ⅱ	2	プロピレンはポリマー構成成分に対して50重量%以上。 食品非接触層に限る
		(31)	ブター１－エン・プロピレンとブチル＝メタクリラート・フラン－2，５－ジオン・メチル＝メタクリラートのグラフト共重合物	－	－	－	－	－	Ⅱ	2	プロピレンはポリマー構成成分に対して50重量%以上。 食品非接触層に限る
		(32)	エチレン・ブター１－エン・プロピレンとブチル＝メタクリラート・フラン－2，５－ジオン・メチル＝メタクリラートのグラフト共重合物	－	－	－	－	－	Ⅱ	2	プロピレンはポリマー構成成分に対して50重量%以上。 食品非接触層に限る
		(33)	無水マレイン酸変性塩素化ポリプロピレン	○	○	○	○	○	Ⅱ	2	
		(34)	エテン・プロパー１－エン重合物の酸化物	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(35)	ポリイソブチレン	○	○	○	○	○	Ⅱ	2	

7 ビニル樹脂

No			使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度	樹脂区分	特記事項
				酸性	油性及び脂肪性	乳・乳製品	酒類	その他	Ⅰ．～70℃ Ⅱ．～100℃ Ⅲ．101℃～		
	(i)										
		(1)	ポリビニルアルコール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(2)	ポリビニルブチラール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(3)	ポリビニルホルマール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(4)	ポリビニルアセタール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	

	(5)	ポリビニルクロライド（ポリ塩化ビニル）	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
	(6)	塩化ビニル－酢酸ビニル－2，3－エポキシプロピル　メタクリルレートコポリマー	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,4	
	(7)	塩化ビニル－酢酸ビニルのヒドロキシル変性コポリマー	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,4	
	(8)	塩化ビニル－酢酸ビニルのヒドロキシル変性コポリマーと無水トリメリット酸の反応物	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,4	
	(9)	塩化ビニル－アクリルアミド－エチレンコポリマー	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,4	
	(10)	塩化ビニルと以下モノマーまたはポリマー1種または2種以上とのコポリマー								
	①	フマル酸及び／又はそのC1～C8脂肪族アルコールとのエステル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
	②	マレイン酸及び／又はそのC1～C8脂肪族アルコールとのエステル)	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,4	
	③	5－ノルボルネン－2，3－ジカルボン酸モノ－n－ブチルエステル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
	④	酢酸ビニル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,4	
	⑤	ビニルアルコール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
	⑥	メタクリル酸2，3－エポキシプロピル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
	⑦	エチレン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
	⑧	プロピレン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,4	
	⑨	ポリビニルピロリドン	○	○	○	○	○	Ⅲ	4	
	⑩	ポリステアリン酸ビニル	○	○	○	○	○	Ⅲ	4	
	⑪	ブテンジオール・ビニルアルコール共重合樹脂	○	○	○	○	○	Ⅲ	4	
(ii)										
	(1)	エチレン-酢酸ビニル-ビニルアルコールコポリマー	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(2)	ブテンジオール・ビニルアルコール共重合樹脂/ 酢酸ビニル・3，4－ジアセトキシ－1－ブテン共重合体完全ケン化物	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(3)	ジシクロペンタジエン・酢酸ビニルエステル共重合物	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
	(4)	酢酸ビニル・ジアセトンアクリルアミド共重合体完全ケン化物／酢酸ビニル・ジアセトンアクリルアミド共重合体部分ケン化物	－	－	－	－	－	I	1	食品非接触層に限る

		テトラエトキシシラン(TEOS)の加水分解による縮合物とPVAまたはEVOHまたはBVOHの反応物。 PVA：ポリビニルアルコール EVOH：エチレン・ビニルアルコール共重合体 BVOH：ブテンジオール・ビニルアルコール共重合樹脂	－	－	－	－	－	Ⅲ	1	食品非接触層に限る
	(6)	酢酸ビニル・N-(ヒドロキシメチル)アクリルアミド共重合物	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
	(7)	ポリ酢酸ビニル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(8)	酢酸ビニル・ビニルアルコール・マレイン酸共重合物	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	
	(9)	エテノール・ナトリウム＝プロパー２－エン－１－スルホナート・ビニル＝アセタート重合物	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(10)	ブトキシエテン・エテノール重合物	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	
	(11)	エテン・ビニル＝アセタート・ビニル＝ネオデカノアート重合物	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	
	(12)	酢酸ビニルと以下のモノマー１種類以上から得られるコポリマー								酢酸ビニルはポリマー構成成分に対して５０重量％以上
	①	エチレン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	②	アクリル酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	③	アクリル酸ブチル	○	○	○	○	○	Ⅰ	3	
	④	アクリル酸２－エチルヘキシル	○	○	○	○	○	Ⅰ	3	
	⑤	メタクリル酸	○	○	○	○	○	Ⅰ	3	
	⑥	メタクリル酸メチル	○	○	○	○	○	Ⅰ	3	
	⑦	N-メチロールアクリルアמיד	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	⑧	アクリルアミド	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(13)	酢酸ビニル・ビニルトリスメトキシシラン共重合物	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(14)	イソプレン重合物の無水マレイン酸付加物	－	－	－	－	○	Ⅰ	2	
	(15)	塩化ビニリデン・塩化ビニル・アクリロニトリル共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,4	
	(16)	塩化ビニリデン・メタクリロニトリル・メタクリル酸メチル共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,4	
	(17)	塩化ビニリデン・塩化ビニル・アクリロニトリル・メタクリル酸メチル・アクリル酸・イタコン酸共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,4	
(iii)		(i) に以下のモノマーを重合させた樹脂								
	(1)	酢酸メチル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
	(2)	プロパノール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
	(3)	3, 4－ヒドロキシ－１－ブテン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
	(4)	酢酸ビニル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	

		(5)	ジエチルブチラール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(6)	オクタデシルイソシアネート	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	

8 アクリル樹脂

No			使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度	樹脂区分	特記事項
				酸性	油性及び 脂肪性	乳・ 乳製品	酒類	その他	Ⅰ．～70℃ Ⅱ．～100℃ Ⅲ．101℃～		
	(i)										
		(1)	ポリ（アクリル酸）	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(2)	ポリ（アクリル酸メチル）	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(3)	ポリ（アクリル酸エチル）	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(4)	ポリ（アクリル酸ブチル）	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(5)	ポリ（アクリル酸2－エチルヘキシ）	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(6)	ポリ（メタクリル酸）	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(7)	ポリ（メタクリル酸メチル）	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(8)	ポリ（メタクリル酸エチル）	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(9)	ポリ（メタクリル酸ブチル）	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
	(ii)		次のモノマー2つ以上から得られるコポリマー								
		(1)	アクリル酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(2)	アクリル酸メチル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(3)	アクリル酸エチル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(4)	アクリル酸ブチル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(5)	アクリル酸2－エチルヘキシル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(6)	メタクリル酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(7)	メタクリル酸メチル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(8)	メタクリル酸エチル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(9)	メタクリル酸ブチル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(10)	アクリル酸イソブチル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(11)	アクリル酸オクタデシル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(12)	アクリル酸オクチル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(13)	メタクリル酸イソブチル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(iii)		（i i）に挙げるモノマー1つ以上と次のモノマーの1つ以上から得られるコポリマー なお、（i i）はポリマー構成成分に対して50重量%以上であること								
		(1)	アクリルニトリル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(2)	メタクリルニトリル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(3)	スチレン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(4)	α－メチルスチレン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(5)	クロロエテン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(6)	1，1－ジクロロエチレン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(7)	メタクリル酸ベンジル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(8)	2－（n-ブトキシメチル）アクリルアミド	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(9)	メタクリル酸2－ヒドロキシエチル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(10)	アクリル酸2－フェノキシエチル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(11)	メタクリル酸イソボルニル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(12)	メタクリル酸ラウリル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	

	(13)	アクリル酸 4－ヒドロキシブチル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(14)	エチレン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(15)	2-ヒドロキシエチルメタクリレート	－	－	－	－	－	Ⅱ	1,3	食品非接触層に限る
(iv)		（ i i ） に挙げるモノマー 1 つ以上と次のモノマーの 1 つ以上から得られるコポリマー、 または、（ i i ） に挙げるモノマー 1 つ以上、（ i i i ） に挙げるモノマー 1 つ以上と次のモノマーの 1 つ以上から得られるコポリマー なお、（ i i ） はポリマー構成成分に対して 5 0 重量％以上であること、且つ、次のモノマーからなるポリマー構成成分は 5 重量％以下であること								
	(1)	アクリルアミド	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(2)	イタコン酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(3)	ジメタクリル酸 1， 3－ブチレングリコール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(4)	ジメタクリル酸 1， 4－ブチレングリコール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(5)	ジメタクリル酸ジエチレングリコール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(6)	ジメタクリル酸ジプロピレングリコール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(7)	ジビニルベンゼン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(8)	ジメタクリル酸エチレングリコール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(9)	N－メチロールアクリルアミド	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(10)	N－メチロールメタクリルアミド	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(11)	ジメタクリル酸 4－メチル 1， 4－ペンタンジオール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(12)	ジメタクリル酸プロピレングリコール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(13)	トリビニルベンゼン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(14)	メタクリル酸アリル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(15)	アクリル酸 t e r t－ブチル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(16)	メタクリル酸 t e r t－ブチルアミノエチル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(17)	メタクリル酸 s e c－ブチル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(18)	メタクリル酸 t e r t－ブチル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(19)	メタクリル酸シクロヘキシル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(20)	メタクリル酸 N， N－ジメチルアミノエチル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(21)	メタクリル酸 2－エチルヘキシル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(22)	2－ヒドロキシエチルビニルスルフィド	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(23)	メタクリル酸ヒドロキシプロピル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(24)	アクリル酸 1－メチルエチル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(25)	メタクリル酸イソプロピル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(26)	メタクリルアミド	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(27)	メタクリルアミドエチレンウレア	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	

	(28)	メタクリルオキシアセトアミドエチルエチレンウレア	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(29)	メタクリルオキシ酢酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(30)	メタクリル酸プロピル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(31)	メタクリル酸 3, 3, 5 - トリメチルシクロヘキシル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(32)	アクリル酸ヒドロキシエチル	—	—	—	—	○	Ⅰ	1,3	
	(33)	アクリル酸 2 - (2 - エトキシエトキシ) エチル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(34)	アクリル酸ヒドロキシプロピル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(35)	ジアクリル酸 1,4- ブチレングリコール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(36)	ジメタクリル酸ジプロピレングリコール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(37)	メタクリル酸グリシジル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(38)	酢酸ビニル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(39)	無水マレイン酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(40)	ダイアセトンアクリルアミド	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(41)	フタル酸ジアリル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(42)	メタクリル酸 2 - (2 - ヒドロキシエトキシ) エチル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(43)	アクリル酸 2 - (2 - ヒドロキシエトキシ) エチル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(44)	メタクリル酸 3 - (トリメトキシシリル) プロピル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(45)	p - ビニルベンゼンスルホン酸ナトリウム	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(46)	アクリル酸カルボキシエチル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(47)	メタクリル酸 2 - (アセトアセチルオキシ) エチル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(48)	マレイン酸ジアリル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(49)	メタクリル酸 2 - (2 - オキシイミダゾリジン - 1 - イル) エチル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(50)	マレイン酸モノ (2 - エチルヘキシル)	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(51)	メタクリル酸 (3 - ジメトキシメチルシリル) プロピル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(52)	エタノールアミン	○	○	—	○	○	Ⅲ	1	
	(53)	ビニルスルホン酸ナトリウム	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(54)	アクリル酸メトキシエチル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(55)	3 - (2 H - ベンゾトリアゾール - 2 - イル) - 4 - ヒドロキシフェネチル = メタクリレート	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(56)	アクリル酸イソボルニル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
	(57)	テトラヒドロフタル酸無水物	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
	(58)	n- ステアリルメタクリレート	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(v)		メタクリル酸 - ジビニルベンゼンのコポリマー	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	ジビニルベンゼンはポリマー構成成分の 5 重量% 超

(vi)		アクリル酸－アクリルアミドのコポリマー	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	アクリルアミドはポリマー構成成分の5重量%超
(vii)		スチレン－メタクリル酸－アクリル酸エチル－メタクリル酸グリシジル－アクリル酸ブチルのコポリマー	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(viii)		アクリル酸ブチル－メタクリル酸グリシジル－メタクリル酸メチルのコポリマー	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(ix)		アクリル酸－アクリル酸エチル－メタクリル酸グリシジル－スチレンのコポリマー	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(x)		アクリル酸 n－ブチル－アクリル酸イソブチルのコポリマー	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(xi)		メタクリル酸グリシジル－スチレン－メタクリル酸メチルのコポリマー	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(xii)		アクリル酸エチル－メタクリル酸グリシジル－メタクリル酸－スチレンのコポリマー	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(xiii)		アクリル酸ブチル、スチレン、メタクリル酸、アクリル酸エチル、メタクリル酸グリシジル、メタクリル酸ヒドロキシプロピルから得られるアクリル樹脂	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	組合せはフェノール樹脂のみに限定
(xiv)		アクリル酸、2，2－ビス（ヒドロキシメチル）－1，3－プロパンジオール、2－メチルオキシランとオキシランの重縮合物	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(xv)		アクリル酸とアクリル酸ブチルの共重合体とジエチルアミンの化合物	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(xvi)		メタクリル酸メチル、アクリル酸ブチルとアクリル酸の共重合体と2－ジメチルアミノエタノールの化合物	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(xvii)		メタクリル酸メチル、スチレンとアクリル酸の共重合体と2－ジメチルアミノエタノールの化合物	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(xviii)		メタクリル酸ブチル、メタクリル酸メチル、アクリル酸2－ヒドロキシエチル、スチレン、アクリル酸ブチル、N－ブトキシメチルアクリルアミド、アクリル酸の共重合体と2ジメチルアミノエタノールの化合物	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(xix)		フマル酸ジブチルとアクリル酸2-エチルヘキシルの重合物	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	
(xx)		アクリル酸2-エチルヘキシル－メタクリル酸メチル－アクリル酸のコポリマー	○	○	○	－	○	Ⅱ	3	
(xxi)		イソフタル酸ジアリルと2-エチルアクリル酸とメタクリル酸の重合物	○	○	○	－	○	Ⅱ	3	
(xxii)		アクリル酸重合物アンモニウム塩	○	○	○	－	○	Ⅱ	3	
(xxiii)		アクリル酸エチル・メタクリル酸共重合物	○	○	○	－	○	Ⅱ	3	

(xxiv)		n-アルキル (C=12-18) ポリ [(n=1-50) オキシエチル] =メタクリラートの混合物・エチル=アクリラート・メタクリル酸共重合物 (分子量1,000未満の成分の含有率が1%以下であるものに限る)	○	○	○	—	○	Ⅱ	3	
(xxv)		メタクリル酸－アクリル酸ブチルのコポリマー	○	○	○	—	○	Ⅱ	3	
(xxvi)		N,N-ジメチルアミノエチルメタクリレート・2-ヒドロキシエチルメタクリレート・メチルメタクリレート共重合物のモノクロル酢酸ナトリウムによる変性物	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	
(xxvii)		シクロヘキシルメタクリレート・N,N-ジメチルアミノエチルメタクリレート・エチルメタクリレート・オクタデシルメタクリレート・N-ビニルピロリドン共重合物のモノクロル酢酸ナトリウムによる変性物	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	
(xxviii)		シクロヘキシルメタクリレート・[2-N,N-ジメチル-N-(2-ヒドロキシ-3-N',N',N'-トリメチルアンモニオプロピル)アンモニオ]エチルメタクリレート=ジクロリド・エチルメタクリレート・オクタデシルメタクリレート共重合物	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	
(xxix)		トリアクリル酸トリヒドロキシメチルプロピル重合物	○	○	—	○	○	Ⅲ	1	
(xxx)		アクリル酸－スチレン共重合物	○	○	—	○	○	Ⅲ	1	
(xxxi)		アクリル酸エチル・メタクリル酸・メタクリル酸メチル共重	○	○	—	○	○	Ⅲ	1	
(xxxii)		メタクリル酸メチル・エチレングリコールビスメタクリレート共重合物	○	○	—	○	○	Ⅲ	1	
(xxxiii)		2－イソプロペニル－2－オキサゾリン・メタクリル酸メチル・アクリル酸エチル・ポリエチレングリコールモノメチルエーテルアクリル酸エステル共重合体重合物	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	最大使用量： 100mg/m ²
(xxxiv)		メタクリル酸ブチル・メタクリル酸=アルキル(C=12～15)・メタクリル酸=ジメチルアミノエチル共重合物	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(xxxv)		メタクリル酸・メタクリル酸メチル・メタクリル酸ステアリル・アクリル酸ブチル共重合物	—	—	—	—	○	Ⅲ	3	
(xxxvi)		アクリル酸ブチル－メタクリル酸－スチレン重合物のアンモニウム塩	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(xxxvii)		メタクリル酸メチル－アクリル酸ブチル－スチレン－・アクリル酸共重合物のアンモニウム塩	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	

(xxxviii)		メタクリル酸メチル、メタクリル酸ラウリル、メタクリル酸トリデシル、アクリル酸n-ブチル、メタクリル酸2-ヒドロキシエチル、メタクリル酸共重合物	○	○	○	○	○	III	1	
(xxxix)		スチレン・アルキル（C＝1～13）＝メタクリレート・アルキル（C＝1～13）＝アクリレート・無水マレイン酸共重合物のN，N－ジアルキル（C＝1～2）（ポリ（2～6）メチレン）ジアミン変性物	○	○	○	○	○	III	1	
(xxxx)		2-プロペン酸、2-メチル-、2-メチル-2-プロペン酸ブチルとのポリマー、エテニルベンゼン、2-ヒドロキシエチル2-メチル-2-プロペン酸およびメチル2-メチル-2-プロペン酸 共重合物	○	○	○	○	○	III	1	
(xxxxi)		トリメチロールプロパントリメタクリレート単独重合体	○	○	○	○	○	III	1	
(xxxixii)		アクリル酸2-ヒドロキシエチル・アクリル酸ブチル・スチレン・トリデシルメタクリレート・メタクリルオキシエチルホスフェート・メタクリル酸2-ヒドロキシエチル・メタクリル酸ラウリル共重合物	○	○	○	○	○	III	1	
(xxxixiii)		アクリル酸2-エチルヘキシル・グリシジルメタクリレート・スチレン・メタクリル酸イソブチル・メタクリル酸メチル共重合物の大豆油脂肪酸変性物	○	○	○	○	○	III	1	
(xxxixiv)		アクリル酸・グリシジルメタクリレート・4-ヒドロキシブチル＝アクリレート・メタクリル酸イソブチル・メタクリル酸2-エチルヘキシル共重合物	○	○	○	○	○	III	1	
(xxxixv)		アクリル酸・アクリル酸ブチル・スチレン・メタクリル酸イソブチル・メタクリル酸2-ヒドロキシエチルのネオデカン酸グリシジルエステル変性物	○	○	○	○	○	III	1	
(xxxixvi)		アクリル酸・アクリル酸ブチル・ジメチルアミノエチルメタクリレート・スチレン・メタクリル酸2-ヒドロキシエチル・メタクリル酸メチル共重合物	○	○	○	○	○	III	1	

(xxxxvii)		アクリル酸・アクリル酸イソブチル・スチレン・メタクリル酸イソブチル・メタクリル酸2-ヒドロキシエチル共重合物のネオデカン酸グリシジルエステル変性物	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(xxxxviii)		アクリル酸・アクリル酸ブチル・アクリル酸2-メトキシエチル・スチレン・メタクリル酸2-ヒドロキシエチル・メタクリル酸メチル共重合物	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(xxxxix)		スチレン・トリデシルメタクリレート・メタクリル酸メチル・メタクリル酸ラウリル共重合物	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(xxxxx)		メタクリル酸イソブチル・メタクリル酸2-ヒドロキシエチル・メタクリル酸メチル・アクリル酸イソステアリル共重合物	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(xxxxxi)		アクリル酸2-ヒドロキシエチル・アクリル酸ブチル・スチレン・1.6-ヘキサンジオールジアクリレート・メタクリル酸メチル共重合物	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(xxxxxii)		ε-ラクトン変性ヒドロキシエチルメタクリレート	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(xxxxxiii)		アクリル酸・アクリル酸ブチル・ジエチレングリコールモノメタクリレート・スチレン・メタクリル酸イソブチル・メタクリル酸2-ヒドロキシエチル共重合物	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(xxxxxiv)		アクリル酸イソボルニル・ジエチレングリコールモノメタクリレート・スチレン・メタクリル酸2-エチルヘキシル・メタクリル酸tert-ブチル・メタクリル酸2-ヒドロキシエチル共重合物	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(xxxxv)		イタコン酸重合体とその塩（L i，N a，K，C a，M g，A l，NH3）	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	
(xxxxvi)		次のモノマーの重合体を紫外線又は電子線で硬化させた樹脂								
	(1)	ジアクリル酸トリプロピレングリコール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
	(2)	トリアクリル酸トリメチロールプロパン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
	(3)	トリアクリル酸トリメチロールプロパンエトキシレート	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	

		(4)	ジアクリル酸ビスフェノールA ジグリシジルエーテル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(5)	アクリル酸（5－エチル－1，3－ジオキサン－5－イル）メチル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(6)	アクリル酸2－ヒドロキシエチル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(7)	ε-カプロラクトン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(8)	アクリル酸2－フェノキシエチル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(9)	アクリル酸4－ヒドロキシブチル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(10)	2－（n-ブトキシメチル）アクリルアミド	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(11)	アクリル酸イソボニル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(12)	アクリル酸テトラヒドロフルフリル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(13)	アクリル酸フェノキシジエチレングリコール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(14)	アクリル酸メトキシジプロピレングリコール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(15)	アクリル酸ドデシル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(16)	ジアクリル酸1，6－ヘキサンジオール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(17)	アクリル酸1，9－ノナンジオール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(18)	ジアクリル酸3－メチル－1，5－ペンタンジオール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(19)	ジアクリル酸ジエチレングリコール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(20)	ジアクリル酸ジプロピレングリコール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(21)	ジアクリル酸テトラエチレングリコール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(22)	ジアクリル酸トリエチレングリコール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(23)	ジアクリル酸トリシクロ[5.2.1.0 ^{2,6}]デカンジメタノール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(24)	ジアクリル酸トリプロピレングリコール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(25)	トリアクリル酸ペンタエリスリトール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(26)	テトラアクリル酸ペンタエリスリトール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(27)	ジペンタエリスリトールヘキサアクリレート	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(28)	α－〔2－（アクリロイルオキシ）エチル〕－ω－ヒドロキシポリ〔オキシ（1－オキソヘキサン－1，6－ジイル）〕（主成分）と2－ヒドロキシエチル＝アクリラートの混合物	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(29)	1,6-ヘキサンジオール2EO付加ジアクリレート	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(30)	ネオペンチルグリコール2PO付加ジアクリレート	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(31)	トリメチロールプロパン3PO付加トリアクリレート	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(32)	エトキシ化ビスフェノールA ジアクリレート	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
	(xxxxxvii)		（i）－（xxxxxvi）に以下の反応性乳化剤を重合させた樹脂								
		(1)	ポリオキシエチレンスチレン化プロペニルフェニルエーテル硫酸エステルアンモニウム塩	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	

		(2)	ポリオキシエチレン-1-(アリルオキシメチル)アルキルエーテル硫酸エステルアンモニウム塩	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(3)	ポリオキシエチレンアルキルプロペニルフェニルエーテル硫酸エステルアンモニウム塩	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(4)	[({ α - [2 - (アリルオキシ) - 1 - ({ [アルキル (C = 1 0 ~ 1 4)] オキシ } メチル) エチル] - ω - ヒドロキシポリ (n = 1 ~ 1 0 0) (オキシエチレン) } を主成分とする、 {アルカノール (C = 1 0 ~ 1 4、分岐型) と 1 - (アリルオキシ) - 2, 3 - エポキシプロパンの反応生成物} のオキシラン重付加物) の硫酸エステル化物] のアンモニウム塩	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(5)	ポリオキシエチレンアリルグリシジルアルキルエーテル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(6)	アルキルアリルスルホコハク酸ナトリウム	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(7)	ポリオキシエチレンアリルグリシジルノニルフェニルエーテル硫酸アンモニウム	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	

9 ポリウレタン樹脂

No			使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度	樹脂区分	特記事項
				酸性	油性及び脂肪性	乳・乳製品	酒類	その他	Ⅰ. ~70℃ Ⅱ. ~100℃ Ⅲ. 101℃~		
	A)		(a) イソシアネート化合物と (b) 活性水素化合物との反応生成物、又はこれを (c) 変性剤で変性した反応生成物								
	(a)		イソシアネート化合物 (I)イソシアネート、 (II)末端イソシアネート化合物								
		(1)	イソシアネート 下記イソシアネート及びそれらから成るウレトジオン体、イソシアヌレート体、ビュレット体、カルボジイミド変性体、を含む)								
		(1)	ジフェニルメタンジイソシアネート	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(2)	4, 4'-ジフェニルメタンジイソシアネート	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(3)	2, 4'-ジフェニルメタンジイソシアネート	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	

	(4)	2， 2’-ジフェニルメタンジイソシアネート	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(5)	トルエンジイソシアネート	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(6)	2， 4 -トルエンジイソシアネート	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(7)	2， 6 -トルエンジイソシアネート	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(8)	ジシクロヘキシルメタンジイソシアネート	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(9)	ヘキサメチレンジイソシアネート	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(10)	m-キシリレンジイソシアネート	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(11)	イソホロンジイソシアネート	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(12)	ポリメチレンポリフェニルポリイソシアネート	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(13)	ペンタメチレンジイソシアネート	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(14)	3， 5 -ジメチル- 1 H -ピラゾールでブロックされたヘキサメチレンジシアネートホモポリマー	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
	(15)	m-イソプロペニル- α ， α -ジメチルベンジル=イソシアナート	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
	(16)	1,3-ビス(イソシアナトメチル)シクロヘキサン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(17)	O-キシリレンジイソシアネート	-	-	-	-	-	Ⅲ	1,3	食品非接触層に限る
	(Ⅱ)	末端イソシアネート化合物 (Ⅰ)イソシアネート(1つ以上)と(Ⅱ)活性水素化合物(1つ以上)との反応生成物で、イソシアネートを末端基とする化合物								
(b)		活性水素化合物								
	(Ⅲ)	アルコール類								
	(1)	エチレングリコール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(2)	2， 2 -ジメチル- 1， 3 -プロパンジオール/ネオペンチルグリコール	○	○	○	-	○	Ⅲ	1,3	
	(3)	トリメチロールプロパン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(4)	イソフタル酸ジメチル- 5 -スルホン酸ナトリウム	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(5)	ポリプロピレングリコール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(6)	1， 4 -ブタンジオール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(7)	ジエチレングリコール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(8)	1， 5 -ペンタンジオール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(9)	1， 9 -ノナンジオール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(10)	1， 3 -プロパンジオール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(11)	1， 2 -プロパンジオール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(12)	1， 6 -ヘキサジオール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(13)	2 -メチル- 1， 3 -プロパンジオール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(14)	3 -メチル- 1， 5 -ペンタンジオール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(15)	ビス(ヒドロキシエトキシ)ベンゼン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(16)	2 -エチルヘキサ- 1， 3 -ジオール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(17)	トリエチレングリコール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(18)	ビスフェノールA	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	

(19)	2-エチル-2-ブチル-1,3-プロパンジオール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(20)	水酸基末端ポリブタジエン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(21)	シクロヘキサンジメタノール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(22)	グリセリン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(23)	エピクロルヒドリン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(24)	ジメチロールプロピオン酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(25)	ジメチロールブタン酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(26)	ソルビトール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(27)	ε-カプロラクタム	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(28)	γ-ブチロラクトン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(29)	ジプロピレングリコール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(30)	1, 3-ブタンジオール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(31)	2-メチルペンタン-2,4-ジオール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(32)	2, 2, 4-トリメチル-1, 3-ペンタンジオール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(33)	トリシクロデカンジメタノール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(34)	1,4-シクロヘキサジオール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(35)	ペンタエリスリトール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(36)	3-ヒドロキシ-2, 2-ジメチルプロピオン酸3-ヒドロキシ-2, 2-ジメチルプロピル	○	○	-	-	○	Ⅲ	1,3	
(37)	1,3-ビス(2-ヒドロキシエトキシ)ベンゼン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(38)	イソシアヌル酸トリス(2-ヒドロキシエチル)	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(39)	エトキシ化ビスフェノールA	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(40)	ポリエチレングリコール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(41)	α, α'-[(イソプロピリデン) ジ-4, 1-フェニレン] ビス {ω-ヒドロキシ-ポリ [オキシ (メチルエチレン)] }	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(42)	イソソルビド	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(43)	天然高級不飽和脂肪酸を二量体化して得られる環式及び非環式ダイマー酸 (C 36を主成分とする) とメタノールの反応生成物を還元して得られるダイマージオール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(44)	ポリカプロラクトントリオール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(45)	キシリトール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(46)	ジグリセリン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(47)	トリメチロールエタン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(48)	ポリブチレングリコール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(49)	2,2'-ビス (4-ヒドロキシシクロヘキシル)プロパン (水素化ビスフェノ-ルA)	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(50)	2, 2- [イソプロピリデンビス [(4, 1-フェニレン) オキシ] ビスエタノール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(51)	2-ブトキシエタノール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(52)	ジエチレングリコールモノブチルエーテル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(53)	ネオペンチルグリコールジグリシジルエーテル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(54)	プロピレングリコールモノメチルエーテル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	

(5 5)	ポリエチレングリコールモノメチルエーテル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(5 6)	ポリプロピレングリコールモノメチルエーテル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(5 7)	トリス（ポリオキシプロピレン）グリセリルエステル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(5 8)	トリプロピレングリコール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(5 9)	2－エチルヘキサノール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(6 0)	2－メチルペンタン－1， 3－ジオール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(6 1)	シクロヘキサノール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(6 2)	2-エトキシエタノール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(6 3)	エチルアルコール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(6 4)	ε-カプロラクトン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(6 5)	1,8-オクタンジオール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(6 6)	2－メチルペンタン－1， 3－ジオール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(6 7)	2－（2′-アミノエチルアミノ）エタノール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(6 8)	メチルアルコール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(6 9)	プロピルアルコール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(7 0)	イソプロピルアルコール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(7 1)	ブチルアルコール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(7 2)	sec-ブチルアルコール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(7 3)	イソブチルアルコール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(7 4)	tert-ブチルアルコール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(7 5)	水酸基末端ポリオレフィン	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	
(7 6)	α， α′－ [（イソプロピリデン） ジー 4， 1－フェニレン] ビス {ω－ヒドロキシーポリ [オキシ（メチルエチレン）] }	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	
(7 7)	トリメチロールプロパンプロポキシラート	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	
(7 8)	重合ひまし油	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	
(7 9)	ポリブタジエン（末端ヒドロキシ基， カルボキシ基， エポキシ基を含む）の水素化物	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	
(8 0)	2， 4－ジエチルペンタン－1， 5－ジオール	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	
(8 1)	2－プロポキシエタノール	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	
(8 2)	テトラヒドロフルフリルアルコール	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	
(8 3)	2－エチル－2－（ヒドロキシメチル）プロパン－1， 3－ジオール・エポキシ化脂	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	
(Ⅳ)	アミン類その他								
(1)	ジエタノールアミン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(2)	エチレンジアミン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(3)	アミノエチルエタノールアミン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(4)	ジエチレントリアミン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(5)	イソホロンジアミン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(6)	ピペラジン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(7)	水加ヒドラジン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(8)	3－（トリエトキシシリル）－N－ [3－（トリエトキシシリル）プロピル] プロパン－1－アミン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(9)	メチルジエタノールアミン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(1 0)	ポリエチレンイミン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	

(1 1)	ポリオキシプロピレントリアミン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(1 2)	2-アミノエタノール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(1 3)	尿素	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(1 4)	ヘキサメチレンジアミン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(1 5)	m-キシレンジアミン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(1 6)	p-キシレンジアミン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(1 7)	3-[(2-アミノエチル)アミノ]プロピオン酸 ナトリウム	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(1 8)	N,N-ビス (2-ヒドロキシプロピル) アニリン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(1 9)	N,N,N',N'-テトラキス (2-ヒドロキシプロピル)エチレンジアミン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(2 0)	3-アミノメチル-3,5,5-トリメチルシクロヘキシルアミン	—	—	—	—	—	Ⅲ	1,3	食品非接触層に限る
(2 1)	ポリグリセロールポリグリシジルエーテル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(V)	天然油脂								
(1)	ひまし油	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(2)	ひまし油脂肪酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(3)	クルミ油	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(4)	アルガンオイル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(VI)	ポリエーテルポリオール (Ⅲ)アルコール、(Ⅳ)アミン類 と下記環状エーテルとの反応生成物								
(1)	テトラヒドロフラン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(2)	オキシラン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(3)	2－メチルオキシラン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(VII)	ポリエステルポリオール 下記の酸（1つ以上）と（Ⅲ）アルコール（1つ以上）の反応生成物								
	酸								
(1)	アジピン酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(2)	無水フタル酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(3)	テレフタル酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(4)	イソフタル酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(5)	無水コハク酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(6)	セバシン酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(7)	アゼライン酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(8)	無水トリメリット酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(9)	ジメチロールブタン酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(10)	フタル酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(11)	2,3-ナフタレンジカルボン酸無水物	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(12)	無水マレイン酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(13)	フマル酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(14)	トリメリット酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(15)	1, 2, 4, 5－ベンゼンテトラカルボン酸無水物（無水ピロメリット酸）	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(16)	ピロメリット酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(17)	1,4－シクロヘキサンジカルボン酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	

(18)	4－メチルシクロヘキサン－1,2－ジカルボン酸 無水物	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(19)	メチルシクロヘキセン-1,2-ジカルボン酸無水物（異性体混合物）	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(20)	ヘキサヒドロ無水フタル酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(21)	無水エンドメチレンテトラヒドロフタル酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(22)	コハク酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(23)	ジメチルテレフタレート	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(24)	n-ヘキサデセニルコハク酸無水物	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(25)	5－（2，5－ジオキソテトラヒドロフリル）－3－メチル－3－シクロヘキセン－1，2－ジカルボン酸無水物	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(26)	p－t e r t－ブチル安息香酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(27)	ジメチロールプロピオン酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(28)	リシノ-ル酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(29)	12-ヒドロキシステアリン酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(30)	リン酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(31)	ドデカン二酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(32)	植物油から得られる脂肪酸	－	－	－	－	－	Ⅲ	1	食品非接触層に限る
(33)	植物油から得られる二量化脂肪酸	－	－	－	－	－	Ⅲ	1	食品非接触層に限る
(34)	植物油から得られる三量化脂肪酸	－	－	－	－	－	Ⅲ	1	食品非接触層に限る
(35)	マレイン酸	－	－	－	－	－	Ⅲ	1,3	食品非接触層に限る
(36)	5-スルホイソフタル酸ジメチルナトリウム塩	－	－	－	－	－	Ⅲ	1,3	食品非接触層に限る
(37)	シュウ酸	－	－	－	－	－	Ⅲ	1,3	食品非接触層に限る
(38)	2，6－ナフタレンジカルボン酸	－	－	－	－	－	Ⅲ	1,3	食品非接触層に限る
(39)	2，6－ナフタレンジカルボン酸ジメチル	－	－	－	－	－	Ⅲ	1,3	食品非接触層に限る
(40)	4，4’－ビス（4’－ヒドロキシフェニル）－吉草酸	－	－	－	－	－	Ⅲ	1,3	食品非接触層に限る
(41)	5－スルホイソフタル酸－ナトリウム	－	－	－	－	－	Ⅲ	1,3	食品非接触層に限る
(42)	イタコン酸	－	－	－	－	－	Ⅲ	1,3	食品非接触層に限る
(43)	ジメチル－1，4－シクロヘキサンジカルボキシレート	－	－	－	－	－	Ⅲ	1,3	食品非接触層に限る
(44)	ドデカン酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(45)	リンゴ酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(46)	以下の油脂、又はその油脂から誘導される脂肪酸								
①	ひまし油	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
②	やし油	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
③	大豆油	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
④	亜麻仁油	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
⑤	脱水ひまし油	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
⑥	米ぬか油	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
⑦	桐油	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
⑧	コーン油	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	

	⑨	綿実油	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	⑩	サフラワー油	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	⑪	ゴマ油	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	⑫	ひまわり油	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	⑬	ナタネ油	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	
	⑭	カシューナット種子油	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(c)		変性剤								
	(1)	3-グリシジルオキシプロピルトリメトキシシラン	—	—	—	—	—	Ⅲ	1,3	食品非接触層に限る
	(2)	3－（トリメトキシシリル）プロパン－1－アミン	—	—	—	—	—	Ⅲ	1,3	食品非接触層に限る
	(3)	3－アミノプロピルトリエトキシシラン	—	—	—	—	—	Ⅲ	1,3	食品非接触層に限る
	(4)	トリメトキシシランカップリング剤	—	—	—	—	—	Ⅲ	1,3	食品非接触層に限る
	(5)	〔3－（メタクリロイルオキシ）プロピル〕トリメトキシシラン	—	—	—	—	—	Ⅲ	1,3	食品非接触層に限る
	(6)	3－（トリメトキシシリル）プロパン－1－チオール	—	—	—	—	—	Ⅲ	1,3	食品非接触層に限る
	(7)	ビニルトリメトキシシラン	—	—	—	—	—	Ⅲ	1,3	食品非接触層に限る
	(8)	リン酸	—	—	—	—	—	Ⅲ	1,3	食品非接触層に限る
	(9)	無水フタル酸	—	—	—	—	—	Ⅲ	1,3	食品非接触層に限る
	(10)	無水こはく酸	—	—	—	—	—	Ⅲ	1,3	食品非接触層に限る
	(11)	アルケニルコハク酸無水物(ASA)	—	—	—	—	—	Ⅲ	1,3	食品非接触層に限る
	(12)	無水マレイン酸	—	—	—	—	—	Ⅲ	1,3	食品非接触層に限る
	(13)	無水トリメリット酸	—	—	—	—	—	Ⅲ	1,3	食品非接触層に限る
	(14)	1，2，4，5－ベンゼンテトラカルボン酸無水物	—	—	—	—	—	Ⅲ	1,3	食品非接触層に限る
	(15)	5－（2，5－ジオキソテトラヒドロフリル）－3－メチル－3－シクロヘキセン－1，2－ジカルボン酸無水物	—	—	—	—	—	Ⅲ	1,3	食品非接触層に限る
	(16)	オキシラン, 2-[[3-(トリメトキシシリル)プロポキシ]メチル] ホモポリマー	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(17)	2-ヒドロキシエチルアクリレート	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(18)	2-ヒドロキシエチルメタクリレート	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(19)	2-イソシアナトエチルメタクリレート	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(20)	2-イソシアナトエチルアクリラート	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(21)	1,1-（ビスアクリロイルオキシメチル）エチルイソシアネート	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(22)	グリシドール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(23)	ビニルトリエトキシシラン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(24)	2-(3,4-エポキシシクロヘキシル)エチルトリメトキシシラン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(25)	3-グリシドキシプロピルトリエトキシシラン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(26)	3-メタクリロキシプロピルメチルジメトキシシラン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(27)	3-アクリロキシプロピルトリメトキシシラン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(28)	N-2-（アミノエチル）-3-アミノプロピルメチルジメトキシシラン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(29)	N-2-（アミノエチル）-3-アミノプロピルトリメトキシシラン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	

		(30)	N-フェニル-3-アミノプロピルトリメトキシシラン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(31)	3-イソシアネートプロピルトリエトキシシラン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	B)		その他のウレタン樹脂								
		(1)	ピペラジン、 α -ヒドロ- ω -ヒドロキシポリ〔オキシ（メチル-1，2-エタンジイル）〕、1，1'-メチレンビス〔4-イソシアネートベンゼン〕と α ， α' ， α'' -1，2，3-プロパントリイルトリス〔 ω -ヒドロキシポリ〔オキシ（メチル-1，2-エタンジイル）〕〕より得られるポリマーのポリエチレングリコールモノメチルエーテルブロック化物	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(2)	ピペラジン、 α -ヒドロ- ω -ヒドロキシポリ〔オキシ（メチル-1，2-エタンジイル）〕と1，1'-メチレンビス〔4-イソシアネートベンゼン〕より得られるポリマーのポリエチレングリコールモノメチルエーテルブロック化物	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(3)	アジピン酸、1，2-エタンジオール、2-エチル-2-（ヒドロキシメチル）-1，3-プロパンジオール、1，1'-メチレンビス〔4-イソシアネートベンゼン〕、2，2'-オキシビス〔エタノール〕とピペラジンより得られるポリマーのポリエチレングリコールモノメチルエーテルブロック化物	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(4)	1，4-ブタンジオール、1，3-ジイソシアネートメチルベンゼン、 α -ヒドロ- ω -ヒドロキシポリ〔オキシ（メチル-1，2-エタンジイル）〕、ピペラジンと α ， α' ， α'' -1，2，3-プロパントリイルトリス〔 ω -ヒドロキシポリ〔オキシ（メチル-1，2-エタンジイル）〕〕より得られるポリマーのポリエチレングリコールモノメチルエーテルブロック化物	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(5)	ピペラジン、1，3-ジイソシアネートメチルベンゼンと α -ヒドロ- ω -ヒドロキシポリ〔オキシ（メチル-1，2-エタンジイル）〕より得られるポリマーのポリエチレングリコールモノメチルエーテルブロック化物	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(6)	5-クロロ-2-メチル-3（2H）-イソチアゾロンと2-メチル-3（2H）-イソチアゾロン	○	○	○	—	○	Ⅱ	3	
		(7)	ポリエチレングリコール及びノニルフェノールエトキシレートとキシリレンジイソシアネートのウレタン化反応生成物	○	○	○	—	○	Ⅱ	3	

		(8)	ブタン－1，3－ジオール・1，3－ジイソシアナト（メチル）ベンゼン・2－エチル－2－（ヒドロキシメチル）プロパン－1，3－ジオール・ α －ヒドロ－ ω －ヒドロキシポリ［オキシ（メチルエチレン）］重合物	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(9)	1，6－ジイソシアナトヘキサン・2－エチル－2－（ヒドロキシメチル）プロパン－1，3－ジオール・オキセパン－2－オン重合物	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(10)	ジメチル＝カルボナートとヘキサン－1，6－ジオールの重合物	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(11)	1,3-プロパンジオール、2-エチル-2-（ヒドロキシメチル）-、5-イソシアナト-1-（イソシアナトメチル）-1,3,3-トリメチルシクロヘキサンとの反応生成物	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(12)	ヘキサメチレンジイソシアネートオリゴマーとマロン酸ジエチルのブロック化物	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	

10 その他ポリマー

No			使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度	樹脂区分	特記事項
				酸性	油性及び脂肪性	乳・乳製品	酒類	その他	Ⅰ．～70℃ Ⅱ．～100℃ Ⅲ．101℃～		
	(i)		スチレン系ポリマー								
		(1)	スチレン－アクリル酸エチル－メタクリル酸のコポリマー	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	スチレンはポリマー構成成分に対して50重量%超
		(2)	スチレン－アクリル酸エチル－メタクリル酸メチル－メタクリル酸のコポリマー	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	スチレンはポリマー構成成分に対して50重量%超
		(3)	α -メチルスチレンポリマー	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	
		(4)	スチレン－イソブチレンコポリマー	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	
		(5)	スチレン－アクリロニトリルコポリマー	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	スチレンはポリマー構成成分に対して50重量%超
		(6)	スチレン・ α -メチルスチレン・アクリル酸共重合物	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	スチレンおよび α -メチルスチレンの合計はポリマーの構成成分に対して50重量%以上
		(7)	メタクリル酸・アクリル酸ブチル・スチレン・N-(ヒドロキシメチル)アクリルアミド・アクリル酸共重合物	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	スチレンはポリマー構成成分に対して50重量%以上 8.アクリル樹脂(XXXXXVii)(4)と反応させて使用する。
		(8)	スチレン - α メチルスチレン共重合樹脂	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,2	
		(9)	スチレン・メタクリル酸メチル・メタクリル酸・メタクリル酸2-エチルヘキシル共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	スチレンはポリマー構成成分に対して50重量%超
		(10)	スチレン・無水マレイン酸共重合物	－	－	－	－	－	Ⅱ	2	スチレンはポリマー構成成分に対して50重量%以上 食品非接触層に限る

	(11)	エテン・スチレン・プロパー 1－エン共重合物	－	－	－	－	－	Ⅱ	2	スチレンはポリマー構成成分に対して50重量%以上 食品非接触層に限る
	(12)	スチレン・プロパー 1－エン共重合物	－	－	－	－	－	Ⅱ	2	スチレンはポリマー構成成分に対して50重量%以上 食品非接触層に限る
	(13)	エテン・スチレン・プロパー 1－エン・無水マレイン酸共重合物	－	－	－	－	－	Ⅱ	2	スチレンはポリマー構成成分に対して50重量%以上 食品非接触層に限る
	(14)	アクリル酸・スチレン・ α -メチルスチレン・アクリル酸2-〔2-(エチルオキシ)エチルオキシ〕エチル・メタクリル酸・メタクリル酸メチル・アクリル酸ブチル・アクリル酸エチル・メタクリル酸ブチル共重合物	－	○	○	－	○	Ⅱ	3	スチレン及び α -メチルスチレンの合計はポリマーの構成成分に対して50重量%以上
	(15)	スチレン・アクリル酸・アクリル酸2-エチルヘキシル・メタクリル酸グリシジル共重合物のステアリルアミン塩	－	－	－	－	○	Ⅰ	3	スチレンはポリマーの構成成分に対して50重量%以上
	(16)	マレイン酸・スチレン共重合物のイソプロピルアルコール及びメチルイソブチルメタノールによるエステル化物	○	○	○	－	○	Ⅱ	3	
	(17)	ビニルトルエン／ α -メチルスチレン共重合体樹脂	○	○	○	○	○	Ⅲ	2	
	(18)	4-メチルスチレン、 α -メチルスチレン、コポリマー	○	○	○	－	○	Ⅰ	2	
(ii)		ホルムアルデヒドとの反応で得られる縮合物								
	(1)	ナフタレンスルホン酸とホルムアルデヒドの縮合物、ナトリウム塩	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(2)	トルエンスルホンアミド－ホルムアルデヒド樹脂	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(3)	シクロヘキサノン－ホルムアルデヒド樹脂	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(4)	キシレン－ホルムアルデヒド樹脂	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(5)	アセトフェノン・ホルムアルデヒド重縮合物	○	○	－	○	○	Ⅲ	1	
	(6)	アセトフェノン・ホルムアルデヒド重縮合物の水素添加物	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(iii)		ポリエーテル								
	(1)	ポリフェニレンオキシド, 2,6-ジメチル-1,4-フェニレンの酸化重縮合により得られるポリマー	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	
	(2)	ポリオキシエチレングリセロ-ルエ-テル	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	
	(3)	トリス（ポリオキシプロピレン）グリセリルエステル	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	
	(4)	エチレンオキサイド－プロピレンオキサイド共重合物	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	

	(5)	ポリエーテルサルホン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
	(6)	エチレンオキシド・トリメチルノニルエーテル共重合体	—	—	—	—	—	Ⅲ	3	食品非接触層に限る
	(7)	エチレンオキシド・デカノール共重合体	—	—	—	—	—	Ⅲ	3	食品非接触層に限る
(iv)		メタクリロニトリルグラフト化ポリブタジエンコポリマー	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(v)		イソプレンポリマーをフェノール変性した樹脂	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(vi)		フェノキシ樹脂	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(vii)		無水トリメリット酸、4，4′ジフェニルメタンジイソシアネート、3，3′ジメチル－4，4′ビフェニレンジイソシアネートとのコポリマー	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(viii)		ブタジエン系ポリマー								
	(1)	ブタジエン－アクリロニトリル－メタクリル酸のコポリマー	○	○	○	—	○	Ⅱ	1,3	
	(2)	(フマル酸・ブタジエン・メタクリル酸・アクリロニトリル・ドデシルメルカプタン・過硫酸カリウム塩) ポリマー	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(3)	(フマル酸・ブタジエン・スチレン・ドデシルメルカプタン・過硫酸アンモニウム塩) ポリマー	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(4)	(フマル酸・ブタジエン・スチレン・メタクリル酸・ドデシルメルカプタン・過硫酸カリウム塩) ポリマー	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(ix)		2－ブタノンオキシムでブロックされたヘキサメチレンジシアネートホモポリマー	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(x)		部分的に加水分解されたアクリルアミドのポリマー	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(xi)		アクリロニトリル、メタクリル酸エチルとアクリル酸の重合物（アクリロニトリル：50w t %以上）	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(xii)		ジメチルアミン－エピクロルヒドリン－エチレンジアミンのコポリマー	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(xiii)		クマロンインデン樹脂	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(xiv)		石油樹脂								

	(1)	石油炭化水素樹脂（シクロペンタジエンタイプ）	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	
	(2)	C5～C9石油樹脂	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	
	(3)	芳香族系石油樹脂	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	
	(4)	水素化石油炭化水素樹脂	○	○	○	—	○	Ⅰ	3	
(xv)		水素化ポリブテン	○	○	○	○	○	Ⅲ	3	
(xvi)		無水フタル酸－1,6-ヘキサンジオール－1,6-ヘキサメチレンジイソシアネート－2- 〔（2-アミノエチル）アミノ〕エタンスルホン酸ナトリウムのコポリマー	○	○	○	—	○	Ⅱ	3	
(xvii)		フマル酸・1，3－ブタジエン・メタクリロニトリル・メタクリル酸・アクリロニトリル・ドデシルメルカプタン・過硫酸カリウム塩共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(xviii)		フマル酸・1，3－ブタジエン・メタクリロニトリル・メタクリル酸・アクリロニトリル共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(xix)		ポリ（N－ブトキシメチルアクリルアミド）	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(xx)		ポリ（ジメチルアミノエタノール）	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(xxi)		塩素化ゴム	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,2	
(xxii)		アジリジン系樹脂								
	(1)	アジリジンホモポリマーと1-クロロブタンの反応物	○	○	○	○	○	Ⅱ	1,3	
	(2)	アジリジンポリマーとオキシランメタノールの反応物	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	
(xxiii)		以下のモノマーからなるシアノアクリレート樹脂	○	○	○	○	○	Ⅱ	3	その他の樹脂との結合はなし
	(1)	2-エチルシアノアクリレート								
	(2)	2-エトキシエチルシアノアクリレート								
	(3)	2-イソプロピルシアノアクリレート 2シアノアクリルサンイソプロピル								
	(4)	2-イソブチルシアノアクリレート 2シアノアクリルサンイソブチル								
	(5)	2-メチルシアノアクリレート								
(xxiv)		ジビニルベンゼン－メタクリル酸のコポリマー（ジビニルベンゼン：50wt％超）	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(xxv)		アクリルアミド－アクリル酸のコポリマー（アクリルアミド：50wt％超）	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(xxvi)		以下のモノマー（1つ以上）をホルムアルデヒドとブタノールで反応させて得られるコポリマー	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
	(1)	アクリル酸エチル								

		(2)	スチレン							
		(3)	メタクリル酸							
	(xxvii)		オキシラン, 2-[[3-(トリメトキシシリル)プロポキシ]メチル] ホモポリマー	○	○	○	○	○	III	1,3
	(xxviii)		マレイン酸系ポリマー							
		(1)	メタクリル酸メチル・マレイン酸=水素=2-(1-メチルエトキシ) エチル・スチレン共重合物	○	○	○	○	○	II	3 マレイン酸ハーフエステルがポリマーの構成成分に対して50重量%以上。
		(2)	アクリル酸・メタクリル酸メチル・スチレン・マレイン酸=水素=2-(1-メチルエトキシ) エチル・マレイン酸=水素=2-(2-エトキシエトキシ) エチル・マレイン酸1-イソブチル・メタクリル酸・アクリル酸ブチル・マレイン酸=水素=2-[2-(2-メトキシエトキシ) エトキシ] エチル・ α -メチルスチレン共重合物	－	－	－	－	○	II	3 マレイン酸ハーフエステルがポリマーの構成成分に対して50重量%以上。
		(3)	スチレン・メタクリル酸メチル・マレイン酸1-イソプロピル共重合物のナトリウム塩	－	－	－	－	○	II	3 マレイン酸ハーフエステルがポリマーの構成成分に対して50重量%以上。
	(xxix)		フッ素系ポリマー							
		(1)	1-クロロ-1, 2, 2-トリフルオロエテン・エトキシエテン・4-(ビニルオキシ) ブタン-1-オール・(ビニルオキシ) シクロヘキサン重合物	○	○	○	○	○	II	1
		(2)	3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8, 8-トリデカフルオロオクチル=メタクリラート・2-ヒドロキシエチル=メタクリラート・2-ジエチルアミノエチル=メタクリラート・トリエチレングリコール=ジメタクリラート 共重合物 酢酸塩	○	○	○	○	○	III	1
		(3)	3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8, 8-トリデカフルオロオクチル=メタクリラート・2-ヒドロキシエチル=メタクリラート・2-ジエチルアミノエチル=メタクリラート (・トリエチレングリコール=ジメタクリラート共重合物 DL-リンゴ酸塩	○	○	○	○	○	III	1

		(4)	3、3、4、4、5、5、6、6、7、7、8、8、8－トリデカフルオロオクチル＝メタクリラート・2－ヒドロキシエチル＝メタクリラート・2－メチルプロペン酸・イタコン酸共重合体ナトリウム塩	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(5)	3、3、4、4、5、5、6、6、7、7、8、8、8－トリデカフルオロオクチル＝メタクリラート・2－ヒドロキシエチル＝メタクリラート・2－メチルプロペン酸 共重合体ナトリウム塩	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
	(xxx)		ジシクロペンタジエン・酢酸ビニルエステル共重合体	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	

架橋反応剤（1－10の樹脂を架橋させる目的で使用するもの）

No			使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度	樹脂区分	特記事項
				酸性	油性及び脂肪性	乳・乳製品	酒類	その他	Ⅰ．～70℃ Ⅱ．～100℃ Ⅲ．101℃～		
		(1)	シアノグアニジン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(2)	ジエチレントリアミン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(3)	ジフェニルアミン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(4)	エチレンジアミン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(5)	N－オレイル－1，3－プロパンジアミン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(6)	テトラエチレンペンタミン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(7)	脂肪酸変性テトラエチレンペンタミン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(8)	トリエチレンテトラミン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(9)	酪酸アルミニウム	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(10)	ジメチルアミン－2－メチル－1－プロパノール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(11)	メチルプロパノールアミン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(12)	トリエタノールアミン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(13)	メタクリル酸ブチル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(14)	アクリル酸メチル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(15)	アクリル酸エチル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(16)	アクリル酸ブチル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(17)	アクリル酸オクチル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(18)	メタクリル酸メチル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	

(19)	スチレン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(20)	ビニルトルエン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(21)	チタン酸テトラブチル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(22)	ナフタレンスルホン酸のホルムアルデヒド縮合物、ナトリウム塩	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(23)	p - t e r t - ブチルパーベンゾエート	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(24)	ヒドロキシブチルチンオキサイド	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(25)	無水フタル酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(26)	リン酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(27)	酢酸アルミニウム	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(28)	リン酸ジノルマルブチル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(29)	ベンジルアルコール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(30)	無水トリメリット酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(31)	2 - アミノ - 2 - メチルプロパノール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(32)	リン酸エチル（モノ・ジエチル混合物）	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(33)	ポリリン酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(34)	ジイソプロパノールアミン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(35)	2 - エチル - 4 - メチルイミダゾール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(36)	トリエチルアミン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(37)	ジメチルアミン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(38)	2 - フェニルイミダゾール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(39)	フェノール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(40)	イソホロンジアミン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(41)	トリス（2，3 - エポキシプロピル）イソシアヌレート	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(42)	ポリエチレングリコールジグリシジルエーテル	○	○	○	—	○	Ⅱ	1	
(43)	3 - ジエチルアミノプロピルアミン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(44)	4，4' - メチレンジアニリン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(45)	3 - ペンタデセニルフェノール混合物	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(46)	ポリエチレンポリアミン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(47)	2 - エチルヘキサン酸第1スズ	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(48)	安息香酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	

(49)	微結晶石英とN＝β－（N＝ヒールペンシルアミノ）エチル－γ－アミノプロピルトリメトキシシラン－塩化水素との反応により製造されたシランカップリン剤処理シリカ	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(50)	無水コハク酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(51)	2， 4， 6－トリジメチルアミノメチルフェノール	○	○	○	－	○	Ⅱ	1	
(52)	ビス（ジメチルアミノメチル）フェノール	○	○	○	－	○	Ⅱ	1	
(53)	エチレンイミン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(54)	N， N， N'， N'－テトラキス（2－ヒドロキシプロピル）アジポアミド	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(55)	2－{〔3－（トリメトキシシリル）プロポキシ〕メチル}オキシラン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	区分3： 食品非接触層限定
(56)	3-アミノプロピルトリメトキシシラン	－	－	－	－	－	Ⅲ	1	食品非接触層に限る
(57)	3-アミノプロピルトリエトキシシラン	－	－	－	－	－	Ⅲ	1	食品非接触層に限る
(58)	〔3－（メタクリロイルオキシ）プロピル〕トリメトキシシラン	－	－	－	－	－	Ⅲ	1	食品非接触層に限る
(59)	トリス（2－ヒドロキシプロピル）アミン	－	－	－	－	－	Ⅲ	1,3	食品非接触層に限る
(60)	ジメチロールプロピオン酸	－	－	－	－	－	Ⅲ	1,3	食品非接触層に限る
(61)	ポリグリセロールポリグリシジルエーテル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	最大使用量： 100mg/m ²
(62)	ポリエチレンイミン	－	－	－	－	－	Ⅲ	1	食品非接触層に限る
(63)	トリメチロールプロパンポリグリシジルエーテル	－	－	－	－	－	Ⅲ	1,3	食品非接触層に限る
(64)	9．ポリウレタン樹脂内(a)イソシアネート化合物	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
(65)	コハク酸ジヒドラジド	－	－	－	－	－	Ⅲ	1,3	食品非接触層に限る
(66)	オキシ塩化ジルコニウム	－	－	－	－	－	Ⅲ	1,3	食品非接触層に限る
(67)	アジピン酸 ジヒドラジド	－	－	－	－	－	Ⅲ	1,3	食品非接触層に限る
(68)	ヘキサメチレンテトラミン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(69)	2， 2－ビス（{〔3－（1－アジリジニル）プロパノイル〕オキシ}メチル）ブチル＝3－（1－アジリジニル）プロパノアート	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(70)	テトラエトキシシラン(TEOS)の加水分解による縮合物	－	－	－	－	－	Ⅲ	1	食品非接触層に限る
(71)	イソホロンジイソシアネート・アダクト・2-ブタノンオキシムブロック体	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
(72)	3－（2－アミノエチルアミノ）プロピルメトキシシラン	－	－	－	－	－	Ⅲ	1,3	食品非接触層に限る
(73)	メタキシリレンジアミン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	

		(74)	1,3-ビス [N,N-ジ {2'-ヒドロキシ-3'- (メタクリルオキシ,又はブチルオキシ,又はフェノキシ) } アミノメチルシクロヘキサン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	
		(75)	1,3-ビス (アミノメチル) シクロヘキサン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1	

共通高分子化合物（１－１０の樹脂と混合し、化学反応により高分子化又は架橋反応させる目的で使用

１ 天然化石樹脂

No			使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度	樹脂区分	特記事項
				酸性	油性及び脂肪性	乳・乳製品	酒類	その他	Ⅰ．～70℃ Ⅱ．～100℃ Ⅲ．101℃～		
	(i)		天然化石樹脂								
		(1)	コーパル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(2)	ダマー	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(3)	サンダラック	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(4)	セラック	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(5)	エレミ	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(6)	エレミのグリセリンエステル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(7)	コーパルのグリセリンエステル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(8)	ダマーのグリセリンエステル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(9)	サンダラックのグリセリンエステル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(10)	ギルソナイト	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	

２ ロジン樹脂

No			使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度	樹脂区分	特記事項
				酸性	油性及び脂肪性	乳・乳製品	酒類	その他	Ⅰ．～70℃ Ⅱ．～100℃ Ⅲ．101℃～		
	(i)		ロジン及びロジン誘導体（重合、異性化、付随的脱カルボキシル化、および／または水素添加したもの）								
		(a)	ロジン類								
		(1)	ガムロジン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(2)	ガムロジン，二量化	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(3)	ガムロジン，不均化	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(4)	ガムロジン，水素添加	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(5)	ガムロジン，部分二量化	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(6)	ガムロジン，部分水素化	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(7)	トール油ロジン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(8)	トール油ロジン，ペイル	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(9)	トール油ロジン，二量化	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(10)	トール油ロジン，不均化	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(11)	トール油ロジン，水素添加	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	

		(12)	トール油ロジン，部分二量化	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(13)	トール油ロジン，部分水素添	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(14)	ウッドロジン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(15)	ウッドロジン，二量化	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(16)	ウッドロジン，不均化	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(17)	ウッドロジン，水素添加	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(18)	ウッドロジン，部分二量化	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(19)	ウッドロジン，部分水素添加	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(20)	ウッドロジン，重合	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(21)	ロジン，脱カルボキシル化	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(22)	ロジン，部分不均化	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(23)	ロジン，二量化	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(24)	ロジン，水素添加	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(25)	ロジン，部分二量化	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(26)	ロジン，部分重合	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(27)	ロジン，重合	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(28)	ロジン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(b)	(a) と次に挙げるものを反応させたロジンエステル類								
		(1)	4，4′-s e c -ブチリデンジフェノール-エピクロロヒドリン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(2)	ジエチレングリコール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(3)	エチレングリコール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(4)	グリセリン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(5)	4，4′-イソプロピリデンジフェノール-エピクロロヒドリン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(6)	メチルアルコール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(7)	ペンタエリスリトール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(c)	(b) を次に挙げるもの変性させたロジンエステル類								
		(1)	無水マレイン酸	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(2)	フェノール樹脂に収載されているオルト、メタ、及びパラ置換フェノール-ホルムアルデヒド樹脂	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(3)	フェノール-ホルムアルデヒド樹脂	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(d)	ロジン塩							1,3	
		(1)	樹脂酸カルシウム（石灰ロジン）	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(2)	樹脂酸亜鉛	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	

3 テルペン樹脂 Terpene resin

No			使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度	樹脂区分	特記事項
				酸性	油性及び 脂肪性	乳・ 乳製品	酒類	その他	Ⅰ．～70℃ Ⅱ．～100℃ Ⅲ．101℃～		
	(i)		次に挙げるモノマー 1 つ以上から得られる重合物	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(1)	ジペンテン								
		(2)	α-ピネン								

		(3)	β -ピネン								
	(ii)	(1)	ジペンテン樹脂の水素化物	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(2)	β ピネン- α ピネン-ジペンテン共重合樹脂の水素化物	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(3)	α -ピネン-フェノール共重合物	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	

4 セルロース及びセルロール誘導体

No			使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度	樹脂区分	特記事項
				酸性	油性及び脂肪性	乳・乳製品	酒類	その他	Ⅰ. ～70℃ Ⅱ. ～100℃ Ⅲ. 101℃～		
	(i)		セルロース類								
		(1)	セルロース	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(2)	カルボキシメチルセルロース	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(3)	セルロースアセテート	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(4)	セルロースアセテートブチラート	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(5)	セルロースアセテートプロピオネート	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(6)	エチルセルロース	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(7)	エチルヒドロキシエチルセルロース	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(8)	ヒドロキシエチルセルロース	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(9)	ヒドロキシプロピルメチルセルロース	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(10)	メチルセルロース	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(11)	ニトロセルロース	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(12)	メチルエチルセルロース	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	

5 油変性樹脂

No			使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度	樹脂区分	特記事項
				酸性	油性及び脂肪性	乳・乳製品	酒類	その他	Ⅰ. ～70℃ Ⅱ. ～100℃ Ⅲ. 101℃～		
	(i)		乾性油 次のものから誘導されるトリグリセリドや脂肪酸を含む								
		(1)	ピーチナット油	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(2)	キャンドルナット油	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(3)	ひまし油	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(4)	脱水ひまし油	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(5)	しなぎり油（きり油）	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(6)	ココナッツ油	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(7)	とうもろこし油	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(8)	綿実油	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(9)	魚油（精製魚油）	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(10)	麻実油	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(11)	亜麻仁油	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(12)	オイチシカ油	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(13)	ペリラ油	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(14)	けし油	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(15)	かぼちゃ油	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(16)	サフラワー油	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(17)	ごま油	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	

		(18)	大豆油	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(19)	ひまわり油	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(20)	トール油	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(21)	くるみ油	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(ii)		エステル化処理した油 （ i ）を以下のアルコールでエステル化させたもの								
		(1)	ブチレングリコール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(2)	エチレングリコール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(3)	ペンタエリスリトール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(4)	ポリエチレングリコール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(5)	ポリプロピレングリコール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(6)	プロピレングリコール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(7)	ソルビトール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(8)	トリメチロールエタン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(9)	トリメチロールプロパン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	

6 ゴム・その他高分子

No			使用可能ポリマー	使用可能食品					使用可能温度	樹脂区分	特記事項
				酸性	油性及び 脂肪性	乳・ 乳製品	酒類	その他	Ⅰ．～70℃ Ⅱ．～100℃ Ⅲ．101℃～		
	(i)		ゴム								
		(1)	天然ゴム	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(2)	天然ラテックス	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(3)	塩酸ゴム	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,2	
	(ii)		天然ゴムをフェノール変性した樹脂	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
	(iii)		その他天然物								
		(1)	デキストリン	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(2)	アラビアゴム（アカシアゴム）	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(3)	ガティゴム	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(4)	グアーガム	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(5)	カラヤゴム	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(6)	トラガントガム	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(7)	石油樹脂(C8～C10芳香族炭化水素留分重合物)	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	
		(8)	合成ワックス、パラフィンワックス （フィッシャー・トロプシュ　ワックス）	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,2	
		(9)	水素添加石油樹脂	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,2	
		(10)	水素添加脂環系石油樹脂	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,2	
		(11)	マイクロクリスタリンワックス	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,2	
		(12)	パラフィンワックス	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,2	
	(iv)		ポリエチレングリコール	○	○	○	○	○	Ⅲ	1,3	

別表第1 第1表案(3) 基ポリマーに対して微量で重合可能なモノマー

特記事項欄における「#」の記号は記載されていない。(本リストでは#は省略)

(「#」は食品安全基本法第11条第1項第3項に該当するものであることを示す予定)

※ 今後、物質名称の変更、物質の統合、記載順の変更等、整備を行う予定である。

No	使用可能モノマー	特記事項
1	1,1-ジフルオロエタン	
2	1,2-プロパンジオール	
3	1,3,5-トリオキサン	
4	1,3-ジオキソラン	
5	1,3-ブタジエン	
6	1,3-ブタンジオール	
7	1,3-プロパンジオール	
8	1,4-シクロヘキサンジメタノール	
9	1,4-ジクロロベンゼン	
10	1,4-ブタンジオール	
11	11-アミノウンデカン酸	
12	1-オクタノール	
13	1-オクテン	
14	1-デカノール	
15	1-ノナノール	
16	1-ブタノール	
17	1-ブテン	
18	1-ヘキサデカノール	
19	1-ヘキセン	
20	1-ペンタノール	
21	2,3,6-トリメチルフェノール	
22	2,6-キシレノール	
23	2,6-トルエンジイソシアネート	
24	2,6-ナフタレンジカルボン酸	
25	2,6-ナフタレンジカルボン酸ジメチル	
26	2-スルホエチルメタクリレート	
27	2-ノルボルネン	
28	2-ブテン	
29	3-クロロ無水フタル酸	
30	4,4'-ジクロロジフェニルスルホン	
31	4,4'-ジヒドロキシ-ジフェニル	
32	4,4'-ジヒドロキシジフェニルスルホン	

No	使用可能モノマー	特記事項
33	4,4'-メチレンビス(シクロヘキサミン)	
34	4,4'-ジフルオロベンゾフェノン	
35	4-クロロ無水フタル酸	
36	4-ヒドロキシ安息香酸	
37	4-メチル-1-ペンテン	
38	L-酒石酸	
39	m-クレゾール	
40	N-ビニル-N-メチルアセトアミド	
41	n-ブチルアルデヒド	
42	N-メチロールメタクリルアミド	
43	o-クレゾール	
44	p-オキシ安息香酸イソプロピル	
45	p-オキシ安息香酸エチル	
46	p-オキシ安息香酸プロピル	
47	p-オキシ安息香酸メチル	
48	p-クミルフェノール	
49	p-クレゾール	
50	α -ピネン	
51	β -ピネン	
52	ε -カプロラクタム	
53	ω -ラウロラクタム	
54	アクリル酸	
55	アクリル酸-2-エチルヘキシル	
56	アクリル酸-2-ヒドロキシエチル	
57	アクリル酸ドデシル	
58	アクリル酸ブチル	
59	アクリル酸プロピル	
60	アクリル酸メチル	
61	アクリロニトリル	
62	アジピン酸	
63	アジピン酸ジビニル	
64	アジピン酸無水物	
65	アセチル酢酸	
66	アセチレン	
67	アセトン	
68	アゼライン酸無水物	

No	使用可能モノマー	特記事項
69	アビエチン酸	
70	アミノシクロヘキサン	
71	アミノドデカン酸	
72	亜リン酸	
73	安息香酸	
74	安息香酸エチル	
75	安息香酸プロピル	
76	安息香酸メチル	
77	イコサン酸	
78	イソフタル酸	
79	イソフタル酸ジクロリド	
80	イソフタル酸ジメチル	
81	イソブテン	
82	イソブチルアクリレート	
83	イソプレン	
84	イソペンタン	
85	イタコン酸	
86	エタノール	
87	エチルアクリレート	
88	エチレン	
89	エチレンオキサイド	
90	エチレングリコール	
91	エチレンジアミン四酢酸	
92	エテニルトリメトキシシラン	
93	エルカ酸	
94	エルカ酸アミド	
95	オクタデカンアミド	
96	オクタン酸	
97	オルソフタル酸	
98	ギ酸	
99	クエン酸	
100	グリセリン	
101	グルタル酸	
102	クロロトリフルオロエチレン	
103	コハク酸	
104	酢酸	
105	サルチル酸	

No	使用可能モノマー	特記事項
106	ジアミノジフェニルスルホン	
107	ジアリルフタレート	
108	ジエチレングリコール	
109	ジビニルベンゼン	
110	ジフェニルメタン-4,4'-ジイソシアネート	
111	ジプロピレングリコール	
112	ジペンタエリスリトール	
113	ジメチルスルホキサイド	
114	スチレン	
115	ステアリン酸	
116	セバシン酸	
117	セバシン酸無水物	
118	ソルビン酸	
119	デカン酸	
120	テトラエチレングリコール	
121	テトラフルオロエチレン	
122	テトラメチレンジアミン	
123	テレフタル酸	
124	テレフタル酸クロライド	
125	テレフタル酸ジメチル	
126	ドコサンアミド	
127	ドコサン酸	
128	ドデカン酸	
129	ドデカン二酸	
130	トリエタノールアミン	
131	トリエチレングリコール	
132	トリプロピレングリコール	
133	トリメチロールプロパン	
134	トリメット酸	
135	乳酸	
136	ネオペンチルグリコール	
137	ノナン二酸	
138	パーフルオロプロピルビニルエーテル	
139	パーフルオロメチルビニルエーテル	
140	ハイドロキノン	
141	パルミチン酸	
142	パルミチン酸ブチル	

No	使用可能モノマー	特記事項
143	パルミトレイン酸	
144	ピロリン酸	
145	フェノール	
146	ブタン	
147	ブタンジオールホルマール	
148	フッ化ビニリデン	
149	フマル酸	
150	プロパン-2-オール	
151	プロピオンアルデヒド	
152	プロピオン酸	
153	プロピオン酸ビニル	
154	プロピルアルコール	
155	プロピレン	
156	プロピレンオキシド	
157	ヘキサメチレンジアミン	
158	ヘキサン酸	
159	ヘプタン酸	
160	ベンジルアルコール	
161	ベンズアルデヒド	
162	ベンゾグアナミン	
163	ペンタエリスリトール	
164	ペンタン	
165	ホルムアルデヒド	
166	マレイン酸	
167	マロン酸	
168	マンニトール	
169	ミリスチン酸	
170	無水コハク酸	
171	無水酢酸	
172	メタクリルアミド	
173	メタクリル酸	
174	メタクリル酸-2-ヒドロキシエチル	
175	メタクリル酸n-ブチル	
176	メタクリル酸エチル	
177	メタクリル酸グリシジル	
178	メタクリル酸トリメチロールプロパノール	

No	使用可能モノマー	特記事項
179	メタクリル酸プロピル	
180	メタクリル酸メチル	
181	メタクリロニトリル	
182	メタノール	
183	メタリルスルホン酸ナトリウム	
184	メラミン	
185	ラウリン酸ビニル	
186	酪酸	
187	リノール酸	
188	リンゴ酸	
189	リン酸	
190	レゾルシノール	
191	レブリン酸	
192	安息香酸ブチル	
193	塩化カルボニル	
194	塩化ビニリデン	
195	塩化ビニル	
196	酢酸エチル	
197	酢酸ビニル	
198	酢酸ブチル	
199	炭酸ジフェニル	
200	乳酸ブチル	
201	尿素	
202	無水グルタル酸	
203	無水トリメット酸	
204	無水フタル酸	
205	無水プロピオン酸	
206	無水マレイン酸	
207	無水酪酸	
208	アクリルアミド	
209	クロトン酸	
210	スチレンスルホン酸	
211	エチレングリコールジメタクリレート	
212	アクリル酸2-ヒドロキシプロピル	
213	N-メチロールアクリルアミド	
214	メタクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル	

No	使用可能モノマー	特記事項
215	2-アクリルアミド-2-メチルプロパンスルホン酸	
216	ヘキサメチレンジイソシアネート	
217	1,2-ジクロロエタン	
218	トリス(ヒドロキシフェニル)エタン	
219	2,5-ジメチル-2,5-ビス(t-ブチルパーオキシ)ヘキサン	
220	3,3,4,4,5,5,6,6-ノナフルオロ-1-ヘキセン	
221	ヘキサフルオロプロピレン	
222	ペルフルオロ(エトキシエテン)	
223	2,3,3,3-テトラフルオロ-2-[1,1,2,3,3,3-ヘキサフルオロ-2-(1,1,2,2,3,3,3-ヘptaフルオロプロポキシ)プロポキシ]プロピル-N-[3-(トリエトキシシリル)プロピル]カルバミン酸	
224	m-キシリレンジアミン	
225	3-(アミノメチル)-3,5,5-トリメチルシクロヘキシルアミン	
226	アクリル酸ステアリル	
227	メタクリル酸アリル	
228	2-メタクリロイルオキシエチルホスファート	
229	[3-(メタクリロイルオキシ)プロピル]トリメトキシシラン	
230	エチレンジアミン	
231	4-ヒドロキシ-3,5-ジ-t-ブチルベンジルホスホン酸 ジエチル (ジエチル[3,5-ビス(1,1-ジメチルエチル)-4-ヒドロキシフェニル]メチル)ホスホネート)	
232	2,2-ビス(4-ヒドロキシフェニル)プロパン	
233	エピクロロヒドリン	
234	オルトケイ酸テトラメチル	
235	1,3-ビス[ジ(2,3-エポキシプロピル)アミノメチル]シクロヘキサン	
236	オルトケイ酸テトラエチル	
237	1,3-ジメチル-2-イミダゾリジノン	
238	ジメトキシメタン	
239	ポリエチレングリコールジメタクリラート	
240	2-オキソ-2-[[2-(2-オキソイミダゾリジン-1-イル)エチル]アミノ}エチル=メタクリラート	
241	リンモリブデン酸アンモニウム	
242	ジアリルマレエート	
243	1,6-ヘキサンジオールジアクリレート	
244	1,4-ブタンジオールジアクリレート	
245	メタクリル酸イソブチル	

No	使用可能モノマー	特記事項
246	メタクリル酸tert-ブチル	
247	アクリル酸イソプロピル	
248	メタクリル酸無水物	
249	アクリル酸tert-ブチル	
250	メタクリル酸フェニル	
251	アクリル酸ベンジル	
252	メタクリル酸ベンジル	
253	アクリル酸sec-ブチル	
254	メタクリル酸sec-ブチル	
255	メタクリル酸イソプロピル	
256	メタクリル酸3-スルホプロピル	
257	シクロヘキシル=メタクリレート	
258	オクチル=アクリレート	
259	2-フェノキシエチルメタクリレート	
260	ビスフェノールAジアクリレート	
261	ポリエチレングリコールジアクリレート	
262	トリメチロールプロパンジアリルエーテル	
263	トリメチロールプロパンモノアリルエーテル	
264	トリメチロールプロパントリアリルエーテル	
265	ジメタクリル酸1,3-ブチレングリコール	

別表第1 第2表案（添加剤等）

a 表中区分別使用制限の欄は、次に定めるとおりとする。

① 「-」は、使用不可であることを示す。

② 「*」は、使用量の制限がないことを示す。

b 特記事項欄における「#」の記号等は記載されていない。（「#」は食品安全基本法第11条第1項第3号に該当するものであることを示す予定）

※ 今後、物質名称の変更、物質の統合、記載順の変更等、整備を行う予定である。

	物質名	区分別使用制限（重量％）							特記事項
		区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	区分 7	
10	ホルムアルデヒド	1	1	1	1	1	1	1	
	乳酸（ナトリウム、カルシウム塩を含む）	1	0.5	0.5	5	0.05	0.05	0.001	塗布の場合、600mg/m ² 以下（区分2に限る）
	ソルビトール	6.5	0.5	6.5	1	0.001	0.5	－	
	アスコルビン酸（ナトリウム、カルシウム塩を含む）	1.6	0.3	0.5	5	0.3	0.3	0.3	
	2-ブromo-2-ニトロ-1,3-ブromanジオール	5	5	5	1	5	5	1	塗布の場合、1mg/m2以下（区分 2， 5， 6 及び 7 に限る）
	グリセロール	50	50	50	20	50	50	50	塗布の場合、22000mg/m2以下
	脂肪酸（C8-22）（ナトリウム、カリウム、マグネシウム、カルシウム、アルミニウム、アンモニウム塩を含む）	50	50	50	30	50	50	50	塗布の場合、36000mg/m ² 以下
	尿素	30	10	10	10	10	10	10	
	プロピレングリコール	20	50	20	20	20	20	20	塗布の場合、600mg/m2以下
	酢酸 D-α-トコフェリル	1.6	－	－	－	0.05	－	－	
	α-トコフェロール	2	2	2	5	1	1.5	0.5	
	2-メルカプトエタノール	－	－	0.2	－	－	－	－	
	エチレンジアミンテトラ酢酸（ナトリウム、カルシウム塩を含む）	2	2	3	1	1	1	1	
	酢酸（ナトリウム、カリウム、マグネシウム、カルシウムを含む）	5	5	5	5	5	5	5	塗布の場合、600mg/m2以下（ナトリウム塩に限る）
	エタノール	50	50	50	3	50	50	50	塗布の場合、600mg/m2以下
	ギ酸（ナトリウム塩を含む）	5	5	5	5	5	5	5	
	安息香酸（ナトリウム、カリウム、マグネシウム、カルシウム塩を含む）	5	1	1	3	1	1	0.1	塗布の場合、600mg/m2以下（ナトリウム塩に限る）
	メタノール	3	3	3	3	3	3	3	
	20	2-ブromanノール	3	3	3	3	3	3	3
アセトン		5	5	5	5	5	5	5	
サリチル酸		0.5	－	0.0002	－	－	－	0.0002	
4-メチルベンゼンスルホン酸アミド		5	－	0.3	－	－	－	－	
ブromanノール		0.001	－	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	
L-アルギニン		－	0.5	－	－	－	－	－	塗布の場合、600mg/m2以下（区分2に限る）
ト-ブromanノール		5	－	0.001	－	0.001	0.001	0.001	
2,2'-メチレンビス[6-(1-メチルシクロヘキシル)-4-メチルフェノール]		－	0.2	0.2	5	0.2	－	－	
アセチルクエン酸 トリエチル		5	－	0.005	30	0.005	－	－	
アセチルクエン酸 トリブチル		35	3	45	50	3	0.5	5	塗布の場合、15mg/m2以下（区分 1， 3 及び 7 に限る）
クエン酸（ナトリウム、カリウム、マグネシウム、カルシウム、アンモニウム塩、重合体を含む）		10	20	20	5	10	10	1	塗布の場合、600mg/m2以下
クエン酸 トリエチル		5	－	0.003	－	0.003	－	－	
クエン酸 トリブチル		0.5	－	0.5	30	－	－	－	
水酸化テトラエチルアンモニウム		－	－	－	－	－	－	0.002	
トリメチロールブromanパン		5	5	5	5	1	1	5	
トリエトキシビニルシラン		6	－	6	0.002	0.002	0.002	0.002	
ケイ酸のエチルエステル		30	30	30	30	30	30	30	
脂肪酸（C8-18）とトリメチロールブromanパンのエステル		1	3	3	3	3	3	0.003	
40		リン酸 トリエチル	0.5	－	0.05	－	－	－	0.05
	リン酸 トリス(2-エチルヘキシル)	0.5	－	－	－	－	－	－	
	2-ブromanノン	0.001	－	5	0.01	0.001	0.001	0.001	
	ブromanピオン酸（ナトリウム、カルシウム塩を含む）	0.001	－	－	1	0.001	－	－	
	グリコール酸	0.5	－	－	－	－	－	－	
	2,5-ジ-ト-アミルヒドロキノン	－	0.2	0.2	2	0.1	－	－	
	4,4'-ジヒドロキシ-2,2'-ジフェニルブromanパン	0.003	－	0.003	0.3	0.003	0.003	0.003	
	4-ト-アミルフェノール	－	－	－	－	0.005	－	－	
	4,4'-オキシビス(ベンゼンスルホニルヒドラジド)	－	0.002	0.5	0.5	0.002	0.002	－	
	メタクリル酸 メチル	5	5	50	0.02	0.02	0.02	0.02	
	フタル酸 ジシクロヘキシル	－	－	－	20	－	－	－	
	フタル酸 ジエチル	－	－	－	30	－	－	－	
	フタル酸 ジブチル	10	10	30	30	0.02	0.02	－	生肉に接触する製品または層には使用不可
	フタル酸 ジヘキシル	－	－	－	30	－	－	－	
	4,4'-ブromanチリデンビス(2-ト-ブチル-5-メチルフェノール)	0.6	1	1	2	0.3	0.5	0.3	
	フタル酸 ブチルベンジル	6	6	6	33	0.1	0.1	0.1	
	フタル酸 ブトキシカルボニルメチル ブチル	5	－	－	30	－	－	－	
	サリチル酸 4-ト-ブチルフェニル	1	1	1	30	1	1	1	
	酒石酸（ナトリウム、カリウム塩を含む）	5	1	1	5	1	1	1	
60	マンニトール	－	－	－	5	－	－	－	
	ビニルピロリドン	－	－	0.3	－	－	－	－	
	2-メチルベンゼンスルホン酸アミド	0.5	0.5	0.5	－	－	－	－	
	2,2'-メチレンビス(4-エチル-6-ト-ブチルフェノール)	1	1	1	2	1	1	－	
	4-ヒドロキシメチル-2,6-ジ-ト-ブチルフェノール	1	1	1	1	1	－	－	
	2-アミノ安息香酸アミド	－	－	－	－	－	－	0.05	
	無水ピロメリット酸	1	1	1	－	－	－	2	
	2-フェニルフェノール	－	－	0.003	－	0.003	0.003	0.003	
	(2-及び／または4-)フェニルフェノール	－	－	0.003	2	0.003	0.003	0.05	
	2,6-ジアミノ-4-フェニル-1,3,5-トリアジン	35	－	0.2	－	－	－	－	
	フェノチアジン	4	－	0.12	2	－	－	－	
	N,N-ビス(2-ヒドロキシエチル)脂肪酸アミド（C12-18）	50	3	3	0.5	3	0.8	0.8	塗布の場合、600mg/m2以下（区分 1， 2， 3， 5， 6 及び 7 に限る）
	4-ヒドロキシ安息香酸 ブロビル（ナトリウム塩を含む）	1	1	1	0.1	0.1	0.1	0.1	塗布の場合、600mg/m2以下
	4-ヒドロキシ安息香酸 ブチル	0.002	0.002	0.3	0.002	0.002	0.002	0.002	塗布の場合、600mg/m2以下
	N,N'-ビス(サリチリデン)-1,2-ブromanジアミン	－	－	－	2	－	－	－	
	N,N'-ビス(2-メチルフェニル)エチレンジアミン	－	－	－	2	－	－	－	

	物質名	区分別使用制限（重量％）							特記事項
		区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	区分 7	
80	1,2,3-ベンゾトリアゾール	5	0.001	0.2	0.001	0.001	0.001	0.001	
	2-メチルヒドロキノン	1	0.01	0.01	0.01	－	－	－	
	4,4'-チオビス(3-メチル-6- <i>t</i> -ブチルフェノール)	5	5	5	5	5	5	5	
	2,4-ジ- <i>t</i> -ブチルフェノール	－	－	0.01	－	0.01	0.01	0.01	
	リンゴ酸	10	10	10	1	－	－	－	
	4- <i>t</i> -ブチルカテコール	1	－	－	－	－	－	－	
	α -テルピネオール	－	－	0.5	－	－	－	－	
	4-ヒドロキシ安息香酸 メチル	1	1	1	0.1	0.1	0.1	0.1	塗布の場合、600mg/m2以下
	2-(ジエチルアミノ)エタノール	1.2	0.7	1.2	0.7	0.01	0.01	0.01	塗布の場合、23mg/m2以下（区分 1 及び 3 に限る）
	ベンジルアルコール	40	－	3	1	－	－	0.03	
	ベンズアルデヒド	－	－	－	1	－	－	－	
	ヘキサメチレンテトラミン	8	1	1	1	－	－	－	
	垂リン酸 トリフェニル	5	0.2	0.5	0.01	0.2	0.2	0.05	
	シアヌル酸 トリアリル	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	－	
	N,N'-ジフェニルチオ尿素	0.5	－	－	0.5	－	－	－	
	N,N,N',N'-テトラ(2-ヒドロキシプロピル)エチレンジアミン	－	0.15	0.15	－	－	－	－	
	2-(ジブチルアミノ)エタノール	0.3	－	0.02	－	－	－	0.006	
	4-(ベンジルオキシ)フェノール	－	－	－	2	－	－	－	
	アジピン酸 ジアルキル（C4-20）	50	50	50	40	5	5	0.03	塗布の場合、600mg/m2以下（区分 2， 3 及び 7 に限る）
	アゼライン酸 ビス(2-エチルヘキシル)	0.5	－	0.05	24	0.05	0.05	0.5	
90	N,N-ジメチルベンジルアミン	3	－	－	－	－	－	－	
	4-メチルベンゼンスルホン酸（カリウム塩を含む）	5	0.5	0.5	0.5	0.02	0.02	0.02	
	ケイ皮アルデヒド	－	－	－	1	－	－	－	
	脂肪酸一価アルコール（分岐 C8-18）	5.5	50	50	3	0.1	0.02	0.1	
	カプロラクタム	3	1	3	－	0.001	－	－	
	フマル酸 ジブチル（重合体を含む）	－	－	0.5	－	－	－	－	
	オクタン酸とトリエチレングリコールのジエステル	－	－	－	30	－	－	－	
	ステアリン酸とジエチレングリコールのエステル	－	－	－	0.5	－	－	－	
	12-ヒドロキシステアリン酸（ナトリウム、マグネシウム、カルシウム、アルミニウム塩、重合体、重合体のステアリン酸エステルを含む）	10	5	5	3	2	2	0.5	
	エポキシステアリン酸 アルキル（C8）	2	2	2	30	1	1.5	－	
	メタクリル酸 グリシジル	2	2	2	2	2	2	2	100℃を超えて食品に接触する製品または層には使用不可
	炭化水素（飽和 C2-7）（環式炭化水素を含む）	12	10	10	0.5	35	35	10	塗布の場合、600mg/m2以下（区分 3 に限る）
	エチレングリコール	2	2	20	0.5	0.2	0.3	0.2	
	2,4-ジヒドロキシ-2-メチルペンタン	5	1	1	1	1	1	1	
	3,5-ジメチル-1-ヘキシ-3-オール	0.5	－	－	－	－	－	－	
	リン酸（モノ-またはジ-）ブチル（カリウム塩を含む）	2	－	0.5	0.001	0.001	0.001	0.001	
	1,3-ブタンジオール	－	－	－	1	－	－	－	
	1-メトキシ-2-プロパノール	5	5	10	5	5	5	5	
	2-(ジメチルアミノ)エタノール	10	10	10	10	－	2	0.03	
100	メチルイソブチルケトン	1	－	1	0.001	0.001	0.001	0.001	
	無水酢酸	5	0.05	0.05	－	－	－	－	
	無水マレイン酸	1	1	1	3	0.05	0.05	1	
	酢酸 1-メトキシ-2-プロピル	20	1	20	－	－	0.01	－	
	1,3,5-トリメチルベンゼン	1.6	－	－	0.1	－	－	－	
	メラミン	1.5	－	0.01	－	－	0.1	0.01	
	トルエン	0.1	0.2	10	0.02	0.2	0.2	0.001	
	N,N-メチレンビス(ステアリン酸アミド)	0.05	0.5	0.5	－	－	－	－	
	アゼライン酸 ジヘキシル	－	0.5	0.5	24	0.05	－	－	
	セバシン酸 ジブチル	5	0.5	12	35	0.5	－	－	
	2-(メチルアミノ)エタノール	－	－	0.01	0.001	0.001	0.001	0.001	
	テトラヒドロフラン	－	0.001	6	0.01	0.001	0.001	－	
	コハク酸（ナトリウム塩を含む）	1.6	10	10	5	10	10	0.001	
	フマル酸	10	10	10	10	10	10	10	
	N-オレオイルサルコシン	0.15	－	－	－	－	－	－	
	脂肪酸（飽和 C12-22）と脂肪酸一価アルコール（分岐 飽和 C3-18）のエステル	20	0.05	3	30	2	2	2.5	塗布の場合、20mg/m2以下（区分 1， 2， 3、4 及び 7 に限る）
	N,N'-エチレンビス脂肪酸アミド（C8-22）	50	3	50	5	3	2	1.5	
	ソルビン酸（ナトリウム、カリウム、カルシウム塩を含む）	2	2	2	1	2	2	1	塗布の場合、600mg/m2以下
	1,4-ブタンジオール	1	1	1	1	1	1	1	
	シクロアルカン（C5-7）	50	50	50	10	50	50	－	
110	ジプロピレングリコール	5	2	5	2	0.001	0.001	0.01	塗布の場合、2000mg/m2以下
	3,3'-チオジプロピオン酸	0.001	0.001	0.001	1	0.001	0.001	0.001	
	ジエタノールアミン	1	1	1	－	0.5	0.5	0.125	塗布の場合、110mg/m2以下(区分 1 及び 4 を除く)
	2-アリルオキシエタノール	－	－	0.3	－	－	－	－	厚さ0.3mmを超える製品または層には使用不可
	ジエチレングリコール	10	10	10	10	10	10	10	塗布の場合、0.1mg/m2以下
	炭化水素（飽和 C8-18）	5	10	10	2	3	3	0.2	塗布の場合、50mg/m ² 以下（区分1,3,7に限る）
	2-ブトキシエタノール	5	5	5	0.001	0.001	0.001	0.15	
	ジエチレングリコールのモノメチルエーテル	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	
	脂肪酸（不飽和 C16，18）と脂肪酸一価アルコール（分岐 飽和 C3-18）のエステル	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	
	トリエチレンテトラミン	－	－	0.001	－	0.001	－	－	
	トリエチレングリコール	10	10	10	10	10	10	10	
	脂肪酸（不飽和 C4-22）と脂肪酸一価アルコール（直鎖 C1-18）のエステル	5	5	5	30	5	5	5	
	リノール酸 メチル	－	－	0.03	－	0.03	0.03	0.03	
	脂肪酸一価アルコール（直鎖 飽和 C8-24）	50	50	50	3	50	50	0.5	塗布の場合、600mg/m2以下
	1-オクタデセン	－	－	0.005	－	0.005	0.005	0.005	
	ペンタエリスリトール	3	3	3	0.4	3	3	－	
	ビスフェノールAと2-プロパノールのジエーテル	－	－	0.5	－	－	－	－	
	フタル酸 ビス(2-エチルヘキシル)	5	30	30	50	30	30	30	油脂および脂肪性食品に接触する製品または層には使用不可
	フタル酸 ジオクチル	30	2	30	50	0.05	0.05	0.05	
	サリチル酸 フェニル	1	－	1	1	－	－	1	
150	4,4'-メチレンビス(2,6-ジ- <i>t</i> -ブチルフェノール)	0.5	0.5	0.5	－	0.5	－	－	
	フタル酸 ジトリデシル	－	－	0.05	－	－	－	－	
	フタル酸 オクチルデシル	－	－	－	30	－	－	－	

	物質名	区分別使用制限（重量％）							特記事項
		区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	区分 7	
160	サリチル酸 メチル	0.4	－	0.4	0.4	－	－	－	
	2,2'-メチレンビス(4-メチル-6-ｵｰﾌﾞﾁﾙﾌｴﾈｰﾙ)	1	2	2	2	0.1	0.1	－	
	2-ﾋﾄﾞﾛｷｼ-2-ﾌｴﾆﾙｱｾﾄﾌｴﾉﾝ	0.5	0.5	0.5	0.002	0.002	0.002	0.002	
	ﾍﾞﾝｿﾌｴﾉﾝ	1	1	5	－	－	－	－	
	4-ﾋﾄﾞﾛｷｼｱﾅｷｻﾞﾐﾝ ｴﾁﾙ (ﾅﾄﾘｳﾑ塩を含む)	1	0.002	1	1	0.002	0.002	0.002	塗布の場合、600mg/m2以下
	ﾊﾞﾆﾘﾝ	－	－	－	0.1	－	－	－	
	没食子酸 アルキル（直鎖 C3, 8, 12）	1.6	0.001	0.001	5	0.001	－	－	
	ﾄﾘｲｿﾌﾞﾛﾊﾟﾅｰﾙｱﾐﾝ	10	10	10	1	4	1	1	100℃を超えて食品に接触する厚さ0.1mmを超える製品または層には使用不可
	セバシン酸 ジアルキル（C8）	15	15	15	30	15	15	15	塗布の場合、600mg/m ² 以下（区分1,2,3,4,7に限る）
	3,3'-ﾁｵｼﾞﾌﾞﾛﾋﾞｵﾝ酸 ジアルキル（直鎖 C16-22）	5	5	10	30	5	5	5	
170	ｱｿｼｶｰﾎﾞﾝｱﾐﾄﾞ	5	5	5	2	5	2	－	
	脂肪酸（C2-24）とグリセロールまたはジグリセロールのエステル	50	50	50	30	10	50	50	塗布の場合、600mg/m2以下
	脂肪酸（飽和 C4-22）と脂肪族一価アルコール（直鎖 C1-18）のエステル	50	5	50	40	5	5	50	塗布の場合、25mg/m ² 以下（区分1,2,3,4,7に限る）
	ｱｼﾞﾋﾟﾝ酸	1	－	1.2	0.2	0.001	0.1	－	
	脂肪酸アミド（C8-22）	50	8	50	6	8	10.5	50	
	二酸化炭素	*	*	*	*	*	*	*	
	ﾘﾝ酸 トﾘﾌﾁﾙ	1	0.01	0.5	0.01	－	－	－	
	2,4,7,9-ﾃﾄﾗﾒﾁﾙ-5-ﾃﾞｼﾝ-4,7-ｼｵｰﾙ	5	5	5	0.5	－	－	－	塗布の場合、600mg/m2以下（区分3に限る）
	2-ｽﾙﾎｺﾊﾞｸ酸 (ﾓﾉ-またはｼ-) アルキル（C4-16）のナトリウム塩	3	5	5	3	3	3	1	塗布の場合、600mg/m2以下
	2,6-ｼ-ﾵ-ﾌﾞﾁﾙ-4-ﾒﾁﾙﾌｴﾈｰﾙ	5	5	5	5	5	5	5	塗布の場合、1mg/m2以下（区分1及び7に限る）、5mg/m2以下（区分2及び3に限る）
180	ｻｯｶﾘﾝ (ﾅﾄﾘｳﾑ塩を含む)	－	－	0.1	－	－	0.02	0.1	
	2,2'-ｼﾋﾄﾞﾛｷｼ-4-ﾓﾄｷｼﾍﾞﾝｿﾌｴﾉﾝ	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	
	2-ﾋﾄﾞﾛｷｼ-4-ﾓﾄｷｼﾍﾞﾝｿﾌｴﾉﾝ	0.5	0.3	0.3	0.5	0.3	－	0.3	
	ｼﾞﾌﾁﾙｼﾁｵｶﾙﾊﾞﾐﾝ酸の亜鉛塩	5	5	5	5	5	5	5	
	脂肪酸（C8-22）の亜鉛塩	15	15	15	15	15	15	15	塗布の場合、120mg/m2以下
	N-ｱｼﾙｻﾙｺｼﾞﾝ酸（C8-18）（ナトリウム塩を含む）	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	
	12-ﾋﾄﾞﾛｷｼｽﾃｱﾘﾝ酸のグリセリルエステル	5	5	5	5	5	5	5	
	硫酸 アルキル（C8-22）（ナトリウム、カリウム、アンモニウム塩を含む）	50	50	50	3	1.1	1.1	50	塗布の場合、600mg/m2以下
	アセチルリシノール酸 メチル	－	8	8	30	8	－	－	厚さ0.1mmを超える製品または層には使用不可（区分 4 を除く）
	アセチルリシノール酸 ブチル	－	－	－	30	－	－	－	
190	ﾌﾏﾙ酸 ｳﾞｽ(2-ｴﾁﾙﾍｷｼﾙ)	3	3	3	－	0.03	0.03	0.03	
	2-ｱﾐﾉｴﾀﾅｰﾙ	0.6	0.6	1.25	0.3	0.3	0.3	0.3	油脂および脂肪性食品に接触する製品または層には使用不可
	マロン酸	0.5	－	－	－	－	－	－	
	アセト酢酸 エチル（カルシウム塩を含む）	1	－	－	1	－	－	－	
	酢酸の銅塩	－	－	0.1	－	－	－	－	
	アセチルクエン酸 トリス(2-エチルヘキシル)	－	－	－	30	－	－	－	
	2-ﾎｰﾄﾞ酢酸アミド	－	0.0005	0.001	－	0.001	0.001	0.001	
	炭酸（ナトリウム、カリウム、マグネシウム、カルシウム、アルミニウム、アンモニウム塩を含む）	50	50	50	50	50	50	50	塗布の場合、600mg/m2以下（ナトリウム塩に限る）
	チアベンダゾール	0.13	0.13	0.5	0.13	0.13	0.13	0.13	塗布の場合、13mg/m2以下
	N,N'-ｼﾞﾌｴﾆﾙｴﾁﾚﾝｼﾞｱﾐﾝ	－	－	－	2	－	－	－	
200	4-ﾓﾄｷｼﾌｴﾈｰﾙ	1	0.015	1	0.1	0.01	0.01	0.01	
	2-ﾒﾙｶﾌﾄﾍﾞﾝｿﾞﾁｱｿｰﾙの亜鉛塩	0.2	－	－	－	－	－	－	
	1,2,4-ﾄﾘｱｿｰﾙ	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	塗布の場合、1mg/m2以下（区分1， 4， 5 及び6に限る）
	グルコン酸のカルシウム塩	0.002	0.002	0.5	1	0.002	0.002	0.002	
	リルン酸 メチル	－	－	0.03	－	0.03	0.03	0.03	
	オレイン酸アミド	50	3	50	5	3	2	50	
	2-ｴﾁﾙﾍｷｻﾝ酸のｽｽ塩	5	0.1	0.1	0.1	－	－	－	
	炭化ケイ素	0.01	－	29	－	－	－	－	厚さ0.1mmを超える製品または層には使用不可
	シアノグアニジン	1	－	5	－	－	－	－	
	1,4-ﾋﾞｽ(3,4-ｼﾋﾄﾞﾛｷｼﾌｴﾆﾙ)-2,3-ｼﾒﾁﾙﾌﾀﾝ	－	－	0.01	0.01	0.01	－	－	
210	18-ﾍﾞﾝﾀﾄﾘｱｺﾝﾀﾉﾝ	－	－	0.05	－	0.05	0.05	0.05	
	脂肪族一価アルコール（直鎖 不飽和 C8-18）	1	3	3.2	3	3	3	0.5	塗布の場合、600mg/m2以下
	モンタン酸（ナトリウム、カルシウム塩を含む）	10	5	5	5	5	5	5	
	リン酸 トリメチル	0.1	0.1	0.1	－	0.001	0.001	0.05	
	デヒドロ酢酸（ナトリウム塩を含む）	2	2	2	2	2	2	2	塗布の場合、600mg/m2以下
	チオシアン酸のナトリウム塩	－	－	0.2	－	－	－	－	
	2,2,4,4,6,6,8,8,10,10-ﾃｶﾒﾁﾙｼｸﾛﾍﾞﾝﾀｼｵｷｻﾝ	5	5	5	0.6	2	2	0.005	
	アセチル酢酸	－	－	－	0.1	－	－	－	
	1,3-ｼｸﾛﾍﾞﾝﾀｼﾞｴﾝ	－	－	0.001	－	0.001	－	－	
	安息香酸のリチウム塩	－	－	－	－	－	0.4	－	
220	安息香酸の亜鉛塩	－	－	－	1	－	－	－	
	炭酸のリチウム塩	30	30	30	0.33	30	30	－	
	2,2,4,4,6,6,8,8-ｵｸﾀﾒﾁﾙｼｸﾛﾃﾄﾗｼｵｷｻﾝ	5	2	2	0.6	2	2	0.003	
	酢酸の亜鉛塩	0.5	0.05	0.05	0.001	0.001	0.001	0.0036	
	マルチトール	－	－	－	1	－	－	－	
	テルピレン	－	0.5	0.5	－	－	－	－	
	sec-ﾌﾞﾁﾙﾘﾁｳﾑ	－	0.15	－	－	－	－	－	
	トリフェニルホスフィン	2	2	2	2	－	－	－	
	トリフェニルアンチモン	1	－	－	－	－	－	－	
	ケイ皮酸	－	－	－	1.5	－	－	－	
	ジグリセロール	－	－	0.001	－	0.001	0.001	0.001	
	1-ﾍｷｻﾃﾞｾﾝ	－	－	0.02	－	0.02	0.02	0.02	
	酢酸のマンガン塩	－	－	0.001	－	0.001	0.001	0.1	
	2-ﾒﾁﾙｲﾐﾀﾞｿｰﾙ	3	－	－	－	－	－	－	
	イソシアヌル酸 トリス(2-ヒドロキシエチル)	－	－	－	2	－	－	－	
	2-ｵｷｿ-2-ｴﾄｷｼｴﾁﾙﾎｽｵﾝ酸 ｼｴﾁﾙ	0.14	－	0.07	－	－	－	0.07	

	物質名	区分別使用制限（重量％）							特記事項
		区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	区分 7	
230	グリセロリン酸のマグネシウムまたはカルシウム塩	0.001	0.001	0.001	1	0.001	0.001	0.001	
	2-フェニルインドール	－	－	－	1	－	－	－	
	2,2,5,7,8-ペンタメチル-6-クロマノール	－	－	－	－	0.008	－	－	100℃を超えて食品に接触する製品または層には使用不可
	4-ヒドロキシ-3,5-ジ- <i>t</i> -ブチルベンジルホスホン酸 ジエチル	－	－	0.2	－	－	－	0.2	
	2,4-ビス(オクチルチオ)-6-(4-ヒドロキシ-3,5-ジ- <i>t</i> -ブチルアニリノ)-1,3,5-トリアジン	0.5	0.5	0.5	1	0.05	0.3	0.05	
	マレイン酸 ジアリル	0.5	－	－	－	－	－	－	
	1,1,1,3,3,3-ヘキサメチルジシラザン	1	1	1	－	－	－	－	
	アジピン酸 ジヒドРАЗド	－	－	1.5	－	0.001	0.001	0.001	
	メタクリル酸と1,3-ブチレングリコールのジエステル	0.3	0.3	0.5	0.3	0.3	0.3	0.3	
	リン酸 ジフェニル 2-エチルヘキシル	5	－	5	35	0.05	－	－	塗布の場合、200mg/m2以下（区分3に限る）
240	ベントナイト	50	30	35	30	0.5	0.5	0.5	
	水酸化カルシウム	30	30	30	5	30	30	0.01	
	酸化カルシウム	50	50	50	50	50	50	50	
	水酸燐灰石（ヒドロキシアパタイト）	5	5	5	5	5	5	5	
	酸化セリウム	0.78	0.78	0.78	0.78	0.78	0.78	－	
	酸化クロム	30	30	30	30	30	30	30	
	シェンナ（生シェンナも含む）	30	30	30	30	30	30	30	
	酸化鉄	30	30	30	30	30	30	30	
	水酸化マグネシウム	30	30	30	30	30	30	－	
	酸化マグネシウム	30	30	30	30	30	30	30	
240	酸化アンチモン	30	30	30	30	30	30	30	
	水酸化カリウム	5	10	10	5	10	10	5	
	水酸化ナトリウム	10	10	10	5	10	10	10	
	酸化ニオブ	30	30	30	30	30	30	30	
	酸化ニッケル	30	30	30	30	30	30	30	
	酸化亜鉛	50	30	30	5	30	30	30	
	酸化ジルコニウム	－	－	－	－	－	0.01	0.01	
	硫化亜鉛	10	30	10	10	10	10	10	
	硫化モリブデン（IV）	3	－	－	－	－	－	－	
	酸化マンガン	40	40	40	30	30	30	30	
260	酸化銅（2+）	0.01	－	－	－	－	－	－	
	石灰石	50	30	35	30	50	50	30	
	沸石（ゼオライト）	30	30	30	30	30	30	30	
	陶土（カオリン）	50	40	40	40	40	40	40	
	クエン酸のイソプロピルエステル	5	－	10	－	0.001	－	－	
	ケイ酸（ナトリウム、カリウム、マグネシウム、カルシウム、アルミニウム、鉄塩を含む）	50	50	50	30	50	50	50	
	リン酸 トリトリル	1	－	0.5	－	－	－	－	
	オレイン酸とプロピレングリコールのモノエステル	10	10	10	10	10	10	10	塗布の場合、600mg/m2以下
	垂リン酸とノニルフェノールのエステル	1.2	1.2	1	5	0.3	0.3	－	
	炭素（炭素繊維を除く）	25	30	35	30	10	10	10	トルエン抽出物：0.1%以下 ベンゾ[a]ピレン含有量：0.25 mg/kg以下
270	水酸化アンモニウム	2	5	5	5	1	1	1	
	ナフテン酸のマンガン塩	3	－	－	－	－	－	－	
	クエン酸のステアрилエステル	50	50	50	30	50	50	50	
	ステアリン酸及び乳酸のグリセリルエステル	－	－	－	0.5	－	－	－	
	ナフテン酸（マグネシウム、カルシウム塩を含む）	3	0.5	0.5	1	0.001	0.001	0.001	
	脂肪酸（飽和 C8-22）とソルピタンのエステル	50	50	50	30	50	50	3	塗布の場合、600mg/m2以下
	脂肪酸（不飽和 C8-22）とソルピタンの（モノ、ジ、トリ）エステル	50	50	50	5	50	50	5	塗布の場合、1000mg/m2以下
	酸化アルミニウム	50	30	30	30	30	30	30	塗布の場合、600mg/m2以下
	脂肪酸スルホン酸（C8-22）（ナトリウム、カリウム、アンモニウム塩を含む）	50	50	50	3	3	3	3	塗布の場合、120mg/m2以下
	1,3,5-トリメチル-2,4,6-トリス(4-ヒドロキシ-3,5-ジ- <i>t</i> -ブチルベンジル)ベンゼン	1.5	1.5	1.5	1	0.5	0.5	0.5	
280	N-(3-トリメトキシシリルプロピル)エチレンジアミン	20	20	20	10	20	20	10	塗布の場合、0.2mg/m2以下（区分3に限る）
	2,2'-(トリアゼン-1,3-ジイルジ-4,1'-フェニレン)ビス(6-メチル-7-ベンゾチアゾールスルホン酸)のジナトリウム塩	0.05	0.05	0.05	－	0.05	0.05	0.05	100℃を超えて食品に接触する製品または層には使用不可
	1,1,3-トリス(4-ヒドロキシ-5- <i>t</i> -ブチル-2-メチルフェニル)ブタン	0.2	0.3	0.25	0.25	0.1	0.2	0.05	
	2-ヒドロキシ-4-オクチルオキシベンゾフェノン	1	0.5	1	0.5	0.5	0.5	0.5	
	オレイン酸のスズ（2+）塩	－	－	－	1	－	－	－	
	<i>t</i> -ブチルヒドロキノン	1	－	0.3	1	－	－	－	
	3-(4-ヒドロキシ-3,5-ジ- <i>t</i> -ブチルフェニル)プロピオン酸 ステアрил	2.5	6	2.5	2.5	6	2.5	2.5	
	N-アルキル 3-(4-ヒドロキシ-3,5-ジ- <i>t</i> -ブチルフェニル)プロピオン酸アミド（直鎖 C16-18）	－	0.5	－	－	0.5	0.5	－	
	2-(ステアリルオキシ)エタノール	－	－	0.03	－	0.03	0.03	0.03	
	メタンスルホン酸のナトリウム塩	－	－	0.001	－	0.01	0.01	0.001	
290	2-(2'-ヒドロキシ-5'-メチルフェニル)ベンゾトリアゾール	5	5	10	5	5	5	5	
	アクリル酸 4-ヒドロキシブチル	－	－	0.3	－	－	－	－	
	ジステアрил ジスルフィド	－	1	1	－	1	0.5	－	
	セバシン酸 ビス(2,2,6,6-テトラメチル-ピペリジンオキシ)	0.04	0.04	1	－	－	－	－	塗布の場合、1mg/m2以下
	1,2-ベンゾイソチアゾロン	1	2	1	0.2	1	1	1	塗布の場合、5mg/m2以下
	2,6-ジ- <i>t</i> -ブチル-4-フェニルフェノール	－	－	－	2	－	－	－	
	N,N-ジメチルアクリルアミド	－	－	0.3	－	－	－	－	
	N-メチルイソチアゾロン（塩酸塩を含む）	1	1	1	1	1	1	1	塗布の場合、5mg/m2以下
	2-[4,6-ビス(2,4-ジメチルフェニル)-1,3,5-トリアジン-2-イル]-5-オクチルオキシフェノール	－	0.3	0.3	－	0.3	0.3	－	油脂および脂肪性食品に接触する製品または層には使用不可 100℃を超えて食品に接触する製品または層には使用不可
	1-ヒドロキシエチルデンジホスホン酸	1.6	－	0.2	－	0.001	0.001	0.001	
300	3-アミノメチル-3,5,5-トリメチルシクロヘキシルアミン	0.5	0.5	0.5	－	－	－	－	
	ジアセトニルアクリルアミド	－	－	0.5	－	－	－	－	
	3-(2-アミノエチルアミノ)プロピル ジメトキシメチルシラン	－	－	0.001	－	0.001	0.001	0.4	
	垂リン酸 トリ라우リル	0.5	0.5	0.5	1	－	－	－	

	物質名	区分別使用制限（重量％）							特記事項
		区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	区分 7	
310	亜硝酸 ジシクロヘキシルアミン	1.6	－	0.003	－	0.003	－	－	塗布の場合、200mg/m2以下（区分2, 3及び5を除く）
	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノール	10	10	10	5	－	0.3	－	
	2-ヒドロキシ-4-ヘキシルオキシベンゾフェノン	0.5	－	－	－	－	－	－	
	亜リン酸とビスフェノールA及び脂肪族一価アルコール（飽和 C12-15）のエステル	－	1	1	1	－	－	－	
	炭酸の亜鉛塩	30	30	30	1	30	30	0.01	
	トリ(アクリル酸) ペンタエリスリチル	－	－	0.5	－	－	－	－	
	ジラウリン酸 ジオクチルスズ	0.5	0.5	0.5	1.5	0.2	－	－	
	フタル酸 ジヘプチル	－	－	－	30	－	－	－	
	ホスホン酸 ビス(2-エチルヘキシル)	1	－	0.5	－	－	－	－	
	オレイン酸 オレイル	1	－	1	－	1	1	1.5	
	ジ亜リン酸 ジステアрил ペンタエリスリチル	1.5	0.25	1.5	1	0.25	0.25	1.5	
	2-(2'-ヒドロキシ-3',5'-ジ- <i>tert</i> -ブチルフェニル)-5-クロロベンゾトリアゾール	1	1	1	0.5	－	－	1	
	2-(2'-ヒドロキシ-3'- <i>tert</i> -ブチル-5'-メチルフェニル)-5-クロロベンゾトリアゾール	1	1	0.5	0.5	0.5	0.5	0.45	
	5-スルホイソフタル酸 ジメチルのナトリウムまたはカリウム塩	5	－	2	0.5	－	－	－	
	リノール酸アミド	－	－	0.03	－	0.03	－	－	
320	2,6-ジ- <i>tert</i> -ブチル-4-エチルフェノール	0.2	0.1	0.1	－	0.1	0.1	－	酒類に接触する製品または層には使用不可
	4-ヒドロキシ-3,5-ジ- <i>tert</i> -ブチル安息香酸 2,4-ジ- <i>tert</i> -ブチルフェニル	1	0.3	0.3	－	0.3	0.5	－	油脂および脂肪性食品に接触する製品または層には使用不可
	N-カルボキシメチル-N,N-ジメチル-3-(オキシドデシルアミノ)プロパンアモニウム	－	－	0.002	－	0.002	0.002	0.002	
	3-トリメキシシリル-1-プロパンチオール	10	10	10	3	3	3	3	
	硫酸 モノエチルのテトラエチルアンモニウム塩	－	－	0.001	－	0.001	0.001	0.001	
	ヘキサヒドロ-1,3,5-トリス(2-ヒドロキシエチル)-1,3,5-トリアジン	－	－	0.002	－	－	－	－	
	オクチルホスホン酸	－	－	－	－	0.003	0.003	0.003	油脂および脂肪性食品に接触する製品または層には使用不可
	4-(2-ベンゾキサゾイル)-4'-(5-メチル-2-ベンゾキサゾイル)スチルベン	0.05	0.03	0.05	0.05	0.03	0.03	1	
	リシノール酸のナトリウム、マグネシウムまたはカルシウム塩（重合体を含む）	0.5	0.5	10	3	0.5	0.5	0.5	塗布の場合、600mg/m2以下（区分1, 2, 3, 5, 6及び7に限る） 酸性食品、酒類に接触する製品または層には使用不可（区分4を除く） 70℃を超えて食品に接触する製品または層には使用不可（区分4を除く）
	ステアロイル乳酸のカルシウム塩	0.2	5	5	0.5	5	5	－	
330	ステアリン酸とジプロピレングリコールのジエステル	－	－	－	5	－	－	－	
	2-シアノ-3,3-ジフェニルアクリル酸 2-エチルヘキシル	－	－	－	－	－	－	0.5	
	(2-ベンゾチアゾリルチオ)酢酸	－	－	0.002	－	0.002	0.002	0.002	
	メチレンジチオシアネート	0.2	0.2	0.2	－	－	－	0.002	
	エリソルビン酸のナトリウム塩	0.001	0.001	1.8	5	0.001	0.001	0.001	
	テレフタル酸 ビス(2-エチルヘキシル)	－	－	－	43	－	－	－	
	ビス(2-モルホリノエチル)エーテル	－	－	0.5	－	－	－	－	
	1,8-ジアザビシクロ[5.4.0]-7-ウンデセン	－	－	0.3	－	－	－	－	
	テトラキス[3-(4-ヒドロキシ-3,5-ジ- <i>tert</i> -ブチルフェニル)プロピオン酸] ペンタエリスリチル	5	50	50	5	50	50	5	
	オクタン酸のコバルト塩	3	－	－	－	－	－	0.05	
340	イソブチル酸と2,2,4-トリメチル-1,3-ペンタンジオールのエステル	20	－	20	15	－	－	－	
	ステアリン酸のスズ（2+）塩	5	－	－	1	－	－	－	塗布の場合、1mg/m2以下（区分1に限る）
	2,5-ビス(5'- <i>tert</i> -ブチル-2-ベンゾオキサゾリル)チオフェン	1	1	1	0.05	0.05	0.05	0.03	酒類に接触する製品または層には使用不可（区分3に限る）
	グリシジル 2-フェニルフェニル エーテル	5	1	1	30	1	1.5	1.5	
	4,5-エポキシシクロヘキサン-1,2-ジカルボン酸 ジオクチル	－	－	－	34	－	－	－	
	ピロリン酸（ナトリウム、カリウム、マグネシウム、カルシウム塩を含む）	5	5	5	5	5	5	5	
	アルミニウム	30	30	30	30	30	30	30	
	鉄	9.8	30	30	30	30	30	8.513	
	ニッケル	1.6	5	5	－	－	－	－	
	銀	30	30	30	30	30	30	30	
350	スズ	5	－	－	－	－	－	－	
	炭素繊維	50	30	30	30	30	30	30	
	活性炭	3	－	0.001	1	0.001	0.001	0.001	
	クロム	1.44	－	0.01	－	－	－	1.25	
	銅	30	30	30	30	30	30	30	
	硫酸の亜鉛塩	30	－	0.15	－	－	－	－	
	塩化カリウム	0.5	－	－	－	－	－	－	
	硫酸のナトリウム、マグネシウム、カリウム、カルシウム、アルミニウム、鉄、アンモニウム塩	50	30	30	30	30	30	30	塗布の場合、600mg/m2以下
	(α-, β-, γ-) シクロデキストリン	3	3	3	5	0.01	0.01	0.01	塗布の場合、600mg/m2以下
	12-ヒドロキシステアリン酸のリチウム塩	0.5	0.5	0.5	1	0.5	0.5	－	
360	酸化ケイ素（シリカ、シリカゲルを含む）	50	50	50	50	50	50	50	塗布の場合、600mg/m2以下
	亜硫酸のモノまたはジナトリウム塩	30	30	30	30	30	30	30	
	硝酸のナトリウムまたはマグネシウム塩	1.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
	亜硝酸のナトリウム塩	5	5	5	0.1	0.1	0.1	0.1	
	塩酸	1	3	3	3	1	1	1	
	チオグリコール酸 2-エチルヘキシル	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	－	
	硫酸	1	1	1	1	1	1	1	
	ヨウ化カリウム	－	－	1	－	－	－	－	
	次亜塩素酸のナトリウム塩	－	－	10	－	0.5	0.5	0.5	
	ホスフィン酸（ナトリウム塩を含む）	1.6	1	1	0.2	1	1	0.2	塗布の場合、2mg/m2以下（区分2, 4, 5, 6及び7に限る）
30	ピロ亜硫酸のナトリウム塩	5	5	5	5	5	5	5	
	ヨウ化銅（1+）	0.01	0.01	0.05	0.01	0.01	0.01	0.01	
	オキシ塩化ジルコニウム	－	－	0.01	－	0.01	0.01	0.01	
	リン酸（ナトリウム、カリウム、マグネシウム、カルシウム、アルミニウム、鉄、アンモニウム塩を含む）	10	5	5	5	5	5	5	塗布の場合、20mg/m2（区分2, 5, 6及び7に限る）
	硫酸のバリウム塩	50	50	50	50	50	50	50	
	水（化合物の水和物も含む）	*	*	*	*	*	*	*	
	臭化カリウム	－	－	0.13	－	－	－	－	油脂および脂肪性食品に接触する製品または層には使用不可
	ポリリン酸（ナトリウム、アルミニウム塩を含む）	1	1	1	1	1	1	1	

	物質名	区分別使用制限（重量％）							特記事項
		区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	区分 7	
380	硫酸の銅（2+）塩	1.6	1	1	0.5	1	1	0.001	
	チオ硫酸のナトリウム塩	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	
	塩化マンガン	1.6	－	0.01	1	0.01	－	－	
	塩素酸のナトリウム塩	－	－	0.01	－	－	－	－	
390	リン酸の亜鉛または二水素亜鉛塩	10	5	5	5	5	5	5	
	ダイヤモンド	5	－	－	－	－	－	－	
	フッ化マグネシウム	5	5	5	－	－	－	－	
	硫酸のマンガン塩	1.6	－	1	－	－	－	－	
	2,2'-メチレンビス(4-メチル-6-ノルフェノール)	－	－	2	2	－	－	－	
	2,6-ビス(2-ヒドロキシ-3-ノニル-5-メチルフェニル)-4-メチルフェノール	－	2	2	2	－	－	－	
	塩化マグネシウム	1	1	1	1	1	1	1	塗布の場合、600mg/m2以下
	木ロウ	0.5	－	－	2	－	－	－	
	レシチン	5	10	5	5	10	0.05	10	塗布の場合、50mg/m2以下
	モンタンワックス	5	3	5	5	3	10	10	紫外線吸光度(光路長1cm当たりの最高吸光度) ultraviolet absorbance (Max absorbance / 1cm path length) 280～289nm 0.15 290～299nm 0.12 300～359nm 0.08 360～400nm 0.02
400	キャンデリラロウ	5	－	5	3	－	－	0.5	
	ミツロウ	5	5	5	5	－	－	5	
	エポキシ化処理された大豆油	50	10	50	50	0.5	1.5	1	
	カルナバロウ	10	10	20	10	5	5	5	塗布の場合、100mg/m2以下（区分 1 及び 7 に限る）、 1000mg/m2以下（区分 3 に限る）
	エポキシ化処理されたアミノ油	30	30	30	30	1	1.5	1	
	エポキシ化処理されたサフラワー油	－	－	0.1	30	0.1	－	－	
	米ぬかロウ	5	1	1	1	1	1	5	
	水素化処理されたロジンまたはロジン酸のメチルエステル	50	50	50	50	50	50	50	
	ロジン酸のベンタエリスリチルエステル	50	50	50	50	50	50	50	
	ロジン酸のグリセリルエステル	－	35	10	2	35	35	－	塗布の場合、50mg/m2以下（区分 2 及び 3 に限る）
410	リグニンスルホン酸（ナトリウム塩を含む）	－	0.003	10	－	0.01	－	－	
	アラビアガム	－	－	0.2	5	0.2	－	－	
	カルボキシメチル セルロース（ナトリウム、アンモニウム塩を含む）	5	5	15	5	5	5	5	塗布の場合、600mg/m2以下（カルボキシメチルセルロース 及びそのナトリウム塩に限る）
	ダンマルガム	－	－	5	15	－	－	－	
	ガタイガム	－	－	0.2	－	0.2	－	－	
	グアヤクガム	－	－	0.2	0.1	0.2	－	－	
	カラヤガム	－	－	0.2	－	0.2	－	－	
	トラガントガム	－	－	0.2	－	0.2	－	－	
	ペクチン	1.6	－	0.01	－	0.01	－	－	
	カゼイン（カルシウム塩を含む）	5	5	10	5	5	5	－	
420	カタラーゼ	6	－	6	－	0.5	0.5	0.5	
	寒天	1.6	－	0.01	－	0.01	－	－	
	ポリエチレンワックス	50	50	50	50	50	50	50	塗布の場合、36000mg/m2以下
	セルロース	40	30	50	30	50	50	30	
	ヒドロキシプロピル メチル セルロース	5	3	30	5	3	3	3	塗布の場合、600mg/m2以下
	メチル セルロース	3	3	4.8	5	3	2.5	3	塗布の場合、600mg/m2以下
	アルギン酸（ナトリウム、カリウム、カルシウム、アンモニウム塩を含む）	1.6	－	30	5	0.01	－	－	
	アルギン酸とプロピレングリコールのエステル	－	－	－	0.5	－	－	－	
	動植物性油脂由来の脂肪酸のグリセリルエステル	50	50	50	30	10	50	50	塗布の場合、600mg/m2以下（区分 1， 2， 3， 5， 6 及び 7 に限る）
	バラタガム	－	－	0.01	－	0.01	－	－	
430	ロジンまたはロジン酸の亜鉛塩	－	－	10	3	－	－	－	
	2-(オクチルオキシ)エタノール	0.05	－	0.1	－	0.05	0.1	0.05	
	デカン酸とトリエチレングリコールのジエステル	－	－	－	30	－	－	－	
	滑石（タルク）	50	50	50	50	50	50	50	
	ジオクチルスズ ビス(マレイン酸 モノアルキル)（C2, 直鎖 C6-8, シクロヘキシル、ベンジル、メトキシブチル）	－	－	－	5	－	－	－	
	窒化ホウ素	5	2	2	2	2	2	2	
	ホウ酸（ナトリウム、アルミニウム塩を含む）	10	10	10	0.5	5	30	0.01	塗布の場合、0.3mg/m2以下
	塩化カルシウム	1	10	10	10	1	1	0.5	
	4,4'-ビス(α,α-ジメチルベンジル)ジフェニルアミン	0.3	－	0.5	－	－	－	－	
	ステアリルエルカミド	2	2	0.5	0.5	0.5	0.5	0.05	
440	ケイ酸のジルコニウム塩	0.01	－	－	－	－	－	－	
	ケイ酸のリチウム塩	30	30	30	30	30	30	－	
	4,5-エポキシシクロヘキサン-1,2-ジカルボン酸 ビス(2-エチルヘキシル)	－	－	－	34	－	－	－	
	N,N-ビス(2-ヒドロキシエチル)脂肪族アミン（C8-18）	4	4	50	0.1	4	2	0.1	塗布の場合、24mg/m2以下
	ステアリン酸のマンガン塩	－	1	1	－	1	1	－	
	塩化ストロンチウム	－	－	0.01	－	0.01	0.01	0.01	
	リン酸 ビス(4-ｵｰﾌﾟﾁﾙﾌｴﾆﾙ)のナトリウム塩	－	－	－	－	－	0.5	－	
	2-(メトキシカルボニルアミノ)-1H-ベンゾイミダゾール	5	5	5	5	5	5	5	塗布の場合、100mg/m2以下
	ハイドロタルサイト	2.5	1	5	5	5	1	1	
	酸化コバルト	30	30	30	30	30	30	30	
450	酸化アルミニウム・マグネシウム	10	10	10	10	10	10	10	
	キサンタンガム	1	1	1	1	1	1	1	塗布の場合、600mg/m2以下
	雲母（マイカ）	50	50	50	50	50	50	50	
	ナフテン酸の亜鉛塩	3	－	－	1	－	－	－	
	スルホアルミン酸のカルシウム塩	0.01	－	－	－	－	－	－	
	酸化チタン・ナトリウム及び／または酸化チタン・カリウム	30	30	30	30	0.01	0.01	0.01	塗布の場合、644mg/m2以下（区分 1 に限る）
	酸化鉄・亜鉛	1	－	－	－	－	－	－	
	塩化アンモニウム	5	5	5	5	5	5	5	塗布の場合、900mg/m2以下（区分 1 に限る）
	リン酸の銅及び水酸化銅塩	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	粉乳、調製液状乳に接触する製品または層には使用不可
	安息香酸とショ糖のエステル	－	－	－	3	－	－	－	
	4,4'-ブチリデンビス(6-ｵｰﾌﾟﾁﾙ-3-ﾒﾁﾙﾌｴﾆﾙ 亜リン酸ジトリデシル)	1.5	2	1.5	0.5	0.5	0.5	－	
	アクリル酸と1,6-ヘキサジオールのジエステル	－	－	0.5	－	－	－	－	

	物質名	区分別使用制限（重量%）							特記事項
		区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	区分 7	
460	ビス(4- <i>t</i> -ブチル安息香酸) ヒドロキシアリミニウム	－	－	－	－	－	1	－	
	亜リン酸 トリス(2-シクロヘキシルフェニル)	0.05	－	0.05	－	－	－	－	
	ピリチオンの亜鉛塩	0.8	0.8	0.8	1	1	0.8	0.8	塗布の場合、80mg/m2以下
	酸化チタン	50	30	30	30	30	30	30	塗布の場合、500mg/m2以下（区分 3 に限る）
	2,2'-アゾビス(2-メチルブチロニトリル)	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	
	ステアリン酸のコバルト塩	－	1	1	－	1	－	0.18	
	亜リン酸、ホスホン酸	5	－	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	
	リン酸のジルコニウム塩	10	10	10	10	10	10	10	
	モリブデン酸の亜鉛塩	20	－	－	－	－	－	－	
	3-アミノプロピルトリメトキシシラン	20	20	20	10	20	20	10	
	珪灰石（ウラストナイト）	－	－	－	－	－	－	10	
	ジエチルジチオカルバミン酸の亜鉛塩	－	－	0.001	－	0.001	－	－	
	亜リン酸の亜鉛塩	40	－	－	－	－	－	－	
	N,O-ジステアリン酸 エタノールアミン	－	－	－	3	－	－	－	
470	方珪石（クリストバライト）	30	30	30	30	30	30	30	
	水酸化ジルコニウム	5	5	5	5	5	5	5	
	N-エチル-N-フェニルジチオカルバミン酸の亜鉛塩	－	－	0.01	－	0.01	－	－	
	アクリル酸の亜鉛塩	－	－	－	－	－	－	0.1	
	石英（クオーツ）	40	30	30	30	30	30	30	塗布の場合、24mg/m2以下（区分 3 に限る）
	ステアリン酸のジルコニウム塩	－	－	0.05	－	0.05	0.05	0.05	油脂および脂肪性食品に接触する製品または層には使用不可
	オレイルパルミチン酸アミド	50	50	50	0.5	50	0.05	－	
	サリチル酸の亜鉛塩	－	－	－	0.4	－	－	－	
	苦灰石（ドロマイト）	30	30	30	30	30	30	30	
	3,3'-チオジプロピオン酸 ジオレイル	－	－	0.005	－	0.005	0.005	1	
	1-フェニル-1,3-エイコサンジオン（またはオクタデカンジオン）	－	－	－	1	－	－	－	
	3-メチル-3-[(トリメチルシリル)オキシ]-1-ブテン	－	－	－	－	0.001	－	－	
	酸化スズ(Ⅳ)	5	5	5	5	5	5	5	
	オクタン酸のジルコニウム塩	3	－	－	－	－	－	－	
480	N-ステアリル-D-グルコン酸アミド	5	－	－	－	－	－	－	
	2,2'-(1,4-フェニレン)ビス(3,1-ベンゾオキサジン-4-オン)	－	－	－	－	－	－	1	
	ラウリン酸 オレイル	0.5	－	0.5	－	0.5	0.5	0.5	
	オレイン酸のマンガン塩	－	1	1	－	1	1	－	
	ジヨウ素メチル（4-メチルフェニル）スルホン	－	－	0.005	－	0.005	－	－	
	亜リン酸 2- <i>t</i> -ブチル-4-[1-(4-ヒドロキシ-3- <i>t</i> -ブチルフェニル)-1-メチルエチル]フェニル ビス(4-ノニルフェニル)	1.35	1.35	1.35	1.35	1.35	1.35	－	酒類に接触する製品または層には使用不可 70℃を超えて食品に接触する製品または層には使用不可（区分 4 を除く）
	1-(2-メトキシ-1-メチルエトキシ)-2-プロパノール	0.05	0.05	0.5	－	－	－	－	
	脂肪酸（C8-22）のリチウム塩	0.5	0.5	0.5	1	1	1	－	
	水酸化アルミニウム	50	30	50	30	30	30	30	
	オレイン酸と1,6-ヘキサンジオール ジエステル	－	－	0.05	－	0.05	0.05	0.14	
	2-エチルヘキサンのジルコニウム塩	3	2	2	－	－	－	－	
	N,N'-ビス[3-(4-ヒドロキシ-3,5-ジ- <i>t</i> -ブチルフェニル)プロピオン酸] ヘキサメチレンジアミン	1	1	1	1	1	－	0.6	100℃を超えて油脂および脂肪性食品に接触する製品または層には使用不可（区分 5 に限る）
	スルホコハク酸 1,4-ジシクロヘキシルのナトリウム塩	50	3	50	－	－	－	－	
	N-(2-エチルフェニル)-N'-(2-エトキシフェニル)シユウ酸ジアミド	2	－	0.5	1	－	－	－	
490	2-エチルヘキサンのセリウム塩	5	－	－	－	－	－	－	塗布の場合、324mg/m2以下（区分 1 に限る）
	3,6,9-トリエチル-3,6,9-トリメチル-1,2,4,5,7,8-ヘキサオキソナン	3	0.15	－	－	0.15	0.15	－	
	<i>t</i> -ブチルヒドロキシアニソール	1.6	－	0.05	0.5	－	－	0.05	塗布の場合、1mg/m2以下（区分 1， 3 及び 7 に限る）
	アルキルベンゼンスルホン酸（C8-22）（ナトリウム、カリウム、マグネシウム、カルシウム、アンモニウム塩を含む）	50	3	50	3	3	3	3	塗布の場合、600mg/m2以下（ナトリウム、カリウム、アンモニウム塩に限る）
	亜リン酸 トリアルキル（C10）	－	－	0.5	－	－	－	－	
	2-(3,5-ジ- <i>t</i> -アミル-2-ヒドロキシフェニル)ベンゾトリアゾール	5	5	10	5	5	5	5	
	2-メチルイソチアゾロンの塩酸塩	－	－	0.01	－	0.001	0.001	0.001	
	エポキシステアリン酸のカルシウムまたは亜鉛塩	－	－	－	6	－	－	－	
	モノオクチルスズ トリス(チオグリコール酸 アルキル)（C8）	3	－	－	3	－	－	－	
	ジオクチルスズ ビス(チオグリコール酸 アルキル)（C8）	2	2	2	5	2	2	－	
	焼石膏	7	－	－	－	－	－	－	
	ジメチルスズ ビス(チオグリコール酸 アルキル)（C8）	－	－	－	2	－	－	－	
	ジ亜リン酸 ビス(2,4-ジ- <i>t</i> -ブチルフェニル) ペンタエリスリチル	1	5	1	1	5	1	1	
	フタル酸 ジアルキル（C10）	－	－	－	50	－	－	－	
510	安息香酸とジプロピレングリコール ジエステル	30	30	30	－	－	－	－	
	ラウリン酸とプロピレングリコールのモノエステル	10	10	10	10	10	10	10	塗布の場合、600mg/m2以下
	ネオデカン酸のコバルト塩	－	1	1	－	－	－	1	
	イソシアマル酸 1,3,5-トリス(4-ヒドロキシ-3,5-ジ- <i>t</i> -ブチルベンジル)	1	0.5	0.5	－	0.5	0.25	0.5	
	リシノール酸の縮合体	－	－	－	0.1	－	－	－	
	リルン酸	－	－	0.03	－	0.03	－	－	
	フタル酸 ジアルキル（C9）	5	5	5	50	5	5	－	
	アクリル酸とジペンタエリスリトールのヘキサエステル	1.6	－	0.5	－	－	－	－	
	テトラキス(3-ドデシルチオプロピオン酸) ペンタエリスリチル	5	5	5	5	5	5	5	100℃を超えて食品に接触する製品または層には使用不可
	2-ドデセニルコハク酸（カリウム塩を含む）	0.1	0.5	1	－	0.5	1	0.1	
	リン酸のジエタノールアミン塩	－	－	0.001	－	0.001	0.001	0.001	
	脂肪酸（飽和 C8-24，不飽和 C18）及び酢酸のグリセリルエステル	50	50	50	50	50	50	50	塗布の場合、600mg/m2以下
	ビス(4-ヒドロキシ-3,5-ジ- <i>t</i> -ブチルベンジルホスホン酸 モノエチル)のニッケル塩	－	0.3	0.3	－	0.3	0.5	－	
	亜リン酸 トリス(2,4-ジ- <i>t</i> -ブチルフェニル)	50	3	50	12	3	0.6	1.5	
	パルミチン酸のマンガン塩	－	－	0.03	－	0.03	－	－	
520	ビス[3,3-ビス(4-ヒドロキシ-3- <i>t</i> -ブチルフェニル)酪酸]エチレン	0.5	0.5	0.5	－	0.5	0.5	－	
	ジベンジリデンソルビトール	－	1	1	－	0.7	0.7	－	
	N,N'-ビス[3-(3,5-ジ- <i>t</i> -ブチル-4-ヒドロキシフェニル)プロピオニル]ヒドラジン	0.1	0.2	0.2	0.2	0.25	0.2	－	

物質名	区分別使用制限（重量％）							特記事項
	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	区分 7	
プロモ酢酸 2-ニトロブチル	－	－	0.0005	－	－	－	－	
ジプロピレングリコールのモノメチルエーテル	5	5	5	0.01	0.02	0.02	0.000002	
N-(5- <i>t</i> -ブチル-2-エトキシフェニル)-N'-(2-エチルフェニル)シュウ酸アミド	－	0.2	0.2	－	0.2	0.2	－	油脂および脂肪性食品に接触する製品または層には使用不可（区分 5 に限る）
4-ヒドロキシ-3,5-ジ- <i>t</i> -ブチルフェニルプロピオン酸と1,6-ヘキサンジオール のジエステル	1	－	0.5	－	－	－	－	
12-ヒドロキシステアリン酸 の亜鉛塩	2.5	2	2	0.02	2.5	2	2	
1,2-ジプロモ-2,4-ジシアノブタン	－	－	－	－	0.003	－	－	
9,10-ジヒドロ-9-オキサ-10-ホスファフェナントレン-10-オキシド	0.5	0.5	0.5	0.5	0.3	0.5	－	100℃を超えて食品に接触する製品または層には使用不可（区分 5 に限る）
2,2'-エチリデンビス(4,6-ジ- <i>t</i> -ブチルフェノール)	0.1	0.2	0.2	0.2	0.05	0.1	－	
ステアリン酸とN-(2-アミノエチル)-1,2-エタンジアミン のジアミド	－	－	0.05	－	0.05	0.05	0.05	
モノオクチルスズ スルフィド	－	－	－	1.5	－	－	－	酸性食品、酒類、油脂および脂肪性食品に接触する製品または層には使用不可
3-(4-ヒドロキシ-3- <i>t</i> -ブチル-5-メチルフェニル)プロピオン酸 とトリエチレングリコールのジエステル	1	1	5	1	0.3	0.3	0.5	塗布の場合、50mg/m2以下（区分 3 に限る）
霞石閃長岩（ネフェリンサイヤナイト）	50	50	50	50	50	50	50	
フルオロケイ酸 のナトリウム・マグネシウム塩	30	30	30	30	30	30	30	
リン酸 オレイル（カリウム塩を含む）	0.5	0.5	0.5	－	0.03	0.03	0.1	
4,4'-ビフェニレンジ亜ホスホン酸 テトラキス(2,4-ジ- <i>t</i> -ブチルフェニル)	1	0.7	1	0.2	0.4	0.3	0.2	
リン酸 アルキル（C16） のカリウム塩	－	－	0.02	－	－	－	－	
リン酸（モノ-またはジ-）アルキル（C8-22）（カリウム塩を含む）	30	1	2	0.2	2	2	2	100℃を超えて食品に接触する製品または層には使用不可
オレイン酸と1,4-ブタンジオール のジエステル	－	－	0.05	－	0.05	0.05	0.05	
イソシアヌル酸 1,3,5-トリス(3-ヒドロキシ-4- <i>t</i> -ブチル-2,6-ジメチルベンジル)	0.1	0.1	0.1	0.05	0.1	0.1	0.07	
アジピン酸 ジオレイル	－	－	1	－	0.05	0.05	1	
2-メチル-2-ブタノール のカリウム塩	－	0.5	－	－	－	－	－	
ビス[3-(4-ヒドロキシ-3,5-ジ- <i>t</i> -ブチルフェニル)プロピオン酸] チオビスエチレン	0.5	－	0.5	－	0.03	－	－	
セバシン酸 ビス(1,2,2,6,6-ペンタメチル-4-ピペリジル)	5	5	5	－	－	－	－	
ホウケイ酸 のナトリウムまたはカルシウム塩	0.01	－	－	－	－	－	－	酸性食品、酒類に接触する製品または層には使用不可 100℃を超えて食品に接触する製品または層には使用不可
酢酸〔ビス(2-ヒドロキシエチル)[3-(オクタデカン-1-イルオキシ)プロパン-1-イル]アンモニウム	－	－	－	－	－	0.4	－	
1,2-ジメチル-4,5-ビス(1-フェニルエチル)ベンゼン	0.5	1.5	1.5	0.5	0.5	0.05	－	油脂および脂肪性食品に接触する厚さ0.2mmを超える製品または層には使用不可 100℃を超えて食品に接触する製品または層には使用不可
リン酸とメタクリル酸 2-ヒドロキシエチル のエステル	5	5	5	1	－	－	－	
セバシン酸 ビス(2,2,6,6-テトラメチル-4-ピペリジル)	5	5	5	0.5	0.8	0.8	－	100℃を超えて酒類に接触する製品または層には使用不可（区分 1、2 および 3 を除く）
1,3:2,4-O-ビス(メチルベンジリデン)ソルビトール	－	0.8	1	－	0.8	0.8	－	
5-クロロ-2-メチルイソチアゾロン（塩酸塩を含む）	5	5	5	0.1	5	5	0.1	塗布の場合、1mg/m2（区分 2、5、6 及び 7 に限る）
メタクリル酸 4-ベンゾフェニル	－	－	0.5	－	－	－	－	
5-スルホイソフタル酸 ジメチルのバリウム塩	－	－	2	－	－	－	－	
テレフタル酸 ビス[2- <i>t</i> -ブチル-6-(2-ヒドロキシ-3- <i>t</i> -ブチル-5-メチルベンジル)-4-メチルフェニル]	－	0.075	0.075	－	0.075	0.075	－	
オレイン酸 2-メルカプトエチル	－	－	－	1	－	－	－	
アクリル酸 2- <i>t</i> -ブチル-6-(2-ヒドロキシ-3- <i>t</i> -ブチル-5-メチルベンジル)-4-メチルフェニル	0.5	8	0.5	0.5	0.5	0.5	－	100℃を超えて食品に接触する製品または層には使用不可（区分 1、2、3 および 4 を除く）
スチレン化フェノール	20	－	20	2	－	－	－	
ナフテン酸 のリチウム塩	－	－	－	1	－	－	－	
ヤシ油アルキルジメチルアミン-N- オキシド	－	－	0.03	－	0.03	0.03	0.03	
ヤシ油アルキルジメチルアミン	－	－	0.03	－	0.03	0.03	0.03	
エポキシ化処理されたトール油脂肪酸の2-エチルヘキシルエステル	－	－	－	5	－	－	－	
ヤシ油アルキルトリメチルアンモニウムの塩化物	－	－	0.03	－	0.03	0.03	0.03	塗布の場合、5mg/m2以下（区分 6，7 に限る）
ナフテン酸 のコバルト塩	3	－	－	－	－	－	－	
ヤシ油アルキルベンジルジメチルアンモニウムの塩化物	－	－	0.03	－	0.03	0.03	0.03	
ジメチルジアルキルアンモニウムの塩化物（C8-18）	3	3	3	3	3	3	3	
ケイソウ土（ダイアトマイト）	50	50	50	50	50	50	50	
エトキシル化またはプロポキシル化処理（EO, PO≥4）されたヒマシ油脂肪酸	3	3	3	－	3	3	3	
エトキシル化処理（EO≥4）された大豆油脂肪酸	－	－	0.1	－	0.1	0.1	0.1	
エトキシル化またはプロポキシル化処理（EO, PO≥4）されたヤシ油脂肪酸	5	3	3	4	3	3	3	
シリカ、シリカゲル	50	30	30	30	30	30	30	塗布の場合、600mg/m2以下（区分 1，3 に限る）、 3mg/m2以下（区分 2，4，5，6，7 に限る）
1,12-ドデカンジカルボン酸 ビス(N'-サリチロイルヒドラジド)	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	
4,5-エポキシシクロヘキサン-1,2-ジカルボン酸 ビス(9,10-エポキシステアリル)	－	－	－	34	－	－	－	
2-ブチル-2-(4-ヒドロキシ-3,5-ジ- <i>t</i> -ブチルベンジル)マロン酸 ビス(1,2,2,6,6-ペンタメチル-4-ピペリジル)	10	10	10	－	0.4	0.4	－	
ビス(ノニルフェニル亜リン酸) ペンタエリスリチル	1	－	0.5	－	－	－	－	
フタル酸 パルミチル ステアリル	－	－	－	3	－	－	－	
水素化処理されたロジンまたはロジン酸 のペンタエリスリチルエステル	30	30	30	10	15	15	－	
アルキル化処理されたナフサ	1.5	－	－	0.5	0.03	－	－	紫外線吸光度(光路長1cm当たりの最高吸光度) 280～289nm 0.15 290～299nm 0.13 300～359nm 0.08 360～400nm 0.02 塗布の場合、600mg/m2以下（区分 3 に限る）

物質名	区分別使用制限（重量％）							特記事項
	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	区分 7	
パラフィンワックス（石油由来または合成された炭化水素）（ポリエチレンワックス及びポリプロピレンワックスを除く）	50	50	50	10	50	50	50	塗布の場合、3mg/m2以下（区分 5 及び 6 に限る）、100mg/m2以下（区分 1、4 及び 7 に限る）、200mg/m2以下（区分 2 に限る）、600,g/m2（区分 3 に限る） 紫外線吸光度(光路長1cm当たりの最高吸光度) ultraviolet absorbance (Max absorbance / 1cm path length) 280～289nm 0.15 290～299nm 0.12 300～359nm 0.08 360～400nm 0.02
水素化処理された白色鉱油	5	5	5	5	5	5	5	スチレンブロック共重合体に対しては65% エチレン・1－アルケン共重合体に対しては50% 塗布の場合、3mg/m2
水素化処理されたパラフィンワックス	20	30	0.5	2	0.5	30	0.5	塗布の場合、100mg/m2以下
軽質炭化水素	0.5	0.5	0.5	2	0.5	0.5	0.5	
ビス(4-ヒドロキシ-3,5-ジ- <i>t</i> -ブチルベンジルホスホン酸 モノエチル)のカルシウム塩	0.5	0.2	0.5	0.2	0.2	0.25	0.5	
水素化処理されたロジンまたはロジン酸（ナトリウム、カリウム、カルシウム、マグネシウム、アルミニウム、アンモニウム塩を含む）	5	50	50	2	50	50	1	
水素化処理されたロジンまたはロジン酸のグリセリルエステル	－	25	50	2	25	25	－	
セトステアリルアルコール	50	50	50	0.2	50	50	0.05	
プロポキシル化処理（PO≧4）された脂肪酸（C8-22）	10	10	10	10	10	10	10	塗布の場合、600mg/m2以下
4-ヒドロキシ-3,5-ジ- <i>t</i> -ブチル安息香酸 パルミチル	－	－	0.1	－	－	0.5	0.1	
硫酸モノエチルのN-エチル-N,N-ジメチル-3-(1-オキソステアリルアミノ)プロパンアンモニウム塩	－	－	1	－	1	1	1	
リン酸 モノオレイルの2-(ジブチルアミノ)エタノール塩	－	－	0.03	－	0.03	0.03	0.03	
トリメリット酸 トリアルキル（C8, 10）	－	5	5	55	0.05	0.05	0.05	
エチル硫酸のエトキシル化処理（EO≧4）されたヤシ油アルキルアンモニウム塩	－	－	0.03	－	0.03	0.03	0.03	
メチル硫酸 メチル-1-(牛脂脂肪酸アミドエチル-2-牛脂アルキルイミダゾリンアンモニウム塩	－	－	0.03	－	0.2	0.2	0.03	
硫酸モノ牛脂アルキルのナトリウム塩	－	－	0.03	－	0.2	0.1	0.2	
ロジン酸とジエチレングリコールのエステル	5	15	15	－	5	5	5	
エトキシル化またはプロポキシル化処理（EO, PO≧4）された脂肪族アルコール（一級及び／または二級 C6-20）（メチル基で末端処理されたものも含む）	50	50	50	10	50	50	10	塗布の場合、600mg/m2以下（区分 1、2、3、4、5、6 及び 7 に限る）及び30000mg/m2以下（区分 3 の食品非接触面に限る）
アンチモンドープ酸化スズ	2.7	2.7	30	－	2.7	2.7	2.7	
クロロスルホン化及び酸化処理されたパラフィン油	－	－	0.03	3	0.03	0.03	0.03	
ヒマシ油脂肪酸のメチルエステル	－	－	0.03	－	0.03	0.03	0.03	
水素化処理された牛脂脂肪酸のグリセリルエステル	0.5	4	0.5	－	4	－	－	
ジフェニルアミンと2,4,4-トリメチルペンテンの反応生成物	1	－	0.5	－	－	－	－	
アルキルジメチルベンジルアンモニウム（C8-20）の塩化物	3	3	10	－	－	－	－	
エトキシル化またはプロポキシル化処理（EO, PO≧4）された脂肪酸（C8-22）	50	50	50	5	3	3	3	塗布の場合、600mg/m2以下
トール油脂肪酸とチオグリコールのエステル	－	－	－	1	－	－	－	
ロジン酸とエチレングリコールのエステル	－	－	0.03	－	0.03	－	－	
フタル酸 ヘプチル ノニル	－	－	－	30	－	－	－	生肉に接触する製品または層には使用不可
ジエチル硫酸と2-(8-ヘプタデセニル)-4,5-ジヒドロ-1 <i>H</i> -イミダゾール-1-エタノール	－	－	0.03	－	0.03	0.03	0.03	
動植物性油脂由来の脂肪酸とジエタノールアミンの重合体	0.5	2.5	10	2	0.8	0.8	0.5	塗布の場合、600mg/m2以下（C12-18に限る）
焼成ケイソウ土	50	30	30	30	30	30	30	
エトキシル化またはプロポキシル化処理されたアルキル（C1-32）及び／またはフェニル シロキサン	10	10	10	10	10	10	10	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る 塗布の場合、45mg/m2以下（区分 3 に限る）
水素化処理された動物性油脂（食用油脂を除く）	10	10	10	5	10	10	3	
1,1,3-トリス(2-メチル-4-ジ-トリデシルホスフィン-5- <i>t</i> -ブチルフェニル)ブタン	－	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
エポキシ化処理されたアマニ油脂肪酸のブチルエステル	－	－	0.1	30	0.1	－	－	
2,2-ジプロモ-2-ニトロエタノール	1.6	0.001	0.05	0.001	0.005	0.005	0.001	
硫酸モノエチルのN-エチル-N,N-ジメチル-3-(1-オキソラウリルアミノ)プロパンアンモニウム塩	－	－	2	－	1	1	2	
N,N'-トリメチレンビス(4-ヒドロキシ-3,5-ジ- <i>t</i> -ブチルフェニルプロピオン酸アミド)	－	－	－	－	－	－	0.4	
活性白土	－	－	0.5	－	0.5	－	－	
2-(2 <i>H</i> -ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ビス(1-メチル-1-フェニルエチル)フェノール	3	1	10	－	－	－	0.5	
ビス[3-(4-ヒドロキシ-3,5-ジ- <i>t</i> -ブチルフェニル)プロピオン酸]（1,2-ジオキソエチレン）ビス(イミノエチレン)	1	1	1	0.5	0.5	0.5	－	
脂肪酸（C6-22）とグリセロール単独重合体（GOL≧3）のエステル	50	50	50	30	30	50	50	塗布の場合、600mg/m2以下
ビス(ヤシ油アルキル)ジメチルアンモニウムの塩化物	－	－	－	－	－	0.2	0.1	
アルキルスルホン酸 フェニル（C10-18）	－	－	－	46	－	－	－	
脂肪酸（C12-18）とエトキシル化処理（EO≧4）されたグリセロールまたはジグリセロールのエステル	3	3	3	3	3	3	0.04	
ヘキサ(ステアリン酸) ジペンタエリスリチル	0.5	－	－	1	－	－	－	
オレイン酸と水素化及びエトキシル化処理（EO≧4）されたヒマシ油の(ジ-またはトリ-)エステル	0.5	－	0.5	－	0.5	1	1	
N,N'-[エチレンビス(イミノエチレン)]ビスベヘン酸アミド	－	－	0.1	－	0.1	0.1	0.1	
ビス[O,O-ビス(2-エチルヘキシル)ジチオリン酸-S,S'] ジオキソジ- μ -チオキソジモリブデン	－	－	0.003	－	0.003	0.003	0.003	
ナフテン酸のジルコニウム塩	3	－	－	－	－	－	－	
脂肪酸（飽和 C16, 18）及びホウ酸のグリセリルエステル	2	2	2	4	0.5	2	－	
モンタンロウ脂肪酸と1-メチル-1,3-プロパンジオールのエステル	10	10	11	5	10	10	10	
モンタンロウ脂肪酸とエチレングリコールのエステル	10	10	10	5	10	10	10	

物質名	区分別使用制限（重量％）							特記事項
	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	区分 7	
ビス(4-ヒドロキシ-3,5-ジ- <i>tert</i> -ブチルフェニルプロピオン酸) エチレン(2,2,6,6-テトラメチル-N-(2-ヒドロキシエチル)-4-ピペリジニル	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.2	
ステアリン酸と水素化またはエトキシ化処理（EO≧4）されたヒマシ油のエステル	－	－	0.03	－	0.1	0.03	0.3	
水酸基またはメトキシ基で末端処理された3-[(2-アミノエチル)アミノ]プロピル メチル シロキサン・ジメチルシロキサン共重合体	－	2	0.01	2	2	2	0.01	厚さ0.3mmを超える製品または層には使用不可（区分 4、5、6を除く） 単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
垂リン酸 トリアルキル（C13）	0.0005	－	0.5	－	－	－	－	
1,3:2,4-O-ビス(4-エチルベンジリデン)ソルビトール	－	－	－	－	－	0.7	－	
トリス{2-[(2,4,8,10-テトラ- <i>tert</i> -ブチルジベンゾ[d,f][1,3,2]-ジオキサホスフェニン-6-イル)オキシ]エチル}アミン	0.6	0.3	0.3	－	0.3	0.3	－	
ジフェニル垂リン酸とジプロピレングリコールのジエステル	1	－	0.5	－	－	－	－	
ジ垂リン酸 ビス(2,6-ジ- <i>tert</i> -ブチル-4-メチルフェニル)ペンタエリスリチル	0.5	0.5	1	0.5	0.5	0.5	0.5	
1,3:2,4-O-ビス(4-クロロベンジリデン)ソルビトール	－	－	－	－	－	0.3	－	
セバシン酸 メチル 1,2,2,6,6-ペンタメチル-4-ピペリジニル	5	5	5	－	－	－	－	
N-2-ヒドロキシエチル-N-(2-ヒドロキシアルキル)アミン（C11-14）	2	3	3	1	1	1	0.005	70℃を超えて食品に接触する製品または層には使用不可（区分 1、2、3、4および7を除く） 塗布の場合、500mg/m2以下
脂肪酸（C8-18）のペンタエリスリチルエステル	50	50	50	10	50	50	50	
ジメチルリン酸のN,N,N-トリメチルオクタンアンモニウム塩	－	－	0.003	－	0.003	0.003	1	
2,2'-メチレンビス(4,6-ジ- <i>tert</i> -ブチルフェニル)リン酸のナトリウム塩	2	2	2	0.3	0.3	0.5	－	
2,4,8,10-テトラ- <i>tert</i> -ブチル-6-ヒドロキシ-12H-ジベンゾ[d,g][1,3,2] ジオキサホスホシン-6-オキシドのリチウム塩	－	－	－	－	－	0.3	－	
ナタネ油脂肪酸のメチルエステル	－	－	0.03	－	0.03	0.03	0.03	
マレイン酸処理された脂肪酸（飽和 C14-18、不飽和 C16-18）	11	10	10	10	10	10	10	塗布の場合、51mg/m2以下（区分 1 及び 3 に限る）
3,6-ビス(1,1-ビフェニル-4-イル)-2,5-ジヒドロピロロ[3,4- <i>c</i>]ピロール-1,4-ジオン	－	－	－	－	－	0.05	－	
ビス(4-ヒドロキシ-3- <i>tert</i> -ブチル-5-メチルフェニル)プロピオン酸] 2,4,8,10-テトラオキサスピロ[5.5]ウンデカン-3,9-ジイルビス(2,2-ジメチル-2,1-エタンジイル)	5	5	5	5	5	5	5	
ヤシ油脂肪酸のステアリルエステル	－	－	0.05	－	0.05	0.05	0.05	
ブタン-1,2,3,4-テトラカルボン酸 テトラキス(1,2,2,6,6-ペンタメチル-4-ピペリジニル)	－	0.1	－	－	－	0.15	－	
焼成カオリン	30	30	30	30	30	30	30	
リン酸とデカノールまたはトリデカールのエステルの2-(ジブチルアミノ)エタノール塩	－	－	0.001	－	0.001	0.5	0.001	
パーライト	50	50	50	50	50	50	50	
エトキシ化またはプロポキシ化処理（EO, PO≧4）された牛脂脂肪酸	1	1	1	1	1	1	1	
エトキシ化処理（EO≧4）された脂肪族アルコール（≧C30）	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	15	0.02	
硫化処理されたケイ酸のナトリウム・アルミニウム塩	－	0.01	－	－	－	－	－	
2,2'-メチレンビス[6-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノール]	6	－	2	－	－	0.4	1	厚さ0.1mmを超える製品または層には使用不可（区分 6 に限る）
2-ヒドロキシ-1-[4-(2-ヒドロキシエトキシ)フェニル]-2-メチル-1-プロパノン	－	－	－	－	－	－	0.1	
N,N',N'',N'''-テトラキス(4,6-ビス(ブチル-(N-メチル-2,2,6,6-テトラメチルピペリジン-4-イル)アミノ)トリアジン-2-イル)-4,7-ジアザデカン-1,10-ジアミン	0.4	0.4	0.4	0.1	0.1	0.2	－	
モノオクチルリン酸のN,N,N-トリメチルオクタンアンモニウム塩	－	－	0.003	－	1	0.003	1	
硫酸とエトキシ化処理（EO≧4）された脂肪族アルコール（C10-20）のエステルのナトリウムまたはアンモニウム塩	6	50	50	6	50	50	50	塗布の場合、600mg/m2以下（区分 1、2、3、5、6 及び 7 に限る）
2,4-ビス(オクチルチオメチル)-6-メチルフェノール	0.2	1	1	1	1	1	－	
2,4-ビス(ラウリルチオメチル)-6-メチルフェノール	0.3	1	1	1	1	1	－	
ラウリルベンゼンスルホン酸のテトラブチルホスホニウム塩	－	－	0.01	－	0.01	0.01	0.01	
芳香族ポリオールと脂肪族一価アルコール（飽和 C2-18）によるエーテルと脂肪酸（飽和 C4-22、不飽和 C16-18）のエステル	－	－	0.5	－	0.002	0.002	0.5	
ヤシ油脂肪酸とエトキシ化処理（EO≧4）されたビスフェノールAのエステル	－	－	0.03	－	0.03	0.03	0.03	
ジフェニルエーテルジスルホン酸のモノラウリルエステルのナトリウム塩	1.5	1.7	1.7	3	－	0.1	－	塗布の場合、0.2mg/m2以下（区分 3 に限る）
アクリル酸 2-[1-(2-ヒドロキシ-3,5-ジ- <i>tert</i> -ベンチルフェニル)エチル]-4,6-ジ- <i>tert</i> -ベンチルフェニル	1	1.5	1	0.2	0.3	0.3	－	
N,N'-ビスホルミル-N,N'-ビス(2,2,6,6-テトラメチル-4-ピペリジニル)ヘキサメチレンジアミン	0.5	0.5	0.5	0.5	0.25	0.5	－	
アルキルリン酸（C6-12）のN,N,N-トリメチルアルキルアンモニウム塩（C6-12）	－	－	0.001	－	1	0.001	1	
アルキル 4-ヒドロキシ-3,5-ジ- <i>tert</i> -ブチルフェニルプロピオン酸（C8）	0.8	－	0.5	－	－	－	－	
ラウリン酸と水素化またはエトキシ化処理（EO≧4）されたヒマシ油のエステル	1	－	1	－	1	1	1	
2,4,8,10-テトラ- <i>tert</i> -ブチル-6-[(2-エチルヘキシル)オキシ]-12H-ジベンゾ[d,g][1,3,2] ジオキサホスホシン	1	1	1	0.25	0.25	0.25	－	
ビス(水素化処理されたナタネ油アルキル) メチルアミンオキシド	－	－	－	－	－	0.1	－	
3,3-ビス(メタンオキシメチル)-2,5-ジメチルヘキサノール	－	－	－	－	－	0.03	－	
2,4-ジメチル-6-(1-メチルペンタデシル)フェノール	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
牛脂脂肪酸メチルで末端処理されたジメチル シロキサン	－	－	0.03	－	0.03	0.03	0.03	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
脂肪酸（飽和 C10-20）と 3-ヒドロキシ-2,2-ジメチルプロピオン酸3-ヒドロキシ-2,2-ジメチルプロピルのジエステル	－	－	0.03	－	0.03	0.03	0.03	
1,3:2,4-O-ビス(3,4-ジメチルベンジリデン)ソルビトール	－	－	－	－	－	0.4	－	
水素化処理された牛脂アルキルアミンの酸化物	－	0.6	0.05	－	0.6	0.1	－	

	物質名	区分別使用制限（重量％）							特記事項
		区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	区分 7	
690	垂リン酸 ビス(2,4-ジ- <i>t</i> -ブチル-6-メチルフェニル)エチル	2	0.2	1	－	0.2	0.3	－	
	2-(4,6-ジフェニル-1,3,5-トリアジン-2-イル)-5-(ヘキシルオキシ)フェノール	0.5	－	0.5	－	－	－	0.5	
	チオプロピオン酸 β-アルキル（C12-18）	－	－	0.02	－	0.02	0.02	0.02	
	リン酸 2-(オクチルオキシ)エチルのカリウム塩	－	－	0.002	－	0.5	0.002	0.5	
	2,2'-メチレンビス(4,6-ジ- <i>t</i> -ブチルフェニル)リン酸の水酸化アルミニウム塩	1.2	1.2	1.2	0.25	0.25	0.25	－	
	ジ垂リン酸 ビス(2,4-ジクミルフェニル) ペンタエリスリチル	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	酒類、油脂および脂肪性食品に接触する製品または層には使用不可（区分 4 に限る）
	硫酸モノエチルとエトキシル化処理（EO≧4）されたヤシ油アルキルアミンのエステル	3	－	0.5	－	0.03	0.03	0.03	
	N,N',N''-トリス(2-メチルシクロヘキシル)-1,2,3-プロパントリカルボキサミド	－	－	－	－	－	0.25	－	
	N,N',N''-トリシクロヘキシルトリメシン酸アミド	－	－	0.5	－	－	－	－	
	1,2-シクロヘキサンジカルボン酸 ジアルキル（C9）	－	－	30	45	－	－	－	
700	4-シクロヘキセン-1,2-ジカルボン酸 ジアルキル（C9）	－	－	－	50	－	－	－	油脂および脂肪性食品に接触する製品または層には使用不可
	テトラキス(2-シアノ-3,3-ジフェニルアクリル酸) ペンタエリスリチル	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	70℃を超えて食品に接触する製品または層には使用不可
	5,7-ジ- <i>t</i> -ブチル-3-ヒドロキシ-2(3H)-ベンゾフランと1,2-ジメチルベンゼンの反応生成物	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.1	－	
	9,9-ビス(メトキシメチル)-9H-フルオレン	－	－	－	－	－	0.03	－	
	硫酸化処理されたオレイン酸 牛脂アルキルのナトリウム塩	－	－	0.2	－	－	－	－	
	オレイルアルコール、リン酸及び2-(ジエチルアミノ)エタノールの反応生成物	－	－	0.02	－	－	－	－	
	アルキル硫酸（二級 C14-17）のテトラブチルホスホニウム塩	－	－	0.01	－	0.01	0.01	0.1	
	N,N-ジメチル-N-[3-(トリヒドロキシシリル)プロピル]ステアリルアンモニウムの塩化物	－	－	0.03	－	0.03	0.03	0.03	
	2- <i>t</i> -ブチル-6-メチル-4-{3-[(2,4,8,10-テトラ- <i>t</i> -ブチルジベンゾ [d,f] [1,3,2] ジオキサホスフェイン-6-イル)オキシ]プロピル}フェノール	0.5	0.5	0.5	0.2	0.35	0.5	－	
	リン酸とエトキシル化処理（EO≧4）された牛脂またはアルキルアルコール（C12-18）のエステル（ナトリウム塩を含む）	1.6	1	5	1	1	1	1	
710	リン酸とエトキシル化（EO≧4）または2-エチルヘキシル化処理されたエタノールアミンのエステル	－	－	0.5	－	－	－	－	
	ステアリン酸メチルと1-(2-ヒドロキシ-2-メチルプロポキシ)-2,2,6,6-テトラメチル-4-ピペリジノールの反応生成物	－	0.1	0.1	－	0.1	0.1	－	100℃を超えて食品に接触する製品または層には使用不可
	エチル硫酸 1-エチル-3-メチルイミダゾリウム	－	0.125	0.125	－	0.125	－	－	100℃を超えて油脂および脂肪性食品に接触する製品または層には使用不可
	5-ノルボルネン-2,3-ジカルボン酸のジナトリウム塩	－	0.25	0.25	－	0.25	0.31	－	
	1,2-シクロヘキサンジカルボン酸のカルシウム塩	－	0.25	0.25	－	0.25	0.35	－	
	1-ウンデシルオキシ-2,2,6,6-テトラメチル-4-ピペリジノールの炭酸ジエステル	－	0.05	－	－	0.05	0.05	－	
	水素化処理されたヒマシ油、グリセロール及び無水酢酸の反応生成物	3	3	3	50	3	3	3	
	安息香酸及び2-エチルヘキサン酸とトリエチレングリコールのエステル	－	－	－	33	－	－	－	厚さ0.1mmを超える製品または層には使用不可
	アルキルベンゼンスルホン酸（分岐 C9-17）のテトラブチルホスホニウム塩	－	－	0.01	－	0.01	0.01	0.01	
	1,2,3-トリデオキシ-4,6,5,7-O-ビス[(4-プロピルフェニル)メチレン]ノニトール	－	0.05	0.05	－	0.05	0.5	－	
720	垂リン酸と2,4-ビス(1,1-ジメチルプロピル)フェノール及び4-(1,1-ジメチルプロピル)フェノールのトリエステル	0.0599	1	0.2	1	0.2	－	－	
	アルキルフェノール（直鎖 C4-9）	5	5	5	2	－	－	－	
	天然ゴムラテックス	20	－	－	－	0.2	－	－	
	スチレン化クレゾール	－	－	－	2	－	－	－	
	7,8,9-トリデオキシ-3,5:4,6-O-ビス-(4-プロピルフェニル)メチレン D-グリセロ-L-グロ-ノニトール	－	－	－	－	－	0.75	－	
	ジメチル シロキサンと酸化ケイ素の反応生成物	50	50	50	50	50	50	50	塗布の場合、3mg/m2以下（区分 1 に限る）、1mg/m2 以下（区分 2、4、5、6 及び 7 に限る）及び10mg/m2 以下（区分 3 に限る） 具または容器包装の材質となり得ないものに限る
	1-(12-アセチルオキシステアリン酸)-2,3-ジ酢酸 グリセリル	3	3	3	30	3	3	3	
	1,3-O-(4-メチルベンジリデン)-2,4-O-ベンジリデンソルビトール	－	－	－	－	－	0.05	－	
	1,3-O-ベンジリデン-2,4-O-(4-メチルベンジリデン)ソルビトール	－	－	－	－	－	0.05	－	
	4-ヒドロキシ-3,5-ジ- <i>t</i> -ブチル安息香酸のアルミニウム塩	－	－	－	－	－	0.03	－	
730	5-スルホイソフタル酸	－	－	－	－	－	－	0.1	
	N,N'-エチレンビス(12-ヒドロキシステアリン酸アミド)	5	5	5	5	3	2	1.5	100℃を超えて食品に接触する製品または層には使用不可
	ステアリルアミンとエチレングリコールの反応生成物をモノクロ酢酸ナトリウム及び水酸化ナトリウムと反応させたもの	－	－	－	－	－	0.9	－	
	N-[3,5-ビス(2,2-ジメチル-プロピオニルアミノ)-フェニル]-2,2-ジメチルプロピオン酸アミド	－	－	－	－	－	0.025	－	
	N-アシル-N-メチルアミノ酢酸（C8-18）	－	－	0.001	－	0.001	0.001	－	
	アジピン酸と 2-(2-メトキシエトキシ)エタノール及びベンジルアルコールのエステル	－	－	13	－	－	－	－	100℃を超えて食品に接触する製品または層には使用不可
	アルキルスルホン酸 メチルフェノール（C12-20）	－	－	－	30	－	－	－	
	アルキルベンゼンスルホン酸（C9-20）の亜鉛塩	3	3	3	3	3	3	3	
	オクタデセニルコハク酸のカリウム塩	0.1	0.2	0.2	0.2	－	－	－	油脂および脂肪性食品に接触する製品または層には使用不可 70℃を超えて食品に接触する製品または層には使用不可
	ガラス、ガラス繊維（ケイ酸塩を主成分とする）	50	30	50	6	30	30	44	
740	ガラス微小粒	50	30	30	30	30	30	30	
	グラファイト	30	30	30	30	30	30	30	
	ジ- <i>o</i> -ドデシルジスルフィド	0.02	－	0.02	－	－	－	－	酸性食品、酒類に接触する製品または層には使用不可 100℃を超えて食品に接触する製品または層には使用不可
	シエラック	1.6	0.5	－	－	－	－	－	塗布の場合、40mg/m2以下（区分 1、3 及び 7 に限る）

	物質名	区分別使用制限（重量％）							特記事項
		区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	区分 7	
750	ジオクチルスズ ビス(チオグリコール酸)と1,4-ブタンジ オールのエステル	－	－	－	1.5	－	－	－	
	ジオクチルスズ ビス(チオグリコール酸 アルキル) (C10-16)	－	－	－	3	－	－	－	
	シラン処理されたケイ酸または酸化ケイ素（ナトリウ ム、カリウム、マグネシウム、カルシウム、アルミニウム、 鉄塩を含む）	50	30	35	5	30	30	35	塗布の場合、600mg/m2以下（区分 1、2、3、4、 5、6 及び 7 に限る）
	シリル化処理されたケイ酸または無水ケイ酸	30	30	30	30	30	30	30	塗布の場合、600mg/m2以下
	ステンレス	30	30	30	30	30	30	－	
	ソルビトールと4-クロロベンズアルデヒド及び4-メチルベ ンズアルデヒドの反応生成物	－	0.5	0.5	－	0.5	0.5	－	100℃を超えて食品に接触する製品または層には使用不可 （区分 6 を除く）
	ソルビトールとベンズアルデヒド及び3,4-ジメチルベンズ アルデヒドの反応生成物	－	0.35	0.35	－	0.35	0.37	－	
	ソルビトールとベンズアルデヒド及び4-メチルベンズアル デヒドの反応生成物	－	－	－	－	－	0.5	－	
	ソルビトールとベンズアルデヒドの反応生成物	1	0.7	1	0.7	0.7	0.7	－	
	トレハロース	－	0.3	0.3	－	0.3	0.3	－	
760	ピロリドンカルボン酸 ジベンタエリスリチル	－	－	－	1	－	－	－	
	フェニルホスホン酸の亜鉛塩	－	－	2	－	－	－	－	
	ブドウ種子抽出物	－	0.3	0.3	－	0.3	0.3	－	
	フルオロケイ酸のマグネシウム・ナトリウム塩	30	30	30	－	30	30	30	
	ヘキサデセニルコハク酸のカリウム塩	0.1	0.2	0.2	0.2	－	－	－	油脂および脂肪性食品に接触する製品または層には使用不可 70℃を超えて食品に接触する製品または層には使用不可
	ヘプタン酸（ナトリウム、カリウム、マグネシウム、カルシ ウム、アルミニウム塩を含む）	－	－	－	1	－	－	－	
	(モノ-またはジ-)アルキルフェニル オキシド ジスルホン 酸（C8-20）（ナトリウム塩を含む）	50	50	50	3	1.3	1.3	0.01	塗布の場合、1mg/m2以下
	モノメチルスズ トリス(トール油脂脂肪酸2-メルカプトエチ ル)	－	－	－	2	－	－	－	100℃を超えて食品に接触する製品または層には使用不可
	モンタン酸とエチレングリコール及び／または1,3-ブタ ンジオール及び／またはグリセロールのエステル	11	10	11	5	10	10	10	
	リン酸の銀塩	－	－	－	－	－	－	0.01	
770	酸化タングステン	30	30	30	30	30	30	30	
	脂肪酸（C8-22）とショ糖のエステル	10	10	30	10	10	10	10	塗布の場合、600mg/m2以下
	脂肪酸（直鎖 飽和 C8-18）とコリンのエステルの 塩化物	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	－	
	赤鉄鉱（ヘマタイト）	30	30	30	30	30	30	30	
	食用油脂	15	15	20	20	15	15	10	塗布の場合、1000mg/m2以下
	真ちゅう	30	30	30	30	30	30	30	
	水素化処理された食用油脂	10	10	10	5	10	10	5	
	茶乾留物	1	1	1	1	1	1	1	
	天然繊維	50	30	50	－	50	50	30	
	動植物性油脂由来の脂肪酸とコリンのエステルの塩 化物	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	－	
780	ロジンまたはロジン酸	1	50	50	2	50	50	0.03	
	ロジンまたはロジン酸のナトリウム、カリウム、マグネシウ ム、カルシウム、アルミニウム、鉄、アンモニウム塩	10	50	50	－	50	50	－	油脂および脂肪性食品に接触する製品または層には使用不可 （区分 3 に限る）
	二量化及び／または三量化処理された脂肪酸 （C16-18）（ナトリウム、カリウム塩を含む）	10	5	10	－	5	5	－	
	白色鉱油（流動パラフィンを除く）（多環芳香族 炭化水素を除去したものに限る。）	50	50	50	5	50	50	50	塗布の場合、150mg/m2以下（区分 1、2、3、4 及び 7 に限る）、50mg/m2以下（区分 5 及び 6 に限る）
	マレイン酸化、フマル酸化またはホルミル化処理され たロジン（ナトリウム、カリウム、カルシウム、亜鉛、アン モニウム塩を含む）	2.5	2.5	10	1	－	－	－	
	木粉	30	30	30	30	50	49	－	
	デシルアルデヒド	－	－	－	1	－	－	－	
	ピグメント ブルー28（C.I. 77346）	30	30	30	－	30	30	30	
	リン酸（モノ-またはジ-)ステアリの亜鉛塩	1	－	－	3	－	－	－	
	鯨ロウ	3	3	3	0.5	3	－	－	
790	ピグメント イエロー53（C.I. 77788）	30	30	30	－	30	30	30	
	エチレングリコール（オキシラン）・プロピレングリコール （2-メチルオキシラン）共重合体（メチル基で末端 処理されたもの及び／またはブロック共重合体を含 む）	50	10	50	10	5	5	50	塗布の場合、600mg/m2以下
	酢酸 セルロース	20	－	10	5	－	－	－	
	酢酸 酪酸 セルロース	20	－	50	5	－	－	－	
	エチル セルロース	－	－	－	5	－	－	－	
	エチル ヒドロキシエチル セルロース	0.2	0.2	0.2	5	0.2	0.2	0.2	
	ヒドロキシエチル セルロース	2	0.1	10	5	－	－	－	
	ヒドロキシプロピル セルロース	1	－	0.45	5	－	－	－	塗布の場合、800mg/m2以下（区分3に限る）
	ニトロセルロース	11	－	11	5	－	－	－	
	エトキシル化処理（EO≥4）されたリシノール酸	0.2	0.2	0.7	5	0.2	0.2	0.2	
800	ヒドロキシエチル メチル セルロース	－	－	－	5	－	－	－	
	リン酸とエトキシル化処理（EO≥4）されたトリデシ ルアルコールのエステル	3	－	3	1	1	1	1	
	ジメチルスズ スルフィド	－	－	－	0.5	－	－	－	
	3-アミノクロトン酸と2,2'-チオジエタノールのエステル	－	－	－	3	－	－	－	
	アセチルアセトンのカルシウム塩	－	－	－	5	－	－	－	
	エチレングリコール（オキシラン）単独重合体（EO ≥4）	5	10	10	5	5	5	5	塗布の場合、1200mg/m2以下
	プロピレングリコール（2-メチルオキシラン）単独重合 体（PO≥4）	50	5	50	5	5	5	50	塗布の場合、600mg/m2以下
	グリセロール単独重合体（GOL≥3）とリシノール酸 のエステル	10	10	10	10	10	10	10	塗布の場合、100mg/m2以下
	N,N'-ビス(2,2,6,6-テトラメチル-4-ピペリジニル)イ ソフタル酸アミド	－	－	0.5	－	－	－	0.5	
	アジピン酸のジベンタエリスリチルエステル	0.5	0.5	0.5	2	－	－	－	
	ピグメント ブルー29（C.I. 77007）	50	30	30	－	30	30	30	
	塩素化処理されたパラフィン	－	10	10	50	－	－	－	塗布の場合、500mg/m2以下（区分 2 及び 3 に限る）
	リン酸（モノ-またはジ-)ベヘニルの亜鉛塩	－	－	－	0.5	－	－	－	
	モノエポキシオレイン酸 モノ酢酸 グリセリルとアジピン 酸のジエステル	－	－	－	30	－	－	－	

	物質名	区分別使用制限（重量％）							特記事項
		区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	区分 7	
810	コハク酸 ビス〔2-〔2-(2-メトキシエトキシ)エトキシ〕エチル〕	－	－	9.1	－	－	－	－	
	3-アミノクロトン酸と1,2-ジプロピレングリコールのエステル	－	－	－	3	－	－	－	
	3-アミノクロトン酸と1,3-または1,4-ブタンジオールのエステル	－	－	－	3	－	－	－	
	3-アミノクロトン酸と脂肪族アルコール（直鎖 飽和 ≥C12）のエステル	－	－	－	3	－	－	－	
	3-ヒドロキシヘキサン酸・3-ヒドロキシ酪酸共重合体	－	－	－	30	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	3-メルカプトプロピオン酸 ジオクチルスズ（重合体を含む）	－	－	－	2	－	－	－	
	脂肪酸（C12-22）で末端処理されたアジピン酸とグリセロール及び／またはペンタエリスリトール及び／またはトリメチロールプロパンの共重合体	0.5	0.5	0.5	2	－	0.2	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	エトキシル化処理（EO≥4）されたアルキルフェノール（≥C7）	3	3	10	3	6	6	3	塗布の場合、100mg/m2以下
	ガラス、ガラス繊維（ケイ酸塩以外を主成分とする）	30	30	30	30	30	30	30	
	芳香族炭化水素（C9）・ホルムアルデヒド共重合体	－	－	－	3.2	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
820	酸化パラフィンワックス（石油由来または合成された炭化水素）	50	50	50	20	50	50	50	塗布の場合、165mg/m2以下（区分1及び3に限る）、30mg/m2以下（区分2に限る） 紫外線吸光度(光路長1cm当たりの最高吸光度) ultraviolet absorbance (Max absorbance / 1cm path length) 280～289nm 0.15 290～299nm 0.12 300～359nm 0.08 360～400nm 0.02
	ジオクチルスズ スルフィド（重合体を含む）	－	－	－	1.5	－	－	－	
	ジマレイン酸 ジオクチルスズ（重合体、エステル化処理されたものを含む）	1	－	－	5	－	－	－	
	脂肪酸（C8-18）とエトキシル化処理（EO≥4）されたソルビタンエステル	50	50	10	10	10	10	10	塗布の場合、600mg/m2以下（EO=20に限る）
	芳香族石油炭化水素	5	0.5	5	1	25	－	－	15%以下（区分2及び食品非接触面に限る） 塗布の場合、600mg/m2以下（区分3に限る） 紫外線吸光度(光路長1cm当たりの最高吸光度) ultraviolet absorbance (Max absorbance / 1cm path length) 280～289nm 0.15 290～299nm 0.13 300～359nm 0.08 360～400nm 0.02
	食用デンプン	35	40	40	40	40	40	40	塗布の場合、50000mg/m2以下
	ゼラチン	－	－	－	5	－	－	－	
	ポリ〔ジチオ(1,3-ジブチルジスチアニレン)〕	－	－	－	1	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	ポリプロピレンワックス	10	10	10	10	10	10	10	
	マレイン酸化処理されたロジンのメチルエステル	－	－	10	1	－	－	－	
830	マレイン酸化処理されたロジンのペンタエリスリチルエステル	50	50	50	50	50	50	50	塗布の場合、1000mg/m2以下（区分2及び3に限る）
	マレイン酸化またはフタル酸化処理されたロジンのグルセリルエステル	30	35	30	1	35	35	－	
	モノオクチルスズ トリス(チオグリコール酸 アルキル)（C10-16）	－	－	－	3	－	－	－	
	硫酸化処理されたリシノール酸のナトリウム塩	－	－	－	1	－	－	－	
	リン酸の銀・ナトリウム・水素・ジルコニウム塩	30	30	30	30	30	30	30	
	硫酸とエトキシル化処理（EO≥4）された牛脂アルキルのエステルのナトリウム塩	－	－	－	1	－	－	－	
	トウモロコシ糖	1.6	－	50	－	－	－	－	
	L-グルタミン酸（ナトリウム、カリウム、アンモニウム、塩酸塩を含む）	1.6	－	10	－	－	－	－	
	カラシ抽出物（食品添加物）	*	*	*	*	*	*	*	食品添加物の規格基準に従うもの
	ショ糖	1.6	－	10	－	－	－	－	
840	塩化コリン	1.6	－	10	－	－	－	－	
	N-ラウロイル サルコシン	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	
	オレイン酸とプロピレングリコールのジエステル	3	3	10	5	3	3	3	塗布の場合、600mg/m2以下（区分1、2、3、5、6及び7に限る）
	マレイン酸 ジブチル	5	－	10	－	－	－	－	
	オレイン酸とジエチレングリコールのモノエステル	2	－	10	－	－	－	－	
	(2-ヒドロキシエチル)エチレンジアミン	－	－	－	－	－	－	－	
	エルカ酸	－	－	10	－	－	－	－	
	4-ヒドロキシ-4-メチル-2-ペンタノン	－	－	6.1	－	－	－	－	
	酢酸及び2-メチルプロピオン酸とショ糖のエステル	－	－	10	－	－	－	－	
	酢酸とショ糖のオクタエステル	－	－	10	－	－	－	－	
850	パルミチン酸 L-アスコルビル	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	
	トリス(12-アセトキシステアリン酸) グリセリル	－	－	10	－	－	－	－	
	ラウリン酸とジエチレングリコールのエステル	－	－	10	－	－	－	－	
	リシノール酸 メチル	－	－	10	－	－	－	－	
	酢酸 エチル	15	－	10	－	0.001	0.001	0.001	
	リシノール酸 エステル【グリセリルモノブチルリシノレート】	－	－	10	－	－	－	－	
	タンニン酸	5	5	10	－	－	－	－	
	4,4'-シクロヘキシリデンビス(2-シクロヘキシルフェノール)	0.1	－	－	－	－	－	－	
	2,2-ビス(ヒドロキシメチル)プロピオン酸	3	3	3	－	－	－	－	
	2,6-ビス(1-メチルヘプタデシル)-4-メチルフェノール	0.3	－	－	－	－	－	－	
860	2-シアノ-3,3-ジフェニルアクリル酸 エチル	3	2	2	0.3	－	－	－	
	マレイン酸 モノ(2-エチルヘキシル)	－	－	10	－	－	－	－	
	牛胆汁エキス	1.6	－	10	－	－	－	－	
	トール油ビッチ	－	－	10	－	－	－	－	
	植物性油脂由来の脂肪酸のマンガン塩	－	1	10	－	1	1	－	
	植物性油脂由来の脂肪酸のセリウム塩	－	1	10	－	1	1	－	
	脱炭酸処理されたロジン	－	－	10	－	－	－	－	
	牛脂脂肪酸とプロピレングリコールのエステル	3	3	10	5	3	3	3	塗布の場合、600mg/m2以下（区分1、2、3、5、6及び7に限る）
	ローカストビーンガム	1.6	－	10	－	－	－	－	
	パバイン	1.6	－	10	－	－	－	－	
	デキストリン	1.6	－	30	5	－	－	－	

	物質名	区分別使用制限（重量%）							特記事項
		区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	区分 7	
870	エチル メチル セルロース	－	－	50	－	－	－	－	
	エトキシル化処理（EO≧4）されたデンブ	－	－	50	－	－	－	－	
	ロジンまたはロジン酸のマンガン塩	－	－	10	－	－	－	－	
	血清アルブミン	－	－	10	－	－	－	－	
	ピロリン酸とジブチルアミンのモノアミド	1.6	－	10	－	－	－	－	
	硝酸のマグネシウム塩	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	塗布の場合、1800mg/m2以下
	ステアリン酸 L-アスコルビル	－	－	10	－	－	－	－	
	ソルピタン	－	－	10	－	－	－	－	
	2-エチルヘキサン酸のマンガン塩	3	－	－	－	－	－	－	
	ペンタ(ステアリン酸) ジペンタエリスリチル	－	－	10	－	－	－	－	
	ジイソプロピルベンゼンヒドロペルオキシド	5	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	
	N,N"-1,3-プロパンジイルビス(N'-ステアリル尿素)	0.08	0.08	0.08	0.08	0.02	0.02	0.02	
880	デンブ・尿素・ホルムアルデヒド共重合体	－	－	30	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	デンブと酢酸グリセリルのエーテル	－	－	10	－	－	－	－	
	デンブの2-ヒドロキシプロピルエーテルとリン酸のジエステル	10	10	30	－	10	10	10	
	アミド化処理されたベクテン	－	－	10	－	－	－	－	
	エピクロルヒドリン・デンブ・プロピレングリコール（2-メチルオキシラン）共重合体	－	－	30	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	牛脂脂肪酸のメチルエステル	2	2	10	2	2	2	2	
	脱水処理されたヒマシ油脂肪酸	5	5	10	－	－	－	－	
	植物性油脂由来の脂肪酸のコバルト塩	－	－	10	－	－	－	－	
	硫酸化処理された植物性油脂（ナトリウム塩を含む）	－	－	10	－	0.1	0.1	0.1	
	エトキシル化処理（EO≧4）されたトール油脂肪酸	－	－	10	－	－	－	－	
	脱水処理されたヒマシ油	－	－	10	－	－	－	－	
	リン酸とトリエチレングリコールのトリエステル	－	－	10	－	－	－	－	
890	硫化処理されたナタネ油	－	－	10	－	－	－	－	
	ロジン酸のメチルエステル	－	－	10	2	－	－	－	
	水素化処理された植物性油脂（食用油脂を除く）	50	50	50	5	50	50	50	
	N-ヤシ油アシル サルコシン	－	－	10	－	－	－	－	
	加水分解処理されたデンブ	－	－	30	－	－	－	－	
	デンブの2-ヒドロキシプロピルエーテルの酸化物	－	－	30	－	－	－	－	
	水素化処理されたロジンまたはロジン酸の亜鉛塩	－	－	10	－	－	－	－	
	水素化処理された牛脂脂肪酸とジエチレングリコールのエステル	－	－	10	－	－	－	－	
	オレイン酸の2-メルカプトエチルエステルとジクロロジメチルスズ、硫化ナトリウム及びトリクロロメチルスズとの反応生成物	－	－	10	2	－	－	－	
	マレイン酸化処理されたロジンのメチル及び／またはペンタエリスリチルエステル	－	－	10	1	－	－	－	
	デンブとホルムアルデヒドの反応生成物	－	－	30	－	－	－	－	
	リン酸化処理されたトール油脂肪酸	－	－	10	－	－	－	－	
900	デンブとホルムアルデヒドの反応生成物	－	－	10	－	－	－	－	
	マレイン酸化処理された大豆油	－	－	10	－	－	－	－	
	ジ(牛脂アルキル)アミン	－	－	10	－	－	－	－	
	カンゾウ抽出物	－	－	10	－	－	－	－	
	酸化処理された牛脂	－	－	10	－	－	－	－	
	植物性油脂（食用油脂及び別に規定されたワックス類を除く）	20	15	15	5	2	2	2	塗布の場合、1000mg/m2以下 油脂および脂肪性食品に接触する製品または層には使用不可（区分 1、2、4、5 を除く）
	ロジンまたはロジン酸のコバルト塩	－	－	10	－	－	－	－	
	ベントナイトのベンジル(水素化処理された牛脂アルキル)ジメチルアンモニウム塩	－	－	10	－	－	－	－	
	酸化ケイ素により加水分解されたトリクロステアリルシラン	0.3	0.3	10	0.3	－	－	－	
	トール油脂肪酸のメチルエステル	－	－	10	－	－	－	－	
	リン酸（モノ-またはジ-）ヘキシル アルキルアミン（分岐 C9-11）	0.5	－	10	－	－	－	－	
	ジラウリスズ ビス(チオグリコール酸 アルキル)（C8）	－	－	10	－	－	－	－	
920	チョウジエクス	1.6	－	10	－	－	－	－	
	アルキルジメチル(エチルベンジル)アンモニウム（C12-14）の塩化物	－	－	10	－	－	－	－	
	ロジンまたはロジン酸のセリウム塩	－	－	10	－	－	－	－	
	酸化処理された大豆油	－	－	10	－	－	－	－	
	動物性油脂（食用油脂及び別に規定されたワックス類を除く）	－	－	10	1	－	－	－	
	過酸化水素により漂白処理されたレンチン	－	－	10	－	－	－	－	
	ステアリン酸とステアリルジエタノールアミンのエステル	－	2	10	－	0.5	1.5	－	
	水酸基で末端処理されたジメチル シロキサンまたはヒニル メチル シロキサンとトリメトキシ[3-(オキシニルメトキシ)プロピル]シランの反応生成物	1.6	－	－	－	－	0.2	－	
	マレイン酸化処理されたロジンのメチルエステルとエチレングリコールのエステル	－	－	10	－	－	－	－	
	ヘクトライトのベンジルビス(水素化処理された牛脂アルキル)メチルアンモニウム及びビス(水素化処理された牛脂アルキル)ジメチルアンモニウム塩	3	3	10	－	－	－	－	
	ベントナイトのステアリン酸ナトリウム及びベンジル(水素化処理された牛脂アルキル)ジメチルアンモニウム塩	－	－	10	－	－	－	－	
	トール油脂肪酸の2-メルカプトエチルエステルとジクロロジメチルスズ、トリクロロメチルスズ、オクタン酸 2-メルカプトエチル、デカン酸 2-メルカプトエチル及び硫化ナトリウムの反応生成物	－	－	10	2	－	－	－	
930	N,N'-ジシクロヘキシル-2,6-ナフタレンジカルボキシアミド	－	－	－	－	－	0.4	－	
	脂肪酸（C10-13）のビニルエステル	－	－	10	－	－	－	－	
	1,3,5-トリス(2,2-ジメチルプロパンアミド)ベンゼン	－	－	－	－	－	0.025	－	
	トウモロコシの絹糸	1.6	－	30	－	－	－	－	
	紅藻	1.6	－	30	－	－	－	－	
	二量化処理されたロジン酸の亜鉛塩	－	－	10	－	－	－	－	
	照射されたデンブ	－	－	30	－	－	－	－	
	変性工業用デンブ	－	－	30	－	－	－	－	
	にかわ	－	－	30	－	－	－	－	

	物質名	区分別使用制限（重量％）							特記事項
		区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	区分 7	
940	大豆油脂肪酸とプロピレングリコールのエステル	3	3	10	5	3	3	3	塗布の場合、600mg/m2以下(区分 1, 2, 3, 5、6 及び 7 に限る)
	スルホン化処理された植物油（カリウム塩を含む）	－	－	10	－	－	－	－	
	脱ガム処理された大豆油	－	－	10	－	－	－	－	
	動植物性油脂由来の脂肪酸のジシクロヘキシルアミン塩	1.6	－	10	－	－	－	－	
	鹸化処理されたロジン	－	－	10	－	－	－	－	
	水素化処理されたロジンまたはロジン酸とトリエチレングリコールのエステル	5	10	10	2	－	－	－	区分 1 及び 2 については、非接触面に限る
	1-アルキル(C6-18)アミノ-3-アミノプロパンモノアセテート	－	－	10	－	－	－	－	
	アシルサルコシン、n-置換誘導体	－	－	10	－	－	－	－	
	デンブンとプロピレングリコールの反応生成物	10	10	30	－	10	10	10	
	デンブンとコハク酸グリセリルのエーテル	－	－	10	－	－	－	－	
	テトラクロロフェノールのヤシ油アルキルアミン塩	－	－	10	－	－	－	－	
	動植物性油脂由来の脂肪酸とソルピタンのエステル	－	1	10	－	1	1	0.05	
950	動植物性油脂由来の脂肪酸とソルピトールのエステル	－	－	10	－	0.204	0.204	－	
	自己分解酵母	－	－	10	－	－	－	－	
	マレイン酸修飾されたロジンとビスフェノールAとホルムアルデヒドの重合体のペンタエリスリチルエステル	－	－	10	－	－	－	－	
	糊化されたデンブン	－	－	30	－	－	－	30	
	大豆タンパク質の単離物	－	－	10	－	－	－	－	
	ジアルキルジメチルアンモニウムの塩化物（直鎖 C8-10）	－	－	10	－	－	－	－	
	二量化処理されたロジン酸のグリセリルエステル	－	－	10	－	－	－	－	
	水素化処理されたロジンまたはロジン酸のグリセリル及び／またはペンタエリスリチルエステル	－	－	10	－	－	－	－	
	綿実油脂肪酸とプロピレングリコールのジエステル	3	3	10	5	3	3	3	塗布の場合、600mg/m2以下（区分 1、2、3、5、6 及び 7 に限る）
	トール油脂肪酸とプロピレングリコールのジエステル	3	3	10	5	3	3	3	塗布の場合、600mg/m2以下（区分 1、2、3、5、6 及び 7 に限る）
	二量化処理されたロジン酸（ナトリウム、カリウム、カルシウム、アルミニウム、アンモニウム塩を含む）	－	－	10	－	－	－	－	
	リン酸とエトキシリ化処理（EO≥4）されたオクチルフェノールのエステルの水素、ナトリウム、カリウムまたはアンモニウム塩	－	－	10	－	－	－	－	
960	二量化処理された植物性油脂由来のジアミン	－	－	10	－	－	－	－	
	糊化されたデンブンと水酸化ナトリウムの反応生成物	－	－	10	－	－	－	－	
	植物性油脂由来の脂肪酸のリチウム塩	0,15	0,15	10	0,15	0,15	0,15	0,15	
	植物性油脂由来の脂肪酸のジルコニウム塩	－	－	10	－	－	－	－	
	ロジンまたはロジン酸のリチウム塩	1.0	0.1	10	1	0.1	0.1	－	
	動植物性油脂由来の脂肪酸の亜鉛塩	－	－	10	－	－	－	－	
	酸精製されたトール油	－	－	10	－	－	－	－	
	N-アルキル-N'-(カルボキシメチル)-N,N'-トリメチレンジグリシン（C14-18）	1.35	－	10	－	－	－	－	
	動植物性油脂由来の脂肪酸アミド	2	2	10	5	2	2	0.5	
	デンブンと4-クロロブチルトリメチルアンモニウム塩化物の反応生成物	－	－	10	－	－	－	－	
	アルキルフェノール（C1-9）・ホルムアルデヒド・ロジン共重合体とグリセロールの反応生成物	－	－	10	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	ロジンとジメチルフェノール・ホルムアルデヒド共重合体の反応生成物	－	－	10	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
970	キャンドルナッツ油からの抽出物	－	－	10	－	－	－	－	
	アゼライン酸・エチレングリコール（オキシラン）・グリセロール・フマル酸・ロジン共重合体	－	－	10	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	褐藻	－	－	10	－	－	－	－	
	過酸化処理された大豆油	－	－	10	－	－	－	－	
	クエン酸処理されたロジンのグリセリルエステル	－	－	10	－	－	－	－	
	脂肪酸（C8-22）とカンファーのエステル	－	－	10	－	－	－	－	
	スルホン化処理されたオクタデセンのナトリウム塩	－	－	10	－	－	－	－	
	9,10-ジヒドロキシステアリン酸（重合体を含む）	－	－	10	1	－	－	－	
	モノオレイン酸 グリセリルとアスコルビン酸のエステル	－	－	10	－	－	－	－	
	モノステアリン酸 グリセリルとアスコルビン酸のエステル	－	－	10	－	－	－	－	
	モノバルミチン酸 グリセリルとアスコルビン酸のエステル	－	－	10	－	－	－	－	
	モノバルミチン酸 グリセリルとクエン酸のエステル	－	－	10	－	－	－	－	
980	モノオレイン酸 グリセリルとクエン酸のエステル	10	10	10	10	10	10	10	
	モノステアリン酸 グリセリルとクエン酸のエステル	10	10	10	10	10	10	10	
	グリシンのナトリウム、カリウム、カルシウム、マグネシウム塩	－	－	10	－	－	－	－	
	シリリ化処理されたケイ酸	35	－	35	－	－	－	35	
	ステアリン酸とエチレングリコールのエステル	2	－	10	3	－	－	－	
	スルホコハク酸のアルキル（C4-20）またはシクロヘキシルエステル（ナトリウム、カリウム、マグネシウム、カルシウム塩を含む）	1	1	1	1	1	1	1	
	ヒドロキシメチル メチル セルローズ	－	－	50	－	－	－	－	
	リシノール酸のグリセリルエステル	－	0.01	10	－	－	－	－	
	リジンのナトリウム、カリウム、カルシウム、マグネシウム塩	－	－	10	－	－	－	－	
	ヒドロホルミル化された脂肪酸（飽和 C16-18、不飽和 C18）のメチルエステルを水素化処理したもの	－	－	10	－	－	－	－	
	ヒマワリ種子の外皮	－	－	50	－	－	－	－	
	アルキルジメチルアミン（直鎖 C10-20）	－	－	10	－	－	－	－	
990	加水分解処理されたタンパク質	－	－	20	－	－	－	－	
	食用の動植物性油脂由来の脂肪酸（ナトリウム、カリウム、マグネシウム、カルシウム、アルミニウム、アンモニウム、鉄塩を含む）	15	2	10	2	－	－	－	
	アクリル酸及び／またはメタクリル酸及び／またはイタコン酸の単独重合体または共重合体（ナトリウム、アンモニウム塩を含む）	10	10	10	10	10	10	10	塗布の場合、50mg/m2以下（区分 3 以外）、30000mg/m2以下（区分 3 に限る） 単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	ブタジエン単独重合体	50	50	50	50	50	50	50	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る

	物質名	区分別使用制限（重量％）							特記事項
		区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	区分 7	
1000	水素化処理されたブタジエン単独重合体（水素化処理されたパラフィンワックスに該当するものを除く）	－	50	50	50	50	50	50	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	アクリロニトリルとブタジエン及び／またはメタクリロニトリルの共重合体	50	50	50	50	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	イソプテン及び／またはブテンの単独重合体または共重合体（パラフィンワックスに該当するものを除く）	50	50	50	50	50	50	50	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	水素化処理されたブテン単独重合体（水素化処理されたパラフィンワックスに該当するものを除く）	50	50	50	50	50	50	50	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	イソプテン及び／またはブテンの単独重合体または共重合体（パラフィンワックスに該当するものを除く）	50	50	50	50	50	50	50	
1010	N-ビニルピロリドン単独重合体	30	30	35	50	30	30	30	塗布の場合、600mg/m2以下（区分 1， 2， 4， 5、6 及び 7 に限る）、800mg/m2以下（区分 3 に限る） 単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	スチレン・ブタジエン共重合体	50	50	50	50	50	50	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	塩素化処理されたゴム	50	50	50	50	50	50	－	
	天然ゴム	－	50	50	50	50	－	－	
	イソプテン・イソプレン共重合体（パラフィンワックスに該当するものを除く）	50	50	50	50	50	50	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	クロロプレン単独重合体	50	50	50	50	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	リン酸とエトキシル化処理（EO≧4）されたノニルフェノールのエステル	1.6	3	3	1	3	3	－	
	アジピン酸（アジピン酸 ジメチル）・アルキルアルコール（二価 C2-6）共重合体（一価のアルキルアルコール（C6-22）または脂肪酸（C2, 12-18）で末端処理されたものを含む）	－	－	－	30	－	－	－	
	アジピン酸（アジピン酸 ジメチル）・アルキルアルコール（二価 C2-6）共重合体（一価のアルキルアルコール（C6-22）または脂肪酸（C2, 12-18）で末端処理されたものを含む）	－	－	－	30	－	－	－	
	アジピン酸（アジピン酸 ジメチル）・アルキルアルコール（二価 C2-6）共重合体（一価のアルキルアルコール（C6-22）または脂肪酸（C2, 12-18）で末端処理されたものを含む）	－	8	8	50	0.5	－	－	
1020	N-ビニルピロリドン単独重合体	30	30	30	－	30	30	30	
	セバシン酸とプロピレングリコール（2-メチルオキシラン）またはブタンジオールの共重合体	－	－	－	30	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	フタル酸・プロピレングリコール（2-メチルオキシラン）共重合体	－	－	－	30	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	アジピン酸（アジピン酸 ジメチル）・アルキルアルコール（二価 C2-6）共重合体（一価のアルキルアルコール（C6-22）または脂肪酸（C2, 12-18）で末端処理されたものを含む）	－	0.6	0.6	33	0.6	3	0.6	
	アジピン酸（アジピン酸 ジメチル）・アルキルアルコール（二価 C2-6）共重合体（一価のアルキルアルコール（C6-22）または脂肪酸（C2, 12-18）で末端処理されたものを含む）	－	－	－	50	－	－	－	
	セバシン酸とプロピレングリコールまたはブタンジオールの共重合体	－	－	－	30	－	－	－	
	硫酸とエトキシル化処理（EO≧4）されたアルキルフェノール（≧C7）のエステルのナトリウムまたはアンモニウム塩	3	3	3	3	3	3	－	塗布の場合、600mg/m2以下
	メチル 水素 シロキサン	3.5	1	1	5	0.5	0.5	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	フェニル メチル シロキサン	5	2	2	2	2	2	0.3	塗布の場合、600mg/m2以下 単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	ジメチル シロキサン（Si≧4）（環状物質も含む）	50	50	50	15	50	50	7	塗布の場合、36000mg/m2以下 単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
1030	コハク酸 ジメチル・2-(4-ヒドロキシ-2,2,6,6-テトラメチルペリジン)エタノール共重合体	1	0.3	1	－	0.3	0.3	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	メタクリル酸のコリンエステルの塩化物のナトリウム塩・メタクリル酸 シクロヘキシル・N-ビニルピロリドン・メタクリル酸 アルキル（C2, 18）共重合体	3	3	3	3	3	3	－	塗布の場合、200mg/m2以下（区分 1 及び 5 に限る） 塗布の場合、50mg/m2以下（区分 3 及び 6 に限る） 単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	1,6-ビス(2,2,6,6-テトラメチル-4-ピペリジルアミノ)ヘキサン・2,4,6-トリクロロ-1,3,5-トリアジン共重合体と2,4,4-トリメチル-2-ペンタンアミン及び／またはジブチルアミン及び／またはN-(2,2,6,6-テトラメチル-4-ピペリジル)ブチルアミンの反応生成物	6	0.5	0.4	0.3	0.5	0.3	3	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	メタクリル酸のコリンエステル・メタクリル酸 2-ヒドロキシエチル・メタクリル酸 メチル共重合体	3	3	3	3	3	3	3	塗布の場合、200mg/m2以下 単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	2,4-ジクロロ-6-(4-モルホリル)1,3,5-トリアジン・N,N'-ビス(2,2,6,6-テトラメチル-4-ピペリジル)-1,6-ヘキサジアミン共重合体	0.6	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	水素化処理された芳香族石油炭化水素重合体	25	50	50	25	50	50	25	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	アクリル酸 エトキシエチル・アクリル酸 2-{N-メチル-N-[ペルフルオロアルキルスルホニル]アミノ}エチル（C4-8）・メタクリル酸 グリシジル・メタクリル酸のコリンエステルの塩化物共重合体	0.035	0.035	0.035	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	水素化処理されたスチレン・リモネン共重合体	50	50	50	－	50	50	50	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	アジリジン単独重合体と1-クロロブタンの反応生成物	－	－	－	－	－	3	－	塗布の場合、25mg/m2以下（区分 6 に限る） 単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	三塩化リン・1,1'-ビフェニル・2,4-ジ- <i>t</i> -ブチル-5-メチルフェノール共重合体	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
1030	1,6-ビス(2,2,6,6-テトラメチル-4-ピペリジルアミノ)ヘキサン・2,4,6-トリクロロ-1,3,5-トリアジン共重合体と2,4,4-トリメチル-2-ペンタンアミン及び／またはジブチルアミン及び／またはN-(2,2,6,6-テトラメチル-4-ピペリジル)ブチルアミンの反応生成物	2	0.6	0.6	0.6	0.6	1	－	

	物質名	区分別使用制限（重量%）							特記事項
		区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	区分 7	
1040	メチル化処理された2,4,6-トリクロロ-1,3,5-トリアジン・1,6-ビス(2,2,6,6-テトラメチル-4-ピペリジルアミノ)ヘキサン共重合体とモルホリンの反応生成物	－	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	2,2,4,4-テトラメチル-7-オキサ-3,20-ジアザジスピロ-[5,1,11,2]-ヘネイコサン-21-オンの塩酸塩とエピクロヒドリンの加水分解物との反応生成物	－	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	－	
	4,4'-ジシクロヘキシルメタン ジイソシアネート単独重合体	3	3	3	3	3	－	3	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	2-(2'-ヒドロキシ-5'-メタクリルオキシエチルフェニル)ベンゾトリアゾール・メタクリル酸 メチルの共重合物	－	1	1	1	1	1	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	アクリルアミド・ジアリルアミンの塩酸塩共重合体	10	10	10	－	4.2	4.2	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	アジピン酸（アジピン酸 ジメチル）・アルキルアルコール（二価 C2-6）共重合体（一価のアルキルアルコール（C6-22）または脂肪酸（C2, 12-18）で末端処理されたものを含む）	－	－	－	45	－	－	－	
	アジピン酸（アジピン酸 ジメチル）・アルキルアルコール（二価 C2-6）共重合体（一価のアルキルアルコール（C6-22）または脂肪酸（C2, 12-18）で末端処理されたものを含む）	20	20	20	30	20	20	－	
	アジリジン単独重合体とグリシジルアルコールの反応生成物	－	3	3	3	3	3	－	塗布の場合、300mg/m2以下（区分 5 及び 6 に限る） 単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	イソブテン及び／またはブテンの単独重合体または共重合体（パラフィンワックスに該当するものを除く）	－	－	－	2	－	－	－	
	エトキシル化処理（EO≥4）されたミリスチルアミン	0.22	1.1	0.22	－	1.1	1.1	－	区分 2、5 及び 6 に70℃を超えて使用する場合、0.8% 塗布の場合、21.5mg/m2以下（区分 1 及び 3 に限る）
1050	リン酸とエトキシル化処理（EO≥4）されたアルキルアルコール（C12または13）のエステル	10	3	10	3	3	3	1	
	オクタン酸とエトキシル化処理（EO≥4）されたヤシ油アルキルアミンのエステル	－	0.5	0.5	0.5	0.5	1	－	
	シリコンエラストマー	50	50	50	50	50	50	－	
	水素化処理されたシクロペンタジエン単独重合体（水素化処理されたパラフィンワックスに該当するものを除く）	－	50	50	50	50	50	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	水素化処理された石油炭化水素重合体（パラフィンワックス及び芳香族石油炭化水素重合体を除く）	25	50	50	5	50	50	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	ステアリン酸とエトキシル化処理（EO=2 or 3）されたステアリルアミンのエステル	－	2	2	－	0.5	1.5	－	
	ナフタレンスルホン酸・ホルムアルデヒド共重合体のナトリウム塩	2	2.5	2.5	2	0.2	0.2	0.2	塗布の場合、600mg/m2以下 単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	ブチル化処理されたビスフェノールA	－	－	－	2	－	－	－	
	ベヘン酸とエトキシル化処理（EO=2）されたステアリルアミンのエステル	－	0.5	0.5	－	0.5	1.5	－	
	マレイン酸化処理されたアルケン（C20-24）・2,2,6,6-テトラメチルピペリジン共重合体	－	0.5	3	－	0.5	0.5	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
1060	テルペン単独重合体	－	50	50	20	50	50	－	塗布の場合、2000mg/m2以下（区分 3 に限る。） 40mg/m2以下（区分 4 に限る。） 単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	メタクリル酸 2-N,N-ジメチル-N-(2-ヒドロキシ-3-N,N',N'-トリメチルアンモニオプロピル)アンモニオ]エチル・メタクリル酸 シクロヘキシル・N-ビニルピロリドン・メタクリル酸 エチル・メタクリル酸 ステアリル共重合体	－	3	3	－	3	3	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	ラウリン酸とエトキシル化処理（EO=2）されたオレイルアミンのエステル	－	0.5	0.5	－	0.5	1.2	－	
	水素化処理されたテルペンポリマー	－	30	30	－	30	50	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	石油炭化水素重合体	50	50	50	30	50	50	－	塗布の場合、600mg/m2以下 単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	工業用デンブ	－	－	30	－	40	40	－	
	動植物性油脂（食用の油脂を除く）由来の脂肪酸（ナトリウム、カリウム、マグネシウム、カルシウム、アルミニウム、アンモニウム、鉄塩を含む）	5	5	5	5	5	5	5	
	流動パラフィン（食品添加物）	50	50	50	5	50	50	10	塗布の場合、150mg/m2以下（区分 1、2、4 及び 7 に限る）、200mg/m2以下（区分 3 に限る） 食品添加物の規格基準に従うこと
	モノメチルスズ トリス(チオグリコール酸 アルキル)(C8)	－	－	－	2	－	－	－	
	N-(5- <i>t</i> -ブチル-2-エトキシフェニル)-N'-(4- <i>t</i> -ブチル-2-エチルフェニル)シュウ酸アミド	－	0.03	0.03	－	0.03	0.03	－	油脂および脂肪性食品に接触する製品または層には使用不可（区分 5 に限る）
1070	4-(1,3-ジフェニルブチル)-1,2-ジメチルベンゼン	0.5	1.5	1.5	0.5	0.5	0.05	－	油脂および脂肪性食品に接触する厚さ0.2mmを超える製品または層には使用不可 100℃を超えて食品に接触する製品または層には使用不可
	[1-(3,4-ジメチルフェニル)エチル](1-フェニルエチル)ベンゼン	0.5	1.5	1.5	0.5	0.5	0.05	－	油脂および脂肪性食品に接触する厚さ0.2mmを超える製品または層には使用不可 100℃を超えて食品に接触する製品または層には使用不可
	アルケン（C10-50）（1-ヘキサデセン及び1-オクタデセンを除く）	0.002	－	0.002	－	－	－	－	酸性食品、酒類に接触する製品または層には使用不可 100℃を超えて食品に接触する製品または層には使用不可
	アルキルチオール（C3-18）	3	1.2	1.2	1.2	1	1	0.6	
	ジメチルスズ ビス(トール油脂脂肪酸 2-メルカプトエチル)	－	－	－	2	－	－	－	100℃を超えて食品に接触する製品または層には使用不可
	アクリル酸 2-エチルヘキシル	5	5	5	－	－	－	－	
	メタクリル酸	－	－	0.01	－	－	－	－	
	スチレン	5	5	5	－	1	1	－	
	ヘプタン酸のリチウム塩	－	－	－	0.6	－	－	－	
	2-エチルヘキサン酸のコバルト塩	3.0	2	2	－	－	－	0.18	
1070	イソシアヌル酸 トリアリル	6.5	1	1	－	1	－	－	100℃を超えて食品に接触する製品または層には使用不可（区分 2 および 3 を除く）
	イソブテン・ジシクロペンタジエン・4-メチルフェノール共重合体	0.6	1	1	－	－	－	－	塗布の場合、84mg/m2以下（区分 1 及び 3 に限る） 単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る

	物質名	区分別使用制限（重量％）							特記事項
		区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	区分 7	
1080	エトキシル化処理された2-シアノ-3-(4-ヒドロキシ-3-メトキシフェニル)アクリル酸 ブチル	－	－	－	－	－	－	0.4	
	アルキルナフタレンスルホン酸（C10-20）のナトリウム塩	3	3	3	3	3	3	－	塗布の場合、600mg/m2以下（区分 1， 2， 3， 5， 6 及び 7 に限る）
	スチレン・無水マレイン酸共重合体（ナトリウム、カリウム塩を含む）	1	3	3	3	－	－	1	4.3%（区分 1、2、3 及び 7 の食品非接触面に限る） 単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	エチレンジアミン・セバシン酸共重合体	3	3	3	3	3	3	1	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	ジメチル シロキサン	－	－	－	－	－	15	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	アルキル シロキサン（C1-32）（ジメチル シロキサンを除く）	5	1.6	1.6	1.1	0.75	0.75	0.6	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	3-アミノプロピルトリエトキシシラン処理された酸化ケイ素	2	2	2	－	2	2	2	
	3-アミノプロピルトリエトキシシラン処理されたケイ酸（ナトリウム、カリウム、カルシウム、マグネシウム、アルミニウム、鉄塩）	5	5	5	－	5	5	5	
	ジメチルエーテル	－	2.7	2.7	－	－	－	－	
	アクリル酸・アクリル酸 エチル共重合体またはスチレン・無水マレイン酸共重合体でグラフト化されたアジピン酸（アジピン酸 ジメチル）・エチレングリコール（オキシラン）・テレフタル酸（テレフタル酸 ジメチル）・1,4-ブタンジオール・フマル酸共重合体	－	－	0.058	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
1090	テレフタル酸、アジピン酸およびフマル酸とエチレングリコールおよび1,4-ブタンジオールのポリエステルにアクリル酸・アクリル酸エチル共重合体をグラフトしたポリマー	－	－	0.17	－	－	－	－	
	スチレン・無水マレイン酸共重合体でグラフト化されたイソフタル酸（イソフタル酸 ジメチル）・エチレングリコール（オキシラン）・テレフタル酸（テレフタル酸 ジメチル）・ネオペンチルグリコール・フマル酸共重合体	－	－	－	－	－	－	0.036	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	マレイン酸化処理されたポリフェニレンエーテル	－	3	3	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	アルケン（C10-50）およびプロピレンでアルキル化処理されたポリメチル水素シロキサン	－	3	3	－	3	3	－	
	スチレン及び／またはエチルスチレン及び／またはジビニルベンゼン・アクリル酸 エステル（アルキル、アリル、2-ヒドロキシエチル、グリシジル、2-アミノエチル）及び／またはメタクリル酸 エステル（アルキル、アリル、2-ヒドロキシエチル、グリシジル、2-アミノエチル）共重合体	45	45	45	10	－	－	45	塗布の場合、5000mg/m2以下（区分 1， 2， 3 及び 7 に限る） 単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	4-メチル-1,3,2-ジオキサボリランまたは4-メチル-1,3,2-ジオキサボロランでホウ酸化処理された水素化処理スチレン・1,3-ブタジエン共重合体	5	5	5	5	5	5	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	モノメチルスズ スルフィド	－	－	－	0.5	－	－	－	
	ジベンゾイルメタン	－	－	－	1	－	－	－	
	2-エチルヘキササン酸及び／または安息香酸とネオペンチルグリコールのジエステル	－	－	－	32	－	－	－	
	エポキシ化処理されたブタジエン単独重合体	5	5	5	5	5	5	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
1110	オレイン酸とN-メチルタウリンのアミドのナトリウム塩	－	0.2	0.5	0.5	－	－	－	
	ジメチル シロキサン・β-フェニルエチル メチル シロキサン共重合体	－	－	－	5	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	ジエチレングリコールのモノエチルエーテル	7	－	7	－	－	－	－	
	アンモニア	3	1	3	5	1	1	1	
	カルバミン酸 アンモニウム	－	－	0.2	－	－	－	－	
	2,2-ジメチルコハク酸	1	－	－	－	－	－	－	
	エトキシル化処理（EO≧4）された2,4,7,9-テトラメチル-5-デシン-4,7-ジオール	10	10	10	10	5	5	－	塗布の場合、0.2mg/m2以下（区分 1， 3 及び 7 に限る）
	メタクリル酸 3-(トリメトキシシリル)プロピル	2	2	2	－	－	－	－	塗布の場合、50mg/m2以下（区分 3 に限る）
	二量化処理された脂肪酸（不飽和 C18）とジエタノールアミンまたはトリエタノールアミンのアミド	5	1.1	0.6	1.1	－	－	0.01	
	塩化スズ	3	－	－	－	－	－	－	
1120	塩化ルテニウム	3	－	4.0	－	－	－	－	
	臭化銅（2+）	－	－	0.05	－	－	－	－	
	水酸化クロム	1	－	－	－	－	－	－	
	トリエタノールアミン	5	5	5	0.5	0.5	0.5	0.5	
	トリエチルアミン	10	10	10	5	－	－	－	
	1-ヒドロキシ-メタンスルフィン酸のナトリウム塩	3	－	－	－	－	－	－	
	12-ヒドロキシステアリン酸アミド	－	2	－	－	－	－	－	
	ピグメント ブルー-15（C.I. 74160）	2.4	0.05	0.5	－	1.2	1.2	－	
	リン酸 トリフェニル	0.2	0.1	25	－	－	－	－	
	エトキシル化処理（EO≧4）された安息香酸	1.5	－	－	－	－	－	4.5	
1120	エトキシル化処理（EO≧4）されたエビクロルヒドリン	－	－	－	－	－	－	1.5	
	エトキシル化またはプロポキシル化処理（EO，PO≧4）されたブタノール	10	10	10	3	5	5	5	塗布の場合、1mg/m2以下（区分 1 及び 3 に限る）又は 2mg/m2以下（区分 2， 4， 5， 6 及び 7 に限る）
	無水マレイン酸・エチレン及び／またはプロピレンまたはイソブチレンまたは2,4,4-トリメチルペンテン共重合体（ナトリウム、カリウム塩を含む）	15	20	15	5	20	20	2	塗布の場合、150mg/m2以下 単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	水酸基で末端処理されたジメチル シロキサンとメチル水素 シロキサン及びトリメトキシ[3-(オキシラニルメトキシ)プロピル]シランの反応生成物	14	－	－	－	－	－	－	
	3,3,3-トリフルオロプロピル メチル シロキサン共重合体	5	5	5	5	5	5	5	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	ポリ(4-スチレンスルホン酸)のナトリウム塩	－	－	1	－	－	－	－	
	アクリロニトリル・ブタジエン共重合体	20	－	－	－	－	－	－	
	3-メチル-1-ブテン単独重合体（パラフィンワックスに該当するものを除く）	－	－	－	－	－	0.001	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	水素化処理されたアクリロニトリル・ブタジエン共重合体	20	－	20	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	水素化処理されたスチレン・ブタジエン共重合体	30	5	30	5	5	5	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
1120	スチレン及び／またはエチルスチレン及び／またはジビニルベンゼンとアクリル酸 エステル（アルキル、アリル、2-ヒドロキシエチル、グリシジル、2-アミノエチル）及び／またはメタクリル酸 エステル（アルキル、アリル、2-ヒドロキシエチル、グリシジル、2-アミノエチル）の共重合体	15	－	－	－	－	－	－	

	物質名	区分別使用制限（重量%）							特記事項
		区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	区分 7	
1130	アクリル酸 エチル・メタクリル酸・メタクリル酸 メチル共重合体	20	－	－	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	無水マレイン酸とエチレン及び／またはプロピレンまたはイソブチレンまたは2,4,4-トリメチルペンテンの共重合体（ナトリウム、カリウム塩を含む）	－	－	－	－	1.5	1.5	－	
	エチレングリコール（オキシラン）及び／またはプロピレングリコール（2-メチルオキシラン）・2-プロペニルメチルエーテルからなる重合体	5	5	5	－	－	－	－	塗布の場合、0.01mg/m2以下（区分 3 に限る） 単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	酸性化処理された酢酸 ビニル・スチレン共重合体	20	－	－	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	1-メチル-4-(1-メチルエテニル)シクロヘキセン単独重合体	5	－	－	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	エトキシシ化（EO≥4）及びマレイン酸化処理されたトール油脂脂肪酸とトール油脂脂肪酸 2,2'-ジアミノジエチルアミドの反応生成物	5	－	－	－	－	－	－	
	エピクロヒドリン・トール油脂脂肪酸・ビスフェノール A からなる重合体	5	－	－	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	アリルアルコール・1-オクテン・プロピレングリコール（2-メチルオキシラン）・メチル 水素 シロキサンからなる重合体	5	－	－	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	エチレングリコール（オキシラン）及び／またはプロピレングリコール（2-メチルオキシラン）・ジメチル シロキサン・3-ヒドロキシプロピル メチル シロキサンからなる重合体	5	5	5	5	5	5	5	塗布の場合、1mg/m2以下
	酢酸 ビニル・エチレンまたはクロトン酸またはスチレンまたはビニルピリドン共重合体	20	20	20	2.3	20	2.3	2.3	厚さ0.1mmを超える製品または層には使用不可 単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
1140	エピクロヒドリン・トリメチロールプロパン共重合体	－	5	－	－	5	5	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	α-ピネン・β-ピネン・β-フェランドレン・リモネン共重合体	5	－	－	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	アクリル酸またはメタクリル酸・アクリル酸アルキル（C2, 4, 8）及び／またはメタクリル酸 アルキル（C1, 4, 12, 13）共重合体	3	12	2	10	2	2	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	ポリリン酸・エチレングリコール（オキシラン）・カプロラクトン・バレロラクトンからなる重合体	5	－	－	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	酢酸 ビニル単独重合体	20	－	－	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	トリメチロールプロパン・メタクリル酸・メタクリル酸 メチル共重合体	－	－	－	－	1	5.2	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	イソブチル ビニル エーテル単独重合体	6	6	6	0.2	0.2	0.2	0.2	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	エトキシシ化またはプロボキシシ化処理（EO, PO≥4）されたエチレンジアミン	10	5	10	5	10	5	5	
	1,3-ブタジエン単独重合体	5	－	－	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	エチレングリコール（オキシラン）及び／またはプロピレングリコール（2-メチルオキシラン）・1H-イミダゾール-1-プロパンアミン・カプロラクトン・トルエンジイソシアネートからなる重合体	5	－	－	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
1150	アクリル酸 ブチル・イソブチル ビニル エーテル共重合体	5	0.6	1.6	－	1.6	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	アリルアルコール・エチレングリコール（オキシラン）・1-オクテン・メチル 水素 シロキサンからなる重合体	5	－	0.06	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	シクロヘキサノン	5	5	5	－	27	－	－	
	ジブチルアミン	5	5	5	－	－	－	－	
	シラン処理された酸化アルミニウム	30	30	30	－	30	30	30	塗布の場合、600mg/m2以下
	シラン処理された酸化チタン（シラン化合物またはシロキサン類でコーティングされた酸化チタンを含む）	30	30	30	25	30	30	30	塗布の場合、600mg/m2以下
	フタル酸 ビス(2-ブトキシエチル)	－	－	40	－	－	－	－	
	N,N-ビス(2-ヒドロキシエチル)アニリン	3.0	－	－	－	－	－	－	
	トリメチルベンジルアンモニウムの塩化物	3.0	－	－	－	－	－	－	
	2-イミダゾリジノン	5	5	5	5	5	5	5	
1160	N,N-ジメチルアニリン	3.0	－	－	－	－	－	－	
	ジペンタエリスリトール	－	－	－	3	－	－	－	
	アクリル酸 ブチル	5	5	5	－	－	－	－	
	2-アセチルブチロラクトン	1.0	－	－	－	－	－	－	
	ヘキサメチレン ジイソシアネート	－	－	－	5	－	－	－	
	1-メチル-2-ピロリドン	5	5	5	－	－	－	－	
	3-アミノプロピルトリエトキシシラン	5	5	5	5	5	5	5	
	ケイ酸のリチウム・アルミニウム塩	10	－	－	－	－	－	－	塗布の場合、313mg/m2以下
	1-ヒドロキシ-4-(4-メチルアニリノ)アントラキノン	1	－	0.01	－	－	－	－	
	アントラキノン	－	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	－	
1170	無水フタル酸	0.5	－	－	－	－	－	－	
	ステアリン酸とプロピレングリコールのモノエステル	10	10	10	10	10	10	10	塗布の場合、600mg/m2以下
	N,N-ジエチルアニリン	3.0	－	－	－	－	－	－	
	ポリ(塩化ヒドロキシアルミニウム)	5	5	5	5	5	5	5	塗布の場合、300mg/m2以下（区分 2、5、6 及び 7 に限る）
	キシレン	5	5	5	－	－	－	－	塗布の場合、0.2mg/m2以下（区分 1 及び 3 に限る）
	エチルベンゼン	5	5	5	－	－	－	－	塗布の場合、0.2mg/m2以下（区分 1 及び 2 に限る）
	N-メチルジエタノールアミン	－	－	0.03	－	－	－	0.03	
	アクリル酸 イソブチル	5	5	5	－	－	－	－	
	ナフテン酸の銅塩	3	－	－	－	－	－	－	
	1-アミノ-4-アニリノ-2-プロモアントラキノン	－	－	0.01	－	－	－	－	
1180	ビスフェノールAのジグリシジルエーテル	－	10	10	－	－	10	－	
	N,N-ジメチル-2-アセト酢酸アミド	3.0	－	－	－	－	－	－	
	N,N'-ビス(2,6-ジイソプロピルフェニル)カルボジイミド	1.6	1	2	1	－	－	0.64	
	モノブチルスズオキシド	0.5	－	－	－	－	－	－	
	3-(トリメトキシシリル)プロピル グリシジル エーテル	5	2	5	5	1	－	5	塗布の場合、1mg/m2以下（区分 3 に限る）
	4-ε-ブチルフェニル グリシジル エーテル	－	0.8	－	－	－	－	－	
	アクリル酸 3-(トリメトキシシリル)プロピル	2	2	2	－	－	－	－	
	エチレングリコールのモノイソブチルエーテル	－	－	－	－	－	－	－	塗布の場合、5mg/m2以下（区分 3 に限る）
	デシルトリメトキシシラン	30	30	30	30	30	30	30	
	d-リモネン	0.1	－	0.1	－	－	－	－	
1190	塩化リチウム	5	5	5	5	5	5	5	
	オレイン酸のセリウム塩	－	1	1	－	1	1	－	
	塩化ナトリウム	1.6	0.1	0.1	0.1	10	10	0.005	塗布の場合、5mg/m2以下（区分 2、5、6 及び 7 に限る）

	物質名	区分別使用制限（重量％）							特記事項
		区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	区分 7	
1200	硝酸	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	
	硫酸 セルロース（ナトリウム塩を含む）	－	－	10	－	－	－	－	
	エトキシル化処理（EO≧4）された2,4,6-トリ- <i>t</i> -ブチルフェノール	－	－	－	3	－	－	－	
	ステアリン酸のセリウム塩	－	1	1	－	1	1	－	
	酸化マンガン・鉄	1	1	1	－	－	－	－	
	酸化マグネシウム・鉄	6	6	6	－	－	－	－	
	蛍石（フルオライト）	5	5	5	－	－	－	－	
	アセト酢酸 エチル ジイソプロポキシアルミニウム	10	10	10	－	－	－	－	
	2-エチルヘキサン酸の銅塩	3.0	－	－	－	－	－	－	
	リン酸 ジフェニル メチルフェニル	－	－	40	－	－	－	－	
	トルエン ジイソシアネート	－	－	－	5	－	－	－	
	2-オクチルイソチアゾロン	5	5	5	5	5	5	5	塗布の場合、10mg/m2以下（区分 1， 2， 4， 5， 6 及び 7 に限る）、30,000mg/m2以下（区分 3 に限る）
	2-アミノ-2-イミダゾリンの塩酸塩	3	－	－	－	－	－	－	
	エトキシル化またはプロポキシル化処理（EO，PO≧4）されたアリールアルコールのメチルエーテル	0.4	0.03	0.03	－	－	－	－	
	パルミチン酸とプロピレングリコールのモノエステル	10	10	10	10	10	10	10	塗布の場合、600mg/m2以下
1210	ビスフェノールAとエチレングリコールのジエーテルとラウリン酸のジエステル	－	－	0.07	－	－	－	0.07	
	脂肪酸（C8-24）とエトキシル化処理（EO≧4）されたブタノールのエステル	1.6	0.1	0.5	3	0.01	0.01	0.01	塗布の場合、2mg/m2以下（区分 2， 4， 5， 6 及び 7 に限る）
	ネオデカン酸の銅塩	3.0	－	－	－	－	－	－	
	水素化及びエトキシル化（EO≧3）処理されたヒマシ油	5	5	5	5	5	5	3	塗布の場合、1000mg/m2以下
	3,3'-ジスルホジフェニル スルホンのカリウム塩	0.04	－	－	－	－	－	－	
	3-(フェニルスルホニル)ベンゼンスルホン酸のカリウム塩	0.04	－	－	－	－	－	－	
	植物性油脂由来脂肪酸とグリセロール単独重合体（GOL≧3）のエステル	4	3	3	3	4	4	3	塗布の場合、50mg/m2以下
	ペントナイトのビス(水素化処理された牛脂アルキル)ジメチルアンモニウム塩	5	5	5	－	5	5	5	
	水酸基で末端処理されたジメチルシロキサン	2	0.10	0.10	0.10	－	－	－	
	酢酸と酒石酸のジエステルとモノステアリン酸 グリセリルのエステル	5	5	5	5	5	5	5	塗布の場合、600mg/m2以下
	2-(8-ヘプタデセニル)-4,5-ジヒドロ-1 <i>H</i> -イミダゾール-1-エトキシプロピオン酸のナトリウム塩	－	－	0.1	－	－	0.005	－	
	3-(2 <i>H</i> -ベンゾトリアゾール-2-イル)-5-(<i>t</i> -ブチル)-4-ヒドロキシフェニルプロピオン酸とエチレングリコール（オキシラン）単独重合体のエステル	5	5	5	5	5	5	5	
	3-(2 <i>H</i> -ベンゾトリアゾール-2-イル)-5-(<i>t</i> -ブチル)-4-ヒドロキシフェニルプロピオン酸とエチレングリコール単独重合体のエステル	5	5	5	5	5	5	5	
	硫酸とエトキシル化処理（EO≧4）された 2,4,6-トリス(1-フェニルエチル)フェノールのエステルのアンモニウム塩	5	5	5	5	5	5	5	
	セバシン酸 ビス(2,2,6,6-テトラメチル-4-ピペリジル)とオクタンと <i>t</i> -ブチルヒドロペルオキシドの反応生成物	5	5	5	－	2	2	－	
1220	トール油脂肪酸の2-メルカプトエチルエステルとジクロジメチルスズ、トリクロロメチルスズ及び硫化ナトリウム、の反応生成物	－	－	10	2	－	－	－	
	トール油脂肪酸の2-メルカプトエチルエステルとジクロジメチルスズ、トリクロロメチルスズ、オレイン酸 2-メルカプトエチル、硫化ナトリウム及びの反応生成物	－	－	10	2	－	－	－	
	エトキシル化またはプロポキシル化処理（EO，PO≧4）された3-[4-ビス(2-ヒドロキシエチル)アミノ]- <i>o</i> -シアノ-2-メチルケイ皮酸エチル	－	－	－	－	0.3	0.3	－	
	29 <i>H</i> ,31 <i>H</i> -フタロシアニン-ジスルホン酸(4-)- <i>k</i> N29, <i>k</i> N30, <i>k</i> N31, <i>k</i> N32の銅(2-)及びエトキシル化処理（EO≧4）された <i>N,N</i> -ジヒドロキシエチル- <i>N</i> -メチル-ヤシ油アルキルアンモニウム塩	－	－	－	－	0.3	0.3	－	
	グルコース	30	30	30	30	30	30	30	
	2,4-ジアミノ-6-ヒドロキシピリミジン	－	－	－	0.2	－	－	－	
	キシロース	－	－	0.5	－	－	－	－	
	メチオニン	－	－	0.1	－	－	－	－	
	1-ブタノール	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
	アセトアルデヒド	0.01	0.01	0.01	－	－	－	－	
	2-メチルオキシラン	0.00001	－	0.00001	－	－	－	－	
	<i>t</i> -ブチルヒドロペルオキシド	5	5	5	－	5	5	－	
	リン酸 トリス(ブトキシエチル)	0.1	0.1	0.02	－	－	－	－	
	イソホロン	－	－	－	－	25	－	－	
	2,5-ジメチル-2,5-ビス(<i>t</i> -ブチルペルオキシ)ヘキサン	－	1	1	－	1	0.0001	－	
1230	2-ブタノール	0.1	－	0.1	－	－	－	－	
	2-クロロアセタミド	－	－	0.0003	－	－	－	0.000035	
	酢酸 メチル	0.001	0.001	0.001	－	－	－	－	
	<i>N</i> -エチルトルエン-4-スルホンアミド	2	2	2	－	2	2	－	
	フィチン酸	－	－	0.03	－	－	－	－	
	フタル酸 ジイソブチル	2	2	2	－	2	2	－	
	フタル酸 エチル エトキシカルボニルメチル	5	－	－	－	－	－	－	
	2,5-ジ- <i>t</i> -ブチルヒドロキノン	1.5	－	2	－	－	－	－	
	4-クロロ-3-メチルフェノール	1.6	－	－	－	－	－	－	
	ナフタレン	0.5	－	0.5	－	－	－	－	
	1,2,4-トリメチルベンゼン	1	－	1	－	－	－	－	
	エチルメチルケトンオキシム	3	3	3	－	－	－	－	
	オイゲノール	0.8	0.8	0.8	－	－	－	－	
	アラントイン	0.5	－	－	－	－	－	－	
	乳酸 エチル	0.3	0.3	0.3	0.2	－	－	－	
1240	塩化ベンゾイル	5	0.2	5	5	－	－	5	
	ビス(4-オクチルフェニル)アミン	－	－	1.5	1.5	－	－	－	
	<i>N,N</i> -ビス(2-ヒドロキシエチル)ブチルアミン	5	－	－	－	－	－	－	
	ジエチレングリコールのモノフェニルエーテル	10	－	10	－	－	－	－	塗布の場合、30000mg/m2以下（区分 3 に限る）
	<i>N</i> -(2-ヒドロキシエチル)ヒドロキシ脂肪酸アミド（C6-24）	5	5	5	－	5	5	－	
	コハク酸 ジメチル	0.7	－	10	－	－	－	－	20重量％（区分 1 及び 3 の食品非接触面に限る） 塗布の場合、30000mg/m2以下（区分 3 に限る）
1250									

	物質名	区分別使用制限（重量％）							特記事項
		区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	区分 7	
1260	1,2-エタンジオン	－	0.05	－	0.05	0.05	0.05	0.05	塗布の場合、10mg/m2以下（区分 2， 4， 5， 6 及び 7 に限る）
	プロピレングリコールのモノメチルエーテル	4	－	4	－	－	－	－	食品非接触面に限る
	酢酸 イソプロピル	5	5	5	－	5	5	－	
	4-メチル-2-ジオキソラン	－	－	0.001	－	－	－	0.002	
	クロロベンゼン	0.1	－	0.1	－	－	－	－	食品非接触面に限る
	N,N-ジメチルプロピレンジアミン	0.6	0.6	0.6	－	－	－	－	
	ジ- <i>t</i> -ブチルペルオキシド	－	－	0.4	－	－	－	－	
	モルホリン	5	－	－	－	－	－	－	塗布の場合、40mg/m ² 以下（区分1， 3 及び 7 に限る）
	N,N-ビス(2-ヒドロキシプロピル)アミン	3	－	－	－	－	－	0.0006	
	トリプロピレングリコール	－	0.123	0.123	－	－	－	－	
1270	アルキルトリメチルアンモニウムの塩化物（直鎖 飽和 C16, 18）	－	0.004	0.004	－	－	－	－	
	酢酸 2-ブトキシエチル	5	－	5	5	－	－	－	
	ジエチレングリコールのモノブチルエーテル	5	2	3	－	－	－	0.05	塗布の場合、300mg/m2以下(区分2、 3 に限る)
	オレイルアミン	1.2	1.2	1.2	－	－	－	－	
	安息香酸とジエチレングリコールのジエステル	10	2	20	－	2	2	－	
	安息香酸とトリエチレングリコールのジエステル	5	5	5	－	5	5	－	
	トリエチルアミン	0.5	－	－	－	－	－	－	
	トリエトキシメタン	5	－	－	－	－	－	－	
	亜リン酸 トリエチル	1	－	－	－	－	－	－	
	エチレングリコールのモノフェニルエーテル	0.063	0.063	0.063	3	－	－	－	15重量％（区分 1 及び 3 の食品非接触面に限る） 塗布の場合、30000mg/m2以下（区分3の食品非接触面に限る）
1280	1-バルミチルビリジウムの塩化物	0.05	－	0.05	－	－	－	－	
	ヒドロキノン	0.2	－	－	－	－	－	－	
	酢酸 ブチル	5	5	5	－	5	5	－	塗布の場合、600mg/m2以下(区分 3 に限る)
	酢酸 2-(2-ブトキシエトキシ)エチル	5	5	5	－	5	5	－	30重量％（区分 1 及び 3 の食品非接触面に限る）
	脂肪族アミン（飽和 C8-18、不飽和C18）	2	2	4	－	－	－	－	
	ナトリウム メトキシド	－	－	0.0002	－	－	－	－	
	2-アミノ-2-メチル-1-プロパノール	－	－	6	－	－	－	－	
	β-ナフトール	1.6	－	－	－	－	－	－	
	N-シアノ-カルバモジチオン酸のナトリウム塩	1.6	－	－	－	－	－	－	
	4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノール	0.5	－	0.5	－	－	－	－	
1290	アジピン酸 ビス[2-(2-ブトキシエトキシ)エチル]	1	－	－	－	－	－	－	
	トリエチレングリコールのモノブチルエーテル	－	0.01	－	0.01	0.01	0.01	0.01	塗布の場合、2mg/m2以下(区分2、 4、 5、 6及び7に限る)
	シュウ酸	0.02	0.02	0.02	0.02	－	－	－	
	トリメトキシメタン	5	0.5	5	5	－	－	5	塗布の場合、5mg/m2以下(区分3に限る)
	トリエチレンジアミン	2	2	2	－	2	2	－	
	亜リン酸 トリス(2-エチルヘキシル)	0.6	－	－	－	－	－	－	
	トリメトキシ(3,3,3-トリフルオロプロピル)シラン	－	－	－	－	－	－	－	塗布の場合、50mg/m2以下(区分3に限る)
	1,1,1,3,3-ペンタフルオロプロパン	10	－	－	－	－	－	－	
	チタン酸 テトライソプロピル	2	2	2	－	2	2	－	
	2-メルカプトベンゾイミダゾール	－	－	2	－	－	－	－	
1300	炭酸のグアニジン塩	－	－	0.01	－	－	－	－	
	パルミチン酸とエチレングリコールのジエステル	－	2	2	2	2	2	2	
	アジピン酸 ジメチル	20	－	20	－	－	－	－	塗布の場合、30000mg/m2以下(区分3の食品非接触面に限る)
	ステアロニトリル	－	0.01	－	－	0.01	－	－	
	イソソルビド	2	2	2	－	2	2	－	
	1,1,1,4,4,4-ヘキサフルオロ-2-ブテン	20	－	－	－	－	－	－	
	3-メチル-1-フェニル-2-ホスホレン 1-オキシド	1	－	－	－	－	－	－	
	2,3,3,3-テトラフルオロプロペン	2	－	－	－	－	－	－	
	1,1,1,2-テトラフルオロエタン	2	－	－	－	－	－	－	
	N-アルキル-N,N-ジメチルグリシン（C12-22）	－	－	－	－	0.08	－	－	
1310	コハク酸 ジイソブチル	－	0.005	0.005	－	－	－	－	
	2,5-ジメチル-2,5-ビス(<i>t</i> -ブチルペルオキシ)-3-ヘキシ ン	－	0.1	0.1	－	0.1	－	－	
	ジルコニウム ブトキシド	10	－	10	－	－	－	－	
	グルタル酸 ジメチル	20	－	20	－	－	－	－	塗布の場合、30000mg/m2以下（区分3の食品非接触面に限る）
	硫化水素カリウム	1.6	－	－	－	－	－	－	
	酸化ストロンチウム	5	5	5	－	5	5	－	
	緑泥石（クロライト）	10	10	10	10	10	10	10	
	トリクロロフェノールのナトリウムまたはカリウム塩	1.6	－	－	－	－	－	－	
	イソプロピル化処理されたメチルフェノール	1.6	－	－	－	－	－	－	
	1,1,1-トリメトキシエタン	5	5	5	－	－	－	－	
1320	1,1,1-トリフルオロメタンスルホン酸	1	－	－	－	－	－	－	
	フェニルホスホン酸	－	－	0.005	－	－	－	－	
	エチルシクロヘキサン	－	－	－	－	－	－	－	塗布の場合、600mg/m2以下(区分3に限る)
	2- <i>t</i> -ブチル-4,6-ジメチルフェノール	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	塗布の場合、0.001mg/m2以下(区分3に限る)
	リン酸 トリステアリル	1	－	－	－	－	－	－	
	1,4-ブタンジオールの ジグリシジルエーテル	0.1	－	－	－	－	－	－	
	2,6-ジイソプロピルフェニル イソシアネート	－	－	－	－	－	－	0.002	
	2-メルカプトベンゾチアゾールのナトリウム塩	1.6	－	－	－	－	－	－	
	ビス(2-N-メチルベンズアミド) ジスルフィド	－	－	0.02	－	－	－	－	
	3-(トリエトキシシリル)プロピル グリシジル エーテル	5	－	5	5	－	－	5	
1330	p-スチレンスルホン酸ナトリウム	－	1	1	1	1	1	－	
	12-ヒドロキシステアリルアルコール	5	5	5	5	－	－	－	
	硝酸のジメチル 2-ヒドロキシエチル 3-ステアミドプロ ピル アンモニウム塩	－	－	0.2	－	－	－	－	
	2-ヒドロキシ-4-ラウリルオキシベンゾフェノン	2	2	2	－	－	－	－	
	1,1-ビス(<i>t</i> -ブチルペルオキシ)シクロヘキサン	－	1	1	－	1	－	－	
	2-{2-[4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノキシ]エ トキシ}エタンスルホン酸のナトリウム塩	1.6	1.6	1.6	1.6	－	－	－	
	N-[3-(トリメトキシシリル)プロピル]アニリン	5	5	5	－	－	－	－	
	アルミニウム ブトキシド	10	－	10	－	－	－	－	
	硝酸の銅塩	2	2	2	0.01	2	2	0.01	塗布の場合、1mg/m2以下
	2,4,4'-トリクロロ-2'-ヒドロキシジフェニルエーテル	1	1	1	1	1	1	1	
	2-(3,4-エポキシシクロヘキシル)エチルトリメトキシシ ラン	－	1	1	－	1	－	－	

	物質名	区分別使用制限（重量%）							特記事項
		区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	区分 7	
1340	N-(3-カルボキシ-2-スルホプロピオンル)-N-ステアリルアスパラギン酸	1.6	－	－	－	－	－	－	
	D-マンノース	－	－	0.5	－	－	－	－	
	エチレングリコールのビス(ヒドロキシメチル)エーテル	2	2	2	－	2	2	－	
	N-ブチルベンゼンスルホンアミド	6	－	6	－	－	－	－	塗布の場合、60mg/m2以下(区分 1 及び2の食品非接触面に限る)
	N-(2-ヒドロキシエチル)イミダゾリジノン	1.5	－	－	0.6	－	－	－	
	ブロモ酢酸とエチレングリコールのジエステル	－	－	0.001	－	0.001	0.001	0.002	
	ピリチオンのナトリウム塩	0.05	0.001	0.05	0.001	－	－	0.004	
	2,2'-メチレンビス(6-シクロヘキシル-4-メチルフェニール)	2	2	2	0.01	2	2	－	
	1-(3-クロロアリル)-3,5,7-トリアザ-1-アゾニアダマントンの塩化物	0.2	0.2	0.2	－	－	－	－	
	4-メチルベンゼンスルホニル イソシアネート	1	1	1	－	－	－	－	
1350	コハク酸 ジセチル	4	4	4	4	－	－	－	
	N-ブチル 1,2-ベンゾイソチアゾロン	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	
	N-ホルミルホルホルン	－	0.9	0.9	－	－	－	－	
	ニトリロトリ酢酸のナトリウム塩	1.6	0.001	0.004	0.001	－	－	－	
	酢酸のコバルト塩	－	－	－	－	－	－	0.1	
	3-(4-ヒドロキシ-3,5-ジ-セ-ブチルフェニル)プロピオン酸 メチル	1	－	－	－	－	－	－	
	ニトリロトリス(メチレンホスホン酸)（ナトリウム塩を含む）	1	1	1	1	1	1	1	
	グリコール酸 ブチル	0.3	0.3	0.7	0.2	－	－	－	
	リチウム	5	5	5	－	5	5	－	
	白金	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	塗布の場合、100mg/m2以下
1360	二酸化硫黄	1,6	－	－	－	－	－	－	
	硫酸のスズ (2+) 塩	1.6	－	－	－	－	－	－	
	臭化リチウム	－	－	1	－	－	－	－	
	過塩素酸のナトリウム塩	－	－	1.2	0.02	－	－	－	
	過酸化水素	0.1	0.003	0.1	0.1	0.003	0.003	0.003	
	過硫酸のナトリウム、カリウムまたはアンモニウム塩	2	2	2	－	2	2	－	
	窒素	1.6	－	－	－	－	－	－	
	臭素酸のナトリウムまたはカリウム塩	0.01	0.001	0.01	0.001	0.001	0.001	0.001	塗布の場合、0.1mg/m2以下
	亜塩素酸のナトリウム塩	－	0.03	0.03	－	－	－	－	
	硝酸の銀塩	－	－	5	－	－	－	－	
1370	臭化ナトリウム	－	0.1	0.1	－	0.1	－	－	
	テルピネオール	0.03	0.03	0.03	0.03	－	－	－	
	水酸化処理されたレシチン	5	－	5	－	－	－	－	塗布の場合、600mg/m2以下(区分1及び3に限る)
	N-エチル-メチルベンゼンスルホン酸アミド	40	40	40	－	－	－	－	塗布の場合、60mg/m2以下(区分1及び3の食品非接触面に限る)
	α-アミラーゼ	－	－	1	－	－	－	－	
	リパーゼ	30	30	30	30	30	30	30	
	酢酸 プロピオン酸 セルロース	－	10	50	－	－	－	－	
	エトキシル化処理（EO≥4）されたメタノール	3.5	1	1	1.4	0.2	0.2	0.2	5重量%（区分 1 及び 3 の食品非接触面に限る）
	セルラーゼ	－	－	0.5	－	－	－	－	
	グルコースイソメラーゼ	－	－	25	－	－	－	－	
1380	プロボキシル化処理（PO≥4）されたショ糖	－	－	0.04	－	－	－	－	
	エトキシル化またはプロボキシル化処理（EO, PO≥4）されたグリセロール	0.005	2	2	0.005	0.005	0.005	0.005	塗布の場合、1mg/m2以下（区分 2, 5, 6 及び 7 に限る）
	エトキシル化またはプロボキシル化処理されたグリセロール	5	5	5	1	5	5	1	塗布の場合、5mg/m2以下（区分 2, 4, 5, 6 及び 7 に限る） 塗布の場合、28mg/m2以下（区分 1 及び3に限る）
	N,N'-(イミノジエチレン)ジステアリン酸アミド	1	1	1	1	1	1	1	
	2,2-ジブromo-2-シアノ酢酸アミド	0.02	0.04	0.04	0.04	－	－	－	
	デンブ（加水分解処理されたデンブ、酸化処理されたデンブを含む）のリン酸エステル（ナトリウム、カリウム、カルシウム塩を含む）	－	3	3	－	3	－	－	
	フルオロプロゴバイト	0.1	－	－	－	－	－	－	
	酸化アルミニウム・カルシウム	50	－	30	－	－	－	－	
	炭化ジルコニウム	8	－	1.5	－	－	－	1.5	
	酸化カリウム	0.03	－	－	－	－	－	－	
1390	スメクタイト	0.01	0.01	0.01	－	－	－	－	
	葉臘石（パイロフィライト）	5	5	5	5	5	5	5	
	ビス(3-トリエトキシシリルプロピル)アミン	5	－	5	5	－	－	5	
	N-ラウリルグアニジンの塩酸塩	2	2	2	－	2	2	－	
	リン酸 トリス(2-クロロ-1-メチルエチル)	20	－	－	－	－	－	－	
	アセチルアセトンの亜鉛塩	20	－	10	－	－	－	－	
	乳酸のチタン塩	50	－	30	－	－	－	－	
	アセチルアセトンのジルコニウム塩	20	－	15	－	－	－	－	
	4-セブチル-2,5-ジメチルフェノール	0.0005	0.0005	0.0001	0.0001	0.0001	0.0001	0.0001	塗布の場合、0.0003mg/m2以下(区分3に限る)
	安息香酸とプロピレングリコールのジエステル	5	5	5	－	5	5	－	
1400	水酸化亜鉛	0.005	3	0.005	0.005	2	2	0.005	
	トリアピエチン酸 グリセリル	20	20	20	－	－	－	－	
	酸化銀	0.5	－	－	－	－	－	－	
	ジルコニウム プロボキシド	10	－	10	－	－	－	－	
	窒化チタン	－	－	－	－	0.5	－	0.002	
	グリセロール単独重合体（GOL≥3）	1	1	1	1	1	1	1	
	マレイン酸修飾されたプロピレン単独重合体	－	20	－	－	20	20	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	エトキシル化またはプロボキシル化処理（EO, PO≥4）されたトリメチロールプロパン	2	2	2	1.6	2	2	1.5	塗布の場合、2mg/m2以下(区分2、4、5、6及び7に限る)
	エトキシル化処理（EO≥4）されたN-(2-ヒドロキシエチル)脂肪酸アミド（C16-18）	2	1	2	1	1	1	1	
	アクリル酸及び／またはメタクリル酸及び／またはイタコン酸の単独重合体または共重合体（ナトリウム塩を含む）	1.6	－	－	－	－	－	－	
1410	亜リン酸 イソデシル ジフェニル	1	－	－	－	－	－	－	
	ジ亜リン酸 ジイソデシル ペンタエリスリチル	1	－	－	－	－	－	－	
	無水2-ドデセニルコハク酸	0.294	0.294	0.294	－	－	－	－	
	エトキシル化処理（EO≥4）された動物性油脂由来のアルキルアミン	5	5	5	5	1	1	1	
	硫酸とエトキシル化処理（EO≥4）されたラウリルアルコールのエステルのトリエタノールアミン塩	1	1	1	1	1	1	1	
	(2-ヒドロキシエチル)ジメチル(3-ステアラミドプロピル)アンモニウムの過塩素酸塩	1	－	0.5	－	－	－	－	

	物質名	区分別使用制限（重量％）							特記事項
		区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	区分 7	
1420	エトキシ化またはプロポキシ化処理（EO，PO≧4）されたアリルアルコール	2.5	1.5	1.5	0.6	0.6	0.6	0.6	塗布の場合、11.5mg/m2以下(区分3に限る)
	エトキシ化処理（EO≧4）されたラウリルアルコールとグリコール酸のエーテル	2.1	2.1	5	－	－	－	－	塗布の場合、50mg/m2以下(区分3に限る)
	2-メチル-2-(メチルアミノ)-1-プロパノール	0.5	0.5	0.5	－	－	－	－	
	ジノニルナフタレンスルホン酸の亜鉛塩	1	－	－	－	－	－	－	
	エトキシ化処理（EO≧4）されたビスフェノールA	3	3	3	3	0.005	0.005	0.005	塗布の場合、5mg/m2以下
	炭酸のアンモニウム・ジルコニウム塩	－	－	3	－	－	－	－	
	脂肪酸（C14-18）とチタン イソプロポキシドの反応生成物	－	－	－	1	1	1	－	
	イマザリル	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
	トリヒドロキシプロピルシラン	1	1	1	1	－	－	－	塗布の場合、50mg/m2以下(区分1、3及び7に限る)
	エトキシ化処理（EO≧4）されたステアリル イソシアネート	3	3	3	3	－	－	－	
1430	4-アミノ-2,2,6,6-テトラメチルピペリジン	－	－	0.2	－	－	－	－	
	亜リン酸とジエチレングリコールのトリエステル	1	－	－	－	－	－	－	
	エトキシ化またはプロポキシ化処理（EO，PO≧4）されたリン酸	2.1	2.1	2.1	－	－	－	－	
	赤リン	10	－	10	－	－	－	－	
	マレイン酸修飾されたオレイン酸とエチレングリコール単独重合体のモノエステル	0.6	0.6	0.6	－	－	－	－	
	プロポキシ化処理（PO≧4）されたグリセロール	5	5	5	－	2	2	－	
	2-ベンゾイミダゾールカルバミン酸 メチルの塩酸塩	－	－	－	－	－	0.00004	－	
	リン酸とエトキシ化処理（EO≧4）されたフェノールのエステル	0.925	0.925	0.925	0.925	0.925	0.925	0.925	
	4,4'-メチレンビス(フェニルカルバミン酸) ジステアリル	－	－	3	－	－	－	－	
	アクリル酸とエトキシ化処理（EO≧4）されたグリセロールのエステル	1.5	－	1.5	－	－	－	－	
1440	芳香族炭化水素（C10-13）	－	－	0.006	－	－	－	－	
	デカン酸とエトキシ化処理（EO≧4）されたオクタノールのエステル	－	－	－	－	－	－	0.2	
	1,5-ペンタンジオール	3	3	3	－	－	－	－	
	エトキシ化処理（EO≧4）された2-(ヘルフルオロヘキシル)エタノール	0.5	－	－	－	－	－	－	
	エトキシ化またはプロポキシ化処理（EO，PO≧4）されたソルビトール	－	－	0.04	－	－	－	－	
	アジピン酸のペンタエリスリチルエステル	0.5	0.5	0.5	2	－	－	－	
	マレイン酸とエトキシ化処理（EO≧4）されたラウリルアルコールのエステル	1.5	1.5	1.5	－	－	－	－	
	ケイ酸 リチウム・ナトリウム・マグネシウム塩	2	2	2	－	2	－	－	
	オレイン酸と2,2-ジメチルプロピオン酸 2,2-ジメチル-3-ヒドロキシプロピルのジエステル	－	－	0.01	－	－	－	－	
	N,N'-(フェニレンジメチレン)ビス(12-ヒドロキシステアリン酸アミド)	3	3	3	3	3	3	3	
1450	ヘキサメチレンビス(12-ヒドロキシステアリン酸アミド)	10	10	10	2	2	2	2	
	3-メトキシ-3-メチル-1-ブタノール	3	3	3	－	－	－	0.013	
	オレイン酸とエトキシ化処理（EO≧4）されたソルビトールのエステル	－	0.4	0.4	－	0.4	0.4	0.4	
	グリコール酸とエトキシ化処理（EO≧4）されたオレイルアルコールのエーテル	－	－	－	－	－	－	－	塗布の場合、10mg/m2
	ステアリン酸とエトキシ化処理（EO≧4）されたトリメチロールプロパンのジエステル	－	0.4	0.4	－	0.4	0.4	0.4	
	12-ヒドロキシステアリン酸の縮合物とステアリン酸のエステル	－	0.1	2	－	0.1	0.2	1	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	水素化処理された牛脂アルキルアミン	5	0.06	0.06	0.06	－	－	－	
	ヤシ油アルキルアミン	1	1	1	1	1	1	1	
	トール油脂肪酸とジエチレングリコールのエステル	－	0.124	－	－	－	－	－	
	二量化処理された植物性油脂由来の脂肪酸	0.57	0.57	0.57	－	－	－	－	
1460	ヤシ油アルキルアミン	－	－	3.2	－	0.5	－	－	
	エトキシ化処理（EO≧4）されたアルキルアミン（C14-18）	－	－	－	－	－	－	0.7	
	エトキシ化処理（EO≧4）されたヒマシ油	－	－	0.3	－	－	－	0.1	
	エトキシ化またはプロポキシ化処理（EO，PO≧4）されたトール油	0.5	0.5	0.5	0.07	－	－	－	
	エトキシ化処理（EO≧4）された牛脂アルコール	－	－	－	－	－	－	0.5	
	牛脂脂肪酸とエトキシ化処理（EO≧4）されたトリデシルアルコールのエステル	－	－	－	－	－	－	0.5	
	水素化処理された動物性油脂由来脂肪酸（カリウム塩を含む）	0.1	0.1	0.5	－	－	－	－	
	牛脂脂肪酸のペンタエリスリチルエステル	－	－	0.05	－	－	－	－	
	リン酸（モノまたはジ-）アルキル（C4-18）とエトキシ化またはプロポキシ化処理（EO，PO≧4）されたアルキルアルコール（C4-24）のエステル（ナトリウム、カリウム塩を含む）	2.5	2.5	－	－	2.5	－	2.5	
	酵母抽出物	－	－	20	－	－	－	－	
1470	不均化処理されたロジンまたはロジン酸（ナトリウム、カリウム、カルシウム、マグネシウム、アルミニウム、アンモニウム塩を含む）	－	50	50	－	50	50	－	
	β-ガラクトシダーゼ	－	－	5	－	－	－	－	
	シラン処理された酸化亜鉛	－	3	－	－	3	3	－	
	ヒドロキシプロピル プロピル セルロース	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	
	エトキシ化処理（EO≧4）された2-シアノ-3-(4-ヒドロキシフェニル)アクリル酸 ブチル	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	
	エチル ヒドロキシプロピル セルロース	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	
	安息香酸及び2-エチルヘキサン酸とトリメチロールプロパンのトリエステル	－	－	－	32	－	－	－	
	合成ポリマー処理されたガラスまたはガラス繊維	50	50	50	－	－	40	50	
	クエン酸とエトキシ化処理（EO≧4）されたアルキルアルコール（C8-24）のエステル	－	－	－	－	－	－	0.006	
	シラン処理されたデンプンの重合体	－	－	－	－	－	－	－	塗布の場合、600mg/m2
	ペントナイトのテトラアルキルアンモニウム塩（C1-24）	3	1	3	－	3	3	3	
	酸化処理された米ぬかロウ	10	10	10	10	10	10	10	
	4-[(4-クロロベンゾイル)アミノ]安息香酸のナトリウム塩	－	－	－	－	0.25	0.25	－	
	セルロースと2-ヘキサデセニルコハク酸のエステル（カリウム、カルシウム塩を含む）	－	－	30	－	－	－	－	
	カンフェンとフェノールの反応生成物	－	20	－	－	－	－	－	

	物質名	区分別使用制限（重量％）							特記事項
		区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	区分 7	
1480	水素化及びエトキシル化またはプロポキシル化処理（EO, PO≧4）された牛脂脂肪酸	－	－	0.0055	－	－	－	0.0055	
	5-(ジメチルアミノ)-2-メチル-5-オキソ-吉草酸 メチル	5	0.6	5	0.6	0.6	0.6	0.6	
	酢酸 アルキル（C8-18）	5	－	－	－	－	－	－	
	リン酸とエトキシル化処理（EO≧4）されたトリデシルフェノールのエステル	1.6	－	－	－	－	－	－	
	ジメチル シロキサン・3,3,4,4,5,5,6,6,6-ノナフルオロヘキシル メチル シロキサンまたは3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,8-トリデカフルオロオクチル メチル シロキサン共重合体	2	0.03	2	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	N-(2,6-ジイソプロピルフェニル)-6-[4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノキシ]-1H-ベンゾ[d,e]イソキノリン-1,3(2H)-ジオン	－	－	－	－	－	－	0,5	
	エトキシル化処理（EO≧4）されたスチレン化メチルフェノール	0.3	－	－	－	－	－	－	
	エトキシル化処理（EO≧4）されたN,N'-ジアシル-[2-[ビス(2-アミノエチル) エチル グリシジル アンモニウム（C16-24）	－	－	－	－	0.08	－	－	
	マレイン酸とエトキシル化処理（EO≧4）されたアルキルアルコール（C9-11）のエステル	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
	13-ドデセン酸 2-デシル-テトラデシル	－	1	1	－	1	1	1	
1490	リン酸とエトキシル化処理（EO≧4）されたブタノールのエステルの2-(ジブチルアミノ)エタノール塩	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
	脂肪酸（C16-18）とエトキシル化処理（EO≧4）されたアルキルアルコール（C12-14）のエステル	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
	リン酸とエトキシル化処理（EO≧4）されたブタノールのエステルの2-(ジブチルアミノ)エタノール塩	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	
	エトキシル化処理（EO≧4）されたリン酸 モノアルキル（C12,13）	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
	五酸化リンとアルキルアルコール（C12,13）及び2-(ジブチルアミノ)エタノールの反応生成物	0.5	－	－	－	－	－	－	
	エトキシル化またはプロポキシル化処理（EO, PO≧4）されたアルキルアルコール（C14-18）とオレイン酸のモノエステル	0.70	0.70	0.70	0.70	－	－	－	
	エトキシル化処理（EO≧4）されたアルキルアルコール（C10-14）のアリルエーテルと硫酸のエステル	0.5	5	0.5	5	5	5	5	添付の場合、10mg/m2(区分 2、4、5、6、及び7に限る)
	無水3-ヘキサデシニコハク酸	2	2	2	2	2	2	2	
	エトキシル化処理（EO≧4）された2-エチルヘキシルグリシジル エーテルとグリセロールのエーテル	3	3	3	－	－	－	－	
	水酸化酸化モリブデンのジアルキルアミン塩（C13）	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
1500	エトキシル化処理（EO≧4）されたデカノールとラウリン酸のエステル	－	－	－	－	－	－	0.10	
	ジメチル シロキサンまたはヒドロキシ メチル シロキサン・プロピレングリコール（2-メチルオキシラン） からの重合体	2.5	0.5	2.5	0.15	2.5	0.15	0.15	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	3-[2-(アセチロキシ)-5-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェニル]-5-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)-2(3H)-ベンゾフラノン	1	－	－	－	－	－	－	
	15-テトラコセン酸アミド	－	0.1	－	－	0.1	0.1	－	
	スチレン化処理された硫酸とエチレングリコール（オキシラン） 単独重合体のエステルのナトリウム塩	0.05	－	－	－	－	－	－	
	エトキシル化またはプロポキシル化処理されたブタノールとジメチル シロキサンのエーテル	0.15	－	－	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る 乾燥食品に限る
	ホウ酸 テトラキス(ベンタフルオロフェニル)の4-イソプロピル 4'-メチルジフェニル ヨードニウム塩	1	－	－	－	－	－	－	
	3-(4-ヒドロキシ-3,5-ジ- <i>tert</i> -ブチルフェニル)プロピオン酸 アルキル（C13-15）	－	0,06	－	－	0,06	0,06	－	
	オクチル メチル シロキサン・ジメチル シロキサン・2-フェニルプロピル メチル シロキサン共重合体	5	1	3	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	コハク酸とエトキシル化処理（EO≧4）されたアルキルアルコール（C13-15）のエステル	20	0.8	20	－	20	4	4	
1510	三量化処理された脂肪酸（不飽和 C18）とトリエチレンテトラミンの反応生成物	－	－	0.16	－	－	－	－	
	二量化処理された脂肪酸（不飽和 C18）とN,N-ジメチル-1,3-プロパンジアミン及び1,3-プロパンジアミンの反応生成物	1.6	1.6	1.6	－	－	－	－	塗布の場合、4.5mg/m2以下(区分 1に限る)
	米ぬか	－	－	30	－	30	30	－	
	大豆粕	－	－	30	－	－	－	－	
	メチル シルセスキオキサン	1	1	1	－	1	1	1	
	デンプンの2-ヒドロキシエチルエーテルの酸化物	2	2	2	－	2	2	－	
	ヤシ油脂肪酸、2-[(2-アミノエチル)アミノ]エタノール及びメタクリル酸メチルの反応生成物のナトリウム塩	－	－	0.05	－	－	－	－	
	石油スルホン酸のナトリウム塩	5	－	－	－	－	－	－	
	N,N-ビス(2-ヒドロキシエチル)水素化処理された牛脂アミン	2	－	－	－	－	－	－	
	N,N-ビス(水素化された牛脂アルキル)2-アミノエタノール	5	－	－	－	－	－	－	
1520	1,2-シクロヘキサンジカルボン酸とトリシクロデカンジメタノールのエステル	0,8	0.8	0,8	－	－	－	－	
	エトキシル化処理（EO≧4）された4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノール	1.6	－	－	－	－	－	－	
	エトキシル化処理（EO≧4）されたビス(1-メチルプロピル)フェノール	1.6	－	－	－	－	－	－	
	[4,4',4'',4'''-(21H,23H-ボルフィン-5, 10,15,20-テトライル-κN21,κN22,κN23,κN24)テトラキス(ベンゾスルホネート)]鉄の塩化物	－	－	－	－	0.00001	－	－	
	1,2,3,4-ブタンテトラカルボン酸 1,2,3,4-テトラキス(2,2,6,6-テトラメチル-4-ピペリジニル)	－	1	－	－	－	－	－	
	11-オクタデセン酸のナトリウム塩	－	－	－	－	－	－	0.01	
	1-クロロ-3-トリフルオロ-1-trans-プロペン	20	－	－	－	－	－	－	
	2-{[2-(トリエトキシシリル)プロポキシ]メチル}オキシラン	5	－	5	5	－	－	－	
	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4-メチル-6-ラウリルフェノール	5	－	5	5	－	－	5	
	2-スルホコハク酸 1-(2-プロペニル) 4-ラウリル	－	－	0.2	－	－	－	－	
	3-(アルキルチオ)プロピオン酸（C12-14）と4,4'-チオビス(3-メチル-6- <i>tert</i> -ブチルフェノール)のジエステル	－	－	－	－	－	－	0.02	

	物質名	区分別使用制限（重量％）							特記事項
		区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	区分 7	
1530	3-(ラウリルチオ)プロピオン酸と4,4'-[チオビス(2-ヒソチル-5-メチルフェノール)]のジエステル	－	1	1	－	－	－	－	
	2-オクチル-4,5-ジクロロ-3-イソチアゾロン	－	－	0.1	－	－	－	－	
	9-(または10-)スルホオキシステアリン酸のナトリウム塩	－	－	1	－	－	－	－	
	N,N'-1,3-フェニレンビス(メチレン)ビス(12-ヒドロキシステアリン酸アミド)	8.6	8.6	8.6	3	3	3	3	
	N,N'-{1,3-フェニレンビス[メチレンイミノカルボニレイミノ(メチル-3,1-フェニレン)]}ジカルバミン酸とトリエチレングリコールのブチルエーテル及びエトキシル化処理（EO≧4）されたメタノールのエステル	0.6	0.6	2.6	0.6	0.6	0.6	0.6	
	N,N-ビス(2-ヒドロキシエチル)(ヤシ油アルキル)アミン	1	1	1	1	1	1	1	
	N-メチルタウリン ヤシ油脂肪酸アミドのナトリウム塩	5	5	5	5	5	5	5	塗布の場合、600mg/m2(区分1～7)
	β-シクロデキストリンのメチルエーテル	0.5	0.5	0.5	－	－	－	－	
	アクリル酸とプロポキシル化処理（PO≧4）されたネOPENチルグリコールのジエステル	6	6	6	6	6	6	6	
1540	ウエランガム	－	－	0.003	－	－	－	－	
	エトキシル化処理されたオクタノールとデカン酸のエステル	－	－	－	－	－	－	0.2	
	エトキシル化処理（EO≧4）されたトリベンジルフェノール	－	－	0.012	－	－	－	－	塗布の場合、9.76mg/m2以下（区分3に限る）
	エトキシル化処理（EO≧4）されたモンタン酸	1	1	1	1	1	1	1	
	エトキシル化処理（EO≧4）されたヤシ油脂肪酸とエタノールアミンの反応生成物	－	－	－	－	－	－	0.2	
	エトキシル化またはプロポキシル化処理（EO, PO≧4）されたスチレン化フェノール	20	20	20	2	2	2	2	塗布の場合、400mg/m2以下(区分1～7)
	オレイン酸 2-デシルテトラデシル	－	－	－	－	－	－	1	
	海泡石（セピオライト）	50	－	30	－	－	－	－	
	クエン酸のリチウム塩とバーミキュライトの反応生成物	5	5	5	－	5	5	－	
1550	酢酸とエトキシル化またはプロポキシル化処理（EO, PO≧4）されたアリルアルコールのエステル	0.5	0.3	0.3	0.1	0.15	0.15	0.15	塗布の場合、0.05mg/m2以下(区分3に限る)
	脂肪酸 グリシジル（C10）と1,3-ベンゼンジメタンアミンの反応生成物	20	－	20	－	－	－	－	
	脂肪酸（飽和 C10-20、不飽和 C16-18）とトリエタノールアミン及び硫酸ジメチルの反応生成物	2	2	2	－	2	2	－	
	重合処理されたアマニ油	5.6	5.6	5.6	－	－	－	－	
	ジ亜リン酸とビスフェノールA及びアルキルアルコール（C12-15）のエステル	1	－	－	－	－	－	－	
	水素化処理された牛脂脂肪酸アミド	－	10	10	－	－	－	－	
	水素化処理されたロジンとアクリル酸の反応生成物	－	30	20	－	20	20	20	
	脱水処理及びマレイン酸化処理されたヒマシ油脂肪酸	1.5	1.5	1.5	－	－	－	－	
	デンプンと（2,3-ジヒドロキシプロピル）トリメチルアンモニウム塩化物のエーテル	－	－	30	－	－	－	－	
1560	デンプンと2-オクテニルコハク酸のエステル（ナトリウム塩を含む）	－	－	30	－	－	－	－	
	トール油脂肪酸とN-(3-アミノプロピル)-1,3-プロパンジアミンの反応生成物	0.9	0.9	0.9	－	－	－	－	
	トール油脂肪酸とジエタノールアミンまたはトリエタノールアミンのアミド	1	1	1	1	－	－	－	
	トール油脂肪酸とトリエチレングリコールのエステル	－	0.241	－	－	－	－	－	
	トリエチレングリコールのラウリルエーテルとマレイン酸のエステル	6	6	6	－	－	－	－	
	ナタネ油脂肪酸とプロピレングリコールのエステル	1.80	1.80	1.80	1.80	－	－	－	
	不鹼化処理されたトール油	－	0.006	－	－	－	－	－	
	フマル酸化処理されたロジンのベンタエリスリチルエステル	－	50	50	－	50	50	－	
	プロポキシル化処理された酢酸	50	50	50	－	－	－	－	
1570	グリセロール単独重合体（GOL≧3）のグリシジルエーテル	－	－	－	－	－	－	0.5	
	ポルトランドセメント	50	－	30	－	－	－	－	
	マレイン酸化処理された脂肪酸（飽和 C14-18、不飽和 C16-18）とオレイルアミンの反応生成物	10	－	10	－	10	－	－	
	マレイン酸化処理されたトール油脂肪酸とトリエタノールアミンの反応生成物	10	0.5	10	0.5	10	－	－	
	メタクリル酸 アルキル（直鎖 C16,18）	10	10	10	10	10	10	10	
	ラノリン脂肪酸 2-オクチルドデシル	8	－	－	－	－	－	－	
	硫酸 エチルのヤシ油アルキル エチル ジメチル アンモニウム塩	－	－	－	－	－	－	0.2	0.5%（区分1及び3の食品非接触面に限る） 塗布の場合、5mg/m2以下(区分1、3に限る)
	硫酸とエトキシル化処理（EO≧4）された 2,4,6-トリス(1-メチルプロピル)フェノールのエステルのナトリウム塩	0.2	－	－	－	－	－	－	
	硫酸とエトキシル化処理（EO≧4）された4-ノニル-2-(1-プロペニル)フェノールのエステルのアンモニウム塩	3	－	3	－	－	－	－	
1580	硫酸とエトキシル化処理（EO≧4）されたスチレン化フェノールまたはスチレン化メチルフェノールのエステルのアンモニウム塩	0.008	1	0.008	1	1	1	1	塗布の場合、100mg/m2以下（2、4、5及び6に限る）、 10mg/m2以下(1及び3に限る)
	硫酸とエトキシル化処理（EO≧4）されたスチレン化メチルフェノールのエステルのアンモニウム塩	5	0.5	8	0.5	0.5	0.5	0.5	塗布の場合、100mg/m2以下（区分2、4、5、6及び7に限る）
	リン酸 モノ2-(2-エチルヘキサンオキシ)エチルのカリウム塩	－	－	－	－	0.2	－	－	
	リン酸 モノトリデシルのモルホリン塩	5	5	5	5	5	5	5	
	リン酸と2-エトキシエタノールのエステルのカリウム塩	－	－	－	－	－	0.035	－	
	リン酸とエトキシル化処理（EO≧4）されたアルキルアルコール（C12,13）のエステルのトリエタノールアミン塩	－	－	－	－	－	－	0.02	
	リン酸とエトキシル化処理（EO≧4）されたアルキルアルコール（C12-18）のエステルのジエタノールアミンまたはトリエタノールアミン塩	1	1	1	1	1	1	1	
	リン酸とエトキシル化処理（EO≧4）されたヤシ油アルキルアミン及びオレイルアルコールのエステル	－	0.3	0.3	－	0.3	0.3	0.3	
	リン酸とエトキシル化処理（EO≧4）されたヤシ油アルキルアミンのエステル	1	1	1	1	1	1	1	
1580	ロジン酸とグリセロール及び／またはジエチレングリコールのエステル	－	30	30	－	－	－	－	
	過塩素酸のN-(2-ヒドロキシエチル)-N,N-ジメチル-1-オクチルアンモニウム塩	－	－	1	－	－	－	－	
	大谷石	－	－	－	－	7	－	－	

	物質名	区分別使用制限（重量％）							特記事項
		区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	区分 7	
1590	2-{2-[(2,2,4-(or 2,4,4-)トリメチルベンチル)フェノキシ]エトキシ}エタンスルホン酸のナトリウム塩	2	2	2	2	－	－	－	
	3-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-5-(t-ブチル)-4-ヒドロキシフェニルプロピオン酸とアルキルアルコール（C7-9）のエステル	3	3	3	－	－	－	－	
	エトキシシル化またはプロポキシシル化処理（EO，PO≥4）された2-アミノプロパノールのメチルエーテル	0.5	0.5	0.5	－	－	－	－	
	エトキシシル化またはプロポキシシル化処理されたスチレン化フェノール	0.02	0.02	0.02	－	－	－	－	
	オクタノ酸とエトキシシル化処理（EO≥4）されたラウリルアルコールのエステル	－	－	0.8	－	－	－	－	
	グルタル酸 ジイソブチル	－	0.0075	0.0075	－	－	－	－	
	水素化処理及びエトキシシル化またはプロポキシシル化処理（EO，PO≥4）されたヒマシ油	－	1	1	－	1	1	1	
	トリ(イソステアリン酸)・2-プロパノールのチタン塩	0.1	－	－	－	－	－	－	
	トリ(ラウリルベンゼンスルホン酸)・2-プロパノールのチタン塩	40	－	25	－	－	－	0.1	
	ヤシ油脂肪酸とエトキシシル化処理（EO≥4）されたアルキルアルコール（C11-15）のエステル	1.2	－	－	－	－	－	－	
1600	ラウリン酸とエトキシシル化処理（EO≥4）されたビスフェノールAのジエステル	－	－	0.4	－	－	－	0.07	
	リン酸とイソプロピル化処理されたフェノールのエステル	－	－	22.25	－	－	－	－	
	大豆油脂肪酸とプロピレングリコールのエステル	1.8	1.8	1.8	1.8	－	－	－	
	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-6-(1-メチル-1-フェニルエチル)-4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)-フェノール	5	5	5	－	－	－	－	
	イソステアリン酸とヒドロキシプロパン硫酸のエステルのナトリウム塩	－	－	－	－	－	－	0.01	
	エトキシシル化処理（EO≥4）されたジ-sec-ブチルフェノール	1.6	－	－	－	－	－	－	
	ステアリン酸とエトキシシル化またはプロポキシシル化処理（EO，PO≥4）されたトリメチロールプロパンのエステル	0.3	0.3	0.3	0.3	－	－	－	
	オレイン酸とN-メチル-アミノ酢酸のアミドのカリウム塩	－	0.1	0.1	－	0.1	0.1	0.1	
	動植物性油脂由来脂肪酸のモルホリン塩	1.6	－	－	－	－	－	－	塗布の場合、40mg/m2以下（区分 1、3 及び 7 に限る）
	エトキシシル化処理（EO≥4）、マレイン酸化処理及び水素化処理されたヒマシ油	1	1	1	1	1	1	1	
1610	エトキシシル化またはプロポキシシル化処理（EO，PO≥4）された2-アミノ-2-メチル-1-プロパノールと脂肪酸（直鎖 C18,22）の反応生成物	－	－	－	－	0.08	－	－	
	エトキシシル化またはプロポキシシル化処理されたスチレン化フェノール	1	1	1	1	1	1	1	
	エトキシシル化処理（EO≥4）された12-ヒドロキステアリン酸	－	0.5	－	－	－	－	－	
	環化イソブレン単独重合体	27	27	27	－	27	27	27	塗布の場合、300mg/m2以下（区分 2 及び 3 に限る） 単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る 100℃未満で使用。 厚み50.8μm以下、 中性、酸性、アルコール分8%以下の食品用に限る
	酢酸とエトキシシル化処理（EO≥4）されたラウリルアルコールのエステル	6	6	6	－	－	－	－	
	水素化処理された牛脂アルキル ジメチル アミン	2	－	2	－	－	－	－	
	水素化処理されたビス(牛脂アルキル) ジメチル アンモニウムの塩化物	5	5	5	－	－	－	－	
	ステアリン酸と尿素及び(2-ヒドロキシエチル)エチレンジアミンの反応生成物と酢酸のエステル	－	－	0.1	－	－	－	－	
	スルホン化処理されたアルキルアルコール（C14-16）またはアルケン（C14-16）のナトリウム塩	－	－	0.0006	－	－	－	－	
	トール油脂肪酸とジエチレントリアミンの反応生成物	5	5	5	－	5	5	－	
1620	乳酸のチタン塩	1.3	－	－	－	－	－	－	塗布の場合、598mg/m2以下（区分 1 に限る）
	二量化処理された植物性油脂由来脂肪酸・ヘキサメチレンジアミン共重合体	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	二量化処理及びエトキシシル化処理（EO≥4）された脂肪酸（不飽和 C18）	2	－	2	－	－	－	－	
	ビス(ホスホン酸 アルキル)（C13）とベンタエリスリトールのエステル	1	－	－	－	－	－	－	
	マレイン酸化処理されたトール油脂肪酸	1.05	1.05	1.05	－	－	－	－	
	硫酸 エチルの水素化処理された牛脂アルキル エチル ビス(ヒドロキシエチル) アンモニウム塩	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	
	硫酸 エチルの水素化処理されたヤシ油アルキル エチル ビス(ヒドロキシエチル) アンモニウム塩	－	－	0.2	－	－	－	－	
	リン酸 (モノ-またはジ-)アルキル（C8-22）のトリエタノールアミン塩	－	0.2	－	－	0.3	0.2	0.3	
	煅焼（かしょう）石油コークス	30	－	－	－	－	－	－	
	エポキシオレイン酸のアンモニウム塩	1.6	－	－	－	－	－	－	
1630	2-スルホコハク酸 アルキル（C8-20）アルケニル（C3,4）のナトリウム塩	－	－	0.2	－	－	－	－	
	エトキシシル化処理（EO≥4）された3-(フェニルメチル)-2-ヒドロキシビフェニル	－	0.7	0.7	－	0.7	0.7	0.7	
	N-(2-エトキシフェニル)-N'-(p-アルキルフェニル)シュウ酸アミド（C12）	5	5	5	－	－	－	－	
	ステアリン酸及びマレイン酸と水素化及びエトキシシル化処理（EO≥4）されたヒマシ油のエステル	－	－	－	－	0.1	－	0.3	
	29H,31H-フタロシアン-（モノ-, ジ-, トリ- またはテトラ-）スルホン酸-κN29,κN30,κN31,κN32の銅（1-）及びジメチル ジステアリル アンモニウム塩	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
	エトキシシル化処理（EO≥4）されたメタノールと1,3-フェニレンビス[メチレンイミノカルボニルイミノ(メチル-3,1-フェニレン)イミノカルボン酸]のジエステル	0.25	－	－	－	－	2	－	
	2-アミノ-2-エチル-1,3-プロパンジオール	－	50	8	－	－	5	－	
	酢酸 2-エトキシエチル	5	5	5	－	－	－	－	
	セピオライトのビス(牛脂アルキル) ジメチル アンモニウム塩	4.5	－	4.5	－	4.5	4.5	4.5	
	二量化処理された脂肪酸（不飽和 C18）とプロポキシシル化処理（PO≥4）されたブタノールのエステル	2	－	2	－	2	2	2	
	ビス(イソプロピル)ナフタレン	3	3	3	1	1	1	1	塗布の場合、345mg/m2以下（区分 3 に限る）
	ピロリン酸のピペラジン塩	1	－	1	－	1	1	1	

物質名	区分別使用制限（重量％）							特記事項
	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	区分 7	
エチレングリコール（オキシラン）・メタクリル酸・メタクリル酸 アルキル（C1, 4）・メタクリル酸 2-(ジメチルアミノ)エチル・ [(1-メトキシ-2-メチル-1-プロペニル)オキシ]トリメチルシランからなる重合体	2	2	2	2	2	2	2	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
メタクリル酸 アルキル（C1, 4, 8）・メタクリル酸 2-[2-(2-エトキシエトキシ)エトキシ]エチル・メタクリル酸 2-(ジメチルアミノ)エチル・メタクリル酸 ベンジル・ [(1-メトキシ-2-メチル-1-プロペニル)オキシ]トリメチルシランからなる重合体	2	－	－	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
二量化処理された脂肪酸（不飽和 C18）・1,6-ヘキサジアミン共重合体	－	－	0.03	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
グリセロール・二量化処理された脂肪酸（C18）・12-ヒドロキシステアリン酸・プロピレングリコール（2-メチルオキシラン） からなる重合体	1.5	1.5	1.5	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
イソブレン単独重合体	1.4	1.4	1.4	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
垂リン酸 トリフェニル・水素化処理されたビスフェノール A・ペンタエリスリトール共重合体	0.1	－	0.1	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
アジリジン・プロピレングリコール（2-メチルオキシラン）・リン酸からなる重合体	10	0.5	10	2	10	0.5	0.5	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
1-アジリジンプロピオン酸 2-エチルヘキシル・エチレングリコール（オキシラン） 及び／またはプロピレングリコール（2-メチルオキシラン）・エチレンジアミン・リン酸からなる重合体	10	5	10	5	12	5	5	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
硫酸とエトキシル化処理（EO≧4）されたアリル アルキル（C10-14）グリセリル エーテルのエステル of アンモニウム塩	3	3	3	3	－	－	－	
エチレングリコール（オキシラン）・ヘキサメチレン ジイソシアネート共重合体	－	0.01	－	0.01	0.01	0.01	0.01	塗布の場合、2mg/m2以下（区分 2、4、5、6 及び 7 に限る）
エチレングリコール（オキシラン）・α,α,α',α'-テトラメチル-1,3-キシレン ジイソシアネート共重合体	1	1	1	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
グリセロール・無水フタル酸・ヤシ油からなる重合体	5	5	5	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
1-オクテン・スチレン・メチル 水素 シロキサンからなる重合体	5	1	5	－	5	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
アリルアルコール・1-オクテン・プロピレングリコール（2-メチルオキシラン）・メチル 水素 シロキサンからなる重合体	1.1	1.1	1.1	1.1	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
エチレングリコール（オキシラン）・オクチル メチル シロキサン・3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,8-トリデカフルオロオクチルオキシ メチル シロキサン・メチル 水素 シロキサンからなる重合体	0.11	0.11	0.11	0.11	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
メチル シルセスキオキサソ	5	0.5	2	2	2	2	0.3	塗布の場合、600mg/m2以下 単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
アクリル酸アルキル（C2, 4, 8）及び／またはメタクリル酸 アルキル（C1, 4, 8, 10, 12-16, 18）の単独重合体または共重合体	25	10	20	40	5	5	10	塗布の場合、310mg/m2以下（区分 1 に限る）
メタクリル酸 アルキル（C4, 12-15）・メタクリル酸 ジメチルアミノエチル共重合体	－	23	－	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
アクリル酸 2-エチルヘキシル・エチレングリコール（オキシラン）・メタクリル酸・メタクリル酸 メチルからなる重合体	2	－	－	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
エチレングリコール（オキシラン）・メタクリル酸・メタクリル酸・3-ヒドロキシプロピル ヘプタメチル トリシロキサンからなる重合体	0.6	0.6	0.6	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
フッ素テロマーアルコール・メタクリル酸・メタクリル酸 ラウリルからなる重合体	1.6	－	－	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
メタクリル酸 アルキル（C1, 3）・無水マレイン酸共重合体	－	－	10	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
メタクリル酸 グリジシル・アクリル酸 アルキル（C1, 2, 4） 及び／またはエチレン及び／またはメタクリル酸 アルキル（C1, 2） 共重合体	50	50	50	50	－	－	50	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
メタクリル酸 アルキル（C3, 12-15）・メタクリル酸 2-(ジメチルアミノ)エチル共重合体	－	26	－	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
N-ビニルピロリドン・メタクリル酸 アルキル（C1, 4, 10, 12-18, 20） 共重合体	1.6	1	1	0.01	0.01	0.01	0.05	塗布の場合、2mg/m2以下（区分 2、4、5、6 及び 7 に限る）、7mg/m2以下（区分 1 及び 3 に限る） 単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
メタクリル酸 2-(ジメチルアミノ)エチル・メタクリル酸 メチル共重合体（メタクリル酸 ラウリルを含んでもよい）	1	1	1	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
アクリル酸 3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,8-トリデカフルオロオクチル・ビニルピロリドン・メタクリル酸 2-(ジメチルアミノ)エチル共重合体	－	－	－	－	－	－	－	塗布の場合、1200mg/m2以下（区分 5、6 及び 7 に限る） 単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
メタクリル酸 2-(ジエチルアミノ)エチル・リン酸共重合体	1.6	－	－	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
無水マレイン酸修飾されたスチレン・ブタジエン共重合体	－	15	－	－	15	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
無水マレイン酸修飾及び塩素化処理されたプロピレン単独重合体	－	12	－	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
エチレングリコール（オキシラン）・カプロラクトン及び／またはバレロラクトン・ポリリン酸共重合体	5	1.1	4	4	3	0.07	0.07	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
ヘキサメチレングアジニン単独重合体のリン酸塩	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
テトラフルオロエチレンまたはヘキサフルオロプロピレンの単独重合体	5	－	－	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
アクリル酸 2-エチルヘキシル・アジリジン・アルキルアルコール（C9-11）・カプロラクトン・ジエチレントリアミン・フェノキシエタノール・プロピレングリコール（2-メチルオキシラン）・ヘキサメチレン ジイソシアネートからなる重合体	－	－	4.3	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
プロボキシ化処理されたプロパノール（2-メチルオキシラン）とメチレン化処理されたノニルフェノールの反応生成物の重合体	1.6	－	－	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
アジリジン・カプロラクトン・2,4-トルエン ジイソシアネート・バレロラクトン・2,2-ビス(ヒドロキシメチル)プロピオン酸・プロピレングリコール（2-メチルオキシラン）からなる重合体	1	1	1	1	1	1	1	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
2-(ジメチルアミノ)エタノールまたはメタクリル酸 トリメトキシシリルプロピル・プロピレンからなる重合体	2.5	－	2.5	－	2.5	2.5	2.5	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
2-(ジメチルアミノ)エタノール・プロピレン・無水マレイン酸からなる重合体	－	－	－	－	－	0.16	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
グリセロール・フマル酸・ペンタエリスリトール・ロジンからなる重合体	－	50	50	－	50	50	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
フマル酸 ジブチル単独重合体	1	1	1	－	－	－	0.1	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る

	物質名	区分別使用制限（重量%）							特記事項
		区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	区分 7	
1680	ブテン単独重合体（1-ブテン単独重合体またはパラフィンワックスに該当するものを除く）	20	9.5	20	30	6	15	5	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	ジメチル シロキサン・メタクリル酸 エチル・メタクリル酸 プロピルからなる重合体	1	1	1	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	ジメチル シロキサン	5	－	－	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	ビニル ラウリル エーテル単独重合体	2	－	2	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
1700	ビニル メチル エーテル単独重合体	2	－	2	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	2-(ジメチルアミノ)エタノール・ビスフェノール A・ヒマシ油・プロピレングリコール（2-メチルオキシラン）・ポリリン酸からなる重合体	5	5	5	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	エチレングリコール（オキシラン）及び／またはプロピレングリコール（2-メチルオキシラン）・エピクロルヒドリン・ビスフェノール Aからなる重合体	1.1	－	－	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	1-(2-アミノエチル)ピペラジンまたはアクリル酸またはリン酸またはロジン酸・エピクロルヒドリン・ビスフェノール Aからなる重合体	10	10	10	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	パルミチル ビニル エーテル・ビニル ラウリル エーテル共重合体	0.1335	0.1335	0.1335	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	二量化处理された脂肪酸（不飽和 C18）・二量化处理された脂肪族アミン（不飽和 C18）共重合体	2.1	2.1	2.1	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	エチレングリコール（オキシラン）・ジエチレントリアミン・トール油脂肪酸・トール油脂肪酸アミド・マレイン酸からなる重合体	10	1	1	1	1	1	1	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	トール油脂肪酸・二量化处理されたヒマワリ油脂肪酸・N,N-ビス(ヒドロキシエチル)オレイルアミン・無水マレイン酸からなる重合体	－	－	5	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	テレフタル酸 ジメチル・4,4'-[(1,3,6,8-テトラヒドロ-1,3,6,8-テトラオキソベンゾ[Imn][3,8]フェナントリン)-2,7-ジイル]ビス(安息香酸 エチル)・2,6-ナフタレンジカルボン酸 ジメチル・1,4-ブタンジオール共重合体	－	－	－	－	－	－	7	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	イソフタル酸（イソフタル酸 ジメチル）及び／または5-スルホイソフタル酸（5-スルホイソフタル酸 ジメチル）及び／またはテレフタル酸（テレフタル酸 ジメチル）・アルキルアルコール（二価 C2-6）共重合体	1	1	1	1	1	1	1	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	クロロトリフルオロエチレン及び／またはテトラフルオロエチレン及び／またはフッ化ビニリデン及び／またはヘキサフルオロプロピレン及び／または2,3,3,4,4,5,5-ヘプタフルオロ-1-ペンテンの共重合体（エチレンを含んでもよい）	5	2	0.2	0.2	2	2	0.2	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	チタニウム ブトキシドの単独重合体	35	－	20	－	－	－	－	塗布の場合、300mg/m2以下（区分 3， 4， 6 及び 7 に限る） 単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	炭化水素（不飽和 C9）・無水マレイン酸共重合体	2	2	2	－	－	－	－	塗布の場合、300mg/m2以下（区分 1、 2 及び 3 に限る） 単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	2-(ジメチルアミノ)エタノールまたは2-ブトキシエタノール・スチレン・無水マレイン酸からなる重合体（アンモニウム塩を含む）	－	－	－	－	－	0.2	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	2-アミノ-2-メチル-1-プロパノール・エチレングリコール（オキシラン）・スチレン・無水マレイン酸からなる重合体	0.7	－	2.6	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	ジメチル シロキサン・メタクリル酸 イソブチル・メタクリル酸 2-ヒドロキシエチルからなる重合体	3.5	－	0.15	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	エチルスチレン及び／またはジビニルベンゼン及び／またはスチレン及び／またはα-メチルスチレン及び／または4-メチルスチレンの単独重合体または共重合体	－	50	50	－	50	50	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	スチレン・N-フェニルマレイミド・無水マレイン酸共重合体	－	－	50	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	スチレン・1-ビニルイミダゾール・メタクリル酸 2-[2-(2-エトキシエトキシ)エトキシ]エチル・メタクリル酸 ブチル共重合体	－	－	0.6	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	水素化处理されたスチレン単独重合体	25	25	25	25	25	50	25	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
1710	水素化处理された1-アルケン（直鎖 C8， 10， 12）共重合体（水素化处理されたパラフィンワックスに該当するものを除く）	5	－	－	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	水素化处理及び二量化处理された脂肪酸（不飽和 C18）・トール油脂肪酸・ヘキサメチレンジアミンからなる重合体	0.001	0.001	0.003	0.0001	0.0001	0.0001	0.0001	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	水素化及びエトキシシル化处理されたヒマシ油・マレイン酸からなる重合体	－	－	－	－	－	－	0.1	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	エチレン単独重合体とジメチル シロキサン・ビニル メチル シロキサン共重合体のブロック共重合体	8.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	0.5	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	ケイ酸のナトリウム塩・クロロ トリメチル シラン・酸化ケイ素・ジメチル シロキサン・2-プロパノールからなる重合体	0.1	0.1	4	4	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	カプロラクトン・ジメチル シロキサンからなる重合体（アリルアルコール・エチレングリコール（オキシラン）及び／またはプロピレングリコール（2-メチルオキシラン）を含んでもよい）	3	0.7	0.7	0.7	－	－	－	塗布の場合、100mg/m2以下（区分 1 に限る） 単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	ジメチル シロキサン・メチル シルセスキオキサン共重合体	－	0.002	0.002	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	エチレングリコール（オキシラン）及び／またはプロピレングリコール（2-メチルオキシラン）・ジメチル シロキサン・メチル 水素 シロキサン・無水酢酸からなる重合体	1	0.6	0.6	0.4	0.4	0.4	0.4	塗布の場合、0.1mg/m2以下（区分 3 に限る） 単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	エチレングリコール（オキシラン）及び／またはプロピレングリコール（2-メチルオキシラン）・ジメチル シロキサン・メチル 水素 シロキサンからなる重合体	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	エチレングリコール（オキシラン）・ジメチル シロキサン・メチル 水素 シロキサン・ペルフルオロアルコール（C8-14）からなる重合体	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	エチレングリコール（オキシラン）及び／またはプロピレングリコール（2-メチルオキシラン）・ジメチル シロキサン・メチル 水素 シロキサンからなる重合体	0.0010	－	0.0010	－	－	－	－	塗布の場合、2mg/m2以下（区分1及び3に限る） 単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	エチレングリコール（オキシラン）及び／またはプロピレングリコール（2-メチルオキシラン）・ジメチル シロキサン・メチル シルセスキオキサンからなる重合体	5	0.01	0.01	0.01	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る

	物質名	区分別使用制限（重量%）							特記事項
		区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	区分 7	
1720	エチレングリコール（オキシラン）及び／またはプロピレングリコール（2-メチルオキシラン）・ジメチル シロキサン・3-ヒドロキシプロピル メチル シロキサンからなる重合体	0.1	0.1	0.7	0.1	0.01	0.01	0.01	塗布の場合、2mg/m2以下（区分2，4，5，6及び7に限る） 単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	エチレングリコール（オキシラン）及び／またはプロピレングリコール（2-メチルオキシラン）・ジメチル シロキサンからなる重合体	2	－	－	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	エチレングリコール（オキシラン）及び／またはプロピレングリコール（2-メチルオキシラン）・ジメチル シロキサン・3-ヒドロキシプロピル メチル シロキサンからなる重合体	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	3-アミノプロピル メチル シロキサン・ジメチル シロキサン共重合体	1	－	－	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	3-[(2-アミノエチル)アミノ]プロピル メチル シロキサン・ジメチル シロキサン共重合体	－	－	－	－	－	－	2	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	ジメチル シロキサン・(3,4-エポキシシクロヘキシル)エチル メチル シロキサン共重合体	5	1	1	－	1	1	1	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
1730	ジフェニル シロキサン・ジメチル シロキサン共重合体	0.7	0.7	0.7	0.01	0.01	0.01	0.01	塗布の場合、2mg/m2以下（区分2，4，5，6及び7に限る） 単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	シクロオクテン単独重合体	－	20	10	－	20	50	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	エチレングリコール（オキシラン）・ジメチル シロキサン・3-ヒドロキシプロピル メチル シロキサンからなる重合体	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	カプロラクトン・ジメチル シロキサンからなる重合体	1.3	0.6	1.3	0.6	1.3	－	－	塗布の場合、50mg/m2以下（区分1及び3に限る） 単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	エチレングリコール（オキシラン）及び／またはプロピレングリコール（2-メチルオキシラン）・ジメチル シロキサン・メチル 水素 シロキサンからなる重合体	5	1	1	1	1	1	1	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	酢酸とエトキシル化処理（EO≥4）されたアリルアルコールのエステル	0.5	0.3	0.3	0.1	0.05	0.05	0.05	塗布の場合、0.05mg/m2以下（区分3に限る）
	コハク酸・N-(2-ヒドロキシエチル)-2,2,6,6-テトラメチル-4-ヒドロキシピペリジン共重合体	1	－	0.3	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	コハク酸・1,4-シクロヘキサンジメタノール共重合体	5	5	5	5	5	5	5	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	合成ポリマーでグラフト化された天然ゴム	15	15	15	－	－	－	－	塗布の場合、25000mg/m2以下（区分1，2及び3に限る）
	ケイ酸のナトリウム塩とクロトリメチルシラン及びエトキシル化またはプロポキシル化処理（EO，PO≥4）されたブタノールの反応生成物	0.0010	－	0.0010	－	－	－	－	塗布の場合、2mg/m2以下（区分1及び3に限る）
	ケイ酸のナトリウム塩とクロトリメチルシラン及び2-プロパノールの反応生成物	1	－	－	－	－	－	－	
	テトラフロエチレングリコール・ヘキサフロプロピレングリコール・トリフルオロ酢酸からなる重合体	0.5	－	－	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	グリセロール・フェノール・ホルムアルデヒド・ロジンからなる重合体	－	10	10	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	キシレン・ホルムアルデヒド共重合体	20	8	20	－	－	－	－	塗布の場合、150mg/m2以下（区分2及び3に限る） 単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
1740	アクリル酸・エチレングリコール（オキシラン）・[4-ニル-2-(1-プロペニル)フェノール]・2,4-ジフェニル-4-メチル-1-ペンテン・スチレン・4-ビニルベンゼンスルホン酸・メタクリル酸・メタクリル酸 メチルからなる重合体	1	1.5	1.5	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	アクリル酸 アルキル（C4，8）・アクリル酸 2-ヒドロキシプロピル・アクリル酸 2-ヒドロキシ-1-メチルエチル・イタコン酸・2,4-ジフェニル-4-メチル-1-ペンテン・スチレン・4-ビニルベンゼンスルホン酸・メタクリル酸・メタクリル酸 メチル共重合体	0.5	0.5	0.5	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	カプロラクトン単独重合体	0.6	0.6	20	15	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	1-(3-アミノプロピル)イミダゾール及び／またはエチレングリコール（オキシラン）及び／またはクエン酸及び／または2-(ジエチルアミノ)エタノール及び／またはプロピレングリコール（2-メチルオキシラン）・カプロラクトン・トルエン ジイソシアネートからなる重合体	12.5	6	12.5	6	12.5	6	6	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	カプロラクトン・トリメチロールプロパンからなる重合体	8	－	8	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	エチレングリコール（オキシラン）・カプロラクトン・N,N-ジメチル-1,3-プロパンジアミン・トルエン ジイソシアネートからなる重合体	5.2	－	－	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	アジリジン・エチレングリコール（オキシラン）及び／またはプロピレングリコール（2-メチルオキシラン）・カプロラクトン・バレロラクトン・リン酸からなる重合体	2	0.2	0.6	0.2	0.2	0.2	0.2	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	カプロラクタム・1,4-ブタンジオール重合体	－	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	オクチル メチル シロキサン・3-(2-ヒドロキシエトキシ)プロピル メチル シロキサン共重合体とカプロラクトン単独重合体のブロック共重合体	1,3	－	－	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	オクタデシル ピニル エーテル単独重合体	2	2	2	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	エピクロヒドリン・ジエタノールアミン・ビスフェノール A からなる重合体	2.5	－	－	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	エピクロヒドリン・カプロラクタム・トリエチレンテトラミン・尿素からなる重合体	10	15	15	－	15	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	エチレングリコール（オキシラン）・二量化及び水素化処理された脂肪酸（不飽和 C18）・ヘキサメチレン ジイソシアネート・1,6-ヘキサンジアミンからなる重合体	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	エトキシル化処理（EO≥4）されたアリル グリセリル エーテルとアルキルアルコール（C10-14）のエーテル	3	3	3	3	－	－	－	
1750	エチレングリコール（オキシラン）及び／またはプロピレングリコール（2-メチルオキシラン）・スチレン・無水マレイン酸からなる重合体	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	塗布の場合、470mg/m2以下 単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	エトキシル化またはプロポキシル化処理（EO，PO≥4）されたブタノールのアリルエーテル	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	
	エチレングリコール（オキシラン）及び／またはプロピレングリコール（2-メチルオキシラン）・3-ヒドロキシプロピル ヘプタメチル トリシロキサンからなる重合体	3	3	3	3	3	3	3	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る

物質名	区分別使用制限（重量％）							特記事項
	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	区分 7	
エチレングリコール（オキシラン）及び／またはプロピレングリコール（2-メチルオキシラン）・ジメチル シロキサンからなる重合体	7	7	7	7	7	7	7	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
エトキシシ化またはプロボキシシ化処理（EO, PO≧4）された2-メチルヘプタノール	2	2	2	－	－	－	－	
エトキシシ化またはプロボキシシ化処理（EO, PO≧4）された2,4,7,9-テトラメチル-5-デシン-4,7-ジオール	0.3	0.3	0.3	－	－	－	0.3	食品非接触層に限る。
エトキシシ化またはプロボキシシ化処理（EO, PO≧4）された2-(ジエチルアミノ)エタノール	2.5	－	2.5	2.5	－	－	－	
エチレングリコール（オキシラン）・スチレン・無水マレイン酸からなる重合体	3	3	3	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
アクリル酸及び／またはアクリル酸 アルキル（C2, 4, 8）及び／またはエチレングリコール（オキシラン）及び／またはプロピレングリコール（2-メチルオキシラン）及び／またはメタクリル酸及び／またはメタクリル酸 メチルの共重合体	25	2	2	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
エトキシシ化処理（EO≧4）されたメタノールとフェニレンビス[メチレンイミノカルボニルイミノ(メチル-3 ,1-フェニレン)イミノカルボン酸]のエステル	0.25	－	－	－	－	－	－	
カプロラクトン単独重合体	7	0.7	7	0.7	7	0.4	0.4	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
エチレングリコール（オキシラン）・キシレン ジイソシアネートからなる重合体	－	－	1	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
エチレングリコール（オキシラン）・スチレン・メタクリル酸からなる重合体	1.8	1.8	1.8	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
エチレングリコール（オキシラン）・キシレン ジイソシアネート・ブタンジオールからなる重合体	－	－	0.13	－	－	－	－	塗布の場合、1207mg/m2以下（区分 3 に限る） 単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
エチレングリコール（オキシラン）・ジメチル シロキサン・3-ヒドロキシプロピル メチル シロキサンからなる重合体	8	5	5	1.6	5	5	1.6	塗布の場合、46mg/m2以下（区分 3 に限る）、 2.84mg/m2以下（区分 5 に限る） 単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
エトキシシ化処理されたジ-3,5-(3-ヒドロキシプロピル) オクタメチル テトラシロキサン	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	食品非接触面に限る
エチレングリコール（オキシラン）及び／またはプロピレングリコール（2-メチルオキシラン）・ヘキサメチレンジイソシアネートからなる重合体	4	3	4	3	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
エチレングリコール（オキシラン）・4,4'-ジシクロヘキシルメタン ジイソシアネートからなる重合体	4	3	4	3	－	－	－	塗布の場合、16mg/m2以下（区分 3 に限る） 単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
エチレングリコール（オキシラン）・ノニルフェノール・ホルムアルデヒドからなる重合体	1.6	2	2	0.01	0.7	0.01	0.01	塗布の場合、34mg/m2以下（区分 1 及び 3 に限る）、 2mg/m2以下（区分 2, 4, 5, 6 及び 7 に限る） 単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
エチレングリコール（オキシラン）及び／またはプロピレングリコール（2-メチルオキシラン）・カルバミン酸 ステアリル・ペンタエリスリトールからなる重合体	5	－	－	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
エチレングリコール（オキシラン）及び／またはプロピレングリコール（2-メチルオキシラン）・カプロラクトン・グリセロールからなる重合体	1	1	1	1	1	1	1	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
エチレングリコール（オキシラン）及び／またはプロピレングリコール（2-メチルオキシラン）・エピクロヒドリンジブチルアミン・ビスフェノール Aからなる重合体	5	5	5	5	5	5	5	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
エチレングリコール（オキシラン）・エピクロヒドリン・カプロラクタム・トリエチレンテトラミン・尿素・無水4-シクロヘキセン-1,2-ジカルボン酸・無水メチルシクロヘキセン-1,2-ジカルボン酸からなる重合体	10	15	15	－	15	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
エチレングリコール（オキシラン）及び／またはプロピレングリコール（2-メチルオキシラン）・5-(2-{4-[ビス(2-ヒドロキシエチル)アミノ]-2-メチルフェニル}ジアゼニル)-3-メチル-2,4-チオフェンジカルボニトリルからなる重合体	－	－	－	－	0.1	0.1	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
エチレングリコール（オキシラン）及び／またはプロピレングリコール（2-メチルオキシラン）・2,2',2'',2'''-{スルホニルビス[4,1-フェニレン-2,1-ジアゼンジイル(3-メチル-4,1-フェニレン)ニトリロ]}テトラエタノールからなる重合体	－	－	－	－	0.3	0.3	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
エチレングリコール（オキシラン）及び／またはプロピレングリコール（2-メチルオキシラン）・2,2'-(3-メチル-4-[2-(4-メチル-2-ベンゾチアゾリル)ジアゼニル]フェニル}イミノ)ジエタノールからなる重合体	－	－	－	－	0.3	0.3	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
エチレン・メタクリル酸 グリシジル共重合体でグラフト化されたアクリル酸 ブチル・メタクリル酸 メチル共重合体	10	－	－	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
エチレン・スチレン・プロピレン共重合体	1	1	1	1	1	1	1	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
エチレン・ジメチルシランジオール共重合体	30	30	30	－	30	30	30	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
エチレン・酢酸 ビニル・ネオデカン酸 ビニル共重合体	－	2.5	－	2.5	2.5	2.5	2.5	塗布の場合、500mg/m2以下（区分 2, 4, 5, 6 及び 7 に限る） 単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
エチルスチレン・エチレングリコール（オキシラン）・ジビニルベンゼン・スチレン・メタクリル酸 アリル・メタクリル酸 メチルからなる重合体	－	－	－	－	－	1	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
イソホロン ジイソシアネート・ジメチル シロキサン共重合体	－	－	－	－	3	3	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
イソプロペニルトルエン単独重合体	－	50	50	－	50	50	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
イソプロピルベンゼン・エチレングリコール（オキシラン）及び／またはプロピレングリコール（2-メチルオキシラン）・スチレン・無水マレイン酸からなる重合体	0.16	－	3	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
イソブチル ビニル エーテル・塩化ビニル共重合体	－	0.1	－	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
イソフタル酸（イソフタル酸 ジメチル）・ペンタエリスリトール・ロジンからなる重合体	－	－	－	－	50	50	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
イソフタル酸（イソフタル酸 ジメチル）及び／またはテレフタル酸（テレフタル酸 ジメチル）・エチレングリコール（オキシラン）・エチルジブチルアミン・ジブチルアミン・フェノールからなる重合体（硫酸エチル塩を含む）	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る

物質名	区分別使用制限（重量％）							特記事項
	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	区分 7	
イソフタル酸（イソフタル酸 ジメチル）・エチレングリコール（オキシラン）・カプロラクタム・テレフタル酸（テレフタル酸 ジメチル）・ジブチルアミンからなる重合体	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
アルケン（C16-18）・ジアルキルアミン（C14-18）・無水マレイン酸からなる重合体	－	－	0.015	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
1-(3-アミノプロピル)-1H-イミダゾール・エチレングリコール（オキシラン）及び／またはプロピレングリコール（2-メチルオキシラン）・カプロラクトン・2,4-トルエン ジイソシアネートからなる重合体	1.5	－	－	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
アリルアルコール・エチレングリコール（オキシラン）及び／またはプロピレングリコール（2-メチルオキシラン）・カプロラクトンからなる重合体	0.6	0.12	0.12	0.12	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
アリル オクチル エーテル・アリル（モノ、ビス-またはトリス-）ヒドロキシメチルフェニル エーテル共重合体	5	－	－	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
アゼライン酸・二量化処理された脂肪酸（不飽和 C18）・1,6-ヘキサンジアミン共重合体	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
アジリジン単独重合体と12-ヒドロキシステアリン酸単独重合体のブロック共重合体	1.5	0.1	1.5	1.5	0.1	0.1	0.1	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
アジリジン単独重合体でグラフト化されたカプロラクトン単独重合体	1.6	0.09	0.09	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
アジリジン・リン酸共重合体	0.8	0.04	0.8	0.15	0.8	0.04	0.04	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
アジリジン・ジエチレントリアミン共重合体	0.2	0.2	0.2	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
アジリジン・カプロラクトン及び／またはバレロラクトン共重合体	2.5	0.5	2.5	2.5	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
アクリル酸 2-エチルヘキシル・アジリジン及び／またはプロピレングリコール（2-メチルオキシラン）・カプロラクトン・ジエチレントリアミン・バレロラクトン・2-フェノキシエタノール・ヘキサメチレン ジイソシアネートからなる重合体	3	2	4	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
アジリジン・エチレングリコール（オキシラン）・カプロラクトン・ジエチレントリアミン・バレロラクトン・ヘキサメチレン ジイソシアネートからなる重合体	－	－	1.5	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
アジリジン・エチレンジアミン共重合体のグリシジル及びトリルエーテルとカプロラクトン単独共重合体とラウリン酸のエステルの反応生成物	40	40	40	40	40	40	40	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
アジリジン・エチレンジアミン・カプロラクトン・デカン酸ネオデカン酸 グリシジルからなる重合体	1	1	1	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
アジピン酸（アジピン酸 ジメチル）・アルキルアルコール（二価 C2-5）・イソフタル酸（イソフタル酸 ジメチル）共重合体	20.0	－	－	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
アジピン酸（アジピン酸 ジメチル）・グルタル酸 ジメチル・シクロヘキサジメタノール共重合体	20	20	20	20	20	20	20	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
アジピン酸（アジピン酸 ジメチル）・エチレングリコール（オキシラン）・5-スルホイソフタル酸（5-スルホイソフタル酸 ジメチル）及び／またはテレフタル酸（テレフタル酸 ジメチル）からなる重合体	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
アジピン酸・大豆油・トリメチロールプロパン・ネオペンチルグリコール・無水フタル酸からなる重合体	0.6	0.06	0.6	0.06	0.6	－	－	塗布の場合、18mg/m2以下(区分1及び3に限る) 単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
アジピン酸・グリセロール及び／またはペンタエリスリトール及び／またはトリメチロールプロパン・2-(ジメチルアミノ)エタノール共重合体	10	－	10	－	10	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
アジピン酸・グリセロール及び／またはペンタエリスリトール及び／またはトリメチロールプロパン共重合体	3.5	－	3.5	4	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
アジピン酸・エピクロヒドリン・ジエチレントリアミン共重合体	10	10	10	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
脂肪酸（C12-22）で末端処理されたアジピン酸とグリセロール及び／またはペンタエリスリトール及び／またはトリメチロールプロパンの共重合体	5	5	5	5	5	5	5	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
アジピン酸・カプロラクタム・セバシン酸・ヘキサメチレンジアミン共重合体	1.5	－	1.5	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
アジピン酸・エピクロヒドリン・カプロラクタム・ジエチレントリアミン共重合体	10	10	10	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
アジピン酸・3-アミノメチル-3,5,5-トリメチルシクロヘキシルアミン共重合体	0.8	－	－	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
アクリロニトリル・ブタジエン及び／またはメタクリロニトリル共重合体	－	－	－	－	5	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
アクリロニトリル・メタクリル酸 メチル・メタクリロニトリル共重合体	1	－	－	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
アクリロニトリル・スチレン共重合体でグラフト化されたエチレン単独重合体	10	－	－	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
アクリル酸・アクリル酸 アルキル（C2, 4）・メタクリル酸 メチル共重合体	3	3	3	－	3	3	3	塗布の場合、600mg/m2以下(区分1、2、3、5、6及び7) 単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
アクリル酸アルキル（C2, 4, 8）及び／またはメタクリル酸 アルキル（C1, 4, 8, 10, 12-16, 18）・エチレングリコール（オキシラン）・トル油脂肪酸・N,N-ジメチル-1,3-プロパンジアミンからなる重合体	1	1	1	1	1	1	1	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
アクリル酸 ブチル・エチレングリコール（オキシラン）・プロピレングリコール（2-メチルオキシラン）・メタクリル酸・メタクリル酸 3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,8-トリデカフルオロオクチルからなる重合体	0.5	0.5	0.5	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
アクリル酸 ステアリル・アクリル酸 2-ヒドロキシエチル・2-メチル-1-ブテニル 2-ヒドロキシエチル エーテル・2-メチル-1-ブテニル 2-ヒドロキシプロピル エーテル共重合体	－	0.36	0.36	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
アクリル酸 エチル・エチレングリコール（オキシラン）・メタクリル酸からなる重合体	2.1	2.1	2.1	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
アクリル酸 エチル・ジビニルベンゼン・スチレン・1,3-ブタジエン・メタクリル酸 メチル共重合体	－	40	40	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
アクリル酸 アルキル（C2, 8）・1,3-ブタジエン・メタクリル酸 メチル共重合体	25	－	－	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
アクリル酸 アルキル（C2, 3）・フマル酸 ジブチル共重合体	2	2	2	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
アクリル酸・アクリル酸 3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,8-トリデカフルオロオクチル・エチレングリコール（オキシラン）・メタクリル酸・メタクリル酸 2-ヒドロキシエチルからなる重合体	－	－	－	－	－	－	－	塗布の場合、1200mg/m2以下(区分5、6及び7に限る) 単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
アクリル酸とエトキシル化またはプロボキシル化処理（EO, PO≥4）されたアリルアルコールの反応生成物	0.4	0.3	0.2	0.02	0.02	0.02	0.02	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る

物質名	区分別使用制限（重量％）							特記事項
	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	区分 7	
アクリル酸・メタクリル酸 メチル共重合体でグラフト化された酸化処理されたデンブンのナトリウム塩	－	－	0.5	－	－	－	0.5	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
アクリル酸 ラウリル・エチレン・プロピレン・1-ブテン・無水マレイン酸・メタクリル酸 シクロヘキシル共重合体	－	50	50	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
アクリル酸 ブチル・メタクリル酸・メタクリル酸 メチル共重合体	10	10	10	10	－	－	10	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
アクリル酸 ブチル・メタクリル酸 アリル共重合体	10	10	10	10	－	－	10	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
アクリル酸 ブチル・エチルスチレン・ジビニルベンゼン・スチレン・1,3-ブタジエン・メタクリル酸 メチル共重合体	50	50	50	50	－	－	50	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
アクリル酸 ブチル・イタコン酸・スチレン・メタクリル酸 メチル共重合体	15	15	15	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
アクリル酸 ブチル・ビニル 2-メチルプロピル エーテル共重合体	5.0	－	－	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
アクリル酸 ブチル・2-イソプロペニル-2-オキサゾリン・ジビニルベンゼン・スチレン共重合体	－	2	2	2	2	2	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
アクリル酸 ブチル・エチレングリコール（オキシラン）及び／またはプロピレングリコール（2-メチルオキシラン）・2,4-ジフェニル-4-メチル-1-ペンテン・スチレン・2-(ジエチルアミノ)エタノール・無水マレイン酸からなる重合体	4.5	－	－	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
アクリル酸 エチル・エチレングリコール（オキシラン）・メタクリル酸・メタクリル酸 エチルからなる重合体	－	－	27.8	－	－	－	－	塗布の場合、0.03mg/m2以下（区分 3 に限る） 単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
アクリル酸 エチル・エチルスチレン・ジビニルベンゼン・1,3-ブタジエン・メタクリル酸 メチル共重合体	50	50	50	50	－	－	50	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
アクリル酸 アルキル（C2, 3, 4, 8）・メタクリル酸 アリル・メタクリル酸 メチル共重合体	10	10	10	10	－	－	10	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
アクリル酸 2-エチルヘキシル・スチレン・メタクリル酸・メタクリル酸 アルキル（C1, 4）共重合体	3	－	3	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
アクリル酸 2-エチルヘキシル・酢酸 ビニル・無水マレイン酸・メタクリル酸 メチル共重合体	－	－	10	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
アクリルアミド単独重合体	1	－	－	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
アクリルアミド・ビニルアルコール共重合体	0.5	－	0.5	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
アクリル酸 2-エチルヘキシル・エチレンジアミン・カプロラクトン・プロピレングリコール（2-メチルオキシラン）・ヘキサメチレン ジイソシアネートからなる重合体	42	42	42	42	42	42	42	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
ジメチル シロキサンと酸化アルミニウムの加水分解物	15.5	－	15.5	－	15.5	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
ジメチル シロキサンと酸化ケイ素の加水分解物	8	－	－	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
1,3-キシレンジアミン・二量化または三量化処理された脂肪酸（不飽和 C18）・12-ヒドロキシステアリン酸共重合体	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
エチレングリコール（オキシラン）・1,3-キシレンジアミン・トルエン ジイソシアネートからなる重合体	1	1.1	2.6	－	2.6	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
1,3-ブタジエン・メタクリル酸 メチル共重合体	50	50	50	50	－	－	50	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
1,6-ビス(シアノグアニジン)ヘキサン・1,6-ヘキサンジアミン共重合体	0.1	0.1	0.1	－	0.002	0.002	0.002	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
アクリル酸・エチレングリコール（オキシラン）・トール油脂肪酸・二量化及び水素化処理された脂肪酸（不飽和 C18）・1,6-ヘキサメチレンジアミンからなる重合体	－	－	－	0.5	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
エチレングリコール（オキシラン）・2,4-トルエン ジイソシアネート・1,6-ヘキサンジオールのジグリシジル エーテル・ベンジルアミンからなる重合体	21	21	21	21	21	21	21	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
12-アミノラウリン酸・エチレン・エチレングリコール（オキシラン）・プロピレン・無水マレイン酸からなる重合体	－	23	5	－	20	23	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
1-アルケン（C>10）・無水マレイン酸共重合体（ナトリウム、カリウム塩を含む）	2	2	2	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
1-デセン単独重合体（パラフィンワックスに該当するものを除く）	2.5	2.5	2.5	2.5	0.5	0.5	0.5	塗布の場合、150mg/m2以下（区分 1 及び 3 に限る）
エチレングリコール（オキシラン）及び／またはプロピレングリコール（2-メチルオキシラン）・2-(ジメチルアミノ)エタノールまたはN,N-ジメチル-1,3-プロパンジアミン・トルエン ジイソシアネートからなる重合体	5	5	5	5	5	5	5	塗布の場合、600mg/m2以下 単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
2,2,4,4-テトラメチル-20-グリシジル-7-オキサ-3,20-ジアザジスピロ[5.1.11.2]ヘネイコサン-21-オン単独重合体	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
2,2'-アゾビス(2-メチルプロピオニトリル)・エチレングリコール（オキシラン）及び／またはプロピレングリコール（2-メチルオキシラン）・2,4-ジフェニル-4-メチル-1-ペンテン・スチレン・無水マレイン酸からなる重合体	1	－	－	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
2,4-ジフェニル-4-メチル-1-ペンテン・メタクリル酸 アルキル（C1, 4, 8）・メタクリル酸 2-(ジメチルアミノ)エチル・メタクリル酸 ベンジルからなる重合体（エチレングリコール（オキシラン）・コハク酸・リン酸を含んでもよい）	1	－	0.8	－	－	－	1	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
2,4,6-トリイソプロピルベンゾニトリル単独重合体	－	－	0.5	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
アクリル酸 2-エチルヘキシル・アクリル酸 2-ヒドロキシエチル・アクリル酸 ブチル共重合体（カプロラクトンを含んでもよい）	5.2	3	3	3	0.05	0.05	0.05	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
アクリル酸 2-エチルヘキシル・エチレングリコール（オキシラン）・メタクリル酸からなる重合体	1	1	1	1	1	1	1	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
2-エチルヘキシル グリシジル エーテル・エチレングリコール（オキシラン）・グリセロールからなる重合体	0.2	－	0.5	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
4,4'-ジシクロヘキシルメタン ジイソシアネート・ジメチル シロキサン共重合体	－	－	－	－	3	3	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
3-ヒドロキシプロピル基で末端処理されたジメチル シロキサンとエトキシ化またはプロポキシ化処理されたメタノール、アクリル酸または酢酸のエーテル	24	24	24	24	24	24	24	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
ジメチル シロキサン、ヘキサメチレン ジイソシアネート単独共重合体とカプロラクトン・アクリル酸 2-ヒドロキシエチル共重合体のブロック重合体	2.1	0.7	0.7	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
塩化硫黄・4-(1,1-ジメチルプロピル)フェノール共重合体	－	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
エピクロヒドリン・4,4'-(1-メチルエチリデン)ジシクロヘキサノール共重合体	－	－	－	2	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る

	物質名	区分別使用制限（重量％）							特記事項
		区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	区分 7	
1870	4-ｵｰｱﾐﾙﾌｴﾉｰﾙ・ホルムアルデヒド共重合体	1.6	－	－	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	4-ジｱｿﾞｼﾞﾌｴﾆﾙｱﾐﾝ・ホルムアルデヒド・硫酸共重合体	3	－	3	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	5-ｴﾁﾘﾃﾞﾝ-2-ﾉﾙﾎﾞﾙﾈﾝ・ｴﾁﾚﾝ・ﾌﾟﾛﾋﾟﾚﾝ共重合体	3	20	－	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	ｱｸﾘﾙ酸 エチル・トリメチロールﾌﾞﾛﾊﾟﾝ・ﾒﾀｸﾘﾙ酸・ﾒﾀｸﾘﾙ酸 メチﾙ共重合体	－	2	－	－	2	2	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	ｴﾁﾚﾝｸﾞﾘｺｰﾙ（ｵｷｼﾗﾝ） 及び／またはﾌﾟﾛﾋﾟﾚﾝｸﾞﾘｺｰﾙ（2-ﾒﾁﾙｵｷｼﾗﾝ） ・N,N-ｼﾞﾒﾁﾙ-1,3-ﾌﾞﾛﾊﾟﾝｼﾞｱﾐﾝ・ﾄﾘｴﾀﾉｰﾙｱﾐﾝ、1-(3-ｱﾐﾉﾌﾞﾛﾋﾞﾙ)ｲﾐﾀﾞｿｰﾙ・ﾄﾙｴﾝ ﾖｲｿｼｱﾅｰﾄからなる重合体	1	0.5	0.5	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	N,N'-ﾋﾞｽ(3-ｱﾐﾉﾌﾞﾛﾋﾞﾙ)ｴﾁﾚﾝｼﾞｱﾐﾝ・2,4,6-ﾄﾘｸﾛﾛ-1,3,5-ﾄﾘｱｼﾞﾝ・N-ﾌﾞﾁﾙ-2,2,6,6-ﾃﾄﾗﾒﾁﾙ-4-ﾋﾞﾍﾞﾘｼﾞﾝｱﾐﾝからなる重合体	－	0.3	－	－	0.3	0.3	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	ﾏﾚｲﾝ酸修飾されたｴﾁﾚﾝ単独重合体	10	10	10	10	10	10	10	塗布の場合、600mg/m2以下 単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	ｱｸﾘﾙ酸・ｴﾁﾚﾝ共重合体	2	2	2	0.01	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	ｽﾁﾚﾝ・ﾒﾀｸﾘﾙ酸 メチﾙ共重合体でｸﾞﾗﾌﾄ化されたｽﾁﾚﾝ・1,3-ﾌﾞﾀｼﾞｴﾝ共重合体	50	50	50	50	－	－	50	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	ｽﾁﾚﾝ及び／またはｴﾁﾙｽﾁﾚﾝ及び／またはｼﾋﾞﾆﾙﾍﾞﾝｴﾝとｱｸﾘﾙ酸 エステル（アルキル、アリル、2-ﾋﾄﾞﾛｷｼｴﾁﾙ、ｸﾞﾘｼｼﾞﾙ、2-ｱﾐﾉｴﾁﾙ） 及び／またはｴﾀｺﾝ酸及び／またはﾌﾞﾀｼﾞｴﾝ及び／またはﾒﾀｸﾘﾙ酸及び／またはﾒﾀｸﾘﾙ酸 エステル（アルキル、アリル、2-ﾋﾄﾞﾛｷｼｴﾁﾙ、ｸﾞﾘｼｼﾞﾙ、2-ｱﾐﾉｴﾁﾙ） の共重合体	50	50	50	50	－	－	50	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
1880	ｶﾌﾞﾛﾗｸﾀﾑまたは11-ｱﾐﾉｳﾝﾃﾞｶﾝ酸または12-ｱﾐﾉﾗｳﾘﾝ単独重合体	30	30	50	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	ｾﾊﾞｼﾝ酸・1,6-ﾍｷｻﾝｼﾞｱﾐﾝ共重合体	2	－	－	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	塩化ﾋﾞﾆﾙ単独重合体	30	－	－	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	ﾌﾑ化ﾋﾞﾆﾙ単独重合体	5	－	－	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	ｴﾁﾚﾝｸﾞﾘｺｰﾙ（ｵｷｼﾗﾝ） ・ﾒﾀｸﾘﾙ酸・ﾒﾀｸﾘﾙ酸 メチﾙからなる重合体	50	50	50	50	50	50	50	塗布の場合、600mg/m2以下 単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	ﾒﾁﾙ化処理されたホルムアルデヒド・ﾒﾗﾐﾝ共重合体	50	50	50	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	ｱｼﾞﾘｼﾞﾝ単独重合体	0.2	0.2	0.2	－	－	－	0.15	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	ｴﾋﾟｸﾛﾙﾋﾄﾞﾘﾝ・ﾋﾞｽﾌｴﾉｰﾙ A共重合体	1	0.8	－	5	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	ｼﾞﾋﾞﾙﾌﾞﾁﾗｰﾙの単独重合体	5	5	5	5	－	－	5	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	ｱｸﾘﾙ酸 2-ｴﾁﾙﾍｷｼﾙ・ﾌﾞﾏﾙ酸 ｼﾞﾌﾞﾁﾙ共重合体	2	2	2	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
1890	ｱｸﾘﾙ酸・ｽﾁﾚﾝ共重合体	1.5	1.5	1.5	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	ｶﾌﾞﾛﾗｸﾄﾝ・トリメチロールﾌﾞﾛﾊﾟﾝ・ﾍｷｻﾒﾁﾚﾝ ﾖｲｿｼｱﾅｰﾄ共重合体	50	50	50	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	ｼｸﾛﾍｷｻﾉﾝ・ホルムアルデヒド共重合体	15	15	15	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る 食品非接触面に限る
	ｱｾﾄﾌｴﾉﾝ・ホルムアルデヒド共重合体	20	20	20	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	ｲﾝﾃﾞﾝ・ﾍﾝｿﾌﾗﾝ共重合体	－	50	50	－	50	50	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	水素化処理された1-ﾌﾃﾝ単独重合体（水素化処理されたﾊﾟﾗﾌｨﾝ｜ｯｸｽに該当するものを除く）	5	50	50	－	50	50	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	ｸﾛﾛ ｼﾞﾒﾁﾙ ｋﾞﾆﾙ ｼﾗﾝ・ｸﾛﾛ ﾄﾘﾒﾁﾙ ｼﾗﾝ・ﾃﾄﾗｴﾄｷｼ ｼﾗﾝ共重合体	1.6	－	－	－	－	－	－	単独で器具または容器包装の材質となり得ないもので添加剤として管理することが適切なものに限る
	ﾍﾞﾝﾄﾅｲﾄ(食品添加物)	*	*	*	*	*	*	*	食品添加物の規格基準に従うこと。
	水酸化カルシウム（食品添加物）	*	*	*	*	*	*	*	食品添加物の規格基準に従うこと
	亜硫酸ナトリウム（食品添加物）	*	*	*	*	*	*	*	食品添加物の規格基準に従うこと
1890	活性白土（食品添加物）	*	*	*	*	*	*	*	食品添加物の規格基準に従うこと
	(α-, β-, γ-) シクロデキストリン（食品添加物）	*	*	*	*	*	*	*	食品添加物の規格基準に従うこと

ポジティブリスト制度の適用について

ポジティブリスト制度の適用について

- 器具・容器包装のポジティブリスト制度は、令和2年6月1日から施行される。

※ 法律の経過措置において、施行までに製造等された器具・容器包装は、施行後も新たな制度の適用は受けないこととされている。

- 器具・容器包装ポジティブリスト制度の施行に向けたパブリックコメント等で、猶予期間の設定の要望が寄せられている。

現時点で事業者間の確認や調整が完了せず制度施行後に物質の追加収載の手続を行うための期間が必要であること、及び、現在使用している原材料の切替を余儀なくされている事業者が、製品設計、原材料調達、製品試験、顧客への周知等を行う期間が必要であることを考慮し、ポジティブリスト（告示）の規格が未整備の物質の使用を、施行日以降も一定期間認める猶予期間を設定する必要があるというもの。

- さらに、施行前の告示日から施行日の間にも新たな原材料（ポジティブリスト非収載物質）を使用する器具・容器包装が流通することが避けられない実態や、食品用器具及び容器包装の規制の在り方に関する技術検討会における議論も踏まえ、このような一定期間（5年程度を想定）の経過措置を検討することとする。

- なお、この場合でも、制度導入の趣旨に鑑みて、施行時に既に流通している製品と同じであることを事業者が説明する必要があると考えられる。また、経過措置期間中に物質の追加収載、原材料の切替が適切に行われる必要があると考えられる。

パブリックコメント等で寄せられた猶予期間設定等に関する主な意見(詳細)

- ◆ 収載漏れした既存物質については、施行後 1 年以内は使用できるような暫定期間が必要ではないか。
- ◆ 情報伝達に係る事業者が多岐にわたり、来年 6 月の施行までに十分な周知を行うことは極めて困難である。
- ◆ 代替物質へ切替ざるを得ない場合、最終製品の切替完了までに年単位の期間を要する。ポジティブリスト案の公表から施行まで 1 年未満の状況で、このような問題に対応することは困難であり、市場の混乱を避けるためにも猶予期間が必要ではないか。
- ◆ ポジティブリストに適合しない製品について原材料を変更する場合、樹脂選定から、成型テスト、各種性能試験、経時劣化試験、実地モニター試験等が必要になる。
- ◆ 海外の原材料メーカーの協力を得難い状況であり、情報伝達を適切に行うことのできる体制を整えるための時間が足りない。
- ◆ 新製品を開発するために約 2 ～ 3 年かけることが通常。欧州で現行の P L 制度に移行した際は、1.5 ～ 4.5 年だったことを踏まえて、同様の 5 年の移行期間を推奨する。

器具・容器包装ポジティブリストの策定・適用について

事業者及び団体を通じて物質を把握
ポジティブリスト(告示)案 作成作業

2019年6月21日

告示(ポジティブリスト)案 器具・容器包装部会

2019年8月

告示(ポジティブリスト)案 パブリックコメント、WTO通報

8/9~9/7

SPS通報:8/12~10/11, TBT通報:8/9~10/8

※9/30まで厚生労働省ホームページにおいて受付

2019年11月

食品安全委員会へ評価依頼(※)

※ポジティブリストを食品、添加物等の規格基準
(厚生省告示第370号)に規定することについて

2019年12月

食品安全委員会から評価結果の通知

追加収載が必要な物質を把握
ポジティブリスト(告示) 最終化作業

2019年12月頃

ポジティブリスト(告示)案
器具・容器包装部会、食品衛生分科会審議

現在

2020年2月頃(予定)

ポジティブリスト(告示)公示

引き続き、追加収載が必要な物質を把握

2020年6月1日

ポジティブリスト制度開始(改正法施行)

事後的に評価を行う物質について、
順次、食品安全委員会へ評価依頼

告示改正
(既存物質の追加収載や許容量の修正等)

一定期間

告示の経過措置の適用

(施行時に既に流通している製品と同じ場合には、規格が未整備の物質も使用可能)

指定成分等に関するパブリックコメントで寄せられた主なご意見について

(案)

1. 「食品衛生法第八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定成分等(案)」に関する御意見の募集について

総数:16 件 (募集期間 令和元年 12 月3日～令和2年1月2日)

- ① 指定成分について、国内外の重篤な事例報告があることから、現在、国内で入手可能な製品名を公表して健康被害を増大しないように注意喚起を行うことを緊急に要望する。

指定成分等含有食品については販売等を規制しているわけではないため、製品名を一律に公表することは難しいと考えていますが、厚生労働省のホームページ等で指定成分等含有食品の生理活性及び健康被害情報等について、広く国民へ周知徹底及び注意喚起することとします。また、国内で販売される製品については、消費者庁において、食品表示に指定成分等を含む旨、注意を必要とする成分等である旨等の表示を義務付ける方針で食品表示基準の改訂が検討されています。

- ② 「指定を妥当とする理由」の前段階である選定理由や基準について示していただきたい。

「医薬品的効能効果を標榜しない限り医薬品と判断しない成分本質(原材料)リスト」の 1,123 品目と、過去に厚生労働省から健康食品の安全性に関する注意喚起が行われた 27 品目(前者と重複あり)を選定対象としました。前者は本来、医薬品としての生理活性及び有効性を有しており、その食習慣の範囲を逸脱すれば健康被害の発生が懸念される品目のため、指定成分等の選定対象としました。選定対象の絞り込みの過程では、まず含有されている化合物の生理活性の程度を指標に、国外も含めた流通実態、食経験、実際の健康被害情報の有無、国内外のアラート情報、既存制度での管理可能性、加工方法及び注意を必要とする含有化合物の濃度、食品としての認知度を総合的に考慮して指定しました。

③ 流通がない成分の指定は見送るべき。

指定成分等の指定に当たっては、実験データ等だけでなく、含有する生理活性、健康被害情報、注意喚起情報及び流通実態等を総合的に考慮しております。

④ 自治体では表示責任者を把握するすべがない。

事業者への周知のため、説明会の開催や業界団体へ関連通知を情報提供する予定です。また、令和3年6月以降、食品の製造又は加工を行う営業者は、許可又は届出のいずれかを要する営業者となり、指定成分等含有食品を取り扱う場合にはその旨明確になるため、地方公共団体において営業者を把握することは可能となります。それまでの間における指定成分等含有食品を製造する又は加工する営業者並びに令和3年6月以降も表示責任者となる者のうち許可又は届出が不要である営業者においては、自主的に所管の地方公共団体へ連絡することをお願いしたいと考えています。

2. 「食品衛生法施行規則の一部を改正する省令(案)」(指定成分等含有食品による健康被害情報届出)に関する御意見の募集について

総数:26 件 (募集期間 令和元年 12 月3日～令和2年1月2日)

① 健康被害の届出について、消費者庁へ報告する機能性表示食品、特定保健用食品と重疊的であり、一元的な報告制度とすべき。

各制度の目的等が異なるものであるため、「一元的な届出制度」とすることは困難と考えますが、指定成分等含有食品に係る健康被害情報のうち、都道府県等を通じて厚生労働省に届け出られるものについては、厚生労働省から消費者庁に必要な情報を伝達することとし、事業者が同時に消費者庁に届出することは不要とするなど、事業者に過度な負担を課すことのないよう、消費者庁とも連携を図っていきたいと考えています。

② GMP や健康被害報告について、一律に決めるのではなく、既に取り組んでいる事業者・団体の方法も認めるべき。

いわゆる健康食品の摂取が原因と疑われる健康被害は、事業者及び業界団体においてそれぞれ独自に情報収集がおこなわれているものと認識しています。

しかしながら、収集される情報内容はそれぞれで異なるため、健康食品と有害事象の因果関係を同定することを困難なものにしていると考えています。そのため、指定成分等含有食品の健康被害報告制度では一律の報告フォーマットを作成し、健康食品と有害事象の因果関係を同定することを念頭においています。

また、指定成分等は一定程度生理活性を有するため、その製造管理状態の差異によって健康被害を生じないように一律の製造又は加工の基準を求めることとしています。

③ー1 健康被害に係る症状を科学的に評価するためには、「性別、年齢」だけでなく、体格に関する要素、例えば身長・体重等の情報についても、可能な限り収集するよう方針付けすることが、より妥当な評価を行うために重要ではないか。

③ー2 健康被害を受けたものの意思をさしおいて届出を行うべきではないかと考える。(個人情報の収集は不適切なものになりがちで、また健康被害を受けた者の情報コントロール権を侵害する。)

本制度は、健康被害情報を収集することで健康被害の拡大や再発を防止することを意図した制度です。ご指摘の個人情報については関係法令に基づき適切に取り扱うこととします。

3. 「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」及び「指定成分等含有食品の製造又は加工の基準(案)」(指定成分等含有食品の製造又は加工の基準の設定)に関する御意見の募集について

総数:16 件 (募集期間 令和元年 12 月5日～令和2年1月5日)

① 販売する目的で輸入される指定成分等を含む食品についてはどのように対応されるのか。

食品等の輸入においては、食品衛生法第3条に基づき、輸入者がその責務を負うこととなっているため、指定成分等含有食品を輸入する輸入者は、指定成分等含有食品の製造又は加工の基準を遵守して製造された食品であることを確認することが求められます。

② 教育訓練が規定されていないのはなぜか。

食品を取り扱う事業者においては、厚生労働省において示した食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針(平成 16 年2月 27 日付け食安発第 0227012 号通知別添)を参照して各地方公共団体が公布した条例に基づき、健康被害発生防止に取り組んでいただいているものと承知しています。指定成分等含有食品を取り扱う施設においても遵守していただくものであり、その取り組みの中に食品取扱者の教育訓練も含まれていることから、指定成分等含有食品の製造または加工の基準には含めておりません。

③ 委託により製造、加工している者(表示責任者に依頼され単に成型しているだけ、包装しているだけ等)も含まれるのか。

食品衛生法第4条第7項に基づく営業のうち、食品を製造する又は加工する者が指定成分等含有食品を取り扱う場合に適用されます。そのため、表示責任者から委託を受けて、指定成分等含有食品を製造する又は加工する者にも適用されます。

「食品衛生法第八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定成分等（案）」について

1. 趣旨

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 46 号。以下「改正法」という。）による改正後の食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき、食品衛生上の危害を防止する見地から特別の注意を必要とする成分又は物（以下「指定成分等」という。）について指定する際は、薬事・食品衛生審議会の意見を聴くこととされている。

今般、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会の審議を踏まえ、指定成分等としてコレウス・フォルスコリー他 3 品目を指定する。

2. 内容

指定成分等は以下のものとする。

- 1 コレウス・フォルスコリー
- 2 ドオウレン
- 3 プエラリア・ミリフィカ
- 4 ブラックコホシュ

3. 根拠条項

改正法による改正後の法第 8 条第 1 項

4. 告示日等

告示日：令和 2 年 2 月（予定）

適用期日：令和 2 年 6 月 1 日

「食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（案）」（指定成分等含有食品による健康被害情報届出）について

1. 趣旨

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 46 号。以下「改正法」という。）による改正後の食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 8 条において、食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分又は物であって、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定したものを含む食品（以下「指定成分等含有食品」という。）を取り扱う営業者が、その取り扱う指定成分等含有食品が人の健康に被害を生じ、又は生じさせるおそれがある旨の情報を得た場合の届出制度が創設された。

当該届出制度を創設したのは、健康食品の中には、使用方法によっては人体に有害な作用を生じさせることもある成分を含有しているものも存在し、その喫食者から営業者や保健所等へ健康被害が生じた旨の情報が寄せられることもあり、健康食品に関する安全性確保の仕組みを構築する必要があったからである。

改正法による改正後の法第 8 条は令和 2 年 6 月 1 日に施行予定であるところ、同条において営業者が、その取り扱う指定成分等含有食品が人の健康に被害を生じ、又は被害を生じさせるおそれがある旨の情報を得た場合に都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長（以下「都道府県知事等」という。）へ届け出る際に必要な事項は厚生労働省令で定めることと規定されていることから、今般、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会のとりまとめを踏まえ、表題の省令を制定するものである。

2. 内容

（１）改正法による改正後の法第 8 条第 1 項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項（指定成分等含有食品が、人の健康に被害を生じさせるおそれがある場合の届出にあつては、④から⑦までを除く。）を記載した届出書を都道府県知事等に提出することによって行うものとする。ただし、健康被害を受けた者がその情報の提供を拒否していることその他の事情により、当該者の情報を得ることが困難なときは、④から⑦までに掲げる事項の記載を要しないこととする。

- ① 指定成分等含有食品が人の健康に被害を生じ、又は生じさせるおそれがある旨の情報を得た日
- ② 指定成分等含有食品の製品名
- ③ 指定成分等含有食品中の指定成分等の含有量

- ④ 健康被害を受けた者の性別、年齢、指定成分等含有食品の摂取状況及び健康被害に係る症状
 - ⑤ 健康被害を受けた者が医療機関を受診している場合は、当該医療機関の名称及び所在地
 - ⑥ ⑤の医療機関における診断結果
 - ⑦ 指定成分等含有食品の摂取時に使用していた医薬品等がある場合は、当該医薬品等の名称
 - ⑧ その他必要な事項
- (2) 上記の届出は、指定成分等含有食品の表示内容に責任を有する者が代表して行うことができることとする。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。

3. 根拠条項

改正法による改正後の法第8条第1項

4. 施行期日等

公布日：令和2年2月（予定）

施行期日：令和2年6月1日

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（案）」及び「指定成分等含有食品の製造又は加工の基準（案）」（指定成分等含有食品の製造又は加工の基準の設定）について

1. 趣旨

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 46 号。以下「改正法」という。）による改正後の食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 8 条において、食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分又は物であって、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定したものを含む食品（以下「指定成分等含有食品」という。）を取り扱う営業者が、その取り扱う指定成分等含有食品が人の健康に被害を生じ、又は生じさせるおそれがある旨の情報を得た場合の届出制度が創設された。

今般、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会の審議を踏まえ、指定成分等含有食品の製造管理・品質管理を徹底させるため、改正法による改正後の第 13 条第 1 項の規定に基づき、指定成分等含有食品の製造又は加工の基準を定めるために、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示 370 号）の一部を改正するとともに、指定成分等含有食品の製造又は加工の基準を規定した告示を新たに制定する。

2. 内容

（１）食品、添加物等の規格基準

食品、添加物等の規格基準の「第 1 食品 B 食品一般の製造、加工及び調理基準」に次の内容を加える。

○指定成分等含有食品を製造し、又は加工する場合は、厚生労働大臣の定める基準に適合する方法で行うこと

（２）指定成分等含有食品の製造又は加工の基準

指定成分等含有食品の製造又は加工の基準として次の内容を定める。

○総括責任者、製造管理責任者及び品質管理責任者の設置及び任命基準に関すること

○製品標準書（製品が有する成分や規格、保管の方法、賞味期限等、製品に具備する条件を製品ごとに定めたもの）の作成に関すること

○製造管理基準書、品質管理基準書及び手順書の作成に関すること

○原材料に係る製造管理及び品質管理に関すること

○製品に係る製造管理及び品質管理に関すること

○製品の出荷管理に関すること

○製造手順等についてのバリデーション（作成された製造管理及び品質管理の方法が、製品に求められる製造管理及び品質管理の水準を満たしていることを確認すること）に関すること

○製造手順等の変更の管理

○製造手順等からの逸脱が生じた場合の管理

○製品の品質に関する情報

○自己点検

○文書及び記録の管理

※（参考）

詳細は、「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の関連資料参照。

3. 根拠条項

改正法による改正後の法第13条第1項

4. 告示日等

告示日：令和2年2月（予定）

適用期日：令和2年6月1日

指定成分等含有食品の製造又は加工の基準（骨子案）

（適用）

- 1 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 8 条第 1 項に規定する、食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分又は物であって、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定したもの（以下「指定成分等」という。）を含む食品の製造又は加工の基準については、この告示の定めるところによる。

（定義）

- 2 用語の定義は以下のとおりとする。
 - （1）「基原材料」とは、原材料を製造するために使用する動植物個体又はその特定部位、微生物、化学物質、鉱物等をいう。
 - （2）「中間品」とは、製造又は加工（以下「製造等」という。）の中間工程で造られたものをいう。
 - （3）「製品」とは、全ての製造等の工程を終えた最終製品をいう。
 - （4）「管理成分」とは、基原材料に含有される化学的組成が明らかな成分であり、原材料、中間品及び製品に含まれる指定成分等が規格に適合していることを確認するために分析される成分をいう。
 - （5）「製品等」とは、原材料、容器包装、中間品及び製品をいう。
 - （6）「ロット」とは、ひとつの製造等の期間内に一連の工程により均質性を有するように製造等が行われた製品等の一群をいう。
 - （7）「管理単位」とは、同一性が確認された容器包装及び表示の一群をいう。
 - （8）「バリデーション」とは、製造等を行う施設の構造設備、手順、工程その他の製造等に係る管理（以下「製造管理」という。）及び品質管理の方法（以下「製造手順等」という。）が期待される結果を与えることを検証し、これを文書とすることをいう。
 - （9）「計器の校正」とは、必要とされる精度を考慮し、適切な標準器や標準試料等を用いて計器の表す値と真の値との関係を求めることをいう。
 - （10）「品質情報」とは、品質不良その他製品の品質に重大な影響が及ぶおそれがある情報であり、原材料及び容器包装も含めた製品の品質に係る情報をいう。

（総括責任者等）

- 3 総括責任者、製造管理責任者及び品質管理責任者の基準については、以下の

とおりとする。

- (1) 製造等を行う施設ごとに総括管理者を設置し、製造管理及び品質管理を総括させること。また、総括管理者の下に、製造管理責任者及び品質管理責任者を設置すること。
- (2) 製造管理責任者及び品質管理責任者の設置に当たっては、次の事項を配慮すること。
 - ① 製造管理責任者にあつては製造管理に、品質管理責任者にあつては品質管理に関する実務に5年以上従事した経験を有する者であること。
 - ② 製造管理責任者と品質管理責任者が兼任していないこと。

(製品標準書等)

4 次の文書を製品の製造等を行う施設ごとに作成し、備えつけること。

(1) 製品標準書

次に掲げる事項について記載したもの

- イ. 当該製品の名称及び販売名
- ロ. 成分及び分量
- ハ. 原材料、中間品及び製品の規格及び試験検査の方法
- ニ. 容器包装の規格及び試験検査の方法
- ホ. 製造等の方法及び手順
- ヘ. 標準的仕込み量及びその根拠
- ト. 中間品の保管条件
- チ. 製品の保管条件及び消費期限又は賞味期限
- リ. 一日摂取目安量及び使用上の注意又は取扱い上の注意
- ヌ. 製造等の一部を委託する者との取決めの内容が分かる書類
- ル. その他必要な事項

(2) 製造管理基準書

製品等の保管、製造等の工程の管理等について記載したもの

(3) 品質管理基準書

検体の採取方法、試験検査結果の判定方法等について記載したもの

(4) 手順書

製造管理及び品質管理を適正かつ円滑に実施するため、次に掲げる内容を記載したもの

- イ. 製造等を行う施設からの出荷の管理に関する手順
- ロ. 製造手順等についてのバリデーションに関する手順
- ハ. 製造手順等の変更の管理に関する手順
- ニ. 製造手順等からの逸脱の管理に関する手順

- ホ．製品の品質情報及び品質不良等の処理に関する手順
- ヘ．自己点検に関する手順
- ト．文書及び記録の管理に関する手順
- チ．その他製造管理及び品質管理を適正かつ円滑に実施するために必要な手順

(原材料の製造管理及び品質管理)

- 5 原材料に係る製造管理及び品質管理は、以下のとおりとする。
- (1) 製造等に用いる原材料は、製品標準書の規格に適合したものを使用すること。
 - (2) 製品標準書、製造管理基準書、品質管理基準書及び手順書（以下「製品標準書等」という）に基づき、ロットごとに適正に保管し出納を行うとともに、その記録を作成し、これを保管すること。
 - (3) 原材料については、ロットごとに所定の試験検査に必要な量を、製造等がされた日から次に掲げる期間、適切な条件の下で保存すること。
 - ① 製造等がされた日から一定の期間が経過しており、規格に適合しているかどうか等について改めて試験検査を行う必要があるものとして設定された日がある製品 出荷が完了した日から3年間
 - ② 上記以外の製品 消費期限又は賞味期限に1年間を加算した期間

(製品の製造管理)

- 6 製品標準書等に基づき、次に掲げる製造管理を適切に行わなければならない。
- ① 製造等の工程における指示事項、注意事項等を記載した製造指図書を作成し、これに基づき製品を製造すること。
 - ② 管理成分については、原材料及び中間品での均一化を行い、製品標準書の規定範囲内で管理を行うとともに、最終製品においても均一化し、規格に定められた濃度の範囲を確保していること。
 - ③ 製品の製造等に関する記録をロットごとに作成し、これを保管すること。
 - ④ 製品の容器包装及び表示が適正であることをロットごとに確認し、その記録を作成し、これを保管すること。
 - ⑤ 製品についてはロットごとに、容器包装については管理単位ごとに適正に保管し出納を行うとともに、その記録を作成し、これを保管すること。
 - ⑥ 構造設備の定期的な点検整備及び計器の校正を行うとともに、その記録を作成し、これを保管すること。
 - ⑦ 製造、保管及び出納並びに衛生管理に関する記録により製造管理が適切

に行われていることを確認すること。

- ⑧ その他必要な製造管理を行うこと。

(製品の品質管理)

- 7 製品標準書等に基づき、次に掲げる品質管理を適切に行わなければならない。

- ① 製品等はロットごとに、容器包装及び表示は管理単位ごとに試験検査に必要な検体を採取するとともに、その記録を作成し、これを保管すること。
- ② 採取検体について、ロットごと又は管理単位ごとに試験検査を行うとともに、その記録を作成し、これを保管すること。
- ③ 管理成分について、ロットごとに均一化し、規格に定められた濃度の範囲を確保していることを確認すること。
- ④ 試験検査に関する設備及び器具の定期的な点検整備並びに計器の校正を行うとともに、その記録を作成し、これを保管すること。
- ⑤ 試験に用いる試薬、標準品等の使用期限を定め、適切に管理すること。
- ⑥ その他必要な品質管理を行うこと。

(出荷管理)

- 8 製品の出荷は、製品標準書等に基づき、製造管理及び品質管理の結果を適切に評価し、その可否を決定すること。

(製造手順等についてのバリデーション)

- 9 製造手順等についてのバリデーションについては以下のとおりとする。

- (1) 次の場合には、バリデーションを行うこと。

- ① 当該製造等を行う施設において初めて製造等を開始する場合
- ② 製品の品質に大きな影響を及ぼす製造手順等の変更がある場合
- ③ その他製品の製造管理及び品質管理を適正に行うため必要と認められる場合

- (2) 前項のバリデーション結果に基づき、製造管理又は品質管理の改善が必要な場合は、所要の措置をとるとともに、当該措置の記録を作成し、これを保管すること。

(製造手順等の変更)

- 10 製造手順等について、製品の品質に影響を及ぼすおそれのある変更を行う場合においては、あらかじめ指定された者が、製品標準書等に基づき、次に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 当該変更による製品の品質への影響を評価し、その評価の結果をもとに変更を行うことについて、品質部門の承認を受け、その記録を作成し、保管すること。
- (2) 品質部門の承認を受けて変更を行うときは、関連する文書の改訂、職員の教育訓練その他所要の措置をとること。

(製造手順等からの逸脱)

- 11 製造手順等からの逸脱が生じた場合は、製品標準書等に基づき、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - ① 逸脱の内容を記録すること
 - ② 重大な逸脱が生じた場合の品質影響の評価及び評価内容に応じた措置を行うこと

(品質情報)

- 12 製品の品質情報を得たときは、その品質情報に係る事項が当該製造等を行う施設に起因するものでないことが明らかな場合を除き、製品標準書等に基づき、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - ① 原因の究明又は製造管理若しくは品質管理の改善を行うこと
 - ② 当該品質情報に係る事項の内容、原因究明の結果及び改善措置の記録を作成し、これを保管すること

(自己点検)

- 13 自己点検については以下のとおりとする。
 - (1) 製造等を行う施設の製造管理及び品質管理について、定期的に自己点検を行うこと。
 - (2) 自己点検の結果に基づき、製造管理又は品質管理に改善が必要な場合は、所要の措置をとるとともに、当該措置の記録を作成し、これを保管すること。

(文書及び記録の保存)

- 14 製品の製造等に当たっては、製品標準書等に基づき、次のとおり文書及び記録の管理を適切に行わなければならない。
 - ① 文書を作成し、又は改訂する場合においては、承認を受け、配布、保管等を行うこと。
 - ② 製品標準書等を作成し、又は改訂するときは、当該製品標準書等にその日付を記載するとともに、それ以前の改訂に係る履歴を保管すること。
 - ③ 製造、保管及び出納に関する記録は、作成の日から3年間又は消費期限

若しくは賞味期限から1年間保存すること。